

### 滿露關係

#### 多事多難の滿露關係

北鐵交渉は前年度からの重要滿露懸案であるが、ソ側タツス通信の所謂怪文書發表事件以來、雲行險惡となり、新年匆々日滿露三國政府當局間の言論戦が展開されたり、世界の國々に於ても今にも日ソ戦争が勃發するやうに喧傳され、其間ソヴェート飛行機の滿洲國領土飛來、黒龍江方面に土匪討伐中の皇軍飛行機射撃、ソ聯人の越境郵便物強奪、滿洲國汽船に對する頻々たる不法射撃等の事件あり、その都度滿洲國當局は嚴重なる抗議を爲したるも、ソ側當局は常に逆ねぢの抗議を以てこれを迎へ、これらの紛争が因となり、果となつて北鐵交渉は停頓又停頓を繰返したるも、一方、滿ソ當局間に兩國の險惡なる關係調整の氣運もあり、九月四日兩國々境における水路劃定のため共同技術委員會組織上に關する協定が締結せられ、滿洲國外交一大收穫を

もたらした。又、北鐵交渉も廣田外相の熱心公正なる斡旋によつて兩者の歩みよりを示し、八月中旬一端引揚げた大橋滿洲國代表一行も九月廿五日廣田外相の招電によつて再度入京し、讓渡價格一億四千萬日本紙幣圓、北鐵ソヴェート側退職金三千萬日本紙幣圓を滿洲國側より支拂ふことの原則的意見の一致を見るに至り、こゝに細目條件も一瀉千里で解決するものと思はれたが、支拂方法に關し日本政府の保障を要求した點が問題となり、十一月に入るも此の問題は日本政府が斷固として拒絶したるため未解決のまま残されるに至つた。

事件に關し逮捕せる北鐵管理局機務處長カリナ以下六名に對し嚴重取調を行つてゐたが、本年一月十五日滿ソ兩國の國交關係に鑑み不起訴と決定したので昨年以來、ソ側が攻撃の對照であつた問題は一時好轉し北鐵買収交渉及び水運交渉、滿ソ兩國々境設定等當面の重要外交問題の進展に一道の光明を與へるものと見られてゐたところ、其の後任に關し、滿洲國側はソ側の横暴を押へるため現に職務代行中の滿洲國人を昇格せしむべしとの主張をなし、ソ側は北鐵内の人事を勝手にしてゐる慣習を楯に、飽くまでソ聯人を任用せんとして譲らず、運賃値下問題も絡んで双方對立して再び險惡な空氣を漂はしてゐたが、二月廿四日に至つて愈々全部釋放に決し六ヶ月振りで、ソ側の怪文書發表、其他派生的事件の原因であつた該問題も無事解決し、一同は一週間後本國に歸還することになつた。

#### 逮捕露側從業員釋放問題

滿洲國哈爾濱警察廳では昭和八年九月末以來、北滿鐵道東部線ボグラニチナヤ及び西部線滿洲里の滿露兩國々境驛における北滿鐵路ソ聯側從業員の機關車奪取

#### 北鐵露側釋放從業員の後任問題解決

事件に關し逮捕せる北鐵管理局機務處長カリナ以下六名に對し嚴重取調を行つてゐたが、本年一月十五日滿ソ兩國の國交關係に鑑み不起訴と決定したので昨年以來、ソ側が攻撃の對照であつた問題は一時好轉し北鐵買収交渉及び水運交渉、滿ソ兩國々境設定等當面の重要外交問題の進展に一道の光明を與へるものと見られてゐたところ、其の後任に關し、滿洲國側はソ側の横暴を押へるため現に職務代行中の滿洲國人を昇格せしむべしとの主張をなし、ソ側は北鐵内の人事を勝手にしてゐる慣習を楯に、飽くまでソ聯人を任用せんとして譲らず、運賃値下問題も絡んで双方對立して再び險惡な空氣を漂はしてゐたが、二月廿四日に至つて愈々全部釋放に決し六ヶ月振りで、ソ側の怪文書發表、其他派生的事件の原因であつた該問題も無事解決し、一同は一週間後本國に歸還することになつた。

而して釋放從業員の後任には廣田外相の斡旋により、任命權は條約の明文通り北鐵理事會にありとする滿洲國側の主張と、ソ側從來の慣行に従ひ北鐵管理局長(ソ聯邦人)に在り、且つ後任者は全部ソ聯人を任命すべしといふ意見の兩者を包含する折衷案を提議してソ側の考慮を求めたところ二月廿二日ユレネフ大使より本國政府は廣田外相の折衷案を承認する旨を申出でた。即ち暫定的にソ聯人をもつて後任に任命することによつて解決した。

新鋭輕爆機試驗飛行を機會に遂にソ聯邦を脱出して來たものであることが判明したので、兩人を政治犯と認め適宜處理することに決定した。

#### 露國の不法射撃事件

五月十二日午後三時頃黒龍江と松花江合流點附近を航行中の滿洲國汽船紀賢號は、ソ軍陣地より射撃を受け、滿人水夫一名死亡し、一名負傷した事件があつた、同汽船には日滿要人が乗込んでゐたので哈爾濱外交部特派員公署では右ソ側の不法射撃事件を頗る重大視し、駐哈總領事スラウツキイ氏に、同事件に關する損害賠償請求並びにソ聯政府の陳謝、今後の保障を要求したが、續いて廿八日ゼーヤ河合流地點においてソヴェート兵が滿洲國貨物船洋湖號に對し小銃の一齊射撃を加へ六發を命中させ。同日愛理下流大五家子附近において貨物船武振號を、更に黒河上流呼瑪附近においても松江號に翌廿九日は黒河を發した紹興號にも不法射撃を加へてゐる。右ソ聯側不法射撃頻發に對し謝外交部大臣は五月卅一

#### 露飛行機の越境射撃事件

此間露機の滿洲國領土不時着事件あり、又、露機の皇軍機射撃事件等があつた。即ち三月十一日國境密山附近にソヴェート赤軍飛行機不時着を爲した。赤機はソヴェート輕爆機で、操縦者はワレニエ、機關士はドミトリーと稱し、此の兩人を三月廿五日新京に護送し、滿洲國政府軍政部軍法會議で取調べの結果、兩人はソヴェート政府の極端な壓迫を恨み、

皇軍機射撃事件は二月廿三日、日本軍隊の飛行機が黒龍江、松花江の合流點附近に於て土匪討伐中の日本軍との聯絡飛行中、突然ソ領土内より射撃をうけ操縦者の左背部に擦過銃傷を負ふた事件あり、又、二月十二日同場所に於て土匪討伐の偵察飛行に従業中の日本軍飛行機が突然ソ聯側より射撃を受けた事件があるので、帝國政府は右の事實に對しモスクワ太田大使を通じ嚴重抗議するところがあつた。

#### 露人の越境郵便物強奪

三月廿一日黒龍江省の北端漠河縣に於てソヴェート國籍者が江を越えて不法入境し、同縣の郵便配達夫所持の郵便物中より普通文書、官廳文書二通を強奪した事件あり、同縣廳では直ちにソヴェート政府當局に嚴重抗議を提出したが、ソヴ

エート政府當局は言を左右にして要領を得ないので、四日北滿特派員公署に向つて嚴重抗議方を嚴命した。



日署名を發してソヴェト當局の反省を促してゐる。

### ゲ・ヘ・ウの越境問題

九月六日午前吉林省東寧縣大烏蛇溝、東挾子對岸の滿人部落に蘇聯國境警備兵及びゲ・ヘ・ウ多數越境侵入し來り、不法にも拳銃其他の武器を擬して部落民を威嚇し、卅日間の期限付きで立退きを要求したので、部落民は止むなく立退いたが、その跡には集團農場民が移住し來り、耕作を開始した。此の不法行為に對し、當外交部施履本代表は十日午後蘇聯領事代理ライヴィツド氏を訪問左の如き嚴重抗議を提出した。

- 一、領土權侵害に對する陳謝
- 二、集團農場民の即時撤退
- 三、將來の保障

### 滿露國境問題

北鐵問題と並んで日露滿三國間に解決を要する緊急問題として露滿國境劃定問題に關し日本政府が露國政府に對しポーツマス條約の適用範圍を露滿國境を

をなすことを得。これが廢棄の場合は三ヶ月前に通告するものとす。

附則、本協定は調印と同時に効力を發生す。

### 滿露水路共同技術會議

別項の協定により設立せられた滿露水路會議共同技術委員會は、會議當初政治問題に觸れざるやう協定してゐたが、果然ソ聯側に於て三角州領有問題を持ちし、同三角洲の領有を主張するに至つたので、會議は遂に停頓状態に陥り、一方黑龍江の流水猛烈となりソ聯側委員のブラゴエチンスクよりの渡江が危険となつたので、一應茲に委員會を打ち切り結氷を待つて十二月中旬頃續開することになつた。

### 滿露上期貿易

滿洲國財政部の調査による本年上半期の滿露貿易額は九百七十六萬三千圓（國幣）で、昨年同期に比し三割三分餘の減少を示した、即ち輸出において三割三分、

日・滿・露關係

で擴張する案を提議したと傳へられたが、これは兩國の國境線が不明確を極め、露國側の進出著しいものがあるため、これが準備のため神吉滿洲國政務司長が西部國境方面の重要視察をなし、又、十月に入つて在齋々哈爾濱帝領事内田五郎氏が現地視察を爲したことに其の端を發したものと見られてゐるが、同問題は北鐵讓渡解決後に速かに提起されるものと見られてゐる。

### 滿露間の水路協定成立

滿洲國外交最初の成功と稱される滿洲國境水路協定は六月廿八日豫備交渉開始以來幾多の迂餘曲折を経て前後六十數回の會商を重ねた結果、兩者の歩み寄りにより數年來の懸案もこゝに圓滿解決し、九月四日黑河に於て滿洲國實業部長首席代表（ブラゴエチン駐在領事）とアムール船舶局長メテリツサア氏との間に正式を調印した。かくして滿ソ兩國々境の大半を占める黑龍江以下の國境河川における兩國政府間の紛議は解決の緒につき滿洲國

輸入において二割六分の減少である。本年上期と昨年同期の比較左の如し。

（單位滿洲國幣千圓）

輸 出	六、六一七	△三、三四二
輸 入	三、一四六	△一、二〇八
合 計	九、七六三	△四、八五〇
輸出超過	三、四七一	△一、八三四

滿洲事變直前においては、ソ聯の貨物は一九二七年に始まる第一次五ヶ年計畫の影響を受けて、石油と浦鹽の魚しか北滿へ來なかつた。事變後においては、ソ聯も對滿輸出に努力し出し、年千萬圓位石油、揮發油、麻織物、木材、浦鹽の鹽魚北鐵に納入する石炭が入つて來たのであるが、最近では、日本の勢力がかなり及んで來て、北鐵使用の石炭、枕木と云ふやうなものも、露滿半々で購入するやうになり、且つ又、ボグラ通關が不自由、不便となつたので活動力が鈍り、著しくソ聯貨物の勢力が減じて來た。

政府は局地的協定ではあるが、こゝに外交上一大業績を達成した。新協定の名稱及び要旨左の通りである。

滿洲帝國哈爾濱航政局及びソヴィエツト聯邦國立アムール船舶局間における航路状態改善に關する協定。

- 一、一九二三年の水路協定はこれを廢棄す。
- 二、滿露兩國は水路決定のため共同技術員會を設置する。
- 三、同委員會は國境河川、湖における水路の調査、立標並に浚渫計畫及び作業の監督に當り、作業に要する豫算を決定す。
- 四、作業に要する費用は兩國折半とす。
- 五、同委員會は兩國同數を以て組織す。
- 六、自國領における標識設置並に河川作業は當該國の單獨作業とし水中作業は共同作業とす。
- 七、協同技術委員會に關する規定に疑義を生じたる時は特別委員會を設置す。
- 八、共同作業に對しては兩國それぞれ便宜を與へ警護の任に當る。
- 九、一九二八年一月十一日の協定の臨時航行章程事項はこれを有効とす。
- 一〇、本協定改正の場合は何時にても協定

### 露國通商代表部北滿輸出額

一九二四年奉露協定調印後間もなく露國は北滿市場に對する自國商品の進出を計るべく其年哈爾濱市に通商代表部を開設し、之に極東銀行、蘇聯穀物輸出會社、蘇聯煤油公司、國營保險會社等の直營商業機關を從屬せしめて活動を開始し、巧みな宣傳法と、露國労働組合機關の後援と支那買辦の驅使によつて支那商人以外の在住歐米商人間にも露國商品の販路を獲得し、一九三一年露國よりの對滿輸出額は一千萬圓を超過するに至り、蘇聯煤油公司の露油の如きも一九三一年には二百八十五萬ガロンを北滿市場に賣込んでゐたが、同年秋の滿洲事變以後前記露側商業機關の活動はいづれも頓勢歩調を示し、一九三三年六月の北鐵讓渡交渉開始以來は一層これが顯著となり、一九三四年一月以降六月末日迄の露國商品の北滿輸入額は僅かに百五十萬圓といふ少額を示すに至り、北滿に於ける露國側の經濟活動は北鐵讓渡の實現と共に殆んど總退



却を餘儀なくされるのではないかと見られてゐる。今露國の對滿貿易の消長を物語る資料として對滿貿易最盛時の一九三一年に於ける哈爾濱通商代表部の輸出額と一九三四年一月以降六月末日迄の數字を左に掲げる。

△在北滿露國通商代表部輸出額

品名	一九三一年	一九三四年
魚類、魚罐詰、筋子	一、二八五、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
曹達	四三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
硝子及硝子製品	二五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
石炭	六三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
煙草	一、八九五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
果物及果實	七六、〇〇〇	一〇、〇〇〇
電機附屬品	一、八四〇、五〇〇	五、〇〇〇
ガソリン	二二五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
藥品	三、〇〇〇	二五、〇〇〇
ロープ類	一五、〇〇〇	五、〇〇〇
雜貨、酒類	八五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
各種織物	二六、五〇〇	三〇、〇〇〇
機械及農具	一一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
染料織等	三七、〇〇〇	二、〇〇〇
書籍文具	六八、七〇〇	三〇、〇〇〇
各種木材	五九七、五〇〇	四〇、〇〇〇

品名	一九三一年	一九三四年
食器	四、五〇〇	一〇、〇〇〇
食料品	五七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
皮革	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
洋燈	一、七〇〇	一〇、〇〇〇
雜貨	二五、〇〇〇	三、〇〇〇

在滿露字新聞雜誌

東支鐵道問題をめぐつて日滿露三國關係の交錯する國際都市ハルビンは、又赤白兩系露人割據の地でもあり、日露滿關係の總ゆるデマの策源地でもあるが、是等のデマや宣傳の絶へず製造さるゝ其中心機關と看破されてゐるハルビン發行の新聞雜誌の中、露文定期刊物の總ざらひ左の如し。

イ、新聞の部

一、「ザリヤ紙」一九二〇年創立、資本金三萬圓、米國系、米國トリフトコール銀行の財的支持を受く。發行部數三、千五百部。讀者層：白系及赤系露人。

二、「ルーボル」紙 一九三一年創立、資本金一萬五千圓、編輯人：ロウイツチマシニコフ。發行部數三、千五百部。

讀者層：婦人及兒童向。

三、「ルスコエ・スローウオ」紙 一九二〇年創立、資本金二、千圓、帝制派、編輯人スウオーリン。發行部數不明なれど月收約四千圓なり。

四、「グンバオ」紙 一九二六年創立、資本金八萬元、以前は親ソ、親支兩刀使ひの爲め官憲の忌むに觸れ發行停止を喰ひ滿洲事件後滿日派、發行人：關鴻翼。發行部數一、千五百部。經營は相當困難である。

五、「ハルビンスコエ・ウレミヤ」紙 一九三一年十一月一日創刊、資本金六千圓、發行人：大澤卓（邦字哈爾濱日日社長）發行部數：朝刊四千部、夕刊九百部。讀者層：白系及び日本の意向を注視する赤系露人。

六、「ノロウオスチ・ウオストロク」紙 一九三二年創立、資本金二、千五百圓、赤系、發行兼編輯人：コルバクチ。發行部數三、千三百部、月收八千元。

七、「ゲロリド・ハルビナ」紙 一九二四年創立、資本金約二、千圓、英國系。

聯邦御用紙の評あり。右「ノロウオスチ・ストロク」紙と競争的立場にあり。

編輯露文部：ベリヤフスキー。

八、「ナーシヤ・ガゼータ」紙 一九三三年資本金八千元、親米、親ソ聯。發行部數一、千三百部。月收三千五百元。編輯人：イワノフ。

右のほか全露フアシスト黨機關紙「ナーシ・プーチ」一九三二年八月創刊と、ウクライナ語新聞とがある。

ロ、雜誌の部

一、ウエストニツク・マンヂュリー（東省雜誌）一九二三年創刊、東支鐵機關誌。東支鐵支出補助金年額十萬金留。發行部數一、千部。老大なる月刊雜誌である。

二、「ラーストチカ」 創刊一九二九年、資本金一千五百圓、編輯人：エフレワ女史。發行部數七百部。讀者層：婦人及兒童。

三、「ルビョーヂ」(?) (週刊) 一九二八年創刊、通俗雜誌。資本金一千五百圓。當地米國YMCA指導下にある。

日・滿・露關係

滿洲國政府

外交機關

外交部總長	謝介石
同 次長	大橋忠一
同 總務司長	朱之忠
同 秘書科長	葉堯公
同 文書科長	梅谷斌雄
同 庶務科長	田中一正
同 計畫科長	市川保一
同 計畫科主任	呂宣文
同 通商司長	加藤日吉
同 商務科長	神吉正一
同 政務司長	杉原千畝
同 俄國科長	田中一正
同 兼計畫科長	林景仁
同 亞細亞科長	川崎寅雄
同 歐美科長	松村寬
同 宣化司長	宣傳科科長

駐日滿洲國公使館

東京市麻布區櫻田町

全權公使	丁士源
參事官	于靜遠
參事官	原武
二等秘書官	際彪
三等秘書官	馬佩
同	孫錯

北滿特派員公署 (哈爾濱)

外交部北滿特派員 施履本

總務處々長 下村信貞

調查處長 于克己

在ブラゴウエチエンスク領事館

領事 貴鴻埠

副領事 吉津清

在チタ領事館 (ソ聯邦)

領事 李恒

副領事 山本七郎



編輯人||カウフマン。發行部數||二千三百部。

四、「トルゴウリヤ・プロムイシレンノスチ・イ・フィンソフ」誌(商工金融週報)一九三三年創刊、資本金一千圓。經營者||ソ聯邦國籍露人サベルキン、當地通商代表部の補助を受く。發行部數||五百部。

五、「トルゴウイ・ハルビン」誌(哈爾濱商業週報)一九三一年創刊、東支鐵の補助を受く。編輯人||アキモフ。發行部數||三百部。

六、「マンデユールスカヤ・エコノミチエスカヤ・ジーズニ」誌。一九三三年四月創刊、バイテリン(督辦公署職員)。滿露、英三國語を以て發行さる。ロータリ・クラブの精神的援助を受く。編輯人ウオエコワ女史(イリーナ)

右の外、「アゴニ」誌(東支鐵印刷局職員ソコロフ)刊行、「二十世紀」誌、滿洲經濟雜誌(露米人合辦)、「經濟週報」(東支鐵職員クレストコフスキー)、「アワンガルド」(「ナチヤ」)全露ファシスト黨機

もしくは日本に賣却したい希望を有するが賣却が不可能ならば日本若しくは滿洲國に貸付けると言ふ形式にしても差支へない。

一、鐵道賣却費の支拂方法については必ずしも全額を一時拂ひにする必要なく、年賦拂もしくは鐵道收益金より順次支拂ふと言ふ如き条件もいふ。

一、賣却の評價に關しては、ソヴェエト政府は軍事的若しくは政治的主觀價値につき多くを主張せず、従つて純然たる商業的價値に基礎をおいて評價せんとする意向である。

一、滿洲國を賣却交渉の相手とする場合、將來に於て滿洲國承認の問題が惹起するときはソヴェエト政府は、國際聯盟の參加國ならざるを以て、國際の決議等には全然拘束さるゝことなく、自主的に決定する用意を有する。

右に對し帝國政府の方針は、滿洲國に於て買収に當らしめ滿ソ兩國の中間に立つて賣買交渉を斡旋するに決し、諸般の打合せをすゝめつゝあつたところ同政府

關誌)等がある。

ハ、電報電信の部

「アングスタ」電報通信社、ソ聯邦側機關通信社で發行人は英國籍猶太人フリツトなる者。通信は英露兩文を以て印刷さる。發行部數百部内外。同社の經費は全部ハルビンに於けるソ聯邦領事館より支出されてゐると。

北滿鐵道讓渡交渉經過

モスクワ政府北鐵讓渡を聲明す

を聲明す

幹枝線千四百八哩を數へる東支鐵道(現北滿鐵路)は全線が滿洲國領内に位置し、屢々滿ソ間の重大なる紛争の種となり、その度に兩國の緊張を更に尖鋭化し面白からぬ形勢を繰返した。ソ當局に於てはこの際大局に立つて紛糾の禍根を斷つことを賢明なりとし、その根本的解決策として、東支鐵道に於けるソヴェエト權利の一切を日本に賣却讓渡したき旨を、一九三三年五月二日モスクワに於ける大

の同意を得たので、政府は二十六日その旨をソヴェエト政府へ回答し、交渉地は東京で行ふことに決定した。

第一次會商始まる

第一次會合は六月二十六日午後二時より外務次官々邸に行はれた。全權として露國側よりユレニエフ駐日大使、カズロフスキー外交部極東部長、クズネツォフ北鐵副理事長、滿洲國側よりは丁駐日公使、大橋外交部次長他隨員、日本側より内田外相、重光次官等が出席して第一日の儀禮的會合を終つたが、滿ソの鐵道交渉は經濟問題に限局複雑な政治交渉には亘らないことに兩者の意見は一致した

七月三日の第三次會商では各々その具體案を提出し、會議もやゝ本格的になつた。兩國の主張は各自國に有利なる見解を持し相當強硬態度をとつてゐる。大橋・カズロフスキー兩氏間の意見の相違點は、滿洲國側は北鐵の經濟的狀態は、滿洲國の成立と同時に益々存在理由を失ひ、毎月缺損續きであると言ひ、露國側

は北鐵は經濟的のみならず、政治的軍事的の效果著しきものあり加ふるに過去十數年間の改良工事等もあつて、その價値は大きいと言ふのである。同時に北鐵の附帶事業たる森林・鑛山・倉庫、埠頭設備及び商業機關の讓渡並に學校、衛生設備の回收等についても兩國とも獨自の見解を持ち、同鐵道に對する兩國の經濟的評價には、相當の隔りがある。滿洲國側は北鐵を買収すると言ふよりも、むしろ共同管理權を有する同鐵道を譲り受けると言ふ建前をとり、附帶事業についても相當の評價をなす露國側に對し、滿洲國側は附帶事業は鐵道に當然附屬すべきものであるとの見解をなしてゐる。

田大使外務人民委員長リトヴィノフ氏との會見で、正式に提議した。右賣却問題は、既にこれ迄ソヴェエト側より再三非公式に提議されたが、今回の提議は公的意味を有するもので我外務省としても、慎重對策研究を進めた。尙北滿鐵道及同方面には各國の權益が錯綜してゐるし、本問題が解決する迄には相當多くの曲折を見ることと思はれる。即ち日、英、米、佛、支、ロシア關係各國の投資があり、これらの權益は現在のところ、ほとんど睡眠状態にあるが同鐵道の所有や經營に變化が生ずれば一應の文句が出て來るであらう。フランス政府では、我外務當局に對し北鐵賣却ロシア側の提議につき質問があり、支那は一九二四年の奉露協定に反すると、横槍を入れた。之に對しソ側はそれを駁し、ために一時露支間の感情の惡化を示したさて北鐵賣却條件に關し當時ソヴェエト政府は大體左の如き意圖を持つてゐる。

發表された買収價格は滿洲國は五千萬圓、露國側は二億五千萬金ルーブル日本の「紙幣圓」に換算して六億二千五百萬圓、双方に十倍以上の懸隔がある。この間露滿双方にコムミュニケを發表し、祕密會議が公開交渉に展開してきて緊張し、北鐵の所有權問題をめぐつて兩國代表の間に議論が白熱化し、會議は俄



然險悪化した。露國當局では、もし滿洲國が露國の北鐵所有權を認めるならば價格の點に於ては相當讓歩する腹である。所有權問題を繞つて議論してゐては何時までも埒があかず、我外務省が仲に入り所有權問題は暫らく置き今後の交渉が價格、その他の條件に關する微妙なる點に觸れてくる場合は、從來の形式的會商は之をとらず私的會談により大橋・カズロフキー兩代表間に懇談をとぐることに双方同意し、第五回會商は價格問題に入り交渉はやゝ見直した。

第六回會商に入り露側は、五千萬金ルーブルを下げし、二億萬金ルーブルまで引下ぐべきを提案したが、滿洲國は五千萬圓以上は、斷然増額せずと露の要請を一蹴した。

その後開かれた第一次私的會談に於て滿洲國側は、一舉に最後策を提出せんと提議して露の應ずるところとならず、第二次私的會談では、露國側は金ルーブル對金圓の主張を紙幣圓に讓歩し、次回に於て具體的比率問題を協議することを提

案したことは、價格の實體が明瞭となり、讓渡交渉が具體化されてきた證左で、交渉の空氣を著しく好轉した。

第三次會談では、滿洲國側は一ルーブル廿五錢の換算率を提議し、之に對し露西亞側は種々質問討論を重ねたが、結局何等の決定を見なかつた。

八月二十三日の第四次私的會談において、大橋滿洲國代表が次回に於て、ルーブル對圓の換算率に關する提案をなすべきことを要求したまで、最近において露國側は會商を遷延せしむることが、得策であるとの態度に轉向し來つたので交渉は全くの停頓状態に陥り、その後の會見に於ても從來の主張を繰返し、露西亞側は本筋の問題からは離れた質問をなすなど、兩者の間は完全に離反した。よつて大橋代表は、こゝに最後の決意をなし、露西亞側より交渉開始の提議ある迄は、滿洲國側よりは絶対に進めない腹をきき、北鐵問題の處置については獨自の見解に基き現地に於て着々實行し、現在の如く不當に露國側が鐵道經營に参加して

ある事態を打破し、露國側の遷延策に對抗せんとする最後の態度をとるに至つた。

その後廣田新外相の斡旋により、第五次私的會談はとにかく開いたが從來の主張反覆に終り、何等の收獲なく、一方モスクワに於ける大田大使ソコロニコフ外務次長との會見に於ては、露國側は讓渡交渉打切りを暗示する如き言明をなし次第に強硬なる態度をとり來つたやうに見られる。

滿洲國側の北鐵從業員捕縛事件から、モスクワ政府は、突然日本中傷の怪文書を發表するや、北鐵問題は日ソ間の政治問題に迄波及するに至つた。

**憂鬱な會商の續連**

北鐵の背任問題に絡まる、從業員の逮捕が要因をなして會商も遂に暗礁に乗上げ、九月二十二日の第五次私的會談の決裂を最後として越年し、本年四月二十六日の所謂第一回中間會商を見る迄七ヶ月の間、就中その前半は兩者間に種々の問

題が惹起され陰鬱な空氣と鈍重なる外交關係の連鎖であつた。

この從業員逮捕問題に加へ、毎年冬になれば問題を起こす北洋漁業の軋轢は、小さな悶着ではあるが、今回は極度に兩國民の感情を硬化させ、滿・ソ國境線の紛争も會談決裂この方、一層激化したやうに見受けられた。即ち兩三度のソ職飛行機の滿洲國越境沙汰に加ふるに、その煽動による匪賊の北鐵襲撃、列車轉覆事件、これによる從業員捕縛、運賃等々の不祥事が兩者の感情を疎隔せしめ交渉の成功に缺くべからざる要素である兩者間の諒解を缺いたのである。

以上は兩者間の外交的事件に屬するが各國家政策にも此の間重大なる變化を齎した。一つは滿洲國の帝政實施の見透しのついたことであり、他はソヴェートの東方經略の變換である。

ソヴェート、米國間の國交回復は一九三三年十一月十六日急速に成立した。而も他方ソヴェートはブレスト・リトウスク條約以來の親獨政策を棄て、親佛政策

に轉換したことは、複雑錯綜せる中歐に、更に一層大きな石を投じたのみならず、勿論米佛兩國は、極力ソヴェートの東方政略に關係なきを再度聲明したが、精神的打撃は意外に強く、この牽制策は兩者の國民的感情に疑心暗鬼を生じたに止らず、歐米方面に於ける日・ソ國交に關する頻々たる不愉快なデマや雜音の好資料の提供となつた譯である。

これと同時にモスクワ政府の首腦者たる、スターリン、ウオロシロフ、モロトフ等の言動特に、十一月七日行はれたソヴェート革命第十六回記念祭に於ける、モロトフの、日本の一部に沿海州占領の計畫がある旨の演説等は對内的宣傳のためであらうとは云へ、殊更對日感情を刺激する言動であつて、これ等の國際事情も又、停頓せる交渉の進行を一層はばみ、北鐵問題の前途は尙暗澹たるを思はせてた。

しかし、從來の態度より觀てソヴェートが假令、その内部的仕事を充實し得た曉に於ても近き將來には、日本大陸政策

武力抗争の、乾坤一擲の冒險を敢てしようとは考へられず、北鐵讓渡行爲も十二月初め完成した拉賓線に依る打撃を考ふれば、進捗を要望するであらうし、滿洲國にしても、帝制實施に伴ふ内部工作の爲めにも國境問題と共に、この兩者間の痛の治療は急速を要することであり、時間には確執を漸次緩和し、新年を迎へてよりは、幾分嫉視警戒を解消し幾多の懸案解決への機運に向つて來た。

**一進一退を續くる交渉**

會商決裂よりこの間北鐵問題に關する限り、折衝すらも見るべきものなく、たゞそれは縁つなぎの會談に過ぎなかつた。

十一月初旬廣田外相は五相會議の結果、日本は飽迄平和政策を遂行し、先づ北鐵交渉を促進せんと發表し、日本の方針を表明したが、十六日の米ソ國交復活の影響か、下旬に到り北鐵、シベリア兩線の米國委任經營論さえ北鐵側より擡頭し、越へて十二月十日北鐵内部對立に依



る、滿洲國側のソヴェート従業員捕縛事件あり、ソ滿關係も悪化の一途を辿るのみと思はれた。

果然、一九三四年一月八日ユレニエフ大使は廣田外相を官邸に訪問し、日本國內に傳へられてゐるソヴェートが北鐵賣却の意思なしとの風説を極力否定し、交渉停頓の要因たる従業員釋放方の斡旋を外相に依頼し北鐵交渉の再會を要望した

然し従業員逮捕は、單なる滿洲國官憲の司法問題で、我當局として指圖がまじきことは云へないが、助力の勞は吝まない旨回答、滿洲國もこの申出に乘氣になり、取調べをいそぎ罪にならねば速に釋放するの方針を明にしたので、交渉は前途に一縷の光明を認めることが出来た。

何れにしても、會商の物分れが従業員逮捕問題に要因してゐる以上、再會の爲には何とかして速かに、この痛を切開手術するの必要がある。これが爲め廣田外相は、極力斡旋に努め、十二日には従業員六名の釋放決定迄こぎつけ、越へて二月三日釋放手續成り、二十四日遂に半歳

に亘る拘禁をとき、釋放するに到つた、即ち北鐵内部の不正事件、殊に機關車盜引問題は明白であるが、溥儀執政の登極に伴ふ恩赦令適用(有罪不起訴背任罪)の形式を以て六名を釋放し、(一)出獄後一週間に任意滿洲國退去のこと、(二)後任は従來の行懸りを清算し、ソ聯側の従業員を以てこれに充つる、の條件を附した。

尙滿洲國は聲明を發し、特に本件は全く北鐵交渉とは關係なく、單なる司法權問題で、政治問題に非ざる事を重ねて強調した。

之が爲め種々の他の兩者間の關係も俄然好轉し一層北鐵交渉の速かなる再會が豫想される一轉機となつたのである。

前途に一道の光明

この間、日・ソ間の具體的折衝も屢々行はれた。二月二十三日帝國議會に於て廣田外相は漁業問題と共に北鐵問題に關し、滿・ソの意思合致は遠からず北鐵賣買交渉再開を豫想し、歩一步がつつちり對

等の絶大なる努力の結果、愈々二十六日外相官邸に於て、第一次中間會商の再會を見るに到つたのである。

出席者は滿洲國側よりは大橋外交部次長、烏澤聲北鐵參事等、ソ側はカズロフスキー、クズネツォフ兩代表出席、仲介者たる日本側は何人も出席せず傍聴しないことになつた。

會議は大橋代表から滿洲國の對案を提出し、種々説明をなし、之に對しソ側から種々の質問を試み、協議を遂げた結果、滿洲國案をモスクワ政府に請訓することとし散會したが、會談は極めて友好的に進められた。

尙従來の交渉に於て、ルーブル換算率問題が極めて不快なる障害となつたに鑑み、ルーブルでの建値を止めて、最初から圓價として折衝するの諒解もありこの度よりは順調なる進捗を期待されるも、讓渡價格を果して幾何と切り出すか、その他の條件についても、如何なる意向であるか、未だ前途を樂觀する譯に行かない状態にあつた。

交渉懸引未だ止まず

各方面から期待されてゐた北鐵交渉の所謂第二次中間會商の本式會議は、五月九日午後外務省次官々邸で開かれた。主として議論の中心は、過般滿洲國側から提案された條件について、篤と實質的検討に入らうと云ふのであつた。滿洲國側からは大橋外交部次長、森北鐵課長、杉原事務官、烏澤聲北鐵參事、ソヴェート側からは、北鐵理事クズネツォフ、極東部長カズロフスキー、ロジンスキー通譯官等が出席した。

然しながら、双方の自主的な立場を是とする腰が案外に強く、事實上この第二次會商は物別れになつたと云つて差支へない。兎に角、此種交渉に氣短かは絶對に禁物だ。ジワリジワリと何とかかとか理窟を發見しては、眞綿で首を絞めるやうに、交渉を有利に展開させるのが、由來國際商議上の祕訣であらう。こゝに第三次中間會商の御膳立が用意されることは、理の當然である。五月十

ソ外交の進捗しつつある事を詳細報告し、この前例のない交渉途上の中間報告は非常な好感を以て迎へられ、前途を一層明るくした。  
モスクワに於ける二月廿三日の大田大使、リトヴィノフ外相の會談に於ても、俄に活氣を呈し、特にリトヴィノフ外相はソヴェート側に讓歩的新提案の用意あることを示し、會議が成功的に終了せんことを熱心に期待するところがあつた。  
三月に這入つてからは、一日に滿洲國には、執政溥儀氏の皇帝即位の慶事あり、内政改善に多事にして、加ふるに、ソ軍爆撃機の滿洲國內不時着、遁入事件紛糾し、再會の機運にありと雖も、仲々その實現に到らなかつた。

然し下旬より四月上旬にかけて、廣田外相、ユレニエフ大使の積極的な奔走斡旋に依り著しく進展し來り、十四日には廣田外相は官邸に午餐會を開き半歳振りに滿・ソ兩代表の顔合せをなし、談笑裡に握手させる等の妙技を演じ、兩者間の微妙な確執を融和し明朗な空氣に導く

四日午前例に依つて、滿ソ各代表は、外務次官々邸に集合して鳩首協議したのである。然し、各自が自國案の妥當なることを、反覆力説して譲らぬのだから、この會議はいつ迄たつても、解決する筈がない。午後三時から始まつて午後八時迄、都合四時間たつぷりを、各自の主張を盾にとつて押しつ戻しつ。會議内容は一切進展せず散會したと云ふのだから、その辛抱強さ、ネバリ強さは相當なものであつた。

軍部筋では、この北鐵交渉遅延の主たる理由を、ソ聯邦側の故意なる引延し工作によるものと睨み、本交渉の前途に對して、根本的な疑惑の念すら抱くに至つた。

ソ聯邦側でも日本側に於ける、此種見解の發生を不利と見做した結果かも知れないが、ユレネフ駐日大使は、五月二十五日午後外務省に、廣田外相を訪ねソ聯邦側では若干の讓歩を行ふから、滿洲國側に於ても然るべく考慮をなすやう斡旋を願ひたいと泣き込んだ。これに對し廣



田外相は、ソ聯側が満洲國側に譲歩を求むる前に、まづソ聯側の譲歩の程度を示すべきであるとして、モスクワ政府の再考を求めた。結局これで打切りとなつたがソ聯側が、こゝに一步の開きの誘ひを見せたことは、本交渉の將來に一脈の光明を投じたものである。

愈々最後の交渉の舞臺へ

満ソ両者が次第に歩み寄つて來たので、廣田外相は機を見て仲介者としての最後の妥協案として、本年七月二十三日満ソ兩國代表に對し、北鐵讓渡價格を一億二千萬圓とし、外にソヴェート側従業員の退職金として、三千萬圓を満洲國負擔とする案を提議した。之に對し満洲國代表は受諾する旨を申來つたが、ソヴェート側は遂に之を拒絶し、代案として従前の提示價格より一千萬圓を讓歩した案即ち北鐵價格を一億六千萬圓とし、外に従業員退職金は満洲國負擔とすとの案を提出して來た爲め、満洲側大橋代表は最早滯京は、無用だと云つて八月中旬遂に

引揚げ北鐵交渉は、結局一億九千萬圓對一億五千萬圓で僅々四千萬圓の値開きの爲め復又停頓してしまつた。

此停頓と前後して満洲國警察が、北鐵のソヴェート側従業員が重大陰謀を企てたる事件に關し、檢舉投獄せられた問題が突發したり等した爲め、日滿對ソヴェートの關係は、復又險惡な状態と爲つたが、兩者とも若し開戦の曉は一日の戦費にも足りない四千萬圓ばかりの金額の事で争ひ合ふは如何にも、愚策と考へたか、九月二十一日ソヴェート側から双方で、値開きの半額即ち二千萬圓づつ讓歩し合つて妥協し度いからと斡旋を廣田外相に依頼して來たので、外相も之を諒とし、曩に歸滿した大橋滿洲國代表の上京を求め此旨通じた所、満洲側も之を受諾し、茲にさしもの難交渉も漸く基本的條件に關し、左の如く意見の一致を見るに至つたと云はれてゐる。

一、讓渡價格、北鐵並に之に附屬する財産に關する一切の權利に對する讓渡價格を一億四千萬日本紙幣圓とし外に北

三、引繼手續其他

- (1) 北鐵並に之に附屬する、財産に關する一切の權利は調印と同時に履行する、第一回現金支拂を以て満洲國に移轉するものとする。
  - (2) 満洲國は調印後三ヶ月間に於て引繼を完了すること。
  - (3) ソヴェート側は引繼財産目錄を作製すること。
  - (4) ソヴェート側従業員の解雇に關しては、三ヶ月間の豫告期間並に二ヶ月の猶豫期間を設けること。
  - (5) ソヴェート側が提示した貸借對照表に掲げられざる北鐵の債權債務に關してはソヴェート側で全責任を負ふこと。
  - (6) ウスリー、シベリア兩鐵道とは詳細なる連絡協定を結ぶこと。
- 等であるがこゝに問題となつたのは、ソヴェート側が日本政府に對し、前記讓渡代金の支拂に對し、保證すべきことを要求して居ることである。日本政府としては第三國の支拂を保證する譯には行かぬ

鐵ソヴェート側従業員退職金として三千萬日本紙幣圓を満洲國より支拂ふこと。

二、支拂方法 右讓渡金額に對する支拂方法は左の細目條件に依る。

- (1) 支拂の單位たる日本紙幣圓は、爲替相場の變動を顧慮し、賣買協定調印當時を基準とし、日本圓の第三國通貨に對する金比價による所謂ゴールド・クローズを設定すること。
- (2) 讓渡價格の三分の一は現金残りの三分の二は物資を以てすること。
- (3) 現金支拂額は三分の一宛三回割拂分とし、第一回は調印と同時に支拂ふこととする。
- (4) 物資に關しては豫め物資の種類を協定せず又對露輸出團體を限定しない方針をとること。
- (5) 退職金は三ヶ年間の支拂としソヴェート聯邦政府宛に支拂ひ個人支拂としないこと。

たず露領内に引揚げむとする魂膽のあるものがある等、日滿側に於て容易に受諾し難い點があつて、未だ正式調印の運びに至らぬのである。

斯くて北鐵賣買交渉日本政府の支拂保證問題と引繼に關する細目的な點で、調印の運びに至らないが、世上に於ては右は交渉を遅延して來る一九三五、六年の日本の國際危機に乘じ、有利に解決せむとするソヴェート一流の外交策であるから交渉成立を期待することは困難であると觀てゐる向もあるが、日本の實力最近の歐洲政情等に鑑みれば、それは餘りにも過ぎた觀測で既に根本的大綱は完全に意見一致を見てゐるのだから、保證問題とか引繼問題とかの枝葉的問題で行詰まるとは考へられず、保證問題も日本銀行又は其他の特殊銀行をして保證せしむれば事實上日本政府の保證とさして違ひもないから、結局其邊で落付き其他の問題も間もなく妥當點を發見して、速からず調印せらるゝのではなからうか。



讓渡交渉成立の影響

終りに協定成立は我國に對し、如何なる影響を齎らすであらうか。先づ政治的にはソヴェト政府の事實上の滿洲國承認となり、且日滿ソ三國間に横はる禍根を一掃することとなるから、今まで滿洲國境に切迫して居つた險惡なる情勢が著しく緩和され、極東の平和に貢獻する所頗る大きく惹いては、日本の國際的立場も従前よりは大に有利に導くであらう。

次に經濟的には前記の如く、買収代金一億四千萬圓のうち三分の一、即ち四百六十六萬餘圓と従業員退職金三千萬圓合計七千六百六十六萬餘圓の現金拂があるが、勿論一時に此全額を要する譯でない。差當り支拂はるゝのは現金拂の部分のうち三分の一、即ち一千五百五十萬圓と若干の退職金とである。而して此金額は日本市場によるか、或は海外市場に持出さるゝかは不明なるも、恐らく其大部分は海外市場に持出さるゝであらう。

う。その時はそれ丈日本内地の金融を壓迫し、爲替安の材料となるであらう。併し一般財界は多かれ少なかれインフレーションの悪影響は免れ得ないものと觀らる。

最も大きい影響は物資による支拂である。此部分の總額は九千三百三十餘萬圓で三ヶ年分割拂であるから、一年の支拂額は三千百十餘圓となる。ソヴェト側が欲する物資は船舶及同關係部分品、電氣機械、紡績機械、生絲、織物、綠茶、米、大豆、小麥、等であると傳へられてゐる。

此外滿洲國にとつても治安維持、運輸政策の統一等政治上經濟上の好影響あること勿論である。(十一月十五日)

北滿鐵道關係條約

一、ハバロフスク議定書

下記署名の兩委員は相互に全權委任狀を提出し妥當なるを認め左の通議定す  
第一條 ソヴェト聯邦政府は露支兩國が奉露及露支協定に基きかつ紛争前の

第四條 民國當局は白系露軍の武裝解除を行ひ其の組織者及使喚者を東三省より追放す

第五條 ソヴェト聯邦及中華民國間の完全なる外交及領事關係復活問題は露鐵兩國會議の開催まで放置するも双方は東三省領域内に於けるソヴェト各領事館並に露領極東の相當地點に於ける民國領事館の即時復活を以て可能且必要なりと思惟す

第六條 領事館の復活に伴ひ東三省内に於ける聯邦經濟機關の活動を紛争前の原狀に回復する機會を直ちに與ふべし東支鐵道紛争に關聯して停止されたるソヴェト聯邦領域内の民國商業に對しても同様に復活の機會を與ふ  
兩國間に於ける通商關係問題は總て露支會議に於て解決すべきものとす

原狀回復に關する十一月二十七日附外務人民委員長代理リトウイノフの電報及十二月三日調印のニコリスク・ウスリスキイ議定書に全然異議なきものと諒解す

東支鐵道の露支共同經營中に起れる凡ての未決問題は來るべき露支會議に於て解決すべきものとす  
依て左記各項を直に實行すべし

イ 從來の兩協定に基き東支鐵道理事會の活動を回復しソヴェト聯邦側理事を復任せしむ

今後は理事會中華民國側理事長及ソヴェト側副理事長は奉露協定第一條第六項に基き共同によりてのみ行動し得べきものとす

ロ ソヴェト聯邦の國籍者及中華民國人によりて從來保有せられぬたる各課職員の割當を回復しソヴェト側各課長並に次長を復職(又はソヴェト側より新に其の地位につくべき者を推薦する場合は其の新候補を直ちに任命すること

に準據して兩國の領事關係を回復する意思ある旨を聲明したるを以て奉天政府は東三省内に於けるソヴェト領事館に對し完全なる不可侵權並に國際法及國際慣習が許容する總ての特權を保障し此の不可侵權及其の他の特權を侵す如き行為は絶対に避くべきことを誓約する旨宣言す之に對し聯邦政府に於ても一九二五年五月三十一日より民國領事館に對する關係斷絶までの間に於て設定されたる特殊制度を廢止し本條の第一項により極東露領に復活さるべき民國領事館に對し國際法及國際慣習の許與する總ての特權並に完全なる不可侵權を與ふ

第六條 領事館の復活に伴ひ東三省内に於ける聯邦經濟機關の活動を紛争前の原狀に回復する機會を直ちに與ふべし東支鐵道紛争に關聯して停止されたるソヴェト聯邦領域内の民國商業に對しても同様に復活の機會を與ふ  
兩國間に於ける通商關係問題は總て露支會議に於て解決すべきものとす



第七條 兩國間に締結せられたる總ての協定及利益に關する實際上の保障並に遵奉問題は來るべき會議に於て解決さるべきものとす

第八條 兩國間の各種未決問題を議すべき露支會議は一九三〇年一月二十五日よりモスクワに於て開催す

第九條 露支兩國々境地方に於ける平和状態は兩國軍隊の撤退により即時回復すべきものとす

第十條 本議定書は調印の瞬間より効力を發生す一九二九年十二月二十二日ハバロフスクに於て調印す

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員 外務人民委員部代表 シマノフスキ

中華民國政府全權委員

交渉員

蔡運升

(署名)

二、露支同盟密約

(千八百九十六年五月聖彼得堡に於て調印) (李鴻章「ロバノフ」條約)

第一條 東方亞細亞に於ける露西亞國領

北京に於て調印)

支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は東支鐵道が露西亞國政府に依り供給せられたる資本を以て建設せられ且全然支那國の版圖内に於て建造せられたるを以て該鐵道は純然たる商業的企業なること及該鐵道自體の營業に屬する事項を除き其の他一切の事項にして支那國中央及地方政府の權利に影響するものは支那國官憲に依り處理せらるべきものなることを相互に承認し千九百二十四年五月三十一日附支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する協定の第二條に掲ぐる會議に於て最終的に解決せらるる迄該鐵道の管理を共同に實行するの目的を以て該鐵道の暫行管理のため協定を締結することに一致し之が爲左の如き其の全權委員を任命せり

支那共和國大統領閣下

顧維鈞

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政

レフ・ミハイロヴィチ・カラハン

日・滿・露關係

土に對すると又は支那國若は朝鮮國に對するとを問はず日本國の企つる一切の侵略は必然的に本條約の即時適用を招致するものと之を認む右の場合兩締約國は其の當時兩締約國が使用し得る一切の陸海軍を以て相互に支持し且各締約國の兵力に對する糧食供給の爲成るべく多くの援助を爲すことを約す

第二條 兩締約國が共同動作を執るに至りたるときは他方國の同意を得るに非ざれば敵國と平和條約を單獨に締結することを得ざるものとす

第三條 軍事動作中は支那國一切の港は必要ある場合に於て露西亞國軍艦に開放せらるべく露西亞國軍艦は右港に於て其の必要とする一切の援助を支那國官憲より受くべし

第四條 支那國政府は露西亞國陸軍が侵略せらるるの怖ある地點に接到することを容易ならしめ、且其の抵抗手段を確保する爲支那國黒龍江省及吉林省を以て横斷して浦潮斯德の方向に一條の鐵道線を建設することに同意す該鐵道

右全權委員は其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認め左の諸條を協定せり

第一條 東支鐵道は同鐵道に關する一切の事項の討議及決定の爲十名より成る理事會を設くべく其の内五名は支那共和國政府に依り他の五名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府により任命せらるべし

支那共和國政府は支那國理事會中の一名を理事會長として任命すべく右會長は同時に理事長たるべし

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府は露西亞國理事會中の一名を理事會副會長として任命すべし

右副會長は同時に副理事長たるべし理事會は七名を以て定足數とす理事會の一切の決定は之が實行に先ち六名以上の承認を経べし

理事長及副理事は理事會の事務を共同に處理し且同會の一切の書類に共に署名すべし

理事長又は副理事長在らざるときは各其政府は理事長又は副理事長として職

の露西亞國鐵道との聯絡は支那國領土又支那國皇帝陛下の主權を侵害するの口實と爲らざるべし該 道の敷設及經營は露支銀行に之を許與し且之が爲締結せらるる契約の條款は露西亞國駐劄支那國公使及露支銀行間に於て正式に商議せらるべし

第五條 戰時に於ては第一條所定の通り露西亞國は其の軍隊の輸送及軍隊に對する糧食支給の爲第四條所定の鐵道を自由に使用することを得べし平時に於ては露西亞國は其軍隊及軍需品の通過輸送の爲同一の權利を有す但し途中停車は輸送事務の必要を理由とする場合の外之を許さず

第六條 本條約は第四條所定の契約を支那國皇帝が確認したる日より實施せらるべく右實施の日より十五年間有效とす右期間終了前六月に於て兩締約國は本條約の更改に關し商議すべし

三、ソ支協定

(東支鐵道暫行管理協定) (千九百二十四年五月三十一日)

務を執るべき他の一名の理事を任命することを得(理事長の場合に於ては支那國理事の一名を以て又副理事長の場合に於ては露西亞國理事中の一名を以てす)

第二條 東支鐵道は支那共和國政府により任命せらるべき二名の支那國監事及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府により任命せらるべき三名の露西亞國監事即ち五名より成る監事會を設くべし

監事會長は支那國監事中より選任せらるべし

第三條 東支鐵道には「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる一名の支配人を置き支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる各一名の副支配人を置くべし

右役員は理事會により任命せらるべく且任命は各其政府により確認せらるる可配人及副支配人の職權及職務は理事會により定めらるべし

第四條 東支鐵道の各部の部長及副部長



は理事會により任命せらるべし

部長が支那國民たる場合に於ては副部長は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たるべく又部長が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる場合に於ては副部長は支那共和國國民たるべし

第五條 東支鐵道の各部に於ける職員の使用は支那共和國國民及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民間に於ける均等代表の原則に従ふべし

第六條 本協定第七條に定むる見積及豫算を除き其の他の一切の事項にして理事會之に關し一致するに至らざるものは解決の爲め締約國の政府に附託せらるべし

第七條 理事會は審議及承認を求むる爲め東支鐵道の見積及豫算を理事會及監事會の共同會議に提出す

第八條 東支鐵道の全純益は理事會により保管せられ且本鐵道問題が最終的に解決せらるる迄使用せられずるべし

第一條 東支鐵道

兩締約國政府は東支鐵道問題を左の如く解決することに同意す

一、兩締約國は東支鐵道會社は純然たる商業的企業たることを聲明す

締約國政府は東支鐵道の直接監理下に於てある營業に關する事項を除き其の他の一切の事項にして司法事項、民政事項、警察、市制、軍政事項、課税及土地、(東支鐵道會社自體の所要土地は之を除く)の如き支那共和國の中央及地方政府の權利に影響を與ふるものは支那國官憲之を處理することを聲明す

二、千八百九十六年九月八日の東支鐵道建設及經營に關する契約第十二條所定の期間八十年を六十年に減じ右期間終了したるときは支那國政府は無償にて該鐵道及其の所屬財産を取得すべきものとす

前記期間(即ち六十年)を更に減少するや否やの問題は兩締約國の合意に基き之を商議することを得

本協定署名の日より「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

たる東支鐵道會社の定款を本協定及支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する千九百二十四年五月三十一日の協定に従ひ成るべく速に且如何なる場合に於ても理事會構成の日より六月以内に改正すべし

前記定款は其の改正に至る迄は支那共和國及「ソヴェート」共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する協定に牴觸せず且支那國の主權を害せざる限り引續き遵守せらるべし

第十條 本協定は東支鐵道問題が支那共和國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間の諸問題解決の爲の大綱に關する千九百二十四年五月三十一日の協定第二條に規定する會議に於て最終的に解決せらるると同時に効力を失ふべし

第十一條 本協定は署名の日より効力を生ずべし

右證據として兩國全權委員は英吉利語による二通の本協定に署名し及之に調印せり

主權共和國聯邦は支那國が東支鐵道會社を買戻すの權利を有することに同意す買戻の時に兩締約國は東支鐵道の現實資金を決定し支那國は該鐵道を正當なる價格を以て支那國資本により買戻すべきものとす

三、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府は兩締約國の組織する委員會に於て千九百二十四年五月三十一日北京に於て署名せられたるソヴェート社會主義共和國聯邦及支那共和國の諸問題解決の爲の大綱に關する協定第九條第四項に従ひ東支鐵道會社の債務問題を解決するものとす

四、兩締約國政府は相互に東支鐵道會社の將來は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及支那國之を決定し一切の第三者の關與を排除することに同意す

五、千八百九十六年九月八日(八月二十七日)の東支鐵道建設及經營に關する契約は本協定所定の條件に従ひ本協定署名の日より四月内に兩締約國委員會により完全に改訂せらるべきものとす

支那共和國十三年五月三十一日即ち千九百二十四年五月三十一日北京に於て作成す

顧維鈞

エル・カラハン

四、ソ奉協定  
(東支鐵道及び其他に關する支那(奉天省)ソ聯邦間の協定)  
千九百二十四年十月八日奉天に於て調印

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府及支那共和國自治東三省政府は友好關係を促進し且兩國の利害に關する問題を整理せむことを欲し兩國間に協定を締結することに同意し之が爲各其の全權委員を任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦  
クズニエフ  
支那共和國自治東三省政府  
鄭謙、呂榮寰、鐘世銘

右全權委員は相互に其の全權委任狀の良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

右改訂の決定前に於ては該契約に基き兩締約國の權利にして支那國主權を侵略せざるものは之を保持するものとす

六、東支鐵道は鐵道に關する一切の事項を商議決定する爲十名より成る理事會を組織し五名宛兩道約國より任命す

支那國は支那國理事の内一名を理事會會長に任命す右理事會會長は理事の職權を行ふものとす「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は露西亞國理事の内一名を理事會副會長に任命す右理事會副會長は副理事長の職權を行ふ法定數を七名とし理事會一切の決議は其の實施に先ちて六名以上の同意を得べきものとす

理事長及副理事長は理事會の事務を共同して處理し且理事會の一切の文書に共同して署名す

理事長又は副理事長の何れか一方が闕缺せる場合には當該國政府は理事長又は副理事長の職權を行ふべき他の理事(理事長の場合には一名の支那國理事副理事長の場合には一名の露西亞國理



事を任命することを得

七、東支鐵道は五名より成る監事會を組織す即ち三名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦之を任命し二名は支那國之を任命す

監事會會長は支那國監事中より之を選任す

八、東支鐵道は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる一名の支配人を置き且二名の副支配人を置くべし右二名の副支配人中一名は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たるべく他の一名は支那共和國國民たるべし右役員は理事會により任命せらるべくかつ任命は各自國政府により確認せらるべし  
支配人及副支配人の職權及職務は理事會により定めらるべし

九、東支鐵道の各部の部長及副部長は理事會により任命せらるべし

部長が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民たる場合には副部長は支那共和國國民たるべく又部長が支那共和國國民たる場合には副部長は「ソヴェート」社會

主義共和國國民たるべし

十、東支鐵道各部に於ける職員の任用は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦國民及支那共和國國民間に於ける均等代表の原則に従ふべし

(注意書) 均等代表の原則を實行するに付正規的生活及鐵道の運轉を如何なる場合に於ても防止し又は侵害せざるものとす即ち兩國國籍を有する人民の任用は志願者の經驗簡人的條件及能力に従ふべきものとす

十一、本協定第一條(十二)項所定の見積及豫算を除き其の他の一切の事項にして理事會が之に關し一致するに至らざるものは正當かつ和平なる解決の爲之を締約國政府に付託すべし

十二、理事會は東支鐵道の見積及豫算を審議及承認を求むる爲め理事會及監事會の共同會議に提出すべし

十三、東支鐵道の全純益は理事會により保管せられかつ兩締約國間に於て其の分配問題が共同委員會に於て最終的に決定せらるゝ迄は之を使用せざるもの

とす

十四、理事會は千八百九十六年十二月四日ロシア帝政政府により承認せられたる東支鐵道會社の定款を本協定に従ひ且理事會構成の日より四月内に成るべく速かに改正すべし

前記定款は其の改正に至る迄は本協定に牴觸せずかつ支那共和國の主權を侵害せざる限り引續き遵守せらるべし

十五、東支鐵道會社の支那國買戻事件が兩締約國により決定せらるゝ時又は該鐵道が本協定第一條第二(二)項所定の期間終了して支那國に復歸する時直に該鐵道に關する本協定は一切の部分は効力を失ふべし

# ソヴェート聯邦の部



## 國家組織

### ソヴェート聯邦の組織

#### 一、國家組織の特徴

「ソヴェート社會主義共和國聯邦」は從來の私有財産制度に基づかない社會主義的共同經濟の基礎の上に成立せる現在世界最初の國家にして、その著しき特色は如何なる民族も自由意志を以て聯邦に加入し、又、聯邦より脱退することを憲法により規定せられてゐることである。即ち、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦建設に關する宣言中「本聯邦は平等なる人民の自由團結にして各共和國は自由に聯邦より脱退するの權利を保證せらる」と明示せられてゐる。

#### 二、ソ聯邦構成の七

國家組織

#### 共和國

ソヴェート聯邦は現在ロシア、ウクライナ、白ロシア、後コーカサス、ウズベック、トルコマン、タジツクの七共和國を以て結成されてゐる。タジツク自治共和國は從來ウズベック共和國の一部を成してゐたが、一九二九年獨立せる共和國に昇格した。此他經濟的及び政治的に進歩の遅れたる諸民族はソ聯邦自治共和國を形成してゐる。而して自治的單位を爲す小民族の最大多數はロシア・ソヴェート社會主義共和國十一個の自治共和國と十三の自治州とを包含してゐる。  
(別表参照)

#### 三、聯邦と各加盟共和國との關係

ソヴェート共和國聯邦は對外國國際關係に於て聯邦を代表し一切の外交關係を處

理し、宣戰及講和、外國貿易及び内國商業の管理、聯邦軍隊の編成、單一貨幣及び信用制度の制定、ソ聯邦憲法に違反する加盟共和國ソヴェート大會及び中央執行員會決議の取消を爲し、加盟共和國間に於ける爭議の解決を爲す權利をもつてゐる。

而して加盟共和國は右聯邦自體の權限に關する制限を除き、加盟各共和國は單獨に國家權力を行使することが出来るし自由に聯邦を脱退することも可能である

#### ソ聯邦中央統治組織

##### 一、聯邦最高權力としてのソヴェート大會

ソヴェート社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は全聯邦權力の最高機關であつて、その代表者は左記都市及び州「ソヴェート」の代表者を以て組織されるのである。

一、選舉人二萬五千人に對し、一人の割合を以て選出する都市及びその近







聯邦林業 同 エス・エス・ローボフ  
 聯邦農務 同 エム・チエルノフ  
 聯邦供給 同 ア・イ・ミコヤン  
 聯邦財務 同 ゲ・エフ・グリニコ  
 聯邦國營農場同 エム・カルマノヴィチ  
 人民委員會直屬機關

人民委員會直屬機關としては

(イ) 労働國防會議(ストー)  
 (ロ) 實施委員會(廢止)  
 (ハ) ソヴェート統制委員會(新設)

の機關がある。猶國家計畫委員會を形式的より見て附屬機關となすものがあるが、既に命令權を有し、委員長が決議權をもつて人民委員會に出席し得る以上、憲法にも認められてゐる如く、聯邦人民委員部の一である。

イ、労働國防會議

労働國防會議は聯邦人民委員會の直屬機關であるが、全ソ聯邦の國民經濟の大綱及び國防方針を審議決定する重要機關で、委員は形式上人民委員會によつて選任々命される規定ではあるが、實際は中央機關の代表者より任命される。猶ほ議

長は聯邦人民委員會議長之を兼務する。今、議長以下委員の氏名を擧ぐれば、左の如し。

労働國防會議  
 議長 ウエ・エム・モロトフ  
 同代理 ヴエ・メジラウク  
 同 ヤ・エルヅターク  
 同 ウエ・ヤ・チユーバリ  
 同 イ・ウエ・スターリン  
 委員 ゲ・カ・オルヂヨニキーゼ  
 同 カ・エ・ウオロシロフ  
 同 エル・マリヤシン  
 同 ヤ・ア・ヤコウレフ  
 同 ゲ・エフ・グリニコ  
 同 イ・クレイネル  
 同 ア・イ・ミコヤン  
 同 エム・イ・カルマノヴィチ

ロ、實施委員會

實施委員會は一九三〇年十二月二十四日附の聯邦中央執行委員會及び人民委員會の布告によつて、從來の經濟建設五ヶ年計畫を立案するための國家計畫委員會に代つて、一切の國家機關及經濟機關の

同計畫實施に關する政府の諸訓令の遂行状態を監督し、その實績を検討する爲めの機關として組織されたのであつたが、第十七回共產黨大會において労働檢察人民委員部と共に廢止され、ソヴェート統制委員會が新設されるに至つた。議長並びに委員の氏名は左の如くだつた。

議長 ウエ・エム・モロトフ  
 議長代理 ウエ・クイブイシエフ  
 委員 ベ・ベ・ボスツイシエフ  
 同 エヌ・エム・シウエルニク  
 同 テ・ア・ユルキン

ハ、ソヴェート統制委員會

第十七回黨大會において、労働檢察人民委員部を近代化したもので、黨大會選出の統制委員から成り、聯邦人民委員會に直屬、政府の重要決議の實施を監督し、行政、經濟機關の規律を強化し、官僚主義其他の弊風を排撃、高級官吏の人事を監督する。

議長 クイブイシエフ  
 代理 アンチボフ  
 事務局長 ロイゼンマン、ロモフ、ツ

ガホン、モスクウイン、ウリヤフワ、ベレンキー、エムリヤテカ、デイチ、イイステル

委員 五十九名

五、聯邦最高裁判所

聯邦最高裁判所は各加盟共和國最高裁判所の決定、又は宣告が聯邦の一般的立法に違背し、又は他の共和國の利益に抵触する場合、聯邦中央執行委員會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正當なりや否やを決定し、職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。軍法會議に屬する事務をも管掌することは本裁判所の特色である。猶ほ同裁判所の構成は左の通りである。

(イ) 最高裁判所全委員會  
 (ロ) 民事裁判部及刑事裁判部  
 (ハ) 軍事裁判部及軍事交通裁判部  
 全委員會は十五名を以て組織し、其中には議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全委員會議長及議長代理其他の七名は

聯邦中央執行委員會幹部會に於て任命することになつてゐる。議長並に職員の名は左の通りである。

議長 ア・エヌ・ウイノクローフ  
 同代理 エム・イ・ワシリーエフ  
 刑事裁判部長 ウエ・ベ・アントノフ  
 民事裁判部長 エヌ・エヌ・オウシヤンニコフ  
 軍事裁判部長 ウエ・ウエ・ウルリシユ  
 交通裁判部長 ア・ペ・エゴロフ

最高裁判所には檢察局を附屬する。最高裁判所檢察局は加盟共和國最高機關の憲法遵守の監視、最高裁判所の權限問題に關する裁判上の監視、聯邦軍事檢察事務の指導を任務とし、憲法監視、軍事檢察の二部より成つてゐる。檢察總長及其代理は聯邦中央執行委員會幹部會之を任命する。

檢察總長はア・ヤ・ウインスキーであり、同代理はエス・エス・ピリヤフスキーである。

人民委員部改廢新設

中央執行委員會及び人民委員會は、居住者の少ない豊沃な地方にホルホーズ及ホルホーズ員の志望者を移民せしめるため、人民委員會内に全聯邦移民委員部を組織することに決し、左の如き規定を一九三三年八月十六日の新聞に發表した。

一、ソ聯邦人民委員會内に全聯邦移民委員會を組織す。

二、全聯邦移民委員會の任務は左の如し  
 イ、移民計畫の作成。  
 ロ、移民募集地方の決定、農業移民團の選定、目的地への輸送。  
 ハ、移民地方の決定、移民地方にホルホーズ、機械トラクター配給所組織のため移民への土地割當、これら地方に組織されたるホルホーズ及び機械トラクター配給所の土地整理其他に對する援助。

三、人民委員會は、全聯邦移民委員會及びその構成に關する官制を制定すべし。



勞農檢察人民委員部は一九三四年一月廢止。ソヴェート統制委員會新設。

### 陸海軍人民委員部の改稱

ソ聯中央執行委員會は去る六月二十日附命令を以てソ聯邦革命軍事委員會を廢止し、又、ソ聯邦陸海軍人民委員會を新たにソ聯邦國防人民委員會に改稱する件を公布した。

一、ソ聯邦中央執行委員會並びにソ聯邦人民委員會一九三四年三月十五日附「ソヴェート及び經濟建設方面の組織手段」に關する命令に準據し、ソ聯邦革命軍事委員會及び陸海軍人民委員會參與會を廢止す。

三、陸海軍人民委員會はソヴェート社會主義共和國國防人民委員會と改稱す。

三、ソ聯邦國防人民委員次長二名を置く、即ち第一次長はヤン、ポリソウイツチ・ガマルニク、第二次長はミハイルニコラエウイツチ・ツハチエフスキイ右について六月二十日の政府機關紙イヌウエスチヤは左の如く記してゐる。

- 四、國內保安局
- 五、消防局
- 六、刑務局 (監獄)
- 七、流刑局

(其他)

尙ほソ聯邦加盟各共和國には各共和國內務人民委員部、極東地方は共和國內務人民委員部の代行機關として人民委員全權部、自治共和國地方及州には同人民委員全權部を設く。オ・ゲ・ベ・ウ 裁判參與機關全廢。

內務人民委員部及び其地方機關は其審理せる犯罪行為を法律の規定するところに従ひ裁判機關の決審に附す。國家保安局の事務は之を軍法會議に、又賣國行為、密探等の犯罪は最高裁判所軍事參與機關又は其下にある軍法會議に附すものとす。

新設の內務人民委員部には行政手續によつて追放、流刑及び五ヶ年未滿の懲役及び國外追放の權限を有する特別機關を設く。

(尙、輕工業人民委員部改組その他は

同委員部最高幹部會の顔觸れ、左の如し。

ソ聯邦內務人民委員長 ヤゴダ

同 第一次長 アグラノフ

同 第二次長 プロコフイエフ

猶ほ新內務人民委員長ヤゴダ氏は先般死去せるゲ・ベ・ウ長官メンジンスキイ氏の後任としてゲ・ベ・ウ長官に就任し彼の有名なドネプロ・ストロイを凌ぐ白海・バルチック海連絡大運河開鑿の總指揮にあたり、強行的に此の大事業の完成に努力しつゝあつた人。第一次長アグニノフ氏はヤゴダ氏の下にゲ・ベ・ウ長官代理を勤め、又、第二次長プロコフイエフ氏は民兵(ミリチヤ)長官の職にあつた人である。

新人民委員部の機能は反革命取締、公有財産の保護、結婚及び國境保安等であるが、同人民委員部には左の諸局を置くことになつた。

- 一、國家保安局
- 二、民兵局 (警察)
- 三、國境保安局

それぞれ關係部門參照のこと。

### ロシヤ社會主義聯邦ソヴェート共和中央機關

聯邦加盟各共和國の中央統治機關はソヴェート憲法の根本精神に基調を置き編成されたものであるが、之を全聯邦中央統治機關に比較すれば多少の相違がある猶ほ他の加盟共和國のそれは大同小異なれば茲に之を省略す。

#### 一、全露ソヴェート大會

全露ソヴェート大會の權限に屬するものは、

(イ) ロシヤ共和國憲法の根本的原則の制定、増補、修正

(ロ) ロシヤ共和國に包括さるゝ自治共和國憲法の最終的認可

全露ソヴェート大會議員は都市ソヴェートの代表として當該都市有權者二萬五

千人に就き一名、州ソヴェート代表として當該州人口十二萬五千人に就き一名の割合をもつて選出される。

#### 二、全露中央執行委員會

全露中央執行委員會はロシヤ共和國最高の統治機關であつて、共和國の立法、行政及監督の任に當るものである。又、中央執行委員會は自己の發意により、法典、命令及び決定を發布し、ロシヤ共和國人民委員會議の提出せる法律案を審査し、且つ裁可する。

猶ほ中央執行委員會には最高體育協會土地紛爭最高統制特別委員會、全露記録中央管理局が其管轄下に置かれてゐる。

#### 三、全露中央執行委員會幹部會

本幹部會は中央執行委員會の定例會議閉會中、之に代行する最高機關であつて全聯邦中央執行委員會幹部會と同性質のものである。本幹部會には中央選舉委員會、豫算委員會、行政委員會、特赦委員



會等が附屬する。

#### 四、全露人民委員會

全露人民委員會はロシア共和國政府の内閣に相當する機關で、ロシア共和國の一般行政を處理する。而して中央執行委員會及びソヴェート大會に對して責任を負ふ。又、人民委員會の命令は臨時中央執行委員會又は同幹部會によつて停止若くは取消されることがある。

猶ほロシア共和國人民委員會は左の如き構成である。

- 一、農務、二、財務、三、供給、四、勞働、五、司法、六、教育、七、保健
- 八、國營農場、九、公益事業、一〇、社會救恤

各人民委員及び議長、議長代理、國家計畫委員會議長とを以て構成されるのである。司法教育、保健、公益事業及社會救恤の行政事務は當該民族の風習、地方の各種條件に適應する必要があるもので、各加盟共和國にのみ設置されてゐる。  
外務、國防、外國貿易、交通、水運

#### 八、區政治組織

區の最高機關は區ソヴェート大會である。區内の都市、市的勞働者居住地、其以外の工場及製造所、村落等のソヴェート、等より成り、召集は年一回である。區執行委員會は區ソヴェート大會閉會中における其の代行機關であり、管區廢止以來、その重要性を加へ、管區と村落間の介的取次機關から農村再組織の中心機關となつた。

#### 九、農村政治組織

農村には、一村又は數ヶ村を合併して農村ソヴェートが組織され、聯邦ソヴェート大會の細胞的的基本的單位として、ソヴェート行政機關の最下位の自治機關である。

農村ソヴェートの任務は農村の社會主義的再組織でありその構成主體は貧農、農業勞働者、コルホーズ加入者等であり、從來の如き人口と面積とを基礎とした農村ソヴェートから、コルホーズ、ソ

信、重工業、輕工業、林業等の如き全聯邦人民委員會の單一人民委員部より派遣せられたる代表者はロシア共和國人民委員會の一員として發言權及び議決權を持つてゐる。

#### 五、加盟共和國政治組織

各加盟共和國は、憲法の規定に基き、聯邦自體の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せられる以外、獨立の國家權力として、獨立の憲法と政治組織を有してをり、各政治機關の權限の如きも聯邦の其れより類推し得る。即ち、最高機關は地方ソヴェートを基礎とするソヴェート大會であり、閉會中はその代行機關として中央執行委員會及び其の幹部會があり、又、中央執行委員會の執行機關として人民委員會、部門執行機關として人民委員部がある。尚、加盟共和國の經濟會議は聯邦の勞働國防會議と相當する。

#### 六、自治共和國及自治州の政治組織

フホーズ、マシントラクター、ステーション等の經濟單位を基礎とした組織に改組された。ここでは農村ソヴェート自體が執行機關で、別に執行委員會、同幹部會が無い。

尚、農村ソヴェートに附屬して會計検査を任務とする監察委員會があり、選舉權者大會によつて選出され任期一ヶ年である。又、農村執行員があり、男子十八才より五十五才、女子十八才より四十五才までの住民の中より選出せられ、交替に農村の公共事業のために勞力を提供する。

#### 十、都市政治組織

都市は農村と同様ソヴェート行政上の最下級單位である。都市に三種類あり、一は區の管轄内に屬し農村と同格のもの、二は地方の管轄に屬し區と同格のもの、三は加盟共和國に直屬し州又は地方と同格のものがあるが、行政上の最下級單位たることは同じである。都市ソヴェートは都市の最高機關であ

自治共和國及自治州における最高機關は聯邦憲法に基きソヴェート大會があり、閉會中の代行機關として中央執行委員會及同幹部會がある。自治共和國は加盟共和國と異り、その直屬する加盟共和國の州と同格のものである。

自治州は民族自治を認められてゐるが、行政上の地位は自治共和國の下位にあり、その管轄下において、州又は地方の下級行政區劃と同格である。

#### 七、州又は地方政治組織

州又は地方の最高機關は、州又は地方内の都市ソヴェート、市的勞働者居住地ソヴェート、工場ソヴェート、村落ソヴェートの代表者より組織される地方ソヴェート大會であり、閉會中の代行機關として執行委員會幹部會を選出する。

州又は地方執行委員會には、更に交通水運、郵電、外國貿易等の人民委員部の代表機關が附屬してをり、同幹部會には、書記局、計畫委員會仲裁委員會等が附屬してゐる。

り、ソヴェート聯邦行政上の基本的細胞的單位として直接當該都市居住のプロレタリア大衆の中から選出される。又、人口五万以上の大都市にあつては、これを數區に別ち、市區ソヴェートを組織する。都市ソヴェートには執行委員會があり、執行委員會の下に數多の部門機關がある。

#### ソヴェートの選舉制

ソヴェート聯邦の政治がプロレタリア及び勤勞農民の手中にある所以は基本的單位としてのソヴェートの選舉が大衆によつて行はれるからに外ならぬ。

選舉期間は、聯邦中央執行委員會によつて決定され、各地方機關は、該期間中に、當該地方の選舉日を指定し、選舉委員會を選出する。

選舉委員會は選舉事務の總括的指導及びその計畫的合理的適時遂行のための組織である。

選舉區は農場マシン・トラクター・ステーション、居住地區、大工場、大企業



等によつて決定され、選出さるべき委員の數、割合は、ロシア共和國憲法によれば、都市において五十人以上千人以下の委員が、人口各千人に付一人の割合で選出され、農村では三人以上五十人以下の委員が人口各百人に付一人の割合で選出される。

尙、選舉規定は、次に示すごとく、徹底的に反ソヴェートの異分子を掃蕩することを目的としてゐる。以下列記すれば

一、選舉權及被選舉權

一、ロシア共和國人民にして選舉の日に迄に滿十八才に達したる左記の者はその信仰、人種、民族、定住等の如何に拘らず、ソヴェート選舉權及被選舉權を有す  
(イ) 生産的及公益的勞務に依りて生活資料を得る者及これらの者をして生産的勞働に従事し得しむる爲め家事に従事する者。  
(ロ) 勞農赤軍及赤色海軍の赤兵、赤色水兵。

(ハ) 本條(イ)及(ロ)項に掲げたる部類に屬する人民にして何等かの程度

に於て勞働能力を失ひたる者。

〔備考〕

ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國人民に非ざる者の中本憲法第十二條に指定したる者は選舉權及被選舉權を有せず。

二、前條各項の一に該當する者と雖も左記の者は選舉權及被選舉權を有せず。

(イ) 利益を得る目的を以て雇傭勞働を利用する者。

(ロ) 非勞働收入例へば資本の利子、企業上の收入、財産上の所得等に依り生活する者。

(ハ) 個人商人、商業仲介業者。

(ニ) 修道士、全ての信仰及教義の宗教的祭祀を業として取扱ふ者。

(ホ) 舊警察各憲兵隊及保安部の勤務者、代理者舊ロシア皇族並に警察、憲兵隊及處罰機關の事務を指揮したる者。

(ヘ) 正規の手續により精神病者若くは狂者と認められたる者。

(ト) 貪婪的又は破廉恥的犯罪の爲め刑の宣告を受けたる者は法律若くは

裁判判決により定められたる期間中

二、選舉の施行

三、選舉は地方ソヴェート又は其の執行委員會の定むる日と之を行ふ。

四、選舉の経過及結果に關しては調書を作成し選舉委員會委員之に署名す。

五、選舉施行細目並に職業組合及其他の勞働團體の選舉参加は全露中央執行委員會若くは其の幹部會に於て之を定む。

三、選舉の審査及取消並に議員の召集

六、ソヴェート選舉の正否の審査は選舉委員會に於て之を行ひ、ソヴェート大會に選出せられたる議員の全權の正否の審査は資格審査委員會之を行ふ。

七、選舉が全部不正なる時に於て選舉取消の問題は順序上上級に位するソヴェート權力機關之を決定す、ソヴェート選舉に關する最終審判機關は全露中央執行委員會若くは其幹部會とす。

八、議員をソヴェートに送りたる選舉人は何時にても其議員を罷免し新選舉を行ふの權利を有す。

各ソヴェート共和國中央國家機關重要職員表

一、ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國

全露中央執行委員會議長

書 記 エム・イ・カリーニン  
人民委員會議長 ア・エス・キセレフ  
同代理 デ・エ・スウリモフ  
同代理 デ・ジエ・レベツト  
同代理 テ・エル・ルイスクロフ  
同代理 ア・イ・ムラロフ  
農務 同 ウエ・エヌ・ヤコウレフ  
財務 同 エヌ・ウエ・クルイレンコ  
司法 同 ア・エス・ブプロフ  
教育 同 エム・エフ・ウラヂミルスキー  
保健 同 タ・ア・ナゴウイツイン  
社會救恤 同 エヌ・ベ・コマロフ  
公益事業 同

二、ウクライナ社會主義

國家組織

リヴェート共和國

中央執行委員會議長

書 記 ギ・イ・ベトロフスキー  
人民委員會議長 リユブチエンコ  
同代理 ア・カ・セルビチエンコ  
同代理 カ・ウエ・スホームリン  
同代理 ウエ・ベ・ザトンスキー  
同代理 ア・エム・ズズニク  
同代理 ア・エル・ツリリスキー  
農務 同 ハ・エフ・コウフル  
財務 同 ウエ・ウエ・ポリヤコフ  
司法 同 エヌ・フ・スクリプニイ  
教育 同 エス・イ・カントロウイチ  
保健 同 ゲ・エヌ・ポコリニ  
社會救恤 同 ウエ・デ・コスメンコ  
公益事業 同

三、白ロシア社會主義ソ

ヴェート共和國

中央執行委員會議長

書 記 ア・ゲ・チエルビヤコフ

人民委員會議長

同代理 カ・エ・ウエネク  
同代理 ギ・ベ・グリセウイチ  
同代理 ア・イ・リチエフ  
農務 同 エフ・エヌ・ラチトスキー  
財務 同 ア・イ・ハツケウイチ  
司法 同 モム・ア・レウコフ  
教育 同 ア・エム・ブラツン  
保健 同 ヤ・エス・チエンツベル  
社會救恤 同 エ・カ・マルセウイチ  
公益事業 同 エヌ・エル・アクシユヒツツ

四、後高架索社會主義聯邦ソヴェート共和國

中央執行委員會議長

同代理 ハ・ムサベコフ  
同代理 エフ・エ・マハラツ  
同代理 ア・ア・アナニヤン  
同代理 ハ・スルタノフ  
同代理 エム・ア・エル||ジュゲリ  
同代理 ア・イ・ドガドフ



農務 同 ハ・エス・ウエジロフ  
 財務 同 ゲ・ムガロヴィシユビリ  
 公益事業同 エフ・ジエ・グロンテイ

五、ウズベツク社會主義  
 ソヴェート共和國

中央執行委員會議長

エル・アフン||バエフ  
 エム・ベ・モエーエフ

同代理

書記

同 人民委員會議長

同代理

同 農務

同 財務

同 司法

同 教育

同 保健

同 社會救恤

同 公益事業

エム・アフメドフ  
 エム・ア・セガル  
 エフ・ホヂヤエフ  
 ア・カリモフ

カ・ワルタバエフ  
 カ・ワルタエフ  
 ア・イスラモフ  
 チヤールマトフ  
 テ・ジユルヘネフ  
 ウエ・ベ・ニコラーエフ  
 エム・シエイホフ  
 ア・イスハコフ

六、トルクメン社會主義  
 ソヴェート共和國

中央執行委員會議長

同代理

同

同 人民委員會議長

同代理

同 農務

同 財務

同 司法

同 教育

同 保健

同 社會救恤

同 公益事業

エヌ・アイタコフ  
 カ・ハクリウエルヂエフ  
 オ・エスチエムリエフ  
 ヤ・ア・ダニロフ  
 カ・アタバエフ  
 ベ・ウエ・トルビゴ  
 ハ・アタバエフ  
 エム・イノヤトフ  
 ペ・アタニフ

七、タチツク社會主義  
 エヴート共和國

中央執行委員會議長

同代理

同

同 人民委員會議長

同代理

同 農務

同 財務

同 司法

同 教育

同 保健

同 社會救恤

同 公益事業

エム・ヌストラウワ  
 カ・バキエフ

ソヴェート聯邦の領土

ソヴェート聯邦は、二千百三十五萬三千平方キロメートルといふ廣大な領土を占め、それは地球の全陸地面積の六分の一に等しい。領土の廣さに關しては、ソヴェート聯邦は、ただ英帝國——その殖民地を含めて——だけに劣つてゐる。ソヴェート聯邦の領土のうちでの、ヨーロッパの部分は五分の一であり残りの五分の四はアジアの部分であるソヴェート聯邦國境界の全延長は六萬五千キロメートルであり、そのうち三分の一は陸地で三分

エルナヤ・ゼムリヤ(面積三四、五〇〇方  
 浬)も新たに獲得された版圖内に入つた

ソヴェート社會主義共和國聯邦各加盟國と其行政區劃

一九三二年版ソ聯邦外務人民委員部年鑑による

加盟共和國、管區及州(地方)名	成立日子	行政中心地	
		名稱	人口
ソヴェート社會主義共和國聯邦	一九一七年十一月七日	モスクワ	二、七八一、三〇〇
一、ロシヤ聯邦共和國			
管區及州(地方)			
一、沿ヴォルガ管區		スタリニングラード	二九四、五〇〇
二、北高架索管區		ロストフ・ナ・ドン	四五七、一〇〇
三、中部黒土州		ウオロネージ	一六五、一〇〇
四、極東管區		ハバロフスク	六五、〇〇〇
五、イヴソフ工業地方		イヴソフ・ウオズネ	一六二、三〇〇
六、レニングラード州		レニングラード	二、二二八、三〇〇
			モスクワよりの距離(單位浬)
			一、〇七四
			一、二三一
			五七八
			八、四六一
			三一八
			六五一



七、モスクワ州

八、ニジニ・ノヴゴロド州

九、北部管區

一〇、西部地方

一一、ウラル地方

一二、西部シベリヤ管區

一三、東部シベリヤ管區

一四、中部ヴォルガ管區

自治州

一、アドウイガイ自治州

二、イングーシユ自治州

三、カバルジノバルカール自治州

四、カルムイツ自治州

五、カラカルバツク自治州

六、カラチャエフ自治州

七、ハカス自治州

八、コーミ(ズリヤン)自治州

九、マリヤ自治州

一〇、モルドウイン自治州

一一、オラート自治州

一二、北オセチン自治州

一三、ウドムート自治州

一四、チエルケツシュ自治州

一五、チエチエン自治州

自治共和國

一、アレマンド・ヴォルガ自治共和國

二、バシユキール自治共和國

三、ブリヤート・モンゴル自治共和國

四、クルイム自治共和國

五、ダゲスタン自治共和國

六、カザーク自治共和國

七、カレリーリヤ自治共和國

八、キルギス自治共和國

九、タタール自治共和國

一〇、チューシユ自治共和國

國家組織

モスクワ

ニジニ・ノヴゴロド

アルハンゲリスク

スモレンスク

スウエルドロフスク

ノウオシビリスク

イルクツク

サマラ

クラスノダル

オルヂヨニキーゼ

ナリーチク

エリスタ

ツルクール

ミコヤンシヤハル

アバカン

シリチフカル

ヨシカル・オラ

二、七八一、三〇〇

三五〇、三〇〇

八一、六〇〇

八九、二三九

二二三、三〇〇

一七六、〇〇〇

一〇三、九〇〇

二二〇、四〇〇

一七〇、一〇〇

七八、三四七

一二、九〇九

四、七二四

四、二〇七

一、五〇〇

四、二九〇

五、〇六八

四、三七四

一四

四四〇

一、一三七

四一九

一、六八六

三、四六九

五、〇九二

一、〇四六

一、五四一

一、九二九

一、八八五

一、八三六

三、一三六

一、七三二

四、五六九

一、七一五

八五八

六四三

三、九五〇

一、九二九

一、一四八

一、六七四

二、〇一七

八七二

一、五一九

五、五八一

一、四九九

二、一二七

四、〇一一

九二四

三、七二〇

七九五

七四六

一五

サランスク

ウララ

オルヂヨニキーゼ

イジエフスク

ワタルバシンスク

グローズヌイ

エンゲリスク

ウーハ

ウエルネウージンスク

ク

シムヘロボーリ

マハツチ・カラ

アルマ・アタ

ペトロザオドスク

フルーニゼ

カザン

チエボクサールイ

一五、四三一

五、六九一

七八、三四七

六三、二一一

一九、二四六

一四八、九〇〇

三四、三五二

一二四、一〇〇

二八、九一八

八八、三四〇

三二、〇〇〇

四五、三八五

二七、一五〇

三一、八〇四

二〇二、〇〇〇

一〇、二三八

一五



一、ヤクーツク自治共和国	一九一九年十二月廿七日	ヤクーツク	一〇、五五八	八、二七二
二、ウクライナ共和国	一九一九年一月一日	ハリコフ	五二二、五〇〇	七八〇
モルダフ自治共和国	一九二二年五月十二日	チラスポリ	二二、七四一	一、四八四
三、白ロシヤ共和国		ミンスク	一五三、五〇〇	七五二
四、後高架索聯邦共和国		チフリリス	三四七、九〇〇	三、〇二五
一、アルメンヤ共和国		エリワニ	六四、六四九	三、四〇〇
二、アゼルバイジャン共和国		バクー	五七五、二〇〇	三、〇二五
ナヒチエワン自治共和国		ナヒチエワン	八、九四六	三、五七五
カラバフ山脈自治州		ステパナケルト	三、一一八	二、八四五
三、グルジン共和国		チフリリス	三四七、九〇〇	三、〇二五
アブハーシユ共和国		スフーム	二〇、〇三二	一一、〇四四
アジアリスタン自治共和国		バツーム	四五、四五〇	三、三三三
南部自治州		ツヒンバリ	五、八一三	三、一一九
五、ウズベツク共和国	一九二四年十二月五日	タシユケント	四二一、八〇〇	三、三二八
六、トルクメン共和国	一九二四年十二月	アシユハバド	六一、六九三	三、四〇四
七、タジク共和国	一九二九年十二月	スタリナバト	五、六〇七	三、九三六
バダーシユ山自治州		ホーログ	九二七	四、三〇五

ソエヴァート聯邦の人口

一九一三年度 一三六、一〇〇、〇〇〇人  
 一九二六年度 一四七、二〇七、九〇〇人  
 一九二八年度 一五〇、四二六、八〇〇人  
 一九三〇年度 一五七、九〇〇、〇〇〇人  
 一九三一年度 一六〇、四三〇、三〇〇人  
 一九三二年度 一六三、一六六、一〇〇人  
 一九三三年度 一六五、七〇〇、〇〇〇人

右の表によりて見る如く、近年に至り毎年の増加約三百萬人に達す。これが原因は生産率の増加、死亡率の低下、殊に幼児死亡率の激減によるものである。國內工業化の進展に俱ひ、都市住民の数は近年大に増加し、なほ將來もこの傾向が更に進展するものと認められる。之が増加率を示せば一九二六年度は一七・九%なりしも、五ヶ年計畫の初年度たる一九二八年には一八・三%となり、一九三一年度は二〇・七%となつた。

従つて都市の數も激増し、現在では人口十萬以上五十都市、五萬以上六十六都

市、二萬以上百四十八都市を數ふる有様である。  
 次に人口十萬以上の都市を掲げれば

人口十萬以上の都市及人口

モスクワ	三、八〇〇、〇〇〇
レニングラド(舊ベトログラド)	三、三三〇、〇〇〇
バクー	八〇〇、〇〇〇
ハリコフ	六七〇、〇〇〇
キーエフ	五四〇、〇〇〇
スウエルドロフスク(舊エカテリンブルグ)	五〇〇、〇〇〇
オデッサ	四八〇、〇〇〇
ロストフ・ド・ナス	四四八、〇〇〇
タシケント	四三三、〇〇〇
チフリリス	三九三、〇〇〇
ゴーリキー(舊ニジニノヴゴロド)	三五一、〇〇〇
ドネプロベトロフスク(舊エカテリノスラフ)	三三〇、〇〇〇
スタリナバト(舊ツァリツイン)	三九五、〇〇〇
サラトフ	三七八、〇〇〇
ノウオシビルスク(舊ノウオニコラエフスク)	三三五、〇〇〇
カザン	三三〇、〇〇〇
サマラ	三二二、〇〇〇
ラストラ、ン	一九九、〇〇〇
スタリノ(舊ユゾフカ)	一五九、〇〇〇
ノーラ	一九三、〇〇〇
オムスク	一九九、〇〇〇
ベルミ	一七六、〇〇〇
クラスノダール(舊エカテリノダール)	一七〇、〇〇〇
アルマ・アタ(舊ウエルヌイ)	一六八、〇〇〇
ウオロネジ	一六六、〇〇〇
マグニトゴルスク	一五九、〇〇〇
ルガンスク	一五九、〇〇〇
イヴァノヴォ(舊イワノウオズネシンスク)	一五九、〇〇〇
ヤロスラウリ	一五六、〇〇〇
マケエフカ(舊ドミトリエフスク)	一五〇、〇〇〇



グロズスイ	一四九,〇〇〇
タガンログ	一四四,〇〇〇
ミンスク	一三六,〇〇〇
サマルカンド	一三六,〇〇〇
オレンブルグ	一三三,〇〇〇
ニコラエフ	一三三,〇〇〇
ニジニタギリ	一三〇,〇〇〇
アルハンゲリスク	一二九,〇〇〇
ウラヂウオストク	一二九,〇〇〇
カリニン(舊トウエリ)	一二五,〇〇〇
ウフア	一二四,〇〇〇
チェリヤビンスク	一二七,〇〇〇
ヴァイテプスク	一〇九,〇〇〇
ゴメリ	一〇八,〇〇〇
ペンザ	一〇六,〇〇〇
マリウポリ	一〇六,〇〇〇
ザポロジエ(舊アレクサンドロフスク)	一〇五,〇〇〇
イルクツク	一〇四,〇〇〇
カラガンダ	一〇一,〇〇〇
クルスク	一〇〇,〇〇〇
以上 五十市	

極東土人人口

モンゴール	四八
ブーリヤート	八、六四六
ヤクート	一、二二六
トングース	一三、六三二
ラムート	一三、〇〇六
オロチオン	八、〇一七
ゴーリツド	五、三〇四
オリチ	七二二
ネギダンツツ	六八三
オロチ	六四六
チュワネツツ	六八四
アレウート	三五一
ウデヘ	一、三五八
オコロツコ	一六二
サモギール	五五一
チュリチ	一一、〇四〇
コリヤーク	七、四三四
カムチャダール	四、二〇七
ギリヤク	四、〇七六
エスキモ	一、二九一
其他	六一八

極東地方行政區劃組織

一、分管區劃の設定

普通「極東地方」と謂れてゐるのは後具加爾以東のソ聯邦領土を稱するのであつて、帝政時代に於ては行政上四縣に分轄統治されてゐた。然し革命後一九二六年全露中央執行委員會は、從來の行政單位としての縣制は土地餘りに廣大にして、行政上種々の不便あるのに鑑み、一行政單位として、又經濟的考慮を基礎の下に浦鹽、ハバロフスク、ニコラエフスク、アムール、ゼーヤ、スレーチン、エンスク、チタ、北樺太、カムチャツカの九管區に分ち、更に七十五分管區に分轄統治することに決定した。

二、分管區劃の變更

次いで一九三二年十月二十日開かれた全露中央執行委員會幹部會に於て、極東地方の行政區劃變更を行ふ旨決定した。

これに依れば極東地方の管内に次の諸州及び管區が組織されることになつた。

州及び管區名	行政中心地
プリモルスカヤ州	浦鹽
アムルスカヤ州	ブラゴヴェス
カムチャツカヤ州	チエンスク
サハリンスカヤ州	ベトロバウロフスク
サハリンスカヤ州	アレクサンドロフスク
ニジネ・アムルスキー管區	ニコラエフスク

ハバロフスク市は、獨立行政區となり極東地方執行委員會に直屬する。尙ほ同執行委員會に直屬する獨立管區は、オホツキー、コリヤンスキー、チウコツキーにして、執行委員會直屬の獨立小管區はビロジヤンスキー、ニジネタムボスキー、プリゴロドヌイである。

三、「東部シベリヤ地方」新設

ソ聯邦政府は一九三〇年以來の極東地方に於ける管區行政組織の改制と同時に

從來の極東地方地域を縮少し、それを以て更に東部シベリヤ地方を新設したのである。それはチタ及びスレーチエンスクの兩管區(二十二管區)面積は二六九〇三九平萬軒の地域が充てられた。

四、管區廢止に伴ふ行政組織の變更

上述の如き管區改制は必然的に同地方の行政組織をも變更せざるを得なくなつた。主なる變更都市・町・村は次の如くである。

浦鹽、ブラゴウエシチエンスク兩市はソヴェートを構成して極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。ハバロフスク、ニコリスク、蘇城、チタ、ベトロフスキー、ザウオード等は近郊の村を合併して市執行委員會を設定し極東地方執行委員會に所屬することゝなつた。(但し市政管掌機關としての市ソヴェートを構成しないこと)

ラエフスク等その他都市は分管區執行委

員に所屬し、市ソヴェートを構成するものとす。

ビラ、テチエ等の村は獨立會計を有する労働者村ソヴェートを編成し、それに該當する分管區執行委員會に附屬せしめられた。

尙北樺太管區内オハ分管區は北樺太管區から分轄し極東地方執行委員會に附屬せしめられた。

五、極東地方行政機關

極東行政機關の中心は、極東地方執行委員會であつて、現在の議長はブツェンコ氏である。同氏は駐日通商代表であつたアサートキン氏の後を襲ふたものである。地方執行委員會はハバロフスク市に在る。議長の下に議長代理三名、書記一名を置く。

猶ほ執行委員會には左の各部がある。

組織	少數民族部
財務部	教育部
行政部	保健部
農務部	自治經濟部
商務部	労働部



社會保險部 勞農監督部  
國民經濟會議 司法部

六、極東經濟機關

極東に於て活躍せる經濟機關の主要なるものを掲ぐれば左の通りである。  
極東銀行、極東林業トラスト、輸出木材株式會社、ソ聯邦西方商業會議所極東支部、國立銀行ハバロフスク支店、漁業廳、カムチャツカ株式會社、サガレン株式會社

右諸機關は總てハバロフスク市にあるが、漁業廳は浦潮斯德にある、而して漁業廳長官はチモンシエンコ氏である。

ソヴェエト聯邦の

憲法 (改正)

第一編 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦構成に關する宣言

「ソヴェエト」諸共和國の建設以來世界の國家は二個の陣營即ち資本主義の陣營及社會主義の陣營に分れたり  
彼方資本主義の陣營に於ては民族間の敵

意及不平等、植民地的××制度及××的愛國主義、民族的抑壓及××、帝國主義的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信賴及平和、民族的自由及平等、國民間の平和的共存及同胞的協力存在す

資本主義の世界が民族の自由なる發展と人の人を搾取するの制度とを混用して民族問題を解決せんとしたる數十年間の企圖は効果なきこと判明し民族間の葛藤は却て益々増大し資本主義の存在自體を脅威するに至り有産階級は民族間の協力を圓滑ならしむるの力無きこと明となりたり

「ソヴェエト」の陣營に於てのみ即ち人民の大多數を糾合したる無産階級の獨裁の下に於てのみ民族的壓迫を其の根底より打破し民族間に相互信賴の事態を創成し同胞的協力の基礎を設定するの可能なること明となりたり

右狀勢に因りてのみ「ソヴェエト」諸共和國は内外に於ける全世界の帝國主義者の攻撃を排除することを得又「ソヴェエト」

諸共和國は能く國內の争亂を清算し自國の存在を保障し且平和的經濟建設に着手することを得たり

然れども數歳に亘れる戦争は其の痕跡を残さざるを得ざりき戦争の遺産として遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場破壊せられたる生産力及涸渴せる經濟資源は經濟建設に對する各共和國個々の努力を不十分ならしめたり各國共和国の分立的存在の下に於ては國民經濟の復興は不可能なること明となりたり

他方に於て國際政局の不安定及新なる攻撃の危険は「ソヴェエト」諸共和國をして資本主義的包圍に遭ひて單一戰線を敷くの已むを得ざるに至らしむ

終に階級的性質上國際的なる「ソヴェエト」權力の組織夫れ自體は「ソヴェエト」諸共和國の労働大衆を驅りて一つの社會主義的集團を構成するの途に向はしむ

總て此等の事態は「ソヴェエト」諸共和國の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民の民族的發展の自由を確保するを得べき一の聯邦を構成することを要するもの

なり  
最近其の「ソヴェエト」大會を開催し滿場一致を以て「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の構成に關する決定を採用したる

「ソヴェエト」諸共和國國民の意思は本聯邦が平等なる國民の任意的結合なること各共和國は自由に聯邦より脱退するの權利を保障せられたること、既に存在し又は將來建設せらるることあるべき一切の社會主義「ソヴェエト」共和國は自由由本聯邦に加入するを得べきこと、新なる聯邦國家は千九百十七年樹立せられたる國民の平和的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある成果なること並に本聯邦國家は世界資本主義に對抗するに爲倚賴するに足る城壁にして且總ての國の勞務者をして一つの世界的社會主義「ソヴェエト」共和國を構成せしむべき新なる決定的一歩たることの信賴すべき保障たるものなり

第二編 條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國  
(「エル、エス、エフ、エス、エル」)、「ウクライナ」社會主義「ソヴェエト」共和國

國家組織

(「ウ、エス、エス、エル」)、白露社會主義「ソヴェエト」共和國(「ベ、エス、エス、エル」)、後高架索聯邦(「ソヴェエト」共和國(「ゼ、エス、エス、エル」)即ち「ソヴェエト」社會主義共和國「アゼルバイジャン」)、「ソヴェエト」社會主義共和國「ジョルジア」及「ソヴェエト」社會主義共和國「アルメニア」)、「トウルクメン」社會主義「ソヴェエト」共和國(「トウルク、エス、エス、エル」)、「ウズベク」社會主義「ソヴェエト」共和國(「ウズ、エス、エス、エル」)及「タジック」社會主義「ソヴェエト」共和國「タド、エス、エス、エル」)は一の聯邦國家たる「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦に合同す

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)千九百二十九年十月五日改正(千九百二十九年聯邦法令集第七十五輯 第七百十七號)

第一章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項

第一條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を表現する最高機關は左の權限を有す

(イ) 國際關係に於ける聯邦の代表、一切の外交事務の處理、他の國家との政治上及び其の他の條約の締結

(ロ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦國境の變更並に同聯邦を構成する諸共和國間の國境變更に關する諸問題の調整

(ハ) 新共和國の「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦加入に關する條約の締結  
(ニ) 宣戰及講和

(ホ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の外債及内債に關する契約並に同聯邦を構成する諸共和國の外債及内債の募集の許可

(ヘ) 國際條約の批准  
(ト) 外國貿易の管理並に供給及國內商業制度の樹立  
(チ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦



邦の全國民經濟の基礎及一般計畫の確立、各聯邦的意義を有する工業の部門及各個の工業的企業の決定、全聯邦的又は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の名に於てする利權契約の締結

(リ) 運輸及郵便電信事務の指導  
(ヌ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の軍の編制及指導

(ル) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の單一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國の豫算を包含する單一國家豫算の承認、全聯邦的租税及収入の決定並に「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする右租税及収入よりの控除金額及之に對する附加金額の決定  
「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする補充的租税及課金の認可  
(ヲ) 單一貨幣及信用制度の樹立  
(ワ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の全領域に於ける土地の整理及利用

を擁護す

第四條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由に同聯邦を脱退するの權利を保有す

第五條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本憲法第四條を改正し、制限し又は削除する爲には「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を用す

第七條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會

第八條 「ソヴェエト」大會は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但し「ソヴェエト」大會の閉會中

用並に地中埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立

(カ) 共和國相互間に於ける移住に關する全聯邦的立法並に移民資本の設定

(キ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續並に民事及刑事立法に關する原則の確立

(ク) 労働に關する根本法の制定  
(ケ) 國民教育に關する一般原則の確立

(コ) 國民の健康保全に關する一般的施設  
(ツ) 度量衡制度の樹立

(ネ) 全聯邦的統計の作成  
(ナ) 外國人の權利に關係ある「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の國籍に關する基本的立法

(ラ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大救權  
(ム) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェエト」大會及中央執行委員會の決定に

は聯邦會議及民族會議より成る「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第九條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會は選舉人二萬五千人に付一人の割合に依る市「ソヴェエト」及市的居住地「ソヴェエト」の代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村「ソヴェエト」代表者を以て之を組織す

千九百二十七年四月二十六日改正  
(千九百二十七年聯邦法令集第二十輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第十條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會に對する代表者は(イ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有せざる國家の「ソヴェエト」大會に於て直接に(ロ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦

して本憲法に違反するものの取消  
(ウ) 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける繫争問題の解決

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第二條 本憲法の基本的原則の承認及變更は専ら「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦「ソヴェエト」大會の權限に屬す

第二章 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權並に同聯邦の國籍

第三條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらるる右制限の範圍外に於ては「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦を構成する各共和國は獨立して其の國家權力を行使す「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權

邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有する國家に於ては地方及州の「ソヴェエト」大會に於て

(ハ) 「アゼルバイジャン」、「ジョルジア」及「アルメニア」の諸「ソヴェエト」社會主義共和國の「ソヴェエト」大會に於て並に地方及州に合同せられ又は合同せられざる自治共和國及自治州の「ソヴェエト」大會に於て選舉せらるる

千九百二十七年四月二十六日改正  
(千九百二十七年聯邦法令集第二十輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第十一條 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦の通常「ソヴェエト」大會は二年に一回同聯邦中央執行委員會之を召集す臨時「ソヴェエト」大會は「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の決議又は聯邦會議、民族會議若し同聯邦を構成する一共和國の要求に基き同



聯邦中央執行委員會之召集す

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)

第十二條 所定の期日に「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの權利を有す

第四章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

會

第十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦「ソヴェート」大會の定むる人數の聯邦會議を選任す

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十五條 民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治「ソヴェート」社會主義諸共和國各五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成す民族會議の組織は全體として「ソヴェート」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」大會に依り承認せらるるものとす

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第十六條 聯邦會議及民族會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ又は聯邦會議及民族會議に依り發議せらるる一切の命令、法典及決定を審議す

第十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部會の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の通常又は臨時「ソヴェート」大會の裁決に附することを得

第十八條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成る

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會(本憲法第二十六條及第三十七條)を構成する爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別

會及人民委員會の行動の範圍を定む

第十八條 命令又は決定にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の政治的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を経る爲提出することを要す

第十九條 中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及規定は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す

第二十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦中央執行委員會幹部會、同聯邦を構成する諸共和國の「ソヴェート」大會及同中央執行委員會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す

第二十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常會議は同聯邦通當「ソヴェート」大會の閉會中に少

に之を行ふ

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十七條 中央執行委員會は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選挙す

千九百二十五年五月二十日改正(千九百二十五年聯邦法令集第三十五輯 第二百四十五號)

第二十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦「ソヴェート」大會に對し責に任す

第五章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高權力機關なり

くとも三回中央執行委員會幹部會に依り召集せらる臨時會議は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第六十二號)

第二十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの効力を取得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條 調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の合同會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投



第三十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依る同聯邦憲法の適用並に同聯邦「ソヴェート」大會及中央執行委員會決定の執行を監督す

第三十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會及各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會の決定を停止し及之を取消すの權利を有す

第三十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國「ソヴェート」大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を経る爲「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸

共和國中央執行委員會、同幹部會及其他の權力機關の提出する命令案及決定案を審議し及之を承認す

第三十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の中央執行委員會、同幹部會及人民委員會の命令及決定は同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる諸國語(露西亞語、「ウクライナ」語、白露語、「ジョルジア」語、「アルメニア」語、「アゼルバイジャン」語、「ウズベク」語、「トルクメン」語及「タジク」語「フアリシッド」語)を以て之を印刷す

千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令第十七輯 第六十二號)

第三十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調整す

第四十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責任を任す

第四十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會及同幹部會は同聯邦人民委員會の命令及決定に對し同聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得但し之が執行を停止することを不得

第七章 「ソヴェート」社會主義

共和國聯邦最高裁判所

第四十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の領域内に於て革命の正義を擁護する爲同聯邦中央執行委員會の下に左の權限を有する最高裁判所を置く

(イ) 全聯邦的法律問題に關し「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成

國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責任を任す

第六章 「ソヴェート」社會主義

共和國聯邦人民委員會

第三十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらる

人民委員會議長兼勞働國防會議議長

議長 代理

國家計畫委員會議長

外務 人民委員

陸海軍 人民委員

外國貿易 人民委員

交通 人民委員

水運 人民委員

聯絡 人民委員

勞農檢察 人民委員

最高國民經濟會議議長

農務 人民委員

勞働 人民委員

する諸共和國最高裁判所に指導的解釋を與ふること

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所の決定、判決又は宣告が全聯邦的法律に違反し又は他の共和國の利益に牴觸する場合同聯邦最高裁判所檢事の申立に基き之を審理し及同聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つること

(ハ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會の要求に基き同聯邦を構成する諸共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やに關し意見を具申すること

(ニ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける裁判所の争議を解決すること

(ホ) 職務上の犯罪に因り「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條 「ソヴェート」社會主義共和

供給 人民委員

財務 人民委員

千九百二十四年十月二十四日改正

(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第八十四號)、千九百二十七年

四月二十六日改正(千九百二十七年

聯邦法令集第二十一輯 第二百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改

正(千九百三十一年聯邦法令集第十

七輯 第六十二號)

(註) 本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるる命令及決定を審議す



國聯邦最高裁判所は左の構成を有す

(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部

(ハ) 軍事部

(ニ) 運輸事務部

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

第四十五條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所全員會は最高裁判所

長、同代理、同聯邦を構成する諸共和

國最高裁判所全員會議長、同聯邦最高

裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會

幹部會に依り任命せられる四名の委員

(同聯邦合同國家政治部の代表者一名

を含む)を以て之を構成す最高裁判所

長及同代理は「ソヴェート」社會主義共

和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り

任命せらる

千九百二十五年五月二十日改正(千

九百二十五年聯邦法令集第三十五輯

第二百四十五號)、千九百三十一年三

月十七日改正(千九百三十一年聯邦

法令集第十七輯 第六十二號)

第四十六條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所檢事及同代理は同聯

邦中央執行委員會幹部會之を任命す

「ソヴェート」共和國聯邦最高裁判所檢

事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切

の問題に付意見を開陳し最高裁判所の

會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高

裁判所全員會の決定と意見一致せざる

場合には同聯邦中央執行委員會幹部會

に對し異議を申立つるの義務を有す

第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問

題を「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

最高裁判所全員會の審理に附するの權

利は専ら同聯邦中央執行委員會、同幹

部會、同聯邦最高裁判所檢事、同聯邦

を構成する諸共和國檢事及同聯邦の合

同國家政治部に屬す

年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

第四十九條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦人民委員會會議所管の行政各部を

直接掌理する爲本憲法第三十七條に掲

げたる十人民委員部を置く人民委員部

は同聯邦中央執行委員會に依り任命せ

らる

千九百二十四年聯邦法令集第十九

輯 第八十四號)、千九百二十七年

四月二十六日改正(千九百二十七年

られたる人民委員部官制に從ひて行動

す

第五十條 「ソヴェート」社會主義共和國

聯邦人民委員部は之を

(イ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦共通人民委員部即ち全聯邦に亘り

單一なるもの

(ロ) 「ソヴェート」社會主義共和國聯

邦合同人民委員部

に分つ

第五十一條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦共通人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

外務人民委員部

陸海軍人民委員部

外國貿易人民委員部

交通人民委員部

水運人民委員部

郵便電信人民委員部

千九百二十七年四月二十六日改正

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

一年三月十七日改正(千九百三十

年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

備考 削 除

千九百二十七年四月二十六日追加

(千九百二十七年聯邦法令集第二十

一輯 第二百四十二號)、千九百三十

一年三月十七日削除(千九百三十

一年聯邦法令集第十七輯 第六十二

號)

(註) 本條末段の備考は千九百二十七

年四月二十六日追加せられたるも千

九百三十一年三月十七日削除せられ

たるを以て「備考削除」となり居れり

第五十二條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦合同人民委員部とは左の人民委

員部を謂ふ

最高國民經濟會議

農務人民委員部

勞働人民委員部

供給人民委員部

財務人民委員部

勞農檢査人民委員部

千九百二十四年十月二十四日改正

第五十三條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦共通人民委員部は同聯邦を構成

する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦を構成する諸共和國の領域内に

於て同聯邦合同人民委員部の機關とし

て其の任務を遂行するものは當該共和

國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民

委員會議員即ち人民委員とす

(千九百二十四年聯邦法令集第十九

輯 第八十四號)、千九百二十七年

四月二十六日改正(千九百二十七年

聯邦法令集第二十一輯 第二百四十

二號)、千九百三十一年三月十七日改

正(千九百三十一年聯邦法令集第十

七輯 第六十二號)

第五十三條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦共通人民委員部は同聯邦を構成

する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦を構成する諸共和國の領域内に

於て同聯邦合同人民委員部の機關とし

て其の任務を遂行するものは當該共和

國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民

委員會議員即ち人民委員とす

第五十六條 各人民委員の下に其の統裁

する參議會を置く參議員は「ソヴェ

ート」社會主義共和國聯邦人民委員會

議之を任命す

第五十七條 人民委員は當該人民委員部

に依り任命せらる

千九百二十五年五月二十日改正(千

九百二十五年聯邦法令集第三十五輯

第二百四十五號)、千九百三十一年三

月十七日改正(千九百三十一年聯邦

法令集第十七輯 第六十二號)

第四十八條 「ソヴェート」社會主義共和

國聯邦最高裁判所全員會は左の事件を

審理する爲特別法廷を構成す

(イ) 刑事又は民事事件にして其の内

容が「ソヴェート」社會主義共和國聯



の管掌する一切の問題を單獨に裁決するの權利を有す但し其の裁決は參議會に通告せらるべきものとす參議會又は同會員にして人民委員の裁決に不服なるときは「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議に異議を申立つることを得但し右裁決の執行は停止せらるることなし

第五十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦各人民委員部の命令は同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之を取消すことを得

第五十九條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員部の命令は明に同聯邦の憲法、法規又は同聯邦を構成する諸共和國の法規に違反するときは同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は之を停止することを得  
「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は右命令の停止に關し速に同聯邦人民委員會議及同聯邦當該人民委員に通告することを要す

第六十條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員は同聯邦人民委員會議、同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第九章 合同國家政治部

第六十一條 政治的並に經濟的の反革命運動、間諜及匪賊行為との抗争に關する「ソヴェート」社會主義共和國聯邦構成諸共和國の革命的努力を統一する爲同聯邦人民委員會議の下に合同國家政治部を置く右合同國家政治部の長官は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民委員會議に列し評議員を有す

第六十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成する諸共和國人民委員會議の下に派遣する其の代表を通し國家政治部地方機關の活動を指導す右代表は立法手續を以て承認せられたる特別規定に依り行動す

第六十三條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦合同國家政治部の行動の適法なりや否やは同聯邦中央執行委員會の特

に定むる規定に依り同聯邦最高裁判所  
檢事之を監視す

第十章 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國

第六十四條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於ては最高權力機關は「ソヴェート」大會なり但し「ソヴェート」大會の閉會中は當該共和國の中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第六十五條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高權力機關と同聯邦の最高權力機關との相互關係は本憲法を以て之を定む

第六十六條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は同會員中より幹部會を選任す中央執行委員會の閉會中は同幹部會を以て最高權力機關とす

第六十七條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は人民委員會議議長、議長代理

せる録及楯より成り同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる言語を以て記せる「總ての國の無產者團結せよ」なる銘を有す國章の上部に五尖の星を配す

聯邦第二回「ソヴェート」大會決定  
(速記録第三十五頁)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第百六十二號)

第七十一條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の國旗は赤又は紅地の布に旗竿の側の上隅に金色の鎌及槌を表はし其の上に金色にて縁取りたる赤色の五尖の星を配したるものとす幅の長さに對する割合は一と二なり

千九百二十三年十一月十二日改正  
(千九百二十三年中央執行委員會人民委員會議及勞働國防會議公報第十輯 第百九十六號)

第七十二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の首府は莫斯科市とす

國家計畫委員會議長、最高國民經濟會議議長、農務人民委員、財務人民委員、供給人民委員、勞働人民委員、司法人民委員、勞農檢查人民委員、教育人民委員、保健人民委員、社會保障人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會の決定に依り評議權又は表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍外國貿易、交通、水運、郵便電信各人民委員部の代表者を以て其の執行機關たる人民委員會議を構成す

千九百二十四年十月二十四日改正  
(千九百二十四年聯邦法令集第十九輯 第百八十四號)、千九百二十七年四月二十六日改正(千九百二十七年聯邦法令集第二十一輯 第百四十二號)、千九百三十一年三月十七日改正(千九百三十一年聯邦法令集第十七輯 第百六十二號)

(註) 本條議長代理の原語は複數なり  
第六十八條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高國民經濟會議並に農務、供給、財務、勞働



### ソヴェート國家の 外交關係

#### 一、ソヴェート外交の特 殊性

一國社會主義の勝利と世界革命の實現を目的とするソ聯邦において、外交の目的は、勿論、この遂行を助成する點にある。

ソヴェート外交は、相互に敵對關係に立ちながらもソ聯邦が一瞬に世界革命を實現する力なく、資本主義世界もまたソ聯邦を一擧に倒壊せしめる力なく、しかも相互の利益は經濟關係を結ばせてゐる如き情勢において、表面上これを圓滑に進展せしめる必要から生れた。

コミンテルンとソ聯邦外交人民委員部とは、常に引離して考へることはできない。それ故、ソヴェート外交はいつでも國際情勢に應じ、相互の力關係に應じて、方針を變更する柔軟性を有してゐる。

#### 二、ソ聯邦の國交締結諸 國

革命以後ソヴェート聯邦政府と諸種の條約を締結し、外交關係を持つてゐる諸國並に條約を締結し之を承認した年月を附記すれば次の如くである。

エストニア	一九二〇—二二 (平)
リトアニア	一九二〇—二二 (平)
ラトヴィア	一九二〇—二二 (平)
フィンランド	一九二〇—二二 (修)
ペルシヤ	一九二〇—二二 (修)
アフガニスタン	一九二〇—二二 (修)
トルコ	一九二〇—二二 (修)
ポーランド	一九二〇—二二 (平)
蒙古	一九二〇—二二 (承)
ドイツ	一九二〇—二二 (修)
チエコスロワキヤ	一九二〇—二二 (承)
デンマーク	一九二〇—二二 (承)
イギリス	一九二〇—二二 (承)
イタリア	一九二〇—二二 (通)
ノールウェイ	一九二〇—二二 (承)

#### 概説

然しながら以上の諸國はいづれも、資本主義的體制の國家であるに反して、ソヴェート聯邦のみは、プロレタリア革命過程の社會主義的體制の國家である。従つて兩者の階級的關係は全く對立的であつて、こゝから種々の複雑な問題が、ソヴェート聯邦の對外關係の上に發生してくる。殊に一九二九年頃から資本主義諸國は未曾有の深刻な經濟恐慌に襲はれ、時と共にそれが發展深化しつゝあるに對して、ソヴェート聯邦は、その國內に種々の困難や矛盾を藏しながらも、五箇年計畫の強行によつて、次第にその社會主義的建設を促進しつゝある。この相反する二傾向はさらでだに對立するソヴェート聯邦對資本主義世界の相互關係を益々對立的ならしめ來つた。

一九二一年より一九二六、七年まで即ち新經濟政策の初期において、ソヴェート聯邦と諸外國との間にはいはゆる息抜きと稱される一時的安定の時代が展開さ

外交

オーストリア	一九二四—二二 (承)
ギリシヤ	一九二四—二三 (承)
ダンチヒ自由市	一九二四—二三 (承)
スエーデン	一九二四—二三 (通)
カナダ	一九二四—二三 (承)
支那	一九二四—二五 (協)
デンマーク	一九二四—二六 (承)
フランス	一九二四—二〇 (承)
日本	一九二五—二一 (修)
タンヌ・ツワ	一九二五—二五
ウルグワイ	一九二六—二二 (承)

(註) 平は平和條約、修は修交條約、承は承認通牒、協は協約。

尙、最近において、外務人民委員長リトウイノフの活躍に依り不侵略條約、侵略國定義條約、不侵略條約延長協約等を締結し、多年惡罵し來つた國際聯盟にも加入、これらについてはそれ〴〵後述するが、聯盟加入問題最近ソ聯の一大外交的轉向と云へやう。

#### 二、ソ聯邦の對外關係

れた。兩者の間には通商、利權、交通等を中心とする經濟的相互利用の道が開かれた。然るにこれは五箇年計畫と經濟恐慌と深刻に對立する最近において著しく變化した。ソヴェート聯邦の資本主義諸國に對する關係は日と共に、以前の協調、友好的色彩が薄れて、背反的色彩が濃厚となつて來た。

例へば一九二九年より三十年にかけて歐米の基督教諸國の間にはソヴェートの反宗教運動に對する抗議と排撃のキャンペーンが猛烈に行はれ、ローマ法王、英國のカンタベリー大僧正等を先頭に全基督教徒はいはゆる反ソヴェート十字軍を組織した。

つゞいて一九三〇年から三一年へかけソヴェート輸出商品のダンピング排撃キャンペーンが米國、英國、佛國等を中心し、殆んど資本主義全世界に捲き起され、ソヴェートの輸出商品とさえ云へばそれが「ダンピング」であるかの如きレッテ

ルを貼つて目の敵にされた。このことに籍口して資本主義諸國中の或ものはソヴェート商品の輸入を禁止もしくは制限する法令を發布した。佛國の如きは其好適例である。之に對してソヴェート政府も亦對抗手段を取り、それら諸國からの物資の買付、備船等を禁止するに至つた。資本主義の反ソヴェート・キャンペーンは單にそれだけにとどまらなかつた。米國ではソヴェートの勞働を強制勞働乃至囚役勞働と稱して、かゝる勞働による生産品の輸入を禁止する趣旨の下に差當り、これをソヴェート産の木材に適用するに至つた。

最近における資本主義諸國の反ソヴェート・キャンペーンは單にこの三種にとどまらない。臨時的、偶發的性質のものまでも加へる時は實にその数は枚擧げに遑がない程である。殊に政治的性質を帯びた反ソヴェートの重大事件としては、一九三〇年十二月檢擧公判を見た露國産業黨大陰謀事件、一九三一年三月公判のメキシコ陰謀事件等が擧げられる。



前者はボアンカレー其他佛國政界乃至軍部の巨頭がその背後にあつて直接糸を引いてゐたといはれ、後者も亦單に舊ロシアの亡命メンシエヴィキ黨員のみならず獨逸其他の社會民主主義者が加擔してゐたといはれてゐる。更に其の後滿洲事變勃發するに當り、資本主義諸國の一部には日本とソヴェート聯邦とを直接武力衝突せしめんとする企圖が謀まれ、一九三一年末モスクワにおいて、廣田大使暗殺陰謀事件が暴露されるに至つた。又一九三二年三月にはソ獨關係を悪化せしめんとする陰謀によつて、駐ソ獨逸大使館參事官を狙撃負傷せしめる等の事件も起るに至つた。

すべてこれら一聯の反ソヴェート・カンパニーはその根底に五箇年計畫と經濟恐慌に特色づけられるソヴェート聯邦と資本主義諸國の増大しつゝある對立が横つてゐる。

マルクス主義經濟學の世界的權威ヴァルガ博士は「ソヴェート聯邦と資本主義諸國との對立は、人類史の現段階に

れば左の如くである。

### 一、英人技師逮捕事件

昭和八年度のソヴェート外交關係において勃發した最も大きい問題の一つは、メトロポリタン・ヴィツカリス支社勤務英人技師逮捕事件であつた。ソヴェート聯邦合同國家保安局は、一九三三年三月十三日に突如ソヴェート聯邦内の主要發電所内に起つた重大な破壊事件に關する調査を發表した。この事件にはソヴェート政府と技術的援助契約を結びソヴェート國內に働いてゐた英國メトロポリタン・ヴィツカリス電機會社の英人技師ソーン・レスリー以下六名も反革命の目的をもつて重要な役割を演じたので、ソヴェート國人と共に逮捕されたのである。前記英人技師逮捕に關して英國政府は嚴重な抗議をソ政府に提出したが、ソヴェート政府は右抗議を一蹴してしまつた。これに對して英國政府の對ソ態度は甚だ軟化し、前掲上下兩院の協賛を見たる

外 交

おける最も根本的な對立をなしてゐるのである」と言つてゐるが、此ことの眞實性は事實の上に證明せらるゝに至つた。

だが一方では資本主義國家相互間のソヴェートに對する利害が食ひ違つて居り、反ソヴェート戰爭の場合完全な協同戰線を張り得る自信がないことが、反ソヴェート戰爭を躊躇させてゐる。ソヴェート聯邦としては同國におけるプロレタリア革命の進行、特に社會主義建設の發展が資本主義諸國との間に深刻な對立を呼び起すべきことを熟知して居るが、而も第一次第二次五箇年計畫による社會主義建設の完成は對外平和を絶對要件とすることも十分に知つてゐるので、出来るだけ戰爭の危険を除去するか、乃至は此危険の接近を長引かせることが必要である。かうしたソヴェート側の必要と資本主義内部の對立國を牽制せんとする隣接諸國との利害は、或程度的一致を見せて、ソヴェート政府の提案にかゝる不信略條約が締結されるに至つた。

因みに、ソヴェート聯邦が諸外國と締

蘇國商品輸入禁止法案は遂に四月十九日、樞密院御前會議の席上決定を見るに至り、直ちに同日の官報に發表せられるに至つた。

その内容は概略次の如くである。

- 一、禁止品目はバター、小麦、棉花、石油、木材など廣汎な範圍に亘りロシアよりの輸入總額の八割に及ぶ

- 二、禁止令は四月二十六日より効力を發す

右の外、ロンドン駐劄ソヴェート通商代表部上級部員三名が従來享受して來た外交上の不可侵權も右禁止令交附と同時に消滅し、通商代表部は右外交上の特權を享受し得ざるに至つた。

之に對しソヴェート政府も亦報復的に英國品の輸入を禁止することとなり、四月二十一日、外國貿易人民委員長ローゼンゴルツ氏は「ソヴェート聯邦との通商に對して制限制度を設けてゐる國との經濟的關係」を規定した一九三〇年十月十日のソ聯邦人民委員會議例に基き對英通

結せる不信略條約條文については、別項を参照されし。

### 昭和八年の外交關係

昭和八年はソヴェート外交勝利の年であつた。五ヶ年計畫の進行は、從來ソヴェート聯邦を敵視してゐた大小の諸國との經濟的關係を深め、不況に喘ぐ資本主義諸國は、欲すると欲せざるとに拘らずソヴェート聯邦と經濟關係を結び、或はこれを承認するなど、この間、外務人民委員長リトヴィノフの活躍は眼見しいものがあつた。米ソ國交回復、英ソ通商協定の締結及び各隣接國によるソ聯の承認、不侵略條約の締結等、リトヴィノフは世界外交史上における花形となつた。これを要するに、ソヴェート外交の好轉は何に起因するか。なによりもまづ、ソ聯邦の國力増大であり、資本主義諸國間の利害對立關係の利用がこれをもたらした。

以下、重要事項を事件別に列挙してみ

商關係に關して左の如き命令を發した。

- 一、外國貿易業者は英國品を購入すること爲に英國に對して註文を發すること

を禁ず

- 二、英國旗を揚げたる商船の雇傭を禁ず

- 三、ソ領内を經由して運輸される英國商品に對しては右に關する制限法規を適用す

- 四、各種のトランゼット並に再輸出機關は英國の諸港及その貿易根據地の利用を最小限度に止めること

- 五、以上の規定は本年四月十九日公布されたソヴェートの輸出品に對する英國の輸入禁止法が有効なる全期間中これを實施するものとす

かくて英ソ兩國間の通商關係はメトロポリタン・ヴィツカリス會社員處罰事件を契機として此處に事實上斷絶するに至つたのである。従つて英ソ國交は遂に一九二七年五月のアルコス商會並にソヴェート通商代表部手入事件當時以來の重大危機に直面した。



### 二、紛争解決に關する英ソ協定

一九三〇年六月十二日ロンドンに開催された國際經濟會議に出席せるソヴェート聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏と英國外相サイモン氏との間に英露間の紛争解決に關し、七月一日完全なる協定成立したが、解決案には左の條項を含んでゐる。

- 一、英國の對露通商禁止撤廢
- 一、メトロ・ヴィツカース事件の犯人ソントン・マクドナルド兩氏を釋放送還する
- 一、ソヴェート聯邦の對英報復的通商手段の取消
- 一、即時英露通商條約交渉を開始すること

### 三、米ソ國交回復

一九三三年において特筆大書すべきソヴェート外交最大の收穫は米ソ國交回復である。

提的議定書

- 第五部 經濟情報収集の權利
- 第六部 兩國間の諸要求に關する問題
- 第七部 シベリア出兵損害要求放棄
- 第八部 米ソ間の債務問題、その他の要求に關する今後の細目交渉を豫示せる共同聲明書

であり、十七日初代駐ソ大使として米政府切つてのソ聯通で熱心なソ聯承認論者國務次官補ウイリアム・ブリット氏を任命、ソ聯側では、前駐日大使當時國家計畫委員長代理だつたトロヤノフスキー氏を初代駐米大使に任命した。

### 四、其後の諸事件

右に述べた諸事件以外に、一九三三年三月國粹社會黨首領ヒットラー氏がドイツの政權を握るや、獨ソ關係は悪化した。四月三日ソヴェート聯邦政府外務人民委員長リトヴィノフ氏は駐露ドイツ大使フォン・デイルクゼン氏に對し

ドイツ國內に於てソヴェート市民が殴打され、且つ苛酷な待遇を受けた上理

外 交

米ソ復交を促進せしめた要因は、經濟的には合衆國の對ソ貿易の増大であり、政治的には滿洲事變を契機とする日本に對する米ソの利益の一致である。加ふるに、進歩主義者としてのルーズヴェルトが大統領に就任、復交のために拍車を加へた。

先づルーズヴェルト大統領から十月十日付招請狀が發せられ、カリニン議長十七日付回答文となり、十一月七日ソ聯代表リトヴィノフ着米、華府驛頭にハル國務長官その他米國官憲の出迎へを受け、ホワイト・ハウスに入りルーズヴェルト大統領と會見、翌八日から交渉が進行したがこの折衝において米國が最も重點をおいたのは、

- 一、米國に於ける共產主義宣傳の禁止並に取締問題
- 一、米國のソ聯邦に對する公私債權問題

等であり、右債權の内容は  
一、ケレンスキー債元利三億二千七百五十餘萬弗

由なくして不法に逮捕され、更に各所に在るソヴェート通商代表部並にソヴェート汽船に手入れし、各種ソヴェート商業機關内に於て掠奪が行はれたとて嚴重な抗議を提出するなど、一時兩國關係の危機をさへ思はしめたが、ヒットラー政府は遂にその對ソ政策を緩和したので、其後兩國の關係はやゝ落ち着いた。しかしドイツ共產黨に對するヒットラー政府の彈壓は今尚ほ緩和されないで、このことは今後の兩國の關係に一抹の不安を投げてゐる。

しかも五月にはソ獨ベルリン條約が延長され、ソ伊通商クレゼット協定が成立更に六月ロンドンにおける世界經濟會議に出席のソ聯代表リトヴィノフの提案による侵略者定義條約が七月三日ロンドンのソヴェート大使館に於て、ソヴェート、ベルシヤ、アフガニスタン、トルコ、ポーランド、ルーマニア、ラトヴィア、エストニアとの九ヶ國間に調印された。この條約取極めが又九ヶ國との通商關係に影響するは明かである。該侵略者

一、私的債權四億四千萬弗  
合計、七億六千八百五十餘萬弗であつた。

而して、交渉の進歩を妨げたものは實に舊債問題であつた。米國にとつてソ聯に對する舊債廢棄の承認は同様にして今後南米その他米國の投資團に政治的變革ある場合に同様の舉に出られることになつるので、支拂方法については譲歩しても原則的には舊債の確認を要求したためである。

リトヴィノフ着米後旬日にして、兩氏の間には復交に關する完全なる基礎的諒解に到達し、十一月十六日午後十一時五十分米ソ國交は十六年振りで復活し、八部の公文書の發表となつた。右公文書は、  
第一部、ルーズヴェルト米大統領とリトヴィノフソ聯代表との交換書簡。  
第二部、内政不干渉、共產主義宣傳禁止問題

第三部 兩國相互に相手方の國民の信教及び禮拜の自由を確保すべき申合せ。  
第四部 通商及び領事派遣に關する前

定義條約（不侵略條約の一種）の内容に對しては後に詳述するであらう。  
尙、九月にはソ伊不侵略條約の調印、十一月にはウルグアイとの國交が回復した。

### 五、ソ伊新條約の意義

世界的經濟恐慌が深化し中歐及び極東に於ける國際的矛盾が増大し、然も國際會議で之れらを解決し得ないやうな情勢裡に於て

九月二日調印されたソ伊友好、不侵略及び中立條約は、大なる政治的意義を有するものである。殊に兩國は陸海及び空中に於ける侵略を互に爲さざることを約せる外、同條約の第三、第四條に於て、締約國の他の一方に反對する政治的及び經濟的國際協定に参加せざることを規定してゐるが、これは大なる意義を有するものである。

尙ほこの條約に關し伊太利の「ガゼッタ・デリ・ポポロ」紙は伊太利の政策の現實性を次の如く評價してゐるのは注目

三七



に價ひする。曰く「ソ伊間の諸關係は直線的に發展してゐる。伊太利は、武器、外交的術策、ソヴェート諸企業に對する妨害行爲、新聞紙に依る誹謗等の手段を以て反ソ運動に参加したことはなかつた」と。

一九二四年以來ソ伊間の外交及び經濟關係は順調に發展して來た。天然資源に貧弱な伊太利はソヴェート石油及び石炭を購入し、ソ聯邦は飛行機及び自動車製作に於て伊太利専門家の技術的援助を悦んで利用した。尙ほ本年調印された第三回目のクレヂット協定は伊太利がソヴェート注文の増加に興味を有することを證據出てるものである。同國は他の諸國と同様世界的不況の影響を受け、貿易額は減少し、鋼及び鉄鐵の生産は激減し、失業者は増加してゐる。この際自國重工業品の對ソ輸出を擴張せんとするのは當然のことと言はねばならぬ。

### 昭和九年の外交關係

昭和九年のソヴェート外交は昭和八年

三月にはソ獨經濟交渉の議定書調印、四月にはエストニア、ラトヴィヤ、リスマニア三國との不侵略條約延長議定書調印五月にはソ聯邦外交部に大異動、ソ波不侵略條約期間延長議定書調印、六月にはソ聯邦の聯盟加入問題、七月にはソ聯邦リトワニア間に不侵略條約締結、ルーマニア及チエツコスロワキヤのソ聯邦承認、東歐ロカルノ條約問題、更に聯盟加入問題とますます地歩を固めながら進んでゐる。

#### 一、ソ佛、ソ英通商條約 ソ波復交成立

昭和九年初頭からソ聯邦は、ラムジン事件以來最悪の關係にあつたフランスと通商條約を締結、二月には昭和八年の英人技師事件以來斷絶してゐた通商關係を復活、ソ英通商協定の批准書交換は、三月二十一日ソ聯邦外務人民委員部に於て外務人民委員代理クレステンスキー氏及び駐ソ英國大使チリストン男との間に行はれた。  
尙、駐伊ソヴェート大使ボテムキン氏

外 交

から引續いて好轉の軌道を迎つてゐる。昭和八年後半期における世界外交史上の花形、平和の使者として絶大な評判を獲ち得たリトヴィノフの昭和八年十二月二十九日ソ聯邦中央執行委員會會議における演説のうちにソ聯邦の外交方針を聞いてみよう。

「……我々は資本主義諸國の性質、帝國主義の性質及びその對外諸任務機能について知つてゐる。根本においてこれらの任務機能は變つてゐない。歴史的に變化しつつある世界情勢に適應してこれらの任務遂行の戦術が變つてゐるだけである。この變化しつつある戦術を外交と呼ぶのだ。帝國主義國家の基本的特徴及び資本主義的特性は力の適用なしに、戦争なしにはその遂行を考へ得ないところの對外諸任務を提起してゐる點にある。我が對外政策の導きの糸は、スターリンの簡單ではあるが生きてきた定式のうちに表明されてゐる。我々は他國の土地を欲しないかばりに、自國の土地を、一片たりとも誰人にも與へない。我々が他國

と同ハンガリー公使フォン・ホリリー氏は六日午後ローマに於てソ聯邦ハンガリー間の外交關係復活に關する協定に調印し茲にソ聯邦とハンガリー間の國交は大戦後初めて恢復するに至つた。

因に兩國間には從來殆んど商取引は行はれてゐなかつたが、一九三三年にはソ聯邦からの輸出七萬一千留、輸入七萬二千留總額二十四萬二千留の貿易が行はれた。

#### 二、バルチツク諸國と不 侵略條約延長

ソヴェート政府はナチス獨逸の東方政策の脅威に備へる對策として、バルチツク沿海諸國、フィンランド、エストニア、ラトヴィヤ、リスマニア及びポーランドに對し、從來締結してゐた不侵略條約の更に十ヶ年延長を提議エストニア、ラトヴィヤ、リスマニア三國との交渉は四月四日に成立、同日外務人民委員長リトヴィノフと三國代表公使との間に不侵略及び紛争の平和的審理條件の期間を來る一

の土地を欲しないとすれば、戦争を欲しないのだ、我々の土地に關しては、我々の強力に成長しつつある武力をもつて我々はこれを最後の一片まで固守する完全な能力を有してゐる。……それ故に、我々は我が外交の基本的任務を形成したしまも形成してゐる平和のための闘争を連續するにとどまらず、これを華化してゐる。同志モロトフが正しく強調したやうに、平和のための闘争は萬國の人民大衆の要望に答へるものである。……」

リトヴィノフは演説の後に、合衆國、トルコ、フランス、イタリア、英國、ポーランド、バルチツク沿岸諸國、ベルシヤ、アフガニスタン、小協商國、他の諸國、支那、ドイツ、日本の順序に、それぞれ論じてゐるが、特にドイツと日本とについて多く語つてゐるのは注目に値する。

尙、昭和九年における主なる事件を列記すれば、一月には從來最悪の關係に立つてゐたソ佛通商條約締結、二月にはソ英通商條約成立、ソ聯邦ハンガリー復交、九四五年まで延長すべき議定書の調印が行はれた。同議定書は前書と二個の條文から成つてゐる。

第一條 不侵略及び紛争の平和的解決條約の効力の期限は變更されたため此條約は千九百四十五年十二月三十一日まで効力を有する。  
第二條 四月四日調印の議定書は可及的短期間に批准す。

更に、フィンランドとは四月七日、ポーランドとは五月五日、リトワニアとは六月四日、同様の批准書交換を行つた。尙、兩國は右期限六ヶ月前に廢棄の豫告をして條約を廢棄することができるともし廢棄の通告がない場合は條約の効力は自動的に二ヶ年延長される。

#### 三、東歐ロカルノ條約 問題

隣接諸國と不侵略條約を結び、侵略國定義條約、更に不侵略條約七ヶ年延長とますます親善關係を固めて來たソ聯邦は、ナチス・ドイツに對して共同利害を感じ



てゐるフランスの相互援助條約主義に賛成して、佛外相バルトウ提案のソ聯、ドイツ、ポーランド、チェッコ、バルチツク諸國（フィンラン、ドエストニア、リニア、ラトヴィア）間の東歐相互援助條約締結問題に参加、西部の安全を確保して對日牽制策に利用しようとしたが、ドイツ、ポーランドに反対意見あり遂に東歐ロカルノ條約案を聯盟加入のため拋棄するのやむなきに至つた。尙、東歐ロカルノ條約は聯盟問題と引離して考へ得ない故次章に於て聯盟問題を説かなければならない。

四 聯盟加入問題

ソ聯邦が聯盟に加入するといふ事は一九三四年三月頃から喧がれてゐたが、ソ聯の加盟條件なるものが、

- 一、加盟國全部のソ聯邦正式承認
- 一、人類平等原則の宣言
- 一、侵略國に對する共同防衛協約

であり、ソ聯一流の外交態度からも、從來聯盟を目して國家國民を賣買する取引所といつてゐた點から押してもどこまで眞實であるが疑問視され、延期の形であつたところ、リトヴィノフ氏の訪佛となり、東歐ロカルノ條約案が提案され、フランス自身の利害がソ聯と一致するところからここにソ佛の親善關係はあらゆる方面において確立され、日本、ドイツを

失つて實行力を喪失した聯盟へソ聯を加入せしめ若返り法を行はうとしたのである。ここに於て老齡なるリトヴィノフ氏の活動、フランス側の親ソ傾向と相待つて東歐ロカルノ條約拋棄を條件に、ソ聯の聯盟加入、理事國承認は、ポーランドアルゼンチン、スミス等の反對があつたけれども英、佛、伊の押しを以て、九月十日の聯盟理事會は全會一致（日、獨缺席、アルゼンチン、ポルトガル棄權）を以て可決、總會三分の二以上の賛成投票獲得の見透しもついたわけであるが、老練リトヴィノフの聯盟内における活躍は見るべきものがあらう。

ソ聯邦並に他各國間の條約、協約及協定

調印日子	調印地	條約國及條約の要目
一九二九年八月十七日	東京	東亞細亞通商手続協定
一九三一年十一月二十三日	モスクワ	小度量衡證明相互承認に關する覺書交換

一九三一年七月二十四日	カザール ロンドン	中立及不侵略條約
一九三三年七月三日	モスクワ	和親協約
一九二九年一月二十五日	モスクワ	度量衡證明相互承認に關する覺書交換
一九二九年四月十六日	モスクワ	一九二六年四月二十四日附條約の延長に關する議定書
一九三一年六月二十四日	モスクワ	變更の議定書
一九三三年五月六日	モスクワ	ソ獨經濟交渉議定書
一九三四年三月二十六日	ベルリン	ソ獨經濟交渉議定書
一九二九年十二月三日	ニコリススクウス	東支鐵道に關する紛議裁決の爲奉天政府と交されたる議定書
一九二九年十二月二十二日	ジュネーヴ	支國文關係恢復
一九二九年五月十七日	ターリン	エストニア
一九三〇年一月二十日	ローリン	通商條約
一九三三年七月三日	モスクワ	民事訴訟事件裁判の支援に關する協定
一九三四年四月四日	モスクワ	侵略國定義條約延長議定書
一九二九年四月十三日	モスクワ	芬蘭ゴルフ灣内に於ける税關統制に關する協約
一九二九年四月十三日	同	芬蘭ゴルフ灣内航行に關する他の協定
一九二九年十月七日	ヘルシスキ	一九二四年六月十八日調印の郵便關係に關する協定變更議定書
一九三二年一月二十一日	ヘルシンキ	不侵略條約及紛争の平和的解決に關する條約延長議定書
一九三四年四月七日	モスクワ	不侵略條約延長議定書







一九三三年七月三日	ロンドン	チエツコ・スロバキヤ
一九三三年七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
一九三三年七月三日	ロンドン	ウルクワイ
		侵略國定義條約

### 聯盟加入確定

ソ聯邦加入案は九月十七日夜總會第六(政治)委員會に付託表決に付された結果總會出席五十三ヶ國の内三十八票の賛成を以て。可決された。右表決に際しソヴェート政府反對の急先鋒スミス・オランダ並にポルトガル三國代表は敢然反對投票を斷行。更に一九一七年ベトログラード駐劄公使の侮辱事件以來ソヴェート聯邦に快くないアルゼンチン、カトリック教國のベルギーその他七ヶ國代表は棄權してソヴェート政府の聯盟加入に反對を表明した。更にシヤム政府代表以下五ヶ國代表總會現會期には出席してゐるが表決當日には特に表決に参加せずソヴェート政府の加盟案を支持しない態度を聲明した。ソヴェート聯邦加入案に對する

聯盟國五十三ヶ國の態度内譯次ぎの通り  
賛成 三十八ヶ國  
反對 三ヶ國(ポルトガル、スミス、オランダ)

棄權 七ヶ國(ベルギー、アルゼンチン、キユーバ、ルクセムブルグ、パナマ、ペルー、ヴェネズエラ)

表決不参加 五ヶ國(フィンランド、ハイチ、ニカラガ、シヤム、ウルグワイ)

右表決の結果ソヴェート政府は聯盟規約第一條に掲げられた「總會三分の二の同意」即ち現會期においては卅六票の法定數を確保し茲に愈よ國際聯盟に加入することゝなつた。但し加入票は更に總會本會議に付議される必要あり十八日の本會議に上程表決の上最終的に本極りとなる段取である。

### 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及他各國間不侵略條約文

#### ソヴェート」社會主義共和國聯邦及土耳其國間條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府及土耳其共和國政府は鞏固なる平和關係並兩國を連結する眞誠なる親善の確立に資すべき明確なる條件を定むること兩國の利益に合致するものなることを認め此の目的の爲外務人民委員「ゲオルギー

の效力を停止したき希望を有する時は效力滿期六月前に豫告するものとす  
一九二五年十二月十七日  
巴里に於て

「ゲオルギー・チチエーリン」  
「テフファイ・クルンヂ」

#### 獨逸國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦(以下ソ聯邦トス)間條約

獨逸國及ソ聯邦政府は一般平和保持の爲あらゆる努力をなすの希望に動かされ且獨、ソ國民の利益か完全なる信任を基礎とする不斷の協調を必要とするものなることを確信し、茲に特別條約を締結して兩國間に存在する親善關係を増進することに同意し之が爲左の通り其の全權委員を任命せり

獨逸國政府 外務大臣「グスタフ・ストレーゼマン」  
ソ聯邦政府 在獨ソ政府代表「ニコライ・クレチンスキー」  
右委員は互に其の全權委任狀を示し之か

良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり

第一條 獨ソ間の相互關係の基礎は「ラバロ」條約とす  
獨ソ政府は兩國に同様に關係ある政治上及經濟上の性質を有するあらゆる問題に付協調を達するの目的を以て友好的接觸を保つべし

第二條 締約國の一方か其の平和的行爲に不拘第三者たる一國又は數國より攻撃を受ける時は他の一方は紛争の全期間中立を守るべし

第三條 第二條に記載せる種類の紛争に關聯し又は何れの締約國も武裝的衝突に關與せざる時に於て第三者たる列國間に締約國の一方に對し經濟上、財政上の「ポイコット」をなさんとする聯合成立したる時は他の一方は右聯合に加入せざるべし

第四條 本條約は批准を要す批准書の交換は柏林に於て行はるべし條約は批准書交換の時より效力を發生し五年の期間有效とす兩締約國は右期間滿了前豫

チチエーリン」及外務大臣「テフファイ・クルンヂ・ベイ」を夫々委員に任命せり

兩委員は左の通り協定せり  
第一條 締約國の一方か第三者たる一國又は數國より反對の軍事行動を受くる時は締約國の他の一方は中立を守ることを約す

備考 軍事行動とは軍隊の演習を含ます之れ右演習は他方に對し損害を與へざるを以てなり

第二條 兩締約國は互に攻撃せざることとを約す兩締約國は第三者たる一國又は數國と他の締約國に反對なる政治上の性質を有する如何なる同盟又は協定並に他の締約國の陸軍又は海軍の安全に反對なる如何なる同盟又は協定を締結せざることとを約す兩締約國は他の締約國に反對なる第三者たる一國又は數國の敵對行爲に参加せざることとを約す

第三條 本條約は批准の時より效力を發生し三年有效とす右以後に於て條約は一年の期間を以て自動的に延長せらるるものとす但し兩締約國の一方か條約



め其の政治上の相互關係に關する將來の形式を協定す

右證據として各全權委員は署名せり

「ストレーゼマン」

「エヌ・クレチンスキー」

一九二六年四月二十四日伯林に於て本書一通を作成す

### 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「リヌアニア」共和國大統領は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國兩國の利益か信用に基く不斷の協調を必要とするものなることを信じ各自力の範圍に於て一般平和の維持に資する目的を以て兩國間に存在する親善關係を増進する爲條約を締結することに決し之か爲各其の全權委員を左の通り任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

同意す

右委員會の構成、權限及手續は別に締結せらるべき協定を以て之を定む

第六條 本條約は批准を要す批准は條約署名の日より六週間以内に行はるべきものとす批准書交換は「カウナス」に於て之を行ふへし本條約は露西亞語及「リヌアニア」語を以て作成し其の解釋に關しては兩語共之を正文とす

第七條 本條約は批准交換の時より效力を發し五年效力を有するものとす但し第一條及第二條の效力は無期限とす兩締約國の一方か本條約有効期間終了に至る少くとも六月前に兩國間の政治的相互關係の將來の形式に關する交渉を開始するの希望を表明せざる時は本條約の效力は其の都度一年の期間を以て自動的に續せらるるものとす

右の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

一九二六年九月二十八日莫斯科に於て本條約の正文二通を作成し各署名を了せり

「ゲ・ヴェ・チチエーリン」

外 交

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會外務人民委員「ゲオルギー・チチエーリン」

「リヌアニア」共和國駐劄「ソヴェート」社會主義共和國聯邦全權代表「セルゲイ・アレクサンドロフスキー」

「リヌアニア」共和國大統領

總理大臣兼司法大臣兼外務大臣代理「ニコラス・スリヤジエウイチ」

「リヌアニア」共和國特命全權公使「ユルギス・バルトルシヤイチス」

因て右各全權委員は莫斯科に會合し互に其の全權委任狀を示し之か良好妥當なることを認めたる後左の如く協定せり

第一條 一九二〇年莫斯科に於て締結せられたる露西亞國及「リヌアニア」國間の平和條約の規定は總て完全に其の效力を保持し且つ不可侵にして「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國間の關係の基礎をなすものとす

第二條 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「リヌアニア」共和國は一切の場

「セルゲイ・アレクサンドロフスキー」

「ニコラス・スリヤジエウイチ」

「ユルギス・バルトルシヤイチス」

「ソヴェート」聯邦及波斯國間保障及中立條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及波斯國皇帝陛下は兩國の鞏固なる平常關係及親善の増進に資する明確なる條件を定むることを兩國の利益に合致するものと認め之か爲左の通り全權委員を任命せり

「ソヴェート」聯邦中央執行委員會

外務人民「委員ゲオルギー・ワシリエヴィチ・チチエーリン」

外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」

波斯國皇帝陛下

外務大臣「アリ・ゴリ・ハン・アンサリ」

右委員は互に其の全權委任狀を示し之か

合に於て相手國の主權、領土の保全及不可侵を尊重することを互に約す

第三條 兩締約國は互に他の一方に反對なる一切の侵略行爲を抑制することを約す

兩締約國の一方か其の平和的行動に拘らず第三者たる一國又は數國より攻撃を受ける時は締約國の他の一方は攻撃を受けたる締約國と第三國との戰爭に於て第三者たる一國又は數國に對し支持を與へざることを約す

第四條 第三國間に兩締約國の一方に反對なる政治上の協定成立する場合若は第三條第二項記載の性質を有する紛争に關聯し又は兩締約國の孰れも戰爭に關係せざるに拘らず第三國間に締約國の一方に對し經濟的又は財政的「ポイコット」を目的とする聯合組織せらるる時は締約國の他の一方は斯の如き協定又は聯合に参加せざるものとす

第五條 兩締約國は兩國間に紛議發生し外交上の手段に依り解決すること能はざる場合協定委員會を任命することに

良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり

第一條 一九二一年二月二十六日の條約を波斯國及「ソヴェート」聯邦間相互關係の基礎とす同條約の總ての條文及規定は有效にして其の效力は「ソヴェート」聯邦の全領域に及ぶものとす

第二條 締約國の各は他方に反對なる攻撃及有ゆる侵略行爲を抑制すること並他方の領域内に兵力を入れざることを約す

締約國の一方又は二以上の第三國より攻撃を受ける場合他方は全紛争の繼續期間中立を守ることを約す尙攻撃を受けたる締約國は如何なる要兵上、戰略上、政治上の考量又は利益ありとするも自ら此の中立を破らざるものとす

第三條 締約國の各は他方の陸上又は海上に於ける安全並其の領土保全、獨立又は主權に反する政治上の同盟又は協定に事實上たると形式上たるとを問はず參加せざることを約す



締約國の一方に反對なる經濟「ボイコ  
ツト」及封鎖を組織する場合之に参加  
せざるものとす

第四條 一九二一年二月二十六日の條約  
第四條及第五條に規定せられたる義務  
に鑑み他方の内政に干渉すること並に  
他方の政府に反對なる宣傳又は鬭争を  
なすことの企圖を有せざる締約國の各  
は其の勤務に在る者に對し他方締約國  
の領域内に於て斯る行動に出づること  
を嚴に禁止すへし

締約國一方の人民か他方の領域内にあ  
りて右他方官憲の禁止する宣傳又は鬭  
争に従事する時は右他方政府は此等人民  
の行動を禁止し且之に對し所定の刑  
罰を適用するの權利を有すへし

兩締約國は之と同時に前記諸條に基き  
其の領域内に於て次の如き團體の組織  
及活動を支持せざること並許容せざること  
を約す

一、如何なる名稱を用ゆるを問はず暴  
力手段、暴動又は暗殺手段によりて  
他方締約國の政府に反對なる鬭争を

中立及相互不侵略條約

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央  
執行委員會及阿富汗國皇帝陛下は一九二  
一年二月二十八日莫斯科に於て署名せら  
れたる條約を基礎とし兩國間に幸に存在  
する友好及善隣關係を鞏固にせんことを  
欲し且此の關係か今後恒久的の發達を遂  
げ一般平和の高遠なる目的に貢獻すへき  
を信し茲に一九二六年八月三十一日「パ  
グマン」に於て締結せられたる條約と同  
一の主義より成る本條約を締結すること  
に決し之か爲各其の全權委員を左の通り  
任命せり

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

在阿富汗國「ソ」聯邦全權代表

「レオニド・ニコラエヴィチ・ス  
タルク」

阿富汗國皇帝陛下

外務大臣「ファイズ・ムハメド・ハン」

因て右各全權委員は互に其の全權委任狀  
を示し之か良好妥當なることを認めたる

外 交

なすことを目的とする團體又は集團  
二、他方締約國又は其の領域の一部の  
政府たることを僭稱する團體又は集  
團並前記の手段によりて他方締約國  
の政府と鬭争し其の平和及安全を害  
し又其の領土の保全を害せんことを  
目的とする團體又は集團は兩締約國  
前記の主義に基き前記團體の爲の武  
裝力の募集並右武裝力並武器、彈藥  
及各種軍需品の自國領域内への輸入  
を禁止することを約す

第五條 兩締約國は兩方の間に發生し通  
常の外交手段によりて解決すること能  
はざる總ての争議を其の時相應の平和  
手段によりて調整することを約す

第六條 兩締約國は本條約に基き互に負  
擔せる義務の範圍外に於て其の國際關  
係に付行動の完全なる自由を保有す

第七條 本條約は三年の期間を以て締結  
せらる

本條約は最短期間に兩締約國の立法機  
關の裁可及批准を受くるを要し右批准  
と共に實施せらるへし

後左の通り協定せり

第一條 兩締約國の一方と第三國たる一  
國又は數國との間に戦争又は軍事行動  
起りたる時は他方締約國は相手國に對  
し中立を守ることを約す

第二條 各條約國は相手國に對し一切の  
侵略を抑制し且自國領土内に於て相手  
國に對し政治上又は軍事上の害を及ぼ  
すか如き措置をとらざること如何なる  
第三國に對しても斯る行爲を許容せ  
ざること約す

同時に各締約國は第三國たる一國又は  
數國と他方締約國に反對なる軍事上又  
は政治上の同盟又は協定をなさざること  
並他方締約國に反對なる財政上又は  
經濟上の「ボイコツト」又は封鎖に加ら  
ざること約す

以上の外第三國たる一國又は數國の政  
策か締約國の一方に對し敵對的性質を  
帯ふる場合他方締約國は斯る政策を支  
持せざるのみならず自國領土内に於て  
斯る政策並に之より生ずる敵對行爲及  
企圖を阻止すへきものとす

批准書は批准後一月の期間に「テヘラ  
ン」に於て交換せらるへし、

最初の有効期間經過後本條約は締約國  
の一方か廢棄の豫告をなす迄は其の都  
度一年の期間を以て自動的に延長せら  
れたるものと認めらるへし此の場合本  
條約は締約國の一方か條約の廢棄を通  
告したる後六月の期間效力を保有す

第八條 本條約は露西亞語、波斯語、佛  
蘭西語を以て締約國の各の爲三通を作  
成す解釋上三國語共正文とす解釋上争  
議起りたる時は佛蘭西語を基本正文と  
す

右證據として全權委員は本條約に署名調  
印せり  
一九二七年十月一日「モスコ」に於て作  
成す

「ゲオルギー・チチエーリン」

「エル・カラハン」

「アリ・ゴリ・ハン・アンサリ」

「ソヴェエト」社會主義  
共和國聯邦及阿富汗國間

第三條 兩締約國は互に國家主權の承認

に立脚し武裝せると否とを問はず他方  
締約國の内政に對する一切の干渉を抑  
制し且他方締約國に反對なる措置をと  
る第三國たる一國又は數國の何等干渉  
を支持すること又は之に加はることを  
斷乎として抑制すへし

兩締約國は互に他方締約國に對し害を  
及ぼし其の國家制度の顛覆を準備し其  
の領土の保全を害せんとし又は之に反  
對なる動員又は兵力の募集をなさんと  
するか如き團體の組織及活動を自國領  
土内に於て許さず且之を阻止すへし又  
個人の斯る活動をも阻止すへし

兩締約國は他方締約國に反對なる兵力  
武器火器軍需品及有ゆる軍事材料を自  
國領土を通過して輸送することを禁ず  
へし

第四條 本條約前記の趣旨に基き各條約  
國は第三國たる一國又は數國との關係  
に於て本條約に違反する何等隱密又は  
公然の義務を負ひたることなく又現に  
有せざること並本條約の有效全期間を



通し本條約に違反するか如き條約及協定を締結することなかるべきことを聲明す

第五條 又各締約國は其の相手國と直接陸上又は海上にて隣接する第三國と自國との間には發表せられたる條約以外何等の義務存在せざることを聲明す

第六條 各締約國は本條約に規定せられたる義務の範圍外に於ては第三國(複數)とあらゆる種類の關係及同盟を設定する爲措置をとるの完全なる自由を保有す

第七條 兩締約國は兩國の間に發生することあるべき總ての爭議及紛争の解決は右爭議及紛争か如何なる性質及原因たるかを問はず常に平和的手段によりて求むべきものと認む

第八條 本條約は五年の期間を以て締結せられ批准の時より效力を發生す右批准は署名後二月の間に行はるべく批准書の交換は批准後一月内に「カプール」

和條約に依り定められたる「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間の國境の不可侵を相互に保障し且一方の他の一方に對する一切の侵略を差控ふべき相互的義務を負ふ

二、他の締約國の領土の保全及不可侵を犯すべき又は其の政治的獨立に對し向けるべき一切の暴力的行爲は假令宣戰の布告なくして且一切の戰爭の現象を避けて行はるる場合と雖も侵略と看做さるへし

第一條に關する議定書  
本條約第四條に従ひ一九二二年六月一日附國境不可侵保障方法に關する協定は本條約の規定に牴觸せず且今後も依然完全に效力を保持すへし

第二條  
一、締約國の一方又は數個の第三國より攻撃せらるる時は他の締約國は紛争の繼續中始終中立を維持することを約す

二、締約國の一方か第三國を攻撃する時は他の締約國は豫告なくして本條約を廢棄することを得へし

に於て

行ふ五年の期間満了後本條約は年々自動的に其の效力を存続するも各締約國は六月の豫告期間を以て本條約を廢棄することを得本條約所定の通り廢棄の豫告ありたる場合兩締約國は同時に本條約更新の形式に關する交渉に入るものとす

第九條 本條約は露西亞文及波斯文を以て作成し其の解釋に際しては兩文共正文とす

署名「フアイズ・ムハメド・ハン」  
「レオニド・スタルク」  
一九三一年六月廿四日「カプール」に於て

ソヴェエト社會主義共和國聯邦及芬蘭國間不可侵及紛争の平和的處理條約

一方「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及他方芬蘭共和國大統領は世界平和の保持に協力するの希望に促され、且左記義務の決定及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間に發

第三條  
各締約國は他の一方に明かに敵對的にして又形式上若は實質上本條約と相容れざる何等の條約、協定又は協約に加入せざることを約す

第四條  
本條約の前記各條に定められたる義務は本條約の效力發生前に締結せられたる條約又は課せられたる義務に基き兩締約國の有する權利及國際的義務を如何なる場合と雖も侵害し又は變更することを不得し但し右か本條約に定められたる意味に於ける攻撃の要素を包含する場合は此の限にあらす

第五條  
兩締約國は其の性質及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争を常に公正の精神を以て解決することに盡力し右紛争の調整の爲に専ら平和的方法を用ふることを宣言す

之か爲に兩締約國は本條約署名後兩國間に發生することあるべく且相當の期間内に通常外交手段に依り調整せられ

生することあるべき一切の紛争の平和的處理は兩締約國の利益に合致し且兩國間の友好親善關係の發達に資することを確信し兩國が從來負へる如何なる國際的義務も其の相互關係の平和的發達を害せず且本條約と相容れざるものにあらざることを宣言し一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄に關する一般條約を確認追補するの希望に促され本條約を締結することに決し之か爲各自の全權委員を任命せり

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會  
特命全權公使「イワン・マイスキー」  
芬蘭共和國大統領  
外務大臣男爵「ア・シー・イリオ・コスキ」

因て各全權委員は其の全權委任狀を交換し之か良好妥當なることを認めたる後左の諸規定を協定せり

第一條  
一、兩締約國は兩國關係の不動の基礎として存続すべき一九二〇年十月十四日「ドルバート」に於て締結せられたる諸

さるべき一切の意見の相異を混合調停委員會の調停手續に移すことを約す同委員會の權利、構成及行動の手續は特別の追加協約に依り決定せらるべく同協約は本條約の不可分の一部たるべく且兩締約國は同協約を成るべく速に且必ず本條約批准迄に締結することを約す

締結せられたる何等かの協約の適用又は解釋に關する紛争及殊に不可侵の相互義務違反の事實ありや否やの問題に關する紛争の場合にも等しく適用せらるへし

第六條  
本條約は批准せらるべく批准書は莫斯科に於て交換せらるへし

第七條  
本條約は批准書交換の日より效力を發生すへし

第八條  
本條約は三年の期間締結せらるる締約國の一方か本期間満了の少くとも六ヶ月前に本條約の廢棄を豫告せざる時は條



約は新に二年間延長せられたるものと看做さるへし

第九條

本條約は一九三二年二月二十一日「ヘルシングフオールス」市に於て佛蘭西語を以て二通作成せられたり其の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

「イ・マイスキー」

「ア・シー・イリオ・コスキーネン」

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「ラトヴィア」國間不侵略條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「ラトヴィア」共和國大統領は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の全領域に施行せらるへく而して其の一切の規定か不變且永久に兩締約國間互關係の不動の基礎たるへき一九二〇年八月十一日露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國及「ラトヴィア」國間に締結せられたる諸和條約を基礎とし兩國間の友好關係

を發達せしめ且鞏固ならしむべき數個の規定の受諾は兩締約國の利益に合致することを確信し相互の主權、政治的獨立並に領土の保全及不可侵を相互に且確實に尊重すべく固く決心し、世界平和の鞏固化に資せんとの希望に促され、各締約國が現在迄に負へる義務は何れも其の相互關係の平和的發達を害するものにあらずること及本條約と相容れざるものにあらずることを宣言し本條約の有効期間通常の失効又は行はるることあるへき期限前廢棄と關係なく兩締約國間に依然常に效力を有すへき一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄の一般條約を其の相互關係に於て確認且追補することを希望し本條約を締結することに決し之か爲各々全權委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會  
外務人民委員部參與會員「ボリス・スヒリドノヴィチ・ストモニヤコフ」

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

全權代表「アレクセイ・イワノヴィチ・スウイデルスキー」

「ラトヴィア」共和國大統領

總理大臣兼臨時外務大臣「マルゲル・スクーエネク」

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之か良好妥當なることを認めたる後左の事項を協定せり

第一條 兩締約國は單獨に又は他國と協同して宣戰を布告し又は宣戰の布告なくして行ふと否とを問はず一方の他方に對する一切の攻撃行爲並に締約國の一方の領土保全及不可侵又は政治的獨立に對し向けられたる一切の暴力的行動を差控ふることを相互に約す

第二條 各締約國は他方の獨立、領土的不可侵又は政治的安全に對し向けられたる何等の軍事上、又は政治上の條約協約又は協定並締約國の一方に對し經濟的又は財政的「ボイコット」を行ふ目的を有する條約、協約又は協定に加入せざることを約す

第三條 本條約に定められたる義務は本

條約發効前に締結せられ且必要なる方法に依り各締約國の公の刊行物に於て發表せられたる條約に基き兩締約國が有する國際的權利義務を決して制限し又は變更することを得ず但し右條約か本條約の意味に於ける攻撃の要素を包含する場合は此の限にあらず

第四條 本條約に於て受諾せる義務に鑑み兩締約國は本條約署名後兩國間に發生し且通常の外交手段に依り相當期間内に調整せられざるへき一切の紛争問題を其の性質及原因の如何を問はず混合調停手續に附することを約す同委員會の構成、權利及行動は特別協約を以て之を定む兩締約國は同協約を成るへく速に締結することを約す同協約は本條約と同時に效力を發生すへし

第五條 本條約は露西亞語及「ラトヴィア」語を以て二通作成せられ且兩文は同一の效力を有す本條約は批准せらるへく批准書は「莫斯科」市に於て兩國間に交換せらるへし

第六條 本條約は批准交換の時より效力

外 交

を發生し其の時より三年間效力を有すへし各締約國は右期間満了の六ヶ月前廢棄を豫告し又締約國の他の一方か何れかの第三國に對し攻撃を行ふ時は豫告期間を遵守せずして本條約を廢棄する權利を有すへし締約國の何れも條約を廢棄せざる時は其の實施期間は自動的に二年間延長せらるへし本條約に定められたる手續に従ひ締約國の一方か條約の廢棄を行はざる時は條約は等しく其の都度更に二年間延長せられたるものと看做さるへし

右の證據として前記全權委員は本條約に署名調印せり  
一九三二年二月五日「リガ」市に於て露西亞語及「ラトヴィア」語を以て二通を作成す

「ベ・ストモニヤコフ」

「ア・スウイデルスキー」

「マルゲル・スクーエネク」

署名議定書

本日一九三二年二月五日「リガ」市に於て「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「ラ

トヴィア」共和國間に締結せられたる條約を署名するに際し「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「ラトヴィア」共和國全權委員は兩國政府は批准及批准書交換を成るへく速に行ふ爲必要の手段を採ることを約することを自國政府の名に於て宣言す  
一九三二年二月五日「リガ」市に於て露西亞語及「ラトヴィア」語を以て二通を作成す

「ベ・ストモニヤコフ」

「ア・スウイデルスキー」

「マイゲル・スクーエネク」

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及「エストニア」國間不侵略及紛争の平和的解決に關する條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及「エストニア」共和國元首は兩締約國間に存在する友好關係の増進を助長する適確なる條件を明定することが兩國の利益に合致するを信するものにし



て斯くて世界平和の保持に貢献せんこと  
の希望に促され一九二〇年二月二日の平  
和條約が依然として兩國の相互關係及義  
務の不動の基礎を爲すものなりとの見地  
に立脚し各締約國が之迄負擔せる義務は  
何れも兩國の相互關係の平調的發達を妨  
ぐるものにあらざること及本條約に牴觸  
するものにあらざることとを聲明し兩國の  
關係に於て一九二八年八月二十七日巴里  
に於て署名せられたる戰爭拋棄に關する  
條約を追補し且正確ならしむることを希  
望し茲に本條約を締結することに決し之  
か爲左の通り全權委員を任命せり

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

外務人民委員、聯邦中央執行委員

會員「マクシム・マクシモヴィチ・リ

トヴィノフ」

「エストニア」共和國元首

在「ソ」聯邦「エストニア」國特命全

權公使「ユーリウス・セリヤマ」

右各全權委員は互にその全權委任狀を示  
し之が良好妥當なるを認めたる後左の通

何れかの第三國に對して侵略を行ふ場  
合は右豫告期間を用ひずして本條約を  
廢棄する權利を有す

若し本條約が締約國の何れよりも廢棄  
せられざる時は其の効力は自動的に二  
ヶ年延長せられ其の後本條約規定の手  
續により締約國の何れよりも廢棄せら  
れざる時は其の都度引續き二ヶ年延長  
せられたるものと認めらる

右の證據として前記の全權委員は本條約  
に署名調印せり

一九三二年五月四日「莫斯科」に於て本書  
二通を作成す

署名印  
署名印

「ソヴェート」社會主義共  
和國聯邦及波蘭共和國不  
侵略條約

一方「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會及波蘭共和國大統領は兩國  
間に存在する平和を保持するの希望に促

外 交

り協定せり

第一條 兩締約國は一九二〇年二月二日  
署名の平和條約によりて劃定せられた  
る通りの兩國間國境の不可侵を互に保  
障し且他の締約國に對する有ゆる侵略  
並他の締約國の領土保全及不可侵又は  
政治上の獨立を害する有ゆる暴力行爲  
を抑制することを約す前記の如き侵略  
又は行爲は單獨に行はれたると他の諸  
國と共同して行はれたるとを問はず又  
宣戰布告の有無を問はざるものとす

第二條 各締約國は侵略の意味に於て明  
に他の締約國に反對なる政治上の協定  
並他の締約國に對し經濟上、及財政上  
の「ポイコット」をなす目的を有する同  
一性質の聯合に参加せざることを約す

第三條 本條約の前記諸條に記載せられ  
ある義務は本條約の發効前締結せられ  
たる條約(複數)又は負擔せる義務(複  
數)か本條約の意味に於て侵略の分子  
を含まざる限り此等の條約及義務より  
發生する兩締約國の權利及國際義務を  
侵し又は變更することを不得す

され且兩國の平和の保持は世界平和の保  
持上重大なる要素たることを確信し一九  
二一年三月十八日附講和條約は依然兩國  
相互關係及義務の基礎たることを確認し  
國際的紛争の平和的解決及國家間の關係  
の正常状態に反すべき一切の事項の除去  
は右目的達成の最も確實なる方法たるこ  
とを確信し今日迄各締約國の負へる義務  
は何れも兩國相互關係の平和的發達を害  
するものにあらざること及本條約と相容  
れざるものにあらざることとを宣言し一九  
二八年八月二十七日巴里に於て署名せら  
れ且一九二九年二月九日莫斯科に於て署  
名せられたる議定書に依り効力を發生せ  
る條約の發達及追補の目的を以て本條約  
を締結することに決し之が爲各其の全權  
委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中  
央執行委員會

波蘭共和國大統領

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を

第四條 兩締約國は本條約を以て負擔せ  
る義務を考量し本條約の發効後兩國の  
間に起り且通常の外交手續を以て合理  
的期間内に調整すること能はざる有ゆ  
る係争問題は其の性質及ひ起源を問は  
ずこれを混合調停委員會の調停に附す  
ることを約す右調停委員會の構成、權  
限及事務の處理方法に付ては成るべく  
速に兩締約國が締結すべきことを約す  
る特別協定を以て定む右特別協定は本  
條約と同時に効力を發生するものとす

第五條 本條約は露西亞語及「エストニ  
ア」語を以て各二通を作成し兩語共同  
一の効力を有す  
本條約は成るべく速に批准せらるべく  
批准書は本條約か「ソヴェート」聯邦及  
「エストニア」國によりて批准せられた  
る日より四十五日間に「ターリン」に於  
て兩締約國間に交換せらるべし

第六條 本條約は批准書交換の時より効  
力を發生し其の時より三ヶ年の期間効  
力を保有す各締約國は六期間の終了前  
六ヶ月の豫告を以て尤も他の締約國か

交換し之れが良好妥當なることを認めた  
る後左の諸規定を協定せり

第一條 兩締約國は其の相互關係に於て  
國策の手段としての戰爭を拋棄せるこ  
とを認め單獨たる又は他國と共同た  
るとを問はず一切の侵略的行動又は一  
方他方に對する攻撃を相互に抑制す  
ることを約す

他の締約國の領土の保全及不可侵又は  
政治的獨立を犯すべき一切の暴力行爲  
は假令宣戰の布告なくして且一切の戰  
争の現象を避けて行はるる場合と雖も  
本條の義務に違反する行爲と看做さる  
べし

第二條 締約國の一方か第三國又は第三  
國の集團より攻撃せらるるときは他の  
締約國は同紛争の繼續後始終直接又は  
間接に攻撃國を援助し又は支持せざる  
ことを約す

締約國の一方が第三國を攻撃する時は  
他方は豫告なくして本條約を廢棄する  
ことを得べし  
第三條 各締約國は攻撃的見地より見て



明かに他方に對し敵對的なる何等の協定に加入せざることを約す

第四條 本條約第一條及第二條に規定せられたる義務は本條約の効力發生前に締結せられたる協定にして侵略的要素を包含せざる限り如何なる場合と雖も右協定に基く兩締約國の國際的權利及義務を制限し又は變更することを得ず

第五條 兩締約國は其の種類及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争及紛議を平和的方法に依りてのみ調整解決せんことを希望し相當の期間内に外交手段に依り協定に達すること能はざる係争問題を調停手續協約適用の規定に従ひ調停手續に移すべきことを約す

右協約は本條約と不可分たるべく且別個に署名し成るべく速に不侵略條約と同時に批准せらるべし

第六條 本條約は成るべく速に批准せらるべく批准書は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及波蘭國の批准の日より三十日以内に「ワルソー」に於て交換せら

内閣議長兼外務大臣「エリオ」因て各全權委員は其の全權委任狀を交換し之が良好妥當なることを認めたる後左の條項を協定せり

第一條 各締約國は相手國に對し如何なる場合に於ても單獨に若は一個又は數個の第三國と共同して戰爭に訴へ陸地海上又は空中に於て何等攻撃を加へず且相手國の主權の下に在る領土又は夫れに關し締約國か外交上の代表權及行政の管理權を有する領土の不可侵を尊重すべきことを約す

第二條 締約國の一方か他の一國又は數國より攻撃を受けたる時は他方締約國は紛争の繼續中直接にも間接にも一若は數個の攻撃國に對し援助を與へ及支持を爲さざることを約す

締約國の一方か第三國に對し攻撃を加ふる時は他方締約國は豫告なくして本條約を廢棄することを得

第三條 第一條及第三條に記載せられたる義務は各締約國か本條約の効力發生前に締結せられたる協定より生ずる權

外 交

るべく條約は其の後直に効力を發生すへし

第七條 條約は三年の期間を以て締結せらる締約國の一方か期間満了の六ヶ月前に廢棄せざるときは條約の有効期間は次の二ヶ年間自動的に延長せられたるものと見做さるべし

第八條 本條約は露西亞語及波蘭語を以て作成し且兩文とも正文と看做さるべし

署名議定書第一

兩締約國は……條約第七條を以て期間の満了又は第三條に基く期限前の廢棄は一九二八年の巴里條約の義務の履行を制限し、又は免除する結果となるものと解すべからざるものなることを宣言す

署名議定書第二

兩國は「ソヴェート」聯邦側の提議せる調停協約案に關し意見を交換したる後兩國間に重要な意見の相異なしと確信することを本不侵略條約に署名するに當り言

利義務を何等制限又は變更せしむることを得ざるものとす而して各締約國は第三國に依りて企圖せられたる攻撃に参加すべき義務を課すへき何等の協定に關し居らざることを茲に宣言す

第四條 各締約國は本條約の存續中實際上の結果として他方締約國よりの商品の購入又は之に對する賣却若は「クレヂット」の提供の禁止を誘致すへき一切の國際協定に参加せず且他方締約國か自國の外國貿易に参加するを排除する結果となることあるへき一切の措置を採らざることを約す

第五條 各締約國は第一條に規定したる相手國の領土全體に對する主權若は支配權を尊重し如何なる方法に依りても相手國の内部的事項に干渉せず特に相手國の領土的完全を侵し若は強力を以て其の領土の全部又は一部の政治的又は社會的構成を變革することを目的とする何等の煽動、宣傳又は干渉の企圖を誘發若は奨勵せんとする一切の行動を抑制すべきことを約す

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦及佛蘭西共和國 不侵略條約

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及佛蘭西共和國大統領は平和を確保せむとする意見に促され兩締約國間關係の改善發達は兩國の利益たるべきことを確信し從來兩國が負へる國際義務は其の宣言に依れば一も兩國の相互關係の平和的發達を阻害せず且本條約と相抵觸するものにあらざる處右國際義務に忠實にして當該關係に於て一九二八年八月二十七日の戰爭拋棄に關する一般條約を確認且精密ならしむることを希望し此の目的を以て本條約を締結することに決し其の全權委員を任命せり即ち

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中 央執行委員會

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使 「ヴァレリアン・ドヴガレフスキ

佛蘭西共和國大統領

各締約國は殊に相手國に對する武力的抗争を目的とする軍事團體若は相手國領土の全部又は一部の政府又は代表者たるの資格を自稱する諸團體を創設し支持し、供給し、資金を與へ又は自國領土内に存續することを許可せざるべきことを約す

第六條 兩締約國は既に一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄に關する一般條約に於て兩國間に生ずることあるへき一切の紛争若は争議は其性質及原因の如何を問はず常に平和的手段に依りてのみ調整せらるべきことを認めたる處茲に右規定を確認し且之か實行の爲調停手續に關する協約を本條約に附屬せしむ

第七條 本條約は露文、佛文共に同一の効力を有し批准せらるべく且批准書は「莫斯科」に於て交換せらるべし 本條約は右批准書交換の時より効力を發生し將來締約國の一方か他方に對し之を廢棄するの意圖を通告したる日より一年を経過する迄効力を保有すべし



本條約の効力發生の日より二ヶ年を経過せざる間は右通告は之を爲すことを得ず

一九三二年十一月二十九日巴里に於て二通を作成せり(正文露文及佛文)

「ドヴガレフスキー」  
「エリオ」

(一九三三年二月十六日批准完了)

侵略者定義條約

聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシヤの九ヶ國間に締結することとなつた不可侵條約(正確な名は侵略者定義條約コンヴェンション・オヴ・デフイニション・オヴ・アグレササー)は前文と左の本文五ヶ條より成つてゐる。

第一條 調印國は相互の關係に於てリトヴィノフ氏の提案に基く一九三三年五月二十四日附軍縮會議に於けるボリチス報告書中に説明されたる侵略者の定義を受諾す

第二條 次に列擧する行爲を明確に侵略行爲と見做す

- 一 宣戰布告
- 二 宣戰布告を行はずとも他國の領土領海又は領空を侵略する行爲
- 三 他國の海岸又は港灣を海軍力を以て封鎖する行爲
- 四 他國の領土を侵略せる自國領土内に於て組織されたる武装匪賊を援助する行爲

第三條 政治的、經濟的及び其他の如何なる性質の考慮も第二條に列擧せる軍事的侵略を正當化せず

第四條 本條約はモスクワ政府に批准書を寄託すると同時に努力を發生す

第五條 本條約はソヴェート聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシヤの九ヶ國に於て調印す

ソ聯邦在在外外交代表

日本

チエツコ・スロワキヤ  
全權代表 アレクサンドルフス

ブルガリヤ  
全權代表 エフ・ラスコルニコ

ウルグワイ  
全權代表(公使) ア・ミンキン

各國の駐ソ外交代表  
日本(全權大使) 太田爲吉

阿富汗(同) ア・エス・モハ

獨逸(同) フオン・デル・シュレンブル

埃地利(全權公使) ペ・ヘンリツ

支那(全權大使) 顏惠慶

丁抹(全權公使) オ・エンゲル

エストニア(同) ジエ・セルヂヤマ

芬蘭(同) ベ・ア・イリ||

米國 ウイリアム・ブリツト

佛蘭西(同權大使) シヤール・アルファン

全權代表(大使) カ・カ・ユレーネフ

阿富全

汗權代表(大使) エル・エヌ・スタルク

獨逸

全權代表(大使) イ・ジエ・スーリツ

埃地利・洪牙初兼任

全權代表(公使) ア・ペトロフスキー

支那

全權(大使) ドミトリ・ボゴロ

丁抹

全權代表(公使) エム・ウエ・コベツキ

和蘭

總領事 イ・ベ・カリナ

エストニア

全權代表(公使) エフ・エフ・ラスコリ

佛蘭西

全權代表(大使) ヴエ・エス・グレヴィ

米國

全權代表(大使) ア・ア・トローヤノフス

英國(同權公使) チルストン

希臘(同權公使) ケ・ピサロダ

伊太利(同權大使) ヴエ・アトリ

ラトヴィヤ(全權公使) ジエ・セスキ

リトワニヤ(同)

蒙古(同權代表) サムウボ

波威(同權公使) ア・ウルビイ

波斯(同權大使) エフ・カ・バク

波蘭(同權公使) エス・パテ

タンナ・ツトワ(同權代表)

土耳其古(同權大使) ハ・ラヂツ

チエツコスロワキヤ(同權代表)

瑞西男爵エ・グレネンステイルナ

外務人民委員部

人民委員長 エム・エム・リトヴィノフ

同第一次長 クレチンスキ

同第二次長 ウエ・エス・ストモニヤコフ

書記長 イ・ア・デビルコフスキー

英國 全權代表(大使) イ・エム・マイスキー  
希臘 全權代表(公使) エム・コベツキ  
伊太利 全權(大使) ヴエ・ペ・ボチヨムキン  
リトワニヤ 全權代表(公使) ア・イ・スウイデエル  
ススキー  
埃地利 全權代表(公使) ア・ア・ベクザチヤン  
波斯 全權代表(大使) ア・エム・ペトロフスキー  
波蘭 全權代表(公使) ヤ・ダフチヤン  
瑞典 全權代表(公使) ア・エム・コロントイ  
タンナ・ツトワ 全權代表(公使) エヌ・ウエ・ポポフ  
土耳其古 全權代表(大使) カラハン

チエツコ・スロワキヤ 全權代表 アレクサンドルフス  
ブルガリヤ 全權代表 エフ・ラスコルニコ  
ウルグワイ 全權代表(公使) ア・ミンキン  
日本(全權大使) 太田爲吉  
阿富汗(同) ア・エス・モハ  
獨逸(同) フオン・デル・シュレンブル  
埃地利(全權公使) ペ・ヘンリツ  
支那(全權大使) 顏惠慶  
丁抹(全權公使) オ・エンゲル  
エストニア(同) ジエ・セルヂヤマ  
芬蘭(同) ベ・ア・イリ||  
米國 ウイリアム・ブリツト  
佛蘭西(同權大使) シヤール・アルファン

英國(同權公使) チルストン  
希臘(同權公使) ケ・ピサロダ  
伊太利(同權大使) ヴエ・アトリ  
ラトヴィヤ(全權公使) ジエ・セスキ  
リトワニヤ(同) ジエ・ヴァトルサアイテイ  
蒙古(同權代表) サムウボ  
波威(同權公使) ア・ウルビイ  
波斯(同權大使) エフ・カ・バク  
波蘭(同權公使) エス・パテ  
タンナ・ツトワ(同權代表) エス・タノヴァ  
土耳其古(同權大使) ハ・ラヂツ  
チエツコスロワキヤ(同權代表) ジエ・ジエ・コセツク  
瑞西男爵エ・グレネンステイルナ  
外務人民委員部  
人民委員長 エム・エム・リトヴィノフ  
同第一次長 クレチンスキ  
同第二次長 ウエ・エス・ストモニヤコフ  
書記長 イ・ア・デビルコフスキー



議定部長 デ・テ・フロリンスキ  
 記録部長 ゲ・ア・ザルキン  
 第一西歐政治部長 エヌ・イ・ラドツド  
 第二西歐政治部長 デ・ゲ・ステルン  
 第三西歐政治部長 エ・ウ・エルビニン  
 第一東洋政治部長 エス・カ・バスツホ  
 第二極東部長 ベ・イ・カズロフスキ  
 第六政治部長 ベ・エ・ステイン  
 法律部長 ア・ウ・エ・サバニン  
 経済部長 エル・エ・ベレソフ  
 領事部長 イ・エル・ツマノフ  
 情報部長 カ・ア・ウ・マンスキ  
 行政部責任者 エル・ウ・エ・ツロフイモ  
 同 フ  
 財務部長 エル・ゲ・ツアルキン  
 外交聯絡局長 イ・エム・マ・チソ  
 資料部長 テ・カ・ゲリクマン  
 ア・エス・セメノフ

### 外交代表に關する規定

一九一八年六月四日公布人民委員會命令(一九一八年法令集第三十九號第五〇五項)第一項外交代表者の階級を廢止し之を露西亞社會主義聯邦、ソヴェエト共和國全權代表と命名するの件を増補し(一九二一年五月二十六日人民委員會會議

決定)(一九二二年法令集第四十九號第二百六十一項)勞農政府在外公館に關する一般規定を追加するため全露中央執行委員會及人民委員會は左の通り決定せり  
 第一條 外國政府並に同盟「ソヴェエト」共和國政府に派遣する勞農政府全權代表の任免は全露中央執行委員會幹部會の決定に依る  
 第二條 全權代表の信任狀及び解任狀は全露中央執行委員會議長及書記官之に署名し外務人民委員之に副署す  
 第三條 第一條に記載せる以外の首席代表、委員、特使並に各種の國際條約及び協約締結の爲派遣せらるる全權委員の任免は人民委員會の決定に依る  
 第四條 第三條記載の代表及び委員の信任狀及解任狀並に委任狀は人民委員會議長之に署名し外務人民委員之に副署す  
 第五條 左記は外務部に於て任命す  
 (イ) 全權代表の不在中又は其の召還後後任全權代表の任命する迄の期間之を代表する全權代理  
 (ロ) 勞農政府の締結せる契約實施の爲設置せらるる國際混合委員會の委員長  
 (ハ) 全權代表及び其他の外交委員

使節の隨員たる參事官、書記官及び官補又は國際混合委員會委員  
 第六條 陸海軍武官及其の補佐官は外務人民委員と協議の上共和國革命軍事會議之を任命す  
 第七條 第五條及第六條に記載したる者に對する委任狀又は命令書は外務部之を發給す  
 第八條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十五條に依り任命せらるる總領事、領事、副領事及び領事代理は外務人民委員の署名ある領事旅券の發給を受く  
 第九條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十九條に依り任命せらるる外國貿易部の委員及役員は外國貿易人民委員の署名し外務人民委員の査證せる委員の發給を受く  
 全露中央執行委員會委員長  
 エム・カリーニン  
 人民委員會議長兼代理  
 アー・ツユールバ  
 全露中央執行委員會書記官  
 アー・エヌキゼ  
 莫斯科クレムリン 千九百二十二年一月二十四日

## 全聯邦共產黨

### 一、全聯邦共產黨概観

全聯邦共產黨は、ソヴェエト聯邦における單一絶對の指導政黨である。それはソヴェエト聯邦といふ生ける肉體において、心臓と頭腦の役割を併せ持つてゐるソヴェエト聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴェエト機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も共產黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共產黨の母胎は一九一八年三月組織されたる露西亞社會民主勞動黨である。同黨が一九〇三年の大會においてボリシエヴィキ(多數派)とメンシエヴィキ(少數派)に分裂して以後は、この多數派即ちボリシエヴィキこそ、今日の全聯邦共產黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共產黨

全聯邦共產黨

(ボリシエヴィキ)と呼んでゐるのはボリシエヴィキと全聯邦共產黨とが相即不離であることを語るものである。  
 露西亞社會民主勞動黨(ボリシエヴィキ)は一九一八年三月の第七回黨大會において露西亞共產黨(エル・カ・ベ)と改稱したが、一九二六年に至り、黨名は今日の如く全聯邦共產黨(ボリシエヴィコフ)と再度改稱さるゝに至つた。黨員數も革命後非常に増加し一九一七年十一月革命當年十一月革命當時二十萬人を算したものが最近では其十五倍の約三百萬人を算するに至つた。今其移動趨勢を表示すれば左の如し

一九一七年十一月 二〇〇,〇〇〇  
 一九二〇年(第十回大會) 七〇〇,〇〇〇  
 一九二二年(第十二回大會) 四〇〇,〇〇〇  
 一九二五年(第十四回大會) 一,〇〇〇,〇〇〇  
 一九二七年十月一日 一,三二二,六六七

全體として共產黨員並に候補者數は十四年間に約二十倍に激増してゐるが、しかも右各年度の中には却つて前回よりも著しく減少してゐる時期もある。例へば、右表の中一九二〇年第十回黨大會當時七十萬人であつたものが一九二二年には四十萬人に即ち三十萬人を減じてゐるこれは何故であるかといふに、前記七十萬人中には共產黨が支配黨となつたがために、革命後レーニンの言葉を借りれば「單に銃殺に値するだけの獵官連や山師共が潮のやうに共產黨に加入して來た」そこで、一九二〇年から二二年にかけ大規模の斷固たる清黨運動(一名黨掃除)が行はれ、黨員たる資格のない墮落分子や野心家連を黨から追ひ出してしまつたため、かゝる減少を見るに至つたのであるこれは徒らに量的に擴がるよりも、むしろ



る質的な充實を尙ぶ共産黨としては當然のこと、その後においても清黨運動は第一次のそれほど大規模ではないが必要に應じて時々行はれて來てゐる。

然しこのことは共産黨が量的擴大を輕視してゐることではなくてソヴェト聯邦の窮局目標とする共産主義社會の實現は共産主義者のより多數なる創造によつてのみ保障される譯であるから、その資格ある者である限り極力入黨を歓迎されることは云ふまでもない。特にこの際重視されるのは有資格者としての労働者、特に重工業方面に働く労働者であり、それについて貧農、勤務員である。ブルジョアジーに對しては勿論黨の門戸は閉ざされて居り、小ブルジョア農民乃至小ブルジョア・インテリゲンツィヤに對してはその階級的朦朧性の故に極めて嚴重なる試験の後入黨を許される。

一九二五年に黨員が百萬突破を示してゐるのは、その前年一月レーニンの死後「レーニン記念召集」をスローガンとして労働階級出身者乃至現労働者を主たる對

象に廣く黨の門戸を開放したため、偉大なる指導者の死に感奮した労働者多數の入黨を見たによるものである。

一九三〇年から三二年において百二十、三十の激増を示してゐるのは、五ヶ年計畫遂行と關聯して都市工場のみでなく、ソフホズ、コルホズへ多數の集團的入黨者があつた爲である。斯る急激な増加は必然的に不純なる分子の入黨を伴つたので一九三三年大清黨運動が行はれるに至つた。

### 一、全聯邦共産黨員の數字的解剖

一九三二年一月一日現在の全ソ聯邦共産黨員の數は一百六十三萬二千八百十六人にして、黨員候補の數は一百二十五萬

三百四十五人である。右合計は二百八十八萬三千六百一十一人となる。黨員數に對する候補の數の比は四三・四%であつて會て見ざる高率である。

右の内婦人黨員並に黨員候補の數は五十一萬二千人あり總數の一七%に當る。黨員及黨員候補の社會的構成は次の通りである。

労働者	一、二七、三〇〇人(四三・八%)
勤務員	七三、一六二(二六・九)
コルホズ農民	五七、三三六(一八・〇)
學生	三三、一八六(七・八)
個人農	一四、四八〇(四・五)
其他	八七、二九七(二九)
不明	一一、三三三(一)

次に現職業別百分比を最近數ヶ年間の變化において見れば左の通りである。

職業別百分比移動趨勢	労働者	農民	勤務員	其他	計
一九二八年一月一日	四〇・八%	二二・三%	三六・一%	一〇・八%	一〇〇%
一九二九年一月一日	四四・四%	二二・九%	三三・八%	一〇・九%	一〇〇%

### 職業別百分比移動趨勢

即ち現在の職業別において労働者の黨内における比率は漸次高まりつゝあつた處一九三二年に至りその比率は稍下つたが、茲に注目すべき事は一八・五%農民中には一八%のコルホズ農民が含まれてをり、個人農は僅か〇・五%であり、コルホズ農民は階級意識の發達については都市の労働者と大差ないことである。次に一九三二年十月一日現在各主要地別共産黨員及候補者數の比較は左の通りである。

各地方別	黨員及候補者數	其中候補者數	候補者數比率
モスクワ	四〇〇、八四八人	一三三、二六八人	三三・四%
レニングラード	二七二、三二九	八三、八〇八	三〇・九
ウクライナ	一三三、〇二九	五四、四九二	四〇・〇
ウラル	一〇五、五五四	九、八七三	四四・七
ゴリキキー	一〇七、〇四五	四四、〇九二	四二
イワノフ	一一、五八一	四、九九〇	三六・二
北高架索	一三六、一〇五	一〇、六八八	四三・五
中部黒土州	一一、〇九六	五四、〇三二	四四・六
中部ワルガ	一一、五三三	五四、四三三	四八・八
西部西伯利	一一、七三三	五七、一九一	四六・二

因みにモスクワ及レニングラードは一九三二年十月一日現在、他は同年七月一日現在である。

全聯邦共産黨

經濟的重要性の増大と關連して、極東露領共産黨、正確には全聯邦共産黨極東地方委員會成員も著しい増加を示し、一九三一年七月一日より三二年六月末日に至る一ヶ年間に新一萬一千三百三十八人の労働者農民を新黨員候補として迎ふるに至つたが、その増加趨勢は

労働者	七、六七〇人
共産農民	二、六八八人

最近一年間の黨員候補加入數を各四半期別に分ちて示せば

一九三一年第三、四半期	三、二一〇名
同 第四、四半期	三、二八六名
一九三二年第一、四半期	三、二〇一名
同 第二、四半期	二、六四一名

尙ほ日本と關係深いソヴェト領極東の共産黨の最近の増加趨勢を示せば左の通りである。極東ソヴェト領の政治的



生産労働者一千九百八十四名、共營農場員五百五十三名であつた。

次に婦人黨員數は一九三〇年七月一日現在の黨員數一百八十四萬二千六百八人中二十七萬一千九百五十三人を算し、一割四分七厘に相當するが、一九二八年一月一日の總黨員數に對する婦人黨員比率が一二・八%を示し、一九三〇年一月一日に一四%となり、七月一日に一四・七%に増加したといふことは、婦人の入黨率が他の部分の入黨率に比し著しくそのテンポにおいて緩慢であることを語るものといはなければならぬ。婦人黨員數の比率は民族機關に於て特に劣り、例へば後高架索においては三〇年四月一日現在同地方黨員數の六・一%、アゼルバイジャンにおいては五・六%、アルメニヤ五・五%、ジョルジャ七%、高架索九・五%、タジク八・一%である。三〇年七月一日現在のロシアを除く各共和国別黨員數と婦人黨員の比率は左の如くである。

各民族共和国黨員數と婦人の比率

ウクライナ	二九四、五四人	二・九%
白ロシア	四一、四七	二・九
後高架索	九三、〇六二	六・五
ウズベク	四五、九四	二・五
タジク	五、九七一	八・七
トルクメン	一、〇七	一〇・二
全聯邦合計	八四三、一六〇	一四・七

註—此中にはロシア共和国を含む現在全聯邦共産黨極東地方委員會書記はエム・エス・サモイロフである。

### 三、全聯邦共産黨と組織

全聯邦共産黨の組織原則は民主的中央集權である。即ちその黨の組織構成はあくまで民主的であるが、分派 フラクシオンを許さず、單一の中心を置いて之に絶対の指導権限を與へてゐる。だから全黨員は中央指導部の命令に對して絶対服従し如何なる場合も體身的に、眼目の

す。右の外に、黨フラクションなるものがある。これはソヴェート、労働組合、協同組合其他一況の大會、協議會等に三名以上の黨員がある場合に設置され、黨外に於て黨の主義綱領を實施し、黨外機關の行動を黨の監督下に置くことを目的とし、當該黨機關に屬してゐて、常に其の指導下に活動する組織である。

又、軍部内の黨機關は最下に細胞又は黨團があつて、最高は勞農赤軍政治部である。部内の一般黨務は、各部隊政治部軍務委員及黨務委員會を経て、勞農赤軍政治部に於て指導統一される。

この細胞がライオン(區)委員會によつて統一され、ライオン委員會は更にオブラスチ(州)又はクライ(地方)委員會が之を統一し、こゝから直接又は民族共産黨中央委員會を経て全聯邦共産黨中央機關にまで出道を見出してゐるのである。

全聯邦共産黨大會は黨の最高機關で綱領規約の改正、重要國策の決定、黨中央

全聯邦共産黨

遂行のため紛骨碎心努力せねばならぬ。此點で黨の規律は鐵の如く嚴格である。

黨組織の最下級單位はヤチエイカ(細胞)であつて、工場、商工業企業をはじめとし、村、學校、車艦等、苟も三人以上の黨員のある所には必ず存在する。細胞は日常の黨務として労働者及農民間の連絡、黨の主義、決議の宣傳及び實施、新黨員教育等に從事してゐる。

細胞の總數は一九三一年初頭に於て五萬三百三十三個であつて、その内譯は、工場細胞(一〇、九二七)、運輸細胞(三、四一六)、ソフホズ細胞(二、三三三)、コルホズ細胞(一一、二三四)、機械トラクターステーション細胞(二七四)、官公衛細胞(一一、四八六)、高等學校細胞(一〇八)其他となり、之に屬する黨員及候補者總數約二百萬中、約半數は工場並に運輸労働に、殘餘の各半數は農業及官公衛勤務に關係するものである。

各細胞は區委員會又は市委員會に統一せられ、州(地方)委員會又は民族共産黨中央委員會を経て、中央機關に達

於て他の一況の機關に對し最も重要な役割を演じてをり、委員は十名。

ウオロシロフ、カリニン、オルジョニキーゼ、クイブイシエフ、キーロフ、アンドレーエフ(新任)、コシヨル。候補委員 ミコヤン、チウバリ、ベトロフスキー、ポストウイシエフ(新任)、ルズターク(新任)。

二、書記局(セクレタ・リアート)は常時當面の黨務を處理する。委員三名。

スターリン、カガノウイツチ、キーロフ、ジダノフ(新任)。

三、組織局(オルグ・ビュロー)は組織問題に關する最高の黨務を執掌して居り黨員間に於ける職務の配分又は變更等を審議決定する。委員十名。

スターリン、カガノウイツチ、キーロフ(新任)、ジダノフ(新任)、エジオフ(新任)、シヴェルニク、コサリオフ(新任)、ステツキー(新任)、ガマルニク、クイブイシエフ(新任)。

候補委員、クリニイツキー(新任)、カ



ガノウイチ(新任)。

黨大會は前記中央委員会の外、黨統制委員会ソヴェート統制委員会及中央檢察委員会を選出するが、其機能及現在の委員数は左の如くである。

二、黨統制委員会第十七回大會において舊中央統制委員会を改造新設したもので、黨大會選出の委員より成り、中央委員会に直屬し、黨及中央委員会の決議の實行を監督し、黨規の肅正に勤め、黨務、行政、經營に關する黨大會中央委員会の決定の實施をも統制する。

議長 カガノウイチ

代理 エジオフ

事務局員 シキリヤトフ、ヤロスラフスキー、アクロフ、ブラトフ、ペテルス委員五十四名。

三、中央檢察委員会黨大會選出の委員より成り、黨中央機關の事務取扱の迅速正確なることを監督し、書記局機關の圓滑なる運行、中央委員会の會計及企業を檢察する。

議長 ウラヂミールスキー

### 全聯邦共産黨所屬機關

#### 一、全聯邦レーニン共産主義青年同盟

共産黨は將來の黨員の養成を特に重要視し、斯る目的の下に組織されたものに(一)共産青年同盟(コムソモル)、(二)共産少年團(ピオネル)、(三)共産黨幼年團(オクチャブリヤタ)の三機關がある。

共産青年同盟の内部の組織は、共産黨のそれに準じて細胞に始まり、各區、各市の委員会、州(地方)委員会を経て全聯邦的に統一される。一九一八年十月に初めて結成し、ロンヤ共産青年同盟と稱したのであるが、一九二四年七月これにレーニンの名を加へ、一九二八年五月第八回大會に於て全聯邦レーニン共産青年同盟と改稱した。労働者、農民の青年は直に同盟員になることが出来るが、其他の青年は候補たること一年半の後加入を許

全聯邦共産黨

委員 二十一一名

黨地方諸機關は

黨地方最高機關として、州に於ては黨州協議會、地方に於ては黨地方協議會、共和國に於ては黨民族大會があり、閉會中の最高機關として州地方委員会がある。右諸機關は全聯邦共産黨及その指導機關の一般的決定により指導せられる。尙、都市及管區にはそれぞれの黨機關が組織され一年一回以上の協議會を持つことになつてゐる。

下級黨機關は、

三名以上の黨員を有する工場、コルホズ、機械トラクター・ステーション、赤軍分隊、部落、諸施設等の職場に組織される。この下級組織は共産黨細胞(コム・ヤチエイカ)と呼ばれてゐる。主要細胞名を示せば、

- 一、工場細胞
- 二、運輸機關細胞
- 三、軍隊細胞
- 四、官公署細胞
- 五、農村細胞
- 六、學校細胞

黨費及黨員人頭割

現在同盟員は五百三十八萬人で、その内に女子二百六十二萬四千五百七十人(全體の三〇・三%)あり、その社會的構成は左の通りである。

- 労働者 一、五〇〇、〇〇〇人(三〇%)
- コルホーズ員 一、五〇〇、〇〇〇人(三〇%)
- 農業労働者 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)
- 學生 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)
- 其他 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)

共産黨を援けて政治に、經濟に、文化に重要な役割を演じてゐる。

#### 二、レーニン共産主義少年運動

共産少年團は十歳以上十六歳以下の少年少女を以て組織されてゐる。共産青年同盟の指導、監督の下に將來共産青年同盟員となるために必要な訓練教育を受ける。團員は八名乃至十名を以て一班とし五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「労働の事業の闘争に備へよ」、「常に備ふ」を以てしてゐる。

因に共産少年團員の總數は三、〇一四、

一九三三年に共産黨内の不良分子清掃カンパを取行した全聯邦共産黨では、引續き黨の綱紀振肅のため共産黨々規の改正を行ひ、入黨の條件其他黨の組織に關する嚴則を建てるに至り、右改正規約は黨中央委員会政治局の承認を経て一月二十六日より開催の第十七回黨大會に報告確認を受ける筈であるが、右改正黨規案中黨費に關する部分第一三章第六一、六二項を摘録すれば、左の如し。

六一項、黨並に黨機關の財源は黨員費黨經營事業收入其他より成る。

六二項、黨員、黨員候補者の毎月納入すべき黨員費を左の如く定む。

- 月額給料一〇〇留以内：黨費一〇〇哥
- 同 一〇〇留乃至一五〇留：同二五〇哥
- 同 一五〇留乃至二〇〇留：同 一留
- 同 二〇〇留乃至二五〇留：同二留五哥
- 同 二五〇留乃至三〇〇留：同三留
- 同 三〇〇留乃至三五〇留：同收入の二%
- 同 三五〇留以上……………同收入の三%
- 六三項、入黨費は候補者として入黨した場合賃銀の二%を支拂ふ。

九七一一人で、共産幼年團員の總數は五八四、三三三人である。右合計は三、五九九、三〇四人で其の隊數は七五、二六二である。

#### 三、共産主義幼年運動

共産幼年團は七歳以上十一歳以下の幼年男女を以て組織されてゐる。團則に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共産黨員、労働者、農民の手傳をなすべし」幼年團員は將來少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同様である。

一班は五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織され、革命後に出生し、當時七歳に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチャブリヤタ(十月革命の兒)の意を其の名稱としたのである。

#### 第十七回共産黨大會

第十七回共産黨大會は本年一月二十五

六七



日から二月十日までモスクワに開催、大會中心議題は、第二次五ヶ年計畫に對する詳細なる具體的プランの確立、黨組織改変問題であつた。即ち、第二次五ヶ年計畫に關しては、一九三二年現在の數字と一九三七年末の達成すべき數字とを百分比を以て示し(五ヶ年計畫篇参照)、從來成績のよくなかつた輕工業部門の振興に就いて強調、斯くして無階級社會建設への確固たる一步前進をなし得ることを説いてゐる。

更に組織改變の領域では、次の如く、  
(イ) 聯邦人民委員會附屬實施委員會をソヴェート統制委員會と改稱、各共和國、地方、州に代表を置く。  
(ロ) 勞農檢察人民委員部は廢止。

(ハ) 中央統制委員會を改造して黨統制委員會とし各共和國、地方、洲に代表を置く。更に重要な改正事項は細胞組織の廢止であるが、十月前夜から地下の黨細胞として黨の最下位單位として活潑な活動をしてゐたが、ソヴェート發展段階の現實に適應しない理由から、これに代

るに工場、運輸、赤軍、コルホズ、學校等の黨委員會を以てすることになつた。尙、新設組織と役員についてはそれぞれの項に於て説明してあるからこれを省くが、第二次五ヶ年計畫に突入して國際的に確固たる地位を占めたソ聯邦が最初の黨大會であり重要な意義をもつてゐる。

### 共産黨インターナショナル ヨナル(コミンテルン) 概観

#### 一、コミンテルン小史

一九一四年世界大戰の勃發に際して第二インターナショナルに屬する交戦各國の社會黨は、一九〇七年スツツトガルト大會に於て採擇せる戰爭反對の決議を破棄し競つて軍事豫算を可決し、第二インターナショナルは事實上茲に崩解するに至つた。そこでレーニン等の左翼革命黨は第二インターナショナルと分離して別

#### 二、コミンテルン加名員數と幹部名

ターの如き聯合組織でなく、民主的中央集權組織であり、最高機關は世界大會で二年毎に開催、大會閉會期間中は半年に一回召集の執行委員會これに代り、現在五十九名の委員と四十三名の委員候補より成立してゐる。執行委員會は更に幹部會を選出する。三十名の委員と十二名の候補より成り、二週間に一回集會し、事實上の最高機關である。幹部會員中より互選される政治部は直接的な指導部を形成し、中歐部、英米部、スカンデナヴィヤ部、バルカン部、東洋部等の諸部を設けてゐる。

世界大會の選出する國際統制委員會はコミンテルン最高の統制機關であり、政治的意見の對立のため黨中央機關より懲戒された黨員がこれに對して抗告を提起せる場合これを裁斷し、又、同委員會の必要を認め或は執行委員會の提案ある場合、これらの問題を調査し、更にコミンテルンの財政を監査する任務を有し、二十二名の委員より成つてゐる。

個の國際團體組織を計畫しつゝあつたところ當時露國革命の成功するあり右計畫は益々具體化するに至り、一九一九年三月遂に各國共産黨の國際團體たる共産インターナショナル(略稱コミンテルン)成立を見た。コミンテルンは第一及第二インターナショナルに對して第三インターナショナルと稱する。

コミンテルン(第三インターナショナル)は、第二インターナショナルが漸進的改良的民主主義的であるに反して、急進的革命共産主義的である。

その主要なる政策を略記すれば  
一、世界的共産主義社會招來のためプロレタリアート獨裁を實現。

二、社會民主主義との決定的闘争。  
三、殖民地及半殖民地被壓迫大衆の解放。

四、農業労働者及貧農の獲得、中農の中立化、富農及地主との闘争。

五、協同組合による大衆の共産主義化等である。

前記の目的のための組織は、第二イン

コミンテルンは一九一九年三月創立以來其の勢力は年と共に隆盛となり一九二八年(七月十七日より九月一日に至る)第六回大會を開催したが一九三〇年十年廿五日附ブラウダ紙に據れば現在コミンテルン加入者は後述キム加入者をも合算すれば總數四百萬人(中ソヴェート聯邦の加入者三百五十萬人、諸外國の加入者五十萬人)なる趣にして又一九三〇年度には四十九支部員二百五十一萬八千六百三十七名(但し青年共産黨員を含まず)に達したと云ふ。

左表は第六回大會直後同年九月選舉せられたるコミンテルン幹部であるが此中にはその政綱がコミンテルンの方針と相容れず除名されたものもある。

(イ) コミンテルン執行委員會幹部會員  
(一九二八年九月三日選舉)、(總數二十九名)  
バルベ(米)、ベル(英)、ブハリリン(露)

ポトロウ、イレク、加藤(日)、片山(日)  
(死亡)、コラロフ(勃)、ベラク(洪)  
クレーネン(勃)、ロゾフスキー(露)、マ  
ヌイルスキー(露)、モートロフ(露)、ム  
ツソ、ブルフニヤク(波蘭)、ピアトニ  
ツキー(露)、レムメレ(獨)、ロソフ・セ  
マイル(佛)、セルラ(伊)、スタール  
(露)、テールマン(獨)、ヒタロフ(露)  
クララ・ツエトキン(獨)(死亡)、チル  
ム(瑞典)、チユーヴィト(支)、シラメル  
(チエツコ)、エムベル、ドロ(瑞典)、エ  
ルコリ(伊)  
同候補(九名)  
フォスター(米)、ハンセン(諾威)、ヘ  
ツケルト(獨)、レンスキー(露)、ミル  
コヴィチ(塞)、ボリツト(英)、プ  
ルマン、レスト(英)、チャンピアオ(支)  
(ロ) 幹部會政治局員(一九二九年九月  
五日選舉)、(總數十一名)  
バルベ、ベル、ブハリリン、クレーネ  
ン、モートロフ、ピヤトニツキー、レ  
ムメレ、セルラ、チユー、ヴィト、シ  
メラル、エムベル、ドロ



全聯邦共產黨大會開催年月日

第一回	一九〇三年	自 七月三十日	至 八月二十三日	ミンスク	社会民主主義諸團體の代表九名が會合。ロシア社会民主労働黨を結成。大會直後弾壓を受け事實上壊滅。
第二回	一九〇五年	自 四月二十五日	至 五月十五日	ブラツセル 及ロンドン	最初ブラツセル會半に彈壓されロンドンに移る。黨機關紙「イスクラ」内意見の對立起り。ボリシエヴィキとメンシエヴィキに分裂。
第三回	一九〇七年	自 六月十一日	至 六月十三日	ロンドン	ボリシエヴィキにより召集。メンシエヴィキはブラツセルに召集。反動期開始。
第四回	一九〇六年	自 四月二十三日	至 四月二十三日	ストツクホルム	ボリエヴィキ、メンシエヴィキ合同大會。國會對策を審議。兩派依然融和せず。
第五回	一九一七年	自 八月十六日	至 八月十八日	ペトログラード	レーニンの參劣なしに非合法的に開催。ロシア社会民主主義労働黨規約宣言採擇。
第六回	一九一八年	自 三月八日	至 三月八日	同	メンシエヴィキと完全に分離。ボリシエヴィキと改稱。ブレスト講和條約承認。
第七回	一九一九年	自 三月二十八日	至 三月二十八日	モスクワ	新綱領採擇、中農との同盟、赤軍編成、コミンテルン等について重要決定。

第九回	一九二〇年	自 四月二十九日	至 四月二十九日	同	右	戰時共產主義時代。非常時代經濟政策を採擇。
第十回	一九二一年	自 三月十六日	至 三月十六日	同	右	「新經濟政策」時代。或程度の自由商業を許容。
第十一回	一九二二年	自 四月二十二日	至 四月二十九日	同	右	レニン不参加最初の大會。
第十二回	一九二三年	自 四月二十五日	至 五月三十一日	同	右	レニン没後最初の大會。
第十三回	一九二四年	自 五月三十一日	至 五月三十一日	同	右	全聯邦共產黨と改稱。レニングラード反對派登場。
第十四回	一九二五年	自 十二月三十一日	至 十二月三十一日	同	右	國民經濟振興五ヶ年計畫作成に關する訓令を可決。社会主義建設へ躍進。
第十五回	一九二七年	自 十二月十九日	至 十二月十九日	同	右	全戰線にわたり社会主義の躍進、富農清算、全面的集團化の大會。
第十六回	一九三〇年	自 七月十三日	至 七月十三日	同	右	實行委員會廢止、勞農檢察人民委員會廢止、ソヴェート統制委員會、黨統制委員會設立。
第十七回	一九三四年	自 二月十五日	至 二月十五日	同	右	

コミンテルン大會開催年月

第一回大會	一九一九年	自 三月六日	至 三月六日	第二回中央執行委員會擴大會議	一九二二年	自 二月二十四日	至 二月二十四日
第二回大會	一九二〇年	自 七月十九日	至 七月十九日	第二回中央執行委員會擴大會議	一九二二年	自 六月十一日	至 六月十一日
第三回大會	一九二一年	自 七月十二日	至 七月十二日				



第四回大會	一九二二年自十一月十二日	第八回(同)	一九二七年自五月十八日
第三回中央執行委員會擴大會議	一九二三年自六月十二日	第九回(同)	一九二八年自二月九日
第五回大會	一九二四年自六月十七日	第六回大會	一九二八年自七月十七日
第四回中央執行委員會擴大會議	一九二四年自七月十四日	第十回中央執行委員會總會	一九二九年自七月三日
第五回(同)	一九二五年自三月三十一日	第十一回中央執行委員會擴大會議	一九三〇年自二月二十八日
第六回(同)	一九二六年自四月六日	第十二回(同)	
第七回(同)	一九二六年自三月十五日	第十三回(同)	
	一九二六年自十一月二十二日	第七回大會	一九三四年
	一九二六年自十二月十六日		一九三四年下半年開會の豫定

### ☆秋召集のコミンテルン大會

コミンテルン大會は第六回を一九二八年八月モスクワに於て開催して以來其の後の國際情勢はコミンテルンの積極的活動を許さず、若し之を強行するに於ては反ソ世界戦争を誘發する危険が濃厚になつて來た爲め五ヶ年中間絶の形であつたが、今秋に久し振りにて第七回大會を召集することに決定したので、今や國際關係に不安な空氣の漂つてゐる世界各國注目の的であるが、今秋大會を召集すべき理由につき昨年十二月モスクワに於て開催せる第十三回コミンテルン執行委員會の決議によれば、

一、世界を風靡するファシズムと戦争の危機並に世界共産黨の之が對策に依るものと傳えられてゐる。即ち世界に於ける怒濤の如きファシズム運動と關聯して各資本主義國間の對立は益々激化し、戦争の危険が刻々に西歐並に極東に迫りつ

ありとする觀點から、凋落に瀕せる世界共産黨當面の世界的危機に對する鼓舞激勵と、之が對策を提議する必要から特に召集するのであるといはれてゐる。併し乍ら最近に於てはソ聯の國際聯盟加入東歐ロカルノ條約締結等ソ聯が必死に其の實現を期してゐる問題あり、之が爲め關係諸國に對する氣兼ねから今秋のコミンテルン大會の主要課題が如何に取扱はれるか興味を持たれてゐる。若し課題の如何によつては折角醸成されつゝあるヨ

↑ロツパ諸國の對ソ聯好意に多大の影響を與へることになる。  
而して一方コミンテルンの對日關係に就てはセン片山亡き後、加藤(山本懸藏の匿名)が専ら指導的役割を演ずるものと見られてゐるが、彼はコミンテルンの實際方面の事情に暗く、充分な活動が出来ないので誰か日本黨員中の者で事情通の者が彼を補佐するのではないかと言はれ、又、セン片山の候補として岡野(野坂鐵)が有力視されてゐると。

### コミンテルンの豫算

一九三二年九月初旬に開催された第十回コミンテルン執行委員會總會は、同委員會政治書記局提出にかゝる一九三一年度會計報告を審査の結果全部承認し、これを公表すべき事を命令してゐる。即ち左の通りである。

#### △會計報告内容

収入の部

A 一九三〇年度繰越高

全聯邦共産黨

六一、〇八九弗

B 會費(四十一黨會員三、七六〇、七八八八人分、但し青年共産黨及び十七黨は會費支拂を免除、殘餘の一九三一年度黨會計報告は未着)

C 寄附其他 一一二八、二三六弗  
D 出版所、通信社、新聞ニュース 四六、三七一弗  
收入 五九、六一八弗  
合計 一、二九五、三一五弗

#### 支出の部

A 一般經費(俸給、經費其他) 三七二、三四七弗  
B 郵便電信料 三八、三八七弗  
C 黨新聞、出版所、文化事業補助 七五六、九〇〇弗  
D 派出費 五二、七三二弗  
E 一九三二年度繰越 七四、九四八弗  
合計 一、二九五、三一五弗

### 年齢から見たソ聯巨頭

最近調査による共産黨並に政府要職者の年齢は四十歳前後の活動盛りを最とし

スターリンの五十六歳は長老である。全聯邦共産黨中央委員會政治局員	五十六歳
モロトフ	四十五歳
カガノウイチ	四十二歳
ウオロシロフ	五十二歳
カリニン	六十歳
オルジョニキゼ	四十九歳
クイブイシエフ	四十七歳
キーロフ	四十七歳
アンドレフ	四十歳
コンオル	四十六歳
政治局員候補	
ミコヤン	四十歳
チュバリ	四十四歳
ベトロフスキ	五十八歳
ボストイシエフ	四十七歳
ルズタク	四十八歳

### 其他の國際組織

コミンテルンは其の創立以來各種の機關を創設し、此等を通じて間接に共産主義の宣傳に努め資本主義世界の大敵國を形成するに至つた、



今其の重なる國際組織に就て略述しよう

勞働組合赤色インターナショナル(プロフィンテルン) 赤色勞働組合インターナショナルと呼ばれてゐる。第一回大會が開催されたのは、一九二二年頃で一九三〇年八月第五回大會一九三二年第六回大會が開催された。六百萬以上を算するソヴェート勞働組合を中心に獨逸、英國、米國、支那等世界各國の左翼的勞働組合によつて此のインターナショナルは構成されてゐる。

赤色農民インターナショナル(クレステンテルン) 一九二四年モスクワに開かれた第一回國際大會には約四十ヶ國の左翼農民組合代表者が集り「全世界の農民と勞働者團結せよ」のスローガンを掲げた。プロフィンテルンと密接な關係を持ち、機關誌「農民インターナショナル」を出してゐる。

青年共産インターナショナル(キム) 青年インターナショナルとも呼んでゐるソヴェート始め各國青年共産黨の國際總聯合である。機關誌「キム」はキムの發行

機關である。

國際革命戦士救援會(モツブル) 我國では赤色救援會と通稱されてゐる。一九二二年來ボリシエヴィキの老闘士、舊政治犯人の發議により設立されたもので讀んで字の如く各國に於ける革命運動の戦士特に牢獄に奪はれ白色テラーに斃れた者の遺族を保護救援する機關である。

現在モツブルは六十七ヶ國に組織されて居り、その内三十六ヶ國に於ては非合法的組織となつてゐる。本年一月一日現在に於てモツブルは一〇、七五〇(千人)の會員を有しその内三百萬人以上は資本主義國及び植民地諸國の會員である。

尙ほソヴェート新聞によれば、モツブルは今や質的にも思想的にも非常に成長し、その活動によつて數十萬人の革命家の生命が救はれ、數萬人が刑務所から解放された。

赤色スポーツインターナショナル(クラースヌイ・スポルチンテルン) 社會民主黨系のリュツヴェルン・スポーツインターナショナルとの協力を圖つて一九二

防

陸軍

一、勞農赤軍の沿革

一九一七年、所謂十月革命によつて政權を奪取したるレーニン一派は、十一月八日革命の翌日「無併合無賠償即時講和」の宣言を發表し東部戦線四ヶ年の協力を破棄し、十一月二十六日獨軍に休戦を申込み、十二月二日より休戦商議を開始した十二月二十二日より講和談判を開始した然るにこの講和談判はブレストリトウスクに開かれたのであるが、會議が未だ調印されないのにトロツキは戦争の終結を促進せんが爲めに二月十一日突如として全軍に復員令を發し、講和は成立せざるも戦争は終了せりと宣言した。之れが爲め戦線に残留する兵卒は恰も大河の決するが如く先を争ふて郷里に歸還し、露

一年ソヴェート聯邦を中心に組織、同年七月創立大會を開催した。第二回大會は一九二二年七月柏林で開催、翌二三年二月の擴大總會に於いて、コミンテルンプロフィンテルン其他と戦線統一の必要を決議し年と共に發展を遂げて今日に及んだ。

軍は全く崩壊するに至つた。ドイツ軍は之に乗じて二月十八日休戦満期と共に總前進を開始し、長驅露都を脅威するに至り、ロシア當局は周章置く處を知らずドイツの提出せる總ての條件を承認し、遂に屈辱的なる講和條約に調印するの止むなきに至つた。之れより先、一九一八年一月十五日人民委員會は義勇兵を持つてする赤衛軍の組織に關し法令を發布してゐるが、之は勞農赤衛軍の嚆矢とも云ふべきであつて、レーニン政府は之に依つて反ボリシエヴィキに對抗すると共にブレストリトウスクに於ける講和談判の不調に備へんとした。當時レーニン政府の使用し得たる赤衛軍はペトログラード及びモスクワを中心とする約八萬人に過ぎない義勇軍であつて、内にやゝ軍隊的組織を有してゐたものは二個師團程度であつた。レーニン政府はドイツ軍の壓迫



れたものであつて、當時は最も革命的な分子たる労働者のみを召集したが、次いで農民及び軍事専門家たる舊將校下士に及んだのである。ソ波及び国内戦の終結後政府は軍隊の復員に着手したけれども内外の情勢上強力なる武力の保持育成の必要を痛感し依然として百三十萬の軍隊を擁し、着々として編制を改革し、軍事工業を起し、國防威力の充實に努め、労働赤軍の基礎は漸く確立せられ、一九二八年産業五ヶ年計畫をしてソ聯邦國防に密接な連繫を保たせると同時に直接軍備の充實改善を企劃し、大々的に國防威力の充實擴張を見るに至つた。

### 二、赤軍建設の要旨

労働赤軍の建設の目的は資本主義諸國の攻撃に對しソヴェート聯邦を擁護するを主とするも、尙狀況によつては資本主義×××のプロレタリアートの×××××に際し之を×××するを認めて居る。

### 三、赤軍の編成

して次の如く述べてゐる。「前略——赤軍は更にその存在する事實を以て×××の被壓迫労働者の大衆が×××の爲めに×××する×××を×××しつゝあるものなり」と。之れ婉曲に其積極的任務を表明するものにして過去ソ聯邦政府の對外施設を見るに、その然るは外蒙古並に「エストニア」事件に徴し明瞭である。

前述の如くソヴェート聯邦に於ける國防は露國民の祖國の防禦にあらずして労働赤軍たるソ聯邦の擁護なるをもつて、國防は只×××××の權利にして二者以外の階級は劍を執つて國防に任ずるの權利を附與せられぬ。従つて私營商業従事者、雇傭労働者を使用する工業者は軍隊に編入せられず、その代償として一定の金額を徴するか、若しくは雜役勤務に當て居る。又入營したる者でも精神狀態の怪しい者は直ちに除隊せしめて社會的制裁を受けるやうにしてある。

### 組織の大要

然らば右の如き主旨に従つて建設されたる労働赤軍は如何なる編成を有するかと言ふに、先づ中央統轄機關から述べねばならぬ。軍務に關する最高問題たる宣戰講和の大權は最高主權を有する聯邦ソヴェート大會（閉會中は中央執行委員會及び同幹部會）之を有し、人民委員會會議に於ける軍務の代表は、國防人民委員會議長である。

常備兵額、軍事豫算及び毎年徵集すべき兵員數は人民委員會議長を議長とする労働國防會議之を決定する。換言すれば此の労働國防會議は世界大戦中に於ける列強の軍事内閣に相當するものであつて國務と軍務との調和を計るものである。軍隊の編制、常備兵額並に毎年徵集すべき兵員の配置、配屬其他陸海空軍に關する一切の業務は、國防人民委員會議長を議長とする革命軍事會議之を管掌してゐるが、廢止以來は國防人民委員會の管掌に歸してゐる。

### 四、赤軍の階級構成

ソ聯邦では勤勞者のみが赤軍に入營することが出来る。此のことは兵役基本法に次の如く明確に規定されてゐる「武器を手にしてソ聯邦を防衛するものは勤勞者のみに限る」従つて召集の場合には權利を剝奪された者や、富農の子弟が赤軍に入込むのを防ぐために、新兵に對する階級的嚴選がなされる。

最近年迄に於ける赤軍の階級構成は次の如くである、一九二一年の赤軍は労働者一八%、農民七一%、其他一%であつた。二八年には、労働者二二%、農民六七%、其他一二%であつたが、三三年には労働者四三%、農民四七%、其他一〇%の割合にして、その内在營農民の七二%はホルホーズ員に依つて占められてゐる。右數字の示す如く一九二八年から

此の國防人民委員會の組織は總參謀部赤軍本部兵器本部、政治部、海軍本部、空軍本部其他種々の本部から成立されてゐる。地方に於ける最高統轄機關は前述した軍管區司令官（獨立軍司令官）である。軍管區司令官を議長とする軍管區革命軍事會議を置き、軍管區に屬する軍團、師團等を統轄してゐる。軍團、師團等の編制は餘りに細部になるから、此處には述べないが我が日本と違つてゐるのは師團には二通りあつて、一つは日本の如き正規團であり、一つは日本に例のない民兵部隊である。

茲に少しく民兵制度に就いて説明することにする。民兵軍は基幹部隊と交代部隊とよりなり、基幹部隊は正規軍と同様の基礎の下に成立し、民兵軍の基幹たり教官たるものであつて、正規軍と殆ど同様の各級指揮官を有し、その數、その質に於いても正規軍に劣らないものである。民兵軍、交代部隊は當該徵募區より召集するものであつて、第一年度に於いて三ヶ月間の教育を受け、第二年度から第



三三年に至る間に赤軍の社會的構成に大なる變化が行れた。此變化は革命的分子を入隊せしめるやうにした爲めでもあるが、それよりも、五ヶ年計畫中勞働階級が數的に倍加し、農民階級の三分の二はコルホーズ化した爲めである。

次に赤軍内部の黨員の割合も少なからぬ變化をなした。一九二二年には赤軍内部の黨員の割合は七%、二八年には黨員一二・八%、青年黨員一四・五%であつたが三三年には黨員三五%、青年黨員二四%にして、これらは赤軍全體の五九%を占めてゐる。

次に指揮官の構成状態に就き簡単に述べる。赤軍の建設期に於ける指揮官の構成人員は頗る貧弱であつた。これがため指揮官の充實に全力を傾注し、今日ではプロレタリアの事業に絶対に忠實な指揮官の構成體を有するに至つた。彼等の大部分は國內戦に遭遇し、ソヴェートの學校で教育を受けたものであり、過半数は勞働者農民の出身である。赤軍は若き指揮官を増大せしめたのみならず、舊軍隊

の軍事専門家をポリシエヴィキ的環境に順應せしめたので、彼等は今日では黨員となつてゐる。

指揮官の基幹の概要に就き若干の數字を引用しやう。軍管區長は全部黨員、狙撃軍團長も全部黨員、その内三三%は陸軍大學卒業、六七%は最高級幹部講習所卒業、狙撃師團長の九三%は黨員、その内二五%は陸軍大學卒業。七五%は最高級幹部講習所卒業。騎兵師團長の九五%は黨員、その内四三%は陸軍大學卒業、他は最高級幹部講習所卒業。狙撃聯隊長の八八%は黨員、その内一三%は陸軍大學卒業、他は講習所卒業。騎兵聯隊長も大體これと同様である。大隊長の七二%、中隊(小隊を含む)長の六九%は黨員。航空旅團長の七八%、航空大隊長の七七%、獨立航空部隊長の八五%は黨員である。指揮官中、現在の職務の正規軍事教育を受けざるものは殆んど無いと云つてもよい程である。黨員、指揮官の大部分は優秀なる軍事専門家である。彼等は各部隊の立派な指揮者であるのみならず、陸軍

五、軍事義務制度

各加盟共和國憲法の條文に「社會主義的祖國防護を以て、共和國全人民の義務なりとし、人民皆兵の制を定む。武器を手にして、革命を防護するの名譽權は勤勞民衆にのみ之を與へ、非勤勞分子は他の軍務に服せしむ」と規定してある。即ち男子が兵役に服することは名譽なる權利であつて、之に服することを許されぬ者(非勤勞分子、身體に缺陷ある者、宗教上の信念によつて軍務に服せざる者)等は、國家的作業、災害救済防止等の事業に賦役せしめられ、又は特別の税金を徴收される。服役年限は十九歳から四十歳までで次の如く區分せられる。

大學の教官若しくは學術研究家である。要するに赤軍はポリシエヴィキ的指揮官の養成に於ては大なる好成績を獲得した。然し非黨員の指揮官を赤軍は不要であると考へてゐない。非黨員指揮官の割合は非常に少い。彼等は偶然な形式的原因に依つて黨外にゐるが、赤軍は黨員と同様彼等に信頼してゐる。赤軍將校及下士卒の識別は襟章に依つて之を爲し、兵科別は襟色を以て之を判別する。

下級幹部より高級幹部に至るまでの階級別は左の如くである。各形共赤色。

下級幹部(下士)

分隊長補佐官(襟に三角形一個を附す)

分隊長(同二個) 特務曹長(同三個)

小隊長補佐官(襟に四角形一個を附す)

小隊長(同二個) 中隊長(同三個)

上級幹部(佐官)

大隊長(襟に長方形一個を附す)

聯隊長補佐官(同二個) 聯隊長(同三個)

高級幹部(將官)

司令官は襟に菱形一個より四個迄を附す。參謀總長等も同、四個を附する事。

殘餘の者は民兵軍に又その殘餘の者は隊外勤務兵に編入せらる。近時の統計によれば一ヶ年に現役勤務に徴集せられる人員は八十萬にして、内二十六萬人は正規軍に、二十萬は民兵軍に、三十四萬は隊外勤務兵に編入せらる。正規軍の種類及在隊、歸休年限は次の如し

赤軍——在隊二年、歸休三年

空軍——在隊三年、歸休二年

海軍——在隊四年、歸休一年

で、歸休期間には短期の勤務演習に召集される。

民兵軍は五ヶ年間に、歩、砲兵は八ヶ月騎兵は十一ヶ月の教育を受け、殘餘期間は歸休として、短期の勤務演習に召集せらる。

隊外勤務兵は、五ヶ年間に六ヶ月の軍事教育を受ける。民兵軍及隊外勤務兵の教育期間は五ヶ年の合計にして、之を各年度に分割するものとす

三、豫備役期間を十四年とす。二十六歳より二十四歳までを第一豫備役、三十

即ち、從來の少尉中尉、大佐少將等の階級は全廢されたと稱するものゝ、之に更なる職別の階級、即ち、小隊長、中隊長大隊長等の嚴格なる上下の階級が存して居るのである。

又赤軍々人はソ聯邦内に於て、他の住民より最も優遇され、給與は現品支給で、聯隊長以上には自動車を支給されて居る。兵士の給料は最初一ヶ月一留四十五哥であつたが一昨年末左の如く改正された。

(イ) 下士官兵、月額六留より九留班長以上、月額十五留より三十留

(ロ) 士官學校生徒、三〇留より五〇留

(ハ) 將校(俸給外増額高) 四九留九、以上七一留四、

(ニ) 海軍將校(俸給外増額高) 三八、九留以上、七一、四留、

(ホ) 空軍兵員(俸給外増額高) 五〇、〇留以上八三、三留、

右の内(ハ)以下即將校級の俸給は明示されてゐないが相當多額の支給を受けて居るものゝ如くである。

一九三三年以降軍事豫算の増加は此の俸給及同増額高の増加に依ると稱せられてゐる。



五歳より四十歳までを第二豫備役とす豫備役の期間内には合計三ヶ月の勤務演習に召集せらる。以上のほかに志願兵制度があつて十八歳より三十四歳までの勤勞者(婦女をも含む)は、志願兵たることを得、その期間は一年以上とされてゐる。

右によつて明らかなるが如く、ソ聯邦に於いては入營前に二ヶ月間の教育を施してゐること及苟くも體格検査に合格した者は正規軍に入るか、又は民兵軍に入るか、或は隊外現役として必ず軍事教育を受け、名實共に極端なる國民皆兵主義を實施してゐることは吾人の注目を要する所である。

### 六、勞農赤軍の素質

兵卒——帝政時代の露軍に於いても現在の赤軍に於いても、兵卒の大部分は農民出身であつて、體格強健、困苦缺乏に堪へ、忍耐力に富み、上官の命令に絶対服従することは、今も昔も大差なく兵卒としては或る意味に於いて日本より優つた所があるやうである。

### 七、赤軍の教育

赤軍は毎年入營して來る青年を如何に教育してゐるかに就いて述べれば、一九二四年の入隊者中一〇%は黨員であつたが、二年後の二六年には除隊兵中二八%は黨員であつた。二八年には二〇%の黨員を入隊せしめ、三〇年に四〇%の黨員を除隊せしめた。又三〇年に二七%を入隊せしめ三二年に六七%の黨員を除隊せしめた。

赤軍兵士に對しては政治教育や軍事教育のみならず一般教育も行つてゐる。一九二四年以降十年間に亘り除隊兵中文盲者は一人もなくなつた。又兵員に對し各種の専門教育を大規模に實施し、自動車やトラクターの運轉手、畜産やコペラーチヤの専門家、文化活動員、其他の専門家を養成してゐる。然し除隊兵は悉く斯かる専門家といふ譯ではないが、彼等は何れも意識的積極的市民であり、良心的勞働者であり、都市の工場、農村のコレホーズに於ける勞働紀律の組織者である

た所があるやうである。

下士——目下赤軍に於いては下士と云ふ階級はないが之れに相當する下級幹部がある。此下級幹部は長期在營する者がその割に少ないやうであつて、確かに一つの缺點と認めることが出来るが多數の短期の下級幹部を有してゐることは我々として美しい次第である。

將校——ソヴェート軍に於いては將校と云ふ階級はないが之に替るに中級幹部(我が尉官に相當する)、高級幹部(我が佐官に相當する)、最高級幹部(我が將官に相當する)がある。士官學校に於いては餘り高遠なる學理を教育せず、又普通學の程度も確かに劣るけれども、初級指揮官として、又教官としての技能は充分に教育せられてゐるので、職務相當の技能は之れを具備し、且つ、聯隊等に於いては、多數の幹部を有することは、確かに勞農赤軍の強味である。高級幹部以上は殆ど歴戰家であり、又年齢が非常に若い事は赤軍に發揚する士氣を興へるものであつて、陸海軍次官の如き、海軍本

而してソヴェートの各種機關が赤軍除隊兵の信頼し得ることを知り彼等を悦んで仕事に採用してゐることはその特長である。

次に指揮官の養成に就いて一言する。

廣大なる戦線、巨大なる軍隊及び多種多様の技術は、現代の戰闘指揮を頗る複雑ならしめてゐる。斯かる大規模の機構を正しく、巧妙に、組織的に指揮するには最高教育を受けた軍事専門家を充分に有する必要がある。斯かる専門家を陸軍大學で養成してゐる。陸軍を改造した結果、最高軍事教育を有する指揮官を多數必要としたので、既設の陸、海、空、軍政各大學及び新設の若干の軍事大學に多數在籍せしめるに至つた。目下軍事大學の在籍者は一九二一年の數倍に増加してゐる。増加の最も大なるものは技術部隊の指揮官及び軍事技術各種部門の技術専門家である。指揮官の養成は學校に限られてゐるのではなく、彼等は學校外に於いても絶えず各種の作業に参加して一日たりとも、一ヶ所に立つてゐない。赤軍

部長の如きも、三十代の新進氣鋭な士である。そして此等の若い要職にある人々は既に數年乃至十數年の實務を経験してゐるのだから、年齢が若いからと働かないと言ふことは云へないのである。否、戰時急造された此等の指揮官は戰後着々と陸軍大學校補習科等に於いて補習教育を施されその成績も見るべきものであると言はれてゐる。

赤軍には忠君愛國と云ふことはないが之れに替るに熱烈なる主義に對する理想がある。又軍紀も嚴正であつて、決して自墮落な軍隊ではない。軍隊内に於ける共產黨員の數も漸次に増加せられ、幹部の半數以上は共產黨員であつて、黨員外の指揮官に對し目付役であつたコミサル制度も漸次廢止せられつゝある。之れは赤軍の團結が益々固められて最早コミサル制度を置く必要がなくなつたことを示すものであつて、赤軍は精神的にも既に安全なる域に達したと云ふことが出来るやうである。

はその専門を修得したポリシエイキ的人員を有してゐるが、これを以つて是れりとせず、ソ聯邦の最高科學者は不撓不屈研究を繼續してゐる。又研究室で書籍を調べるのみではなく、實際との聯絡を失はぬやうに努めてゐる。

又軍事指揮官養成の爲左の學學校が設けられ、各自専門の科業を修得する事になつてゐる。

▽步兵學校 モスクワ以下十三箇所に在り、射撃部隊の指揮者を養成(修業期間二ヶ年半)

▽騎兵學校 レニングラード以下四箇所に在り、騎兵部隊指揮者を養成(修業期間二ヶ年半)

▽砲兵學校 モスクワ以下七箇所に在り、重砲、野砲、高射砲部隊指揮者を養成する(修業期間三ヶ年三ヶ月)

▽軍事技術學校 モスクワ、レニングラード技術部隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年三ヶ月)

▽軍事連絡學校 レニングラード、キエフ軍事連絡部隊指揮者を養成す(修業



期間三ヶ年三ヶ月)

▽武器技術學校 レニングラードにあり  
各種軍隊に於ける武器技術指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)

▽射撃技術學校 レニングラードに在り  
射撃部隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)

▽交通學校 レニングラードに在り、鐵道部隊指揮者を養成(修業期間三ヶ年)

▽地形學々校 レニングラードに在り、軍事地形學指揮者を養成(修業期間三ヶ年)

▽戰車學校 アリヨールに在り、戰車隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)

▽軍用自動車學校 モスクワに在り、乗用者、トラツク、タンク専門の軍事技術家を養成す(修業期間二ヶ年)

▽統一軍事學校 モスクワ、ミンスク、カザン、タシケント等にあり、歩兵、砲兵騎兵等の各部隊指揮官を養成す、(修業期間各都毎に異る)

八、國防人民委員部

ソ聯邦中央執行委員會は一九三四年六月二十日附を以て、ソ聯邦革命軍事會議及び陸海軍人民委員會參與會を廢止し、新たにソ聯邦國防人民委員會と改稱する件を公布した。

同部は、陸海空軍の最高統率機關で、其主腦幹部は左の諸氏である。  
國防人民委員部長

カ・エ・ウオロシロフ

同次長

ヤ・ベ・ガマルニク

同次長

エム・エヌ・ツハチエフスキ

同

エス・エヌ・カメネフ

同

ヤ・イ・アルキニスIIアスト

同

ロフ

同

エス・エム・ブヂョノスイ

同

ア・イ・エゴロフ

同

イ・エ・ヤキル

同

エル・ア・ムクレウイチ

同

ゲ・カ・オルヂョニキーズ

同

ウエ・エム・オルロフ

同

ソ聯邦中央執行委員會が發表せる「革

リヤ外交政策の根幹であつて、この政策は常にソ聯邦外交機關を通じて、勇敢且つ決定的に具現されつゝあるところである。ソ聯邦の陸軍及び海軍はこの旗幟の下に進化し發展して行くのである。

ソ聯邦國防人民委員部長(陸相)ヴオロシロフ氏は、一九三四年二月三日、クレムリン宮殿に開かれた共產黨大會において、ソ聯邦軍備の急速高度の擴充を詳述して長時間にわたる演説をなし、

一、最近三年間にソ聯邦軍備は急速の發展をなし、米、英、佛いづれの陸軍にも劣らなくなつたこと

一、東部シベリヤ國境、西部歐洲國境に強度の防備力を有する要塞地帯を整へたこと

一、武器の充實は最も完全であるが、軍隊の長距離輸送力においては尙ほ缺くるところあること

一、極東及び北方艦隊の勢力を充實しその補助艦及び航空隊は防禦的性能においては充分なこと

等これまで極秘に附せられてゐたソ聯邦

命軍事會議の廢止及び陸海軍人民委員部の國防人民委員部改稱に關する決定は國防強化の見地からも亦一般政治的見地からも頗る大なる意義を有するものである。

此の決定は、黨及び政府の組織改造に關する一般方針に基いて行れたものであつて、これまでの建設諸段階に於て發生せる組織形態は或る程度不適當なものとなり、これに反し一頭制の確立と、社會生活及び指導の複雑なる諸問題に適應せる明確な組織的機構とを必要とするに至り今回の改廢を見るに至つたのである、

殊に人民委員部の改稱は大なる政治的意義を有するものにして、ソ聯邦の一般軍事は外部よりの侵略、攻撃及び膨脹を排撃する國防に外ならないことを強調するものである。勿論從來とても我が國の陸軍乃至海軍はその本質上攻撃の手段でなかつた、又有り得なかつた。

リトヴィノフ氏は最近の或る演説に於て、我が國の軍人は平和政策の熱心な先導者であると述べたが、この點に於ては軍備強化の新事實を率直に列擧し、東西如何なる國よりの攻撃にも充分對抗し得る實力を具備するに至つたことを強調して左の如く述べた。

我が國は非常なる努力の結果、今や米英、佛いづれの陸軍よりも遙かに高度の機械化をなせる強力なる陸軍を有するに至り、他國の侵入に對しては既に充分なる抵抗をなす用意が整つた。ソ聯邦の軍備は一九三〇年以後航空、銃砲、戰車において大躍進を示してゐるが、軍隊の長距離輸送力の點は未だ遺憾の點あり、防備の際の弱點たるを免れない。ソ聯邦は自國を防衛するため東方においては極東シベリヤの最も脅威を受け居る地帯に、また西部國境においてはラドガ灣より黒海に至る地方に最も嚴重強力なる要塞地帯を設けてゐる。これ等の要塞はソ聯邦攻撃を企圖する冒險家等に對し、大障害をなすであらう。

海軍充實も平行的に行はれ、從來のバルチツク黒海兩艦隊には補充計畫を實

火砲と銃剣とを以て有らゆる問題を解決せんとする他の諸國とは異つてゐるのである。資本主義國に於ける軍事専門家は特殊の軍人階級を組織してゐて自分達の政策を必要なる限度以外にまで延長せしめてゐるが、我が國には斯かる傾向がない。即ちソヴェエト統治階級はその對外施政方針の示す如く常に平和策を實施し侵略には原則的に反對であつて、そこには軍人の特殊な政策が存しない。左りとて我が軍隊は國策に無關心であるといふ意味ではない。否、彼等は我が政府及び黨の意識的先導者である。又我が軍隊は偉大な學校であり、文化及び勞働の偉大な勢力である。その手中に有する技術、經濟及び兵員等の全勢力及び資源は、我が國に於ける平和的建設の豫備資源である。然しこれを以て、敵の襲撃を受けた場合でも國內の資源を戰勝の資源たらしめないと考へてはならない。

ソ聯邦の一切の政策は、明かに事務的平和政策であり、この平和政策は情勢に依つて變化されるものでなく、プロレタ







從來化學戰に關する教育普及の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居たが、最近に於ては軍師團歩兵聯隊、騎兵師團獨立騎兵旅團等には總て化學小隊が設けられてゐる。之等の化學戰部隊は防護及煙幕の使用を主務とするが一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用する事も出来るのである。

4、民間に於ける施設

民間に於ける施設として特筆すべきものはオソアピアヒム、即ち國防飛行化學協會があつて、政府の指導を受け國庫の補助を得て航空及び化學兵器の進歩、發達を圖り、毒瓦斯防護關係者のみにて千七百萬人の會員を有し、百五十萬の婦人會員を有し防空防毒の研究を行つて居たが、更に最近に於ては瓦斯の原料の研究化學工業の擴張、化學工業品製造所の設置、農業の航空化學等に活動してゐる。

十一、極東特別軍

滿洲事變後日ソ滿關係の複雑化に伴ひソ聯邦は極東軍備の充實に努力し、兵力の増加は固より、其編制裝備の改善に、將た國境方面に於ける軍事施設に、顯著なる進展を示してゐる。

極東ソ領の赤軍は最初三師團と騎兵二旅團であつたが、一九二九年の東支事件以來一師團を増加して極東軍を編成し、而もクラスノヤルスク以東を管理せしめて更に其兵力を増加し、其後も依然其編成を解かず東方經略の後據となしてゐたが、滿洲事變後更に西伯利及歐露から兵力を増派せられ、最近に於ては歩兵八乃至十師團、騎兵一師團と一旅團を算するに至り、其總兵力は十一、二萬に達するものゝ如くである。尙ゲ、ウの兵力著しく増大し、國境の警備は固より、國內の取締りも至嚴となつた。

加ふるに從來二等裝備であつた極東軍は、一等裝備に改編せられて、其人員を整備し裝備を改め、特に歩騎兵師團には

瓦斯防護研究會、アピアヒム研究會（瓦斯避難所五七一箇所を有す）化學實驗所（一三三箇所）瓦斯防護學校等がある。斯の如く新兵器に關する研究、新戰術に對する設備研究の爲歳出さる軍事豫算

は莫大なる額に達し、年々増大する一方である。今、最近七ヶ年間に於ける豫算總額と軍事費とを對照比較すると左の如くである。

年 度	豫 算	總 額	軍 事	豫 算
一九二六—二七年度	約 四、九五九、九六〇、〇〇〇 <sup>留</sup>	約 六三五、四八〇、〇〇〇 <sup>留</sup>		
一九二七—二八年度	約 六、四六一、五〇三、〇〇〇	約 七八〇、〇〇〇、〇〇〇		
一九二八—二九年度	約 七、八六四、一二〇、〇〇〇	約 九七九、〇〇〇、〇〇〇		
一九二九—三〇年度	約 一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇	約 一、一五九、〇〇〇、〇〇〇		
一九三〇—三一年度	約 二、七七四、〇〇〇、〇〇〇	約 一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇		
一九三一—三二年度	約 二、七五四、九六六、〇〇〇	約 一、三九六、五〇〇、〇〇〇		
一九三二—三三年度	約 三、五〇一、〇〇〇、九二〇、〇〇〇	約 一、五七三、七〇〇、〇〇〇		

即ち一九三二—三三年度軍事豫算を一九二六—二七年度のものに比するに、約二倍の増加であつて、蘇聯邦が、財政困難の裡に在つても、如何に軍備に力を用ゐるかを窺はる。

隊費等を含んで居るが、軍需工業費は含んでゐない。尙蘇聯邦に於ては、軍事費の一部例へば兵營の建築、射撃場の設備等は、地方豫算の負擔となしあるが故に此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るであらう。

機械化部隊の配屬を見、又戰車並飛行機も著しく増加せられて其數各々三百を下らず、尙陸續増加の模様である。殊に飛行機は最新式の機種を以て更新せられ、且、最近超重爆撃機（搭載重量約七噸にして航程距離約二、五〇〇浬に及ぶ）十數臺を整備し、本國に於ける航空勢力至短時間の移動性と相俟つて、極東に於ける制空權の獲得を企圖してゐるのが伺はれる。

其他滿洲國との接壤地中樞要の地區、即ちボグラニチナヤ東方地區、黑龍江及松花江合流點附近、武市附近及滿洲里西方ボルヂヤ附近には、極めて堅固なる永久要塞地帯を鋭意構築中なるものゝ如く最新式ベトン製築城、鐵條網等が発見せられる。之等は勿論防勢的な施設と見做し得ざるにあらざるも、近年築城が常に攻勢的據點として利用せられ、或は集中掩護陣地として、偉大なる役割を果しあるに鑑みれば、此等築城あるの故を以てソ聯邦は防勢的なりと安心するは過早ではあるまいか、況んや何れの國と雖も自

國の軍備を攻勢的なりと吹聴するが如き事なきに於て然りである。更に超重爆撃機の整備の如き、如何に好意的に見るも防勢的兵器とは説明することは出来ない。其他赤軍除隊兵のホルホズ移民、鐵道の複線工事、浦鹽要塞の修覆、同港に於ける船渠の修理、潜水艦の建造、沿海州及後貝加爾に於ける日本を假想として行はれたる演習實施の情報等は、無關心に看過し、能はざる事項である。

一九三四年二月十九日集團農場突擊隊員大會に於けるウオロシロフの演說中に「日本政府は我等の提議した不侵略條約の締結を回避した。茲に於て我等はソ聯邦極東國境の國防施設に對し、此不安なる事態を考慮せざるを得ない」との一節あるを見ても、ソ聯邦當局が極東國境の防備に、多大の關心を有してゐることが窺はれる。

然しながら日本側としても、滿洲事變勃發以來、常にソ聯邦の權益を尊重し、其在滿兵力も必要の最小限に止め、而も駐滿兵力の概要を常に公表して、ソ聯邦



に對し、何等企圖する所なきは、既に明瞭に承知しある所にも拘らず、益々極東に増兵し、而も其兵力すら絶対秘密として公表せず、虎視耽々としてソ満國境に近く之を包圍的に配置しあるは、ソ聯邦が何等か企圖する所あらずやとの疑惑を抱かざるを得ないのである。

若し眞にソ聯邦にして東洋の平和を祈念する所あらば、速かに其兵力を公表し日本の眞意が秩序維持の目的を出さること明瞭なる今日、速に其増加兵力を舊に復すべきであり、斯くして始めて兩國間に存する不安の空氣を一掃し得ること、信ずる。

十二、ゲ・ベ・ウ軍其他

ソ聯邦に於ては、一般軍隊の外に國家保安隊(ゲ・ベ・ウ)の軍隊があり、ゲ・ベ・ウ軍隊は、その數十五萬人に達し、専ら國內の反革命叛亂の鎮定、交通の保護、國境警備に當る外、普通軍隊内にも混入して軍規を監視し、諸外國に於ける憲兵隊の組織を擴大充實したる如きもので、一國有事の際には國內の治安維持に任ずる。

軍事當局は第一に陸軍と空軍に力を注いだ結果、海軍に對して彌が上にも消極的方針に出でざるを得ず、艦艇の如き苟も修繕の出來る限り之を利用し、愈々望みなきものは廢艦處分を行つて、その缺陷は新兵器を以て補填する方策に出た。一九二九年五月陸海軍部長は公會の席上に於て赤色海軍は過去二年間に着々整理を進め、六隻廢艦處分を行ひ十新隻造せるを以て實勢力に於て一萬三千噸を増加したと聲明してゐるが、要するに其十隻は特種な小型軍艦であつた。

翻て従前の海軍工廠を見るに、艦艇の建造修繕を行ふが、一齊に經濟的工業機關と化し、主として普通船舶の建造修理と農具製作に力を振つてゐた。即ち根本に於て、工廠の性質が一變してゐたのである。

上述の理由により、軍艦には革命前既に老齡なりしもの多く、從て驅逐艦或は潜水艦中に若干新式のものある以外に他は悉く老朽艦である。但し一九二九年から小規模ながらも外海の演習を行ひ、或

もので、秘密裁判權及刑務執行權を附與され、一般民衆及び軍兵の恐怖の的となつてゐる。

今春、ゲ・ベ・ウの機構に大改革が加へられ、秘密裁判權及び刑務執行權の權限を著しく縮小されたとの報が傳へられてゐる。

この外ソ聯邦には護送軍隊と稱するものがあつて、其數は七、八萬に達し、其任務は専ら戰時に於ける後方勤務、即ち捕虜の護送、軍需品の輸送監視を行ふもので、諸外國の憲兵隊と輜重隊を合したるが如き權限を有してゐる。

十三、軍事出版物

赤軍中央機關紙クラスナヤ・ズウエズダー掲載一九三三年度赤軍出版局軍事書籍發行計畫によれば、書籍二五七種、この總發行部數七百五十萬部、一種の平均發行部數は二萬六千六百部である。而して、其の主なる軍事書籍は左の通りである。

- 二、赤軍騎兵戰鬥勤務……………
- 三、軍事通信……………ウエルホフスキー著
- 四、空中攝影術……………アレクサンドロフ著
- 五、タンク部隊戰術……………アモソフ著
- 六、砲兵戰術……………ミハイロフ著
- 七、飛行戰術……………ベストフ著
- 八、赤軍指揮官用教科書
- 九、日本の軍備……………アシク著
- 七、ラデツク序文、福永恭助著
- 十一、「日米戰爭未來記」……………露譯
- 「戰爭論」……………訂正版

海軍

一、赤色艦隊

ソヴェイト海軍の主力は革命前と同様バルチック海に集中されてゐるが、其國土の關係上より大艦隊を必要とせず、又軍事當局よりも閉却され勝ちとなり今日に至つてゐる。

に兵學並に普通教育をも授ける。入學資格は兵學校生徒科と大同小異である

(四) 海軍航空學校 海軍飛行將校を養成する。

(五) 海軍水路學校 航空航海に關する將校を養成する。

(六) 海軍大學 修業年限は三年であつて左の二科に大別する。

二、現有勢力

(イ) 兵學科 戰略戰術等を教へる。

(ロ) 技術科 機械、電氣、造船、海圖、砲術の諸科がある。

- (一) 海軍兵學校 此兵學校に二科あり
- (イ) 生徒科 我國の兵學校に同じ、入學資格としては海軍兵又は九年學業修了者にして年齢十六歳以上二十歳以下の者たる事を要する、入學志願は主として、青年共產黨の地方機關を通じて行はれ、願書を其の細胞に提出すべく、青年共產黨に關係のない者も出願するを得るが細胞の推薦を要する。入學には勞働者及其子弟が優先する。
- (ロ) 補習科 兵學校出身の尉官中より選抜して砲術、航海、水雷等の専門に就て教育を施す。
- (二) 機關學校 兵學校生徒科に準ずる
- (三) 海軍政治學校 海軍の政治部員を養成する事を目的として社會科學の外

ソ聯赤色艦隊はバルチック、黒海、裏海及極東の四海面に分在して居るが、その各所屬艦艇は左の如くである。(昭和九年九月調査)

△バルチック艦隊所屬 戰艦 二三、三七〇噸型三隻、ミハイ



ルフルンゼ號、アクチャブリスカ  
ヤレボリユーツイヤ號、マラー  
號、一二、〇〇〇噸型一隻、コム  
ソモレツ號。

巡洋艦 六、八〇〇噸型五隻、アウロ  
ラ號(以下四隻艦名不詳)

大型驅逐艦 一、三〇〇噸型 一二隻  
小型驅逐艦 六〇〇噸型 三隻

潜水母艦 三、〇〇〇噸型 三隻

潜水艦 一、〇〇〇噸型約五隻、七〇〇  
噸型約八隻、水雷艇千噸以上約五  
隻、千噸以下約二〇隻、敷設艦二  
千噸乃至五千噸型四隻、掃海艇五  
百噸未滿一五隻、雜役船一〇隻、  
飛行機五〇機

△黒海艦隊所屬

艦 二三、三七〇噸型一隻、パリジ  
スカヤ、コムムナ號、一三、〇  
〇噸型一隻、レーニン號

巡洋艦 七、六〇〇噸型一隻、クラスヌ  
イカフカズ號、六八〇〇噸型三隻

抵抗し得る。潜水艦は廿隻を擁し、此  
の外多く陸路により歐露から部分品を  
輸送し帝制時代海軍工廠を復活組立工  
事をなしつつあり、尙ほハバロフスク  
黒龍江河岸に滑臺を設備し潜水艦の建  
造組立をなし續々浦鹽に輸送されてゐ  
る。飛行機は北アムール灣に面したオ  
ケアンスカヤに一ヶ大隊(水上機三十  
臺)を有し、これはイタリイ製ザボイ  
型重爆撃並に偵察機で、此外ウスリ  
灣奥アメリカ灣に水上飛行隊の根據地  
設備を進めてゐる。要塞は南部ウスリ  
方面のボシエツト並にストラヴァンカ  
方面に構築しルスキー島防備工事完成  
し、全島總て砲臺と永久築城で動かぬ  
軍艦に等しくムラヴヨフアムールス  
キーの背面砲臺は革命後廢棄せるもの  
を最近構築完成し、三十五キロの大口  
徑砲數門を備えてゐる。此外アメリカ  
灣方面に堅固な塹壕並に砲臺を有しス  
ーチャン炭坑付近の砲臺と鐵道を通じ  
アメリカ灣砲臺よりウスリイ鐵道に聯  
絡せしめてゐる。

チエルオンナヤ・ウクライナ號、  
プロフィンテルン號、コンミンテ  
ルン號

大型驅逐艦 一、三〇〇噸型七隻、小型  
驅逐艦四百噸型四隻、砲艦千五百  
噸型一〇隻、潜水艦千噸型三隻七  
百噸型三隻、水雷艇四隻、其他雜  
船數隻

△裏海艦隊所屬

砲 艦 六百噸型二隻、水雷艇、五八〇  
噸型六隻、雜役船數隻、飛行機一  
五〇機

△極東艦隊所屬

河用砲艦 千噸型八隻、二百噸型十隻、  
潜水母艦一隻(三千噸型)、潜水艦  
千噸型二〇隻、特務艦二千噸型五  
隻、高速水雷艇五十噸型六〇隻、  
雜役船數隻、飛行機百機

△軍港及要港

軍 港 レニングラード、クロンシュツ  
ト、ウラヂオストツク、セバスト  
ーポリ

一、黒龍江沿海州方面 同江には河用砲  
艦十八隻以上あり、大部分は帝制時代  
のものであり、大型砲艦は九五〇噸小  
型は一八五噸である。此外タークボー  
ト數十隻を有し、航空母艦二隻、哈府  
付近ウスリイ河に面したクラスナヤ・  
レーチカには海軍飛行隊あり、一ヶ中  
隊十數機あつて、なほ續々配屬せらる  
ゝ模様である。黒龍江海軍力は相當強  
大にして滿洲國松花江艦隊に比し斷然  
優勢である。尼港に海軍飛行隊あり、  
約二〇機を有す。

ク、ニコラエーフ、オデツサ  
準要港 バクー、ムールマンスク、バツ  
ーム、オラニエンバウム、チルケ  
ニコラエフスク、ブラゴエンチエ  
ンスク

三、極東海軍の現勢

一、オホツク海方面 監視艦ウオロウス  
キー號(二、〇〇〇)噸速力十二浬、ダ  
リニウオストーク號、乗員速力前同様  
何れも機雷數十個を積載、外トロール  
廿數艘は各船何れも機雷、機關銃數十  
個を積載漁撈中何時にても對抗し得る  
用意を有す。

一、ウラヂオストツク方面 ルスキー島  
西側航行を禁止し、東側も我定期航路  
を始め總ての出入船舶航行に強制パイ  
ロット制をしき、舊帝制時代の軍港改  
裝完備を爲し商船を改造したる特務艦  
五隻(二千噸級)、潜水母艦一隻、高速  
水雷艇三十浬以上のもの六〇隻あり、  
潜水艇防禦目的で魚雷發射管各二門を  
有し、乗組員各數十名、相當の電氣に

空軍

一、編成大要

ソ聯邦の空軍は國防人民委員部に直屬  
し、空軍本部長之を統率する。  
空軍中には飛行隊、氣球隊及び航空船  
隊の三種があり、飛行隊の最高單位は大  
隊で、大隊には參謀部、政治部、厚生部  
經濟部、連絡部 補給部があり、三中隊  
を以て一大隊とし、大隊中の中隊は二小  
隊を以て組織され、一小隊は飛行機三臺  
を以て編成されてゐる。

又獨立飛行中隊は、飛行機十二臺を以て  
編成され將來大隊に充實される豫定であ  
る。  
元來ソ聯邦は海軍力が他の列強に比し  
極めて劣勢なるに鑑み、之を充足する意  
味より空軍に對しては全力を傾倒して充  
實を計り、一九二二年空軍創設當時には  
約二十中隊を有するに過ぎなかつたが、  
一九三三年には一九四中隊となり現在で  
は二百四十二中隊に充實されてゐる。



使用機も最初は獨、佛、英、米、伊等の諸國より購入した外國機のみであつたが、國內航空工業の進歩と共に製作技術も發達し、現在ではほとんど全部ソ聯邦獨特の軍用機が使用され、就中重爆撃機級の大型金屬機に於ては他の列強に劣らざる優秀なるものがあり、近年に至るまで他の列強より劣勢にあつた、驅逐隊も、永年使用したフオツカーD13型を廢しソ聯式の單座及複座の新鋭機を使用するに至り、今や空軍の整備は全く完備したと言つてよいのである。

空軍陸上部隊の兵員は、二萬三千を有してゐる。航空隊本部所在地は左の如き地である。

- モスクワ軍管區
- レニングラード軍管區
- ウクライナ軍管區
- 白ロシア軍管區
- ウオルガ軍管區
- カフカズ軍管區
- 西比利軍管區
- 中央アジア軍管區
- モスクワ
- レニングラード
- ハリコフ
- スモレンスク
- サマラ
- ロストフ
- ノヴォシビルスク
- タシケント

A 偵察機  
R・3型複座一葉半式金屬製偵察機、發動機LD型水冷四五〇馬力一基、速力二二六軒時、上昇力四千米へ二〇分五、最高上昇限度六、〇〇〇米、航続距離七〇〇軒。

R・5型複座一葉半式偵察兼輕爆撃機發動機M・17型水冷六〇〇馬力一基、速力二四六軒時、上昇力四千米へ十五分四、最大上昇限度六、五〇〇米、航続距離一、一〇〇軒。

B 驅逐機

I・2型複葉式單座驅逐機、發動機M・5型四〇〇馬力水冷一基、速力二四二軒時、上昇力五千米へ十七分四、最大上昇限度六・二〇〇米。

I・3型一葉半式單座驅逐機、發動機M・17型六〇〇馬力水冷一基、速力二七〇軒時、五千米の高空にては、三〇〇軒時、上昇力五千米へ九分二、最大上昇限度七・二〇〇米。

I・4型金屬製一葉半式單座戰用機、發動機M・22型五八〇馬力水冷一基速力

カフカズ赤旗隊 各種中隊數

チフリス

- 陸軍飛行隊
- 偵察
- 驅逐
- 爆撃
- 訓練用
- 計
- 海軍飛行隊
- 偵察
- 驅逐
- 爆撃
- 計

- 七四中隊
- 六八中隊
- 四九中隊
- 三中队
- 一九四中隊
- 一二中队
- 五中队
- 三中队
- 二〇中队
- 二一四中队
- 一〇中队
- 三中队
- 一三中队
- 二中队
- 二四二中队

總計 九(内豫備三)  
一隊の機數 一〇(内豫備三)

九(内豫備三)

- 爆撃
- 獨立中隊
- 大隊本部
- 豫備機
- 氣球

空軍兵員に對し専門的知識を授くる爲左の各種の學校があり、將校下士は之に入學して航空技術の訓練を受ける。

- A 陸軍飛行學校(操縦術を教授す)
- B 空中戰闘學校(空中戰術を教授す)
- C 航空偵察學校(地上偵察を教授す)
- D 爆撃攻撃學校(爆撃演習を教授す)
- F 高等飛行學校(宙返其他を教授す)
- F 空軍航空大學(航空學理を教授す)

又此外航空氣象科、航空器具技術科、航空寫真科、航空無線科等があり、各學校の修業年限は一ヶ年乃至一ヶ年半である。

又空軍は精兵主義により、全國より最優秀の青年より選拔されたる兵員を以て組織されてゐる。

一、使用機種

此の外、T・B・3型一葉半式各座單翼式單葉重爆撃機は、四發動機附で時速二〇〇軒、航続力十五時間以上、A・N・T・9型双發動機附重爆撃機等あり、優に東京浦鹽間を往復し得る性能を有してゐる。

D 水上機 (飛行艇)

N・R・5型複葉三座、發動機M17型水冷六〇〇馬力一基、速力二二五軒時、上昇力三千米へ一五分二、最大上昇限度五・二〇〇米、航続距離七〇〇軒、

MDR・1型一葉半三座、發動機同右二基(一・二〇〇馬力)速力二一六軒時、上昇力三千米へ一八分三、最大上昇限度四・八〇〇米、航続距離一二・〇〇軒。

MDR・2型金屬製單葉三座、發動機同右、速力二一八軒時、上昇力三千米へ一六分四、最大上昇限度五、〇〇〇米、航続距離一五・〇〇軒。

水上機の根據地はレニングラード、クロンシュタット、オラニエバウ(以上バルチック沿岸)セバストーポリ、オデッサ、ペテルゴフ、エフトパリア、ニコラエフ(以上黒海沿岸)ハバロフスク、浦鹽、



ペトロパロフスク(以上極東)の各地で専ら海軍と協同作戦する。

三、氣球隊及航船空隊

ソ聯邦に於て氣球を軍用として採用したのは一九二三年頃からであるが、舊帝政時代には相當古くから研究され露土戰役の際既にセワストーポリ要塞に於て使用したのが實戰に使用した嚆矢で、日露戰役當時には既に浦鹽軍港に氣球隊が設置されてゐた。

ソ聯邦の氣球隊には二種あつて、其一つは砲兵と協同して着弾觀測を行ふものと、裝甲列車砲と協同して作戦するものがある。

氣球隊の單位は中隊で、一中隊は氣球二個を以て編成され全國に十中隊を有してゐる。氣球中隊所在地は左の各地である。

モスクワ、レニングラード(二中隊所在)オデツサ、ウオロネージ、モギレフ、キエフ、ボロクダ、クロンスタツト、セバストーポリの各地に一中隊宛配

備外に裝甲列車用三中隊あり。

又、隣邦ドイツに刺激されてソ聯當局は航空船の軍用價値に注目し、現に航空船隊二隊を有してゐる。一九三〇年八月獨逸エツケナー博士をモスクワに招き、ツエツペリン型飛行船數隻を全國民の獻金により建造することとなり、一九三一年四月一十萬留の資金を得之を以てレーニン飛行船隊(七隻)の建造に充當し、一九三二年四月までに三隻を得、其中第三の飛行船「U K-13號」は半金屬製にてその容積は六千五百立方突であると、尙ソヅエート當局は一九三二年に第四飛行船(半金屬製にて容積七千立方メートル)一隻を建造。

一九三三年三月末にソ聯邦で始めて製作された半硬式飛行船「ヴェ・五」號の試験飛行が行はれた。

この飛行船は教練用として使用するもので、その容積は二千立方突、七十五馬力のモーターが裝備されてゐる。塔乗者は四人。  
使用材料は悉く國産品で、設計及び製

共産黨員及青年共産黨員の大部分は、當然入會すべきものとして勧誘されてゐる。

國防飛行化學協會の目的とする處は其名に示す如く、國防に貢獻するのであるが、其遂行は聯邦の〇〇主義建設と言ふ根本精神を基本として居る事は勿論である。

協會は先年既に一十萬留を投じて三百臺の飛行機と多數の戰車を建造して赤軍に獻納し、赤軍演習、航空演習、壯丁徵集、兵營改善等の事業にも參加助力軍事に貢獻してゐる。

更に國防宣傳の爲建築せる「國防の家」六五、國防圖書館及參考館三八、軍事圖書閱覽所一七〇〇に及んで居るが、去一九三三年度中に國防の家二、〇〇〇、赤軍の家内陳列室一、二〇〇、農民の家内陳列室二、〇〇、農民圖書館陳列室三、〇〇〇を新設されてゐる。

又、各所に軍事訓練所を設け多數の青年に軍事教育を施して居るが、既に設置された其等の機關は、軍事知識クラブ二

作は「デイリジヤプレストロイ」に於て行はれたものである。「ヴェ・五」號に次いで、容積の一層大なる半硬式飛行船を製作することになつてゐる。而してレーニン航空船隊を組織し、ツエツペリン型大型飛行船の計畫も進捗して居る。之に配屬する、航空船は全部で七隻で、その内半硬式飛行船、B-1號の容積は九、〇〇〇立方突、八月十八日竣工、又、他の強力B-7號は、一九三四年十一月中に竣工の豫定であるが、B-7號の構造並に性能は左の通り優秀なものである。

容積一八、〇〇〇突、三發動機附、全長一〇四・四米、最大幅員二五・五米。乗員十六人、〇〇〇の搭載力を有す。行動範圍三、〇〇〇突、巡航時速一〇〇突、レーニン號、スターリン號、ウオロシロフ號、ブラウダ號、オソアビアヒム號、ボルシエウイク號、コルホーズ號と命名される筈である。

オソアビアム

ソヅエート聯邦の航空事業の一切を支七、〇七〇個所、其處に於て教育を受けたるもの七一六、〇〇〇人、射撃クラブ一五、〇〇〇個所、教習人員三四一、〇〇〇人で同クラブ附屬の射撃場は四、〇八〇個所に達してゐる。

而して更に國防の重大さ、諸列強の反〇〇的攻撃を顧慮し、國民皆兵の實を擧ぐべく左の諸案を實施する事となつた。イ、各種の小教習所を隨時に或る單位に合併し會員の訓練に便するのみならず教育者及教育資料を精選活用すること。ロ、今日迄の軍事教育は歩兵を主眼としたが將來機械化し科學化する戰鬪の趨勢に鑑み砲兵隊、戰車隊等の豫備員の養成を行ひ其専門的智識を授け、歩兵教育に際しても機關銃、歩兵砲射撃等の如き特殊教育に重きを置き戰車に赤軍の豫備員として動員し得る様訓練する事。

ハ、國民の軍事思想を鼓吹する爲、行軍演習、野營等を行ひ馬術競技等を盛に行ふ事。  
ニ、在郷軍人を勧誘して指導者たらしめ

配し其中樞となり赤軍航空隊の後補となり、又一般交通運輸事業の唯一の指導機關である國防飛行化學協會……オソアビアム……は一九二七年一月國防飛行協會と飛行化學協會の合同により上記の團體が組織されて以來年々目醒しい進展振りを示して居るが、一九三三年度に於て會員數は約一千七百萬人を算ふるに至つた協會は更に全國に飛激して、航空思想の宣傳に努め着々其効を奏しつゝある。現在會員の大部分は労働者農民及官吏で其比率を示すと。

労働者三四%、農民三二%、官吏二五%、學生六%、其他三%である。

然るに協會創立當初に於ては、全國民の八割を占むる農民の入會者が非常に少なく、全數の二七%に過ぎなかつたが、當局は其増加を計る爲、チェンバールン週間、國防週間等に際し、専ら農民の入會を勧誘し、効果を擧げたのである。又労働者は他の黨機關と同様其組織の主體たらしむる必要があるので、全労働者の七〇%が飛行協會會員となる理けである



資力を努めて教育材料の充實完備の爲使用する。

ホ、各年毎に實行すべき訓練表を作り、昨年中には七百萬人の訓練者を養成した。

又全國民に航空思想の普及宣傳の爲、飛行競技會巡回飛行飛行、講演會を開催し、航空の觀念を涵養し飛行知識普及會の数は二、四〇〇、飛行クラブは二千に達せんとして居るが近く之を更に増加せしめ倍加する計畫を樹てゐる。航空機の製造は從來飛行機のみ偏してゐたが今後は飛行船にも努力する爲其資金を募集し、人員の養成も亦稍もすれば操縦者の中に重きを置いてゐたが、今後は技術者をも養成する事となり、更に輕飛行機製作所を設け全國各地に飛行練習所二五を増設せんとしてゐる。協會は既に國防化學大學を開設したが、更に中學程度の化學知識の普及向上を計る爲、化學技術者の養成に着目し、單に學校に於てのみならず、民衆の化學知識の向上、化學文盲者の撲滅を計らんとしてゐる。

### 白衛軍

世界に散在する、百二十萬の白系露人は佛蘭西及び極東を二大中心として十年一日の如く反ソヴェト運動に策動し所謂祖國奪還運動に狂奔しつゝあるが、此の中武裝し得る白衛軍はウランゲル將軍の調査によれば、十二萬五千名にて十萬人は既に軍事訓練を有する旨發表されてゐるが、此の最高軍事組織は巴里に本部を置く露西亞軍事總同盟である。同盟の創立を見たのは一九二四年で故ニコライ・ニコラエウイチ大公の信任厚かりしクテポフ將軍が其長官であつたが、一九三〇年一月將軍が何者かに誘ひ失せし以後はミルレル將軍が全世界白系露人の輿望を擔ふて、反ソヴェト戦争の挑發と白衛軍軍事訓練の強化に努めつゝあり、ソ聯邦では佛蘭西始め資本主義諸國の反ソヴェト對立關係激化と日ソ關係悪化の風説に關連して大なる注意を向けつゝあるが今軍事總同盟の全世界に亘る組織機構を示せば左の如し。

#### 同盟本部首腦

- 一、長官陸軍中將ミルレル將軍、副長官アブラモフ將軍、ケドロフ提督。
- 二、顧問、ホリムセン大將、ドラゴミロフ大將、アルハンゲリスキー中將、ブレドフ中將、クソンスキー中將、ルコムスキー中將、リヤーリン將軍。

#### 全世界支部長

- 一、カナダ(ケベック市)イワノフ少將。
- 二、濠洲(ブリスベーン市)ボポフ大佐。
- 三、南米(パラグアイ市)エルン少將。
- 四、米國(紐育)ニコラエフ大佐。
- 五、米國(桑港)男爵アトベルグ中將。
- 六、極東支部(上海)チドリツクス中將。
- 七、(バリー市)シヤチロフ中將。
- 八、(メルリン市)フォン・ランベ少將。
- 九、(ツファイヤ市)アブラモフ中將。
- 十、(ベルグラー市)エツク大將。
- 十一、(ブラツセル市)ガルトマン大將。
- 十二、(ブラーグ市)ホドロウイツチ少將。

## 産業

## 工業

### 工業

#### (一)工業の管理組織

##### 一、最高國民經濟會議の改造

ソヴェト聯邦工業の最高指導統制機關は最高國民經濟會議で同會議は我國でも別名を工務省と呼ばれた位であるが、ソヴェト産業の新なる發展情勢に伴ひ同機關は一九三二年一月五日付をもつてソヴェト聯邦中央執行委員會並に人民委員會により、重工業、輕工業、林業の三人民委員部に再組織されることゝなつた同日付命令左の如し。

一、輕工業、林業及木材加工工業に關する業務は、ソ聯邦最高國民經濟會議の所

管より之を分離す。而して同會議は聯邦第一重工業人民委員部に組織替へする

- 二、輕工業を指導する爲聯邦合同輕工業人民委員部を組織す
- 三、林業及木材加工工業を指導する爲聯邦第一林業人民委員部を組織す
- 四、加盟各共和國の最高國民經濟會議は之を輕工業人民委員部に組織替へすべきことを加盟各共和國中央執行委員會に提議す
- 五、重工業、輕工業、林業の各人民委員部の所屬となるべき工業部門を十日以内に設定すべきことをソ聯邦人民委員會に委任す
- 六、重工業、輕工業、林業の各人民委員部に對し、當該人民委員部の官制案を作成し一ヶ月以内に立法機關に提出すべきことを委任す。

#### 二、供給人民委員部

以上の外ソヴェト聯邦工業中、肉類、魚類、蔬菜罐詰を始め食品工業に屬するものは從來通り、これを供給人民委員部の所管に屬せしめることゝなつた。

#### 三、國營企業合同に關する法令

ソヴェト政府は國營企業の合同(オプエジネーニエ)を組織し經營の合理化を計る目的を以て一九三〇年二月十三日附を以て大要左の如き法律を發布した。

- 一、聯邦最高國民經濟會議に對し、人民委員會又は勞働國防會議の認可を得て國營工業の各部門管理の爲全聯邦的合意を組織するの權利を與ふ。
- 二、聯邦最高國民經濟會議に對し左の權限を與ふ
- イ、管下「トラスト」及國營株式會社の行動を終止すること
- ロ、合同の定款の認可、資本金額の決定



ハ、合同の構成を定め此等合同構成機關(分子)に關する規定を認可すること

ニ、合同に加入するとせざることを問はず全聯邦的意義を有する新「トラスト」の設立

ホ、「トラスト」に加入するか又は直接合同に加入する生産企業に關する模範的規定の認可

三、共和國的又は地方的意義を有する企業の新ヴェート聯邦最高國民經濟會議への移管問題は同會議と當該聯邦構成共和國の人民委員會會議又は經濟評議會との協議により之を決す

四、第二イ、ニ、ホ、第三はソヴェート聯邦の他の人民委員部に對しても之を適用す

五、聯邦構成各共和國政府に對し本法に準し、共和國的及地方的意義を有する工業管理組織改革手段を講ずべきことを提議す

四、全聯邦的意義を有

同) 「ソユーズ・ソーリ」(全聯邦製鹽業合同)

同) 「フセスピーチプロム」(全聯邦燐寸工業合同)

「ソユーズ・スタンコインストルメメント」(全聯邦織機、器具類製造工業合同)

同) 「ソユーズ・ステクロフォル」(全聯邦硝子、陶器製造工業合同)

「ソユーズ・ストロイ」(全聯邦建築及び建築用石材類製産工業合同)

「ソユーズ・タバコ」(全聯邦煙草製造工業合同)

「テクスチリ」(全聯邦織物工業合同)

「フセヒムプロム」(全聯邦化學工業合同)

同)

「ヴェエオ」(全聯邦電氣工業合同)

### 五、輕工業人民委員部の改組

ソ聯邦輕工業人民委員部の五局及十五部を廢止、次の十五局を置く。即ち、モ

産 業

### する企業合同

前記企業合同に關する法令に依り左の如き全聯邦的意義を有する企業合同を生じた。

「レクテスイリョー」(藥品及び技術的製品原料類製造販賣合同)

「ソユーズ・ルイバ」(全聯邦漁業合同)

「ソユーズ・モロコ」(全聯邦牛乳バタ企業合同)

「ソユーズ・コンセルヴ」(全聯邦罐詰工業合同)

「ソユーズ・ミヤソ」(全聯邦製肉事業合同)

「ソヴェイト・ゾーロト」(全聯邦有色金屬、金及びプラチナ採掘精製、販賣事業合同)

「ソユーズ・フレープ」(全聯邦穀物合同)

「ソユーズ・ブテイツェプロドウクト」(全聯邦鳥類産物事業合同)

「ソユーズ・プロドオゾシチ」(全聯邦果物野菜類事業合同)

スクワ及レニングラド兩州綿業局、イワノフ州綿業局、新地方綿業及新建設局、絨毛業局、亞麻業局、大麻及黃麻業局、メリヤス業局、絹織業局、皮革靴業局、硝子業局、建設局、棉花調達及精綿工場、労働者物資供給局、教育機關局、廢物調達局、生産を管掌する局には、獨立會計の原料供給事務所及製品販賣事務所を置く。

輕工業人民委員部中央諸局はその管轄下のトラスト、企業、並に商業、原料供給各機關の經營、技術及財政上の指導を行ふ。部及課は、局、トラスト、企業に直接指令を發する權能を有せず、その提案は悉く輕工業人民委員の承認を得べし。工業部門中、指導的役割を演ずる大企業にして、今後の發展上著大なる投資と中央機關側からの直接援助並に具體的指導を要する諸企業は之をソ聯邦輕工業人民委員部に移管す。地方機關より輕工業人民委員部に移管する「トラスト」及企業に關する名簿は之を作成承認を得べし。

「ヴァトー」(全聯邦自動車トラクター製造工業合同)

「ミネラル・ルード」(全聯邦非金屬礦物採掘精製販賣事業合同)

「ウオストウーゴリ」(ソヴェート聯邦東部石炭鑛業合同)

「ヴコ」(全聯邦皮革工業合同)

「コトロトウルビナ」(全聯邦タービン製造工業合同)

「ソユーズ・レース」(全聯邦木材業合同)

「ソユーズ・ラスマスロ」(全聯邦植物性油製造工業合同)

「スターリ」(全聯邦冶金、鐵及滿鐵業合同)

「ソユーズ・ウエルフイ」(全聯邦海上船舶製造工業合同、全聯邦河川用船舶製造工業合同)

「ソユーズ・ネフチ」(全聯邦石油事業合同)

「レジノオブエジネーニエ」(全聯邦ゴム及プラスチック工業合同)

「ソユーズ・サーハル」(全聯邦製鹽業合同)

輕工人民委員部の企業、調達及商業機關を多く有する共和國、州及地方には、同人民委員部の監督官を常置するを得。

## 電 化

### 一、電化の重要性と統

#### 制機關

ソヴェート聯邦の産業中、革命前に比して最も長足の進歩を遂げ來つたものは電化である。

レーニンは曾てソヴェートのやうに經濟的技術的に遅れた國家を社會主義化する上に絶對必要な手段は電化であるとなし、前國家計畫委員會議長にして電氣技師たりし、クリヂャノフスキー氏其他と計り、一九二〇年ゴエルロ(國立電化委員會)を組織し、同年十二月の第八回全露ソヴェート大會において有名な電化十年計畫を立案報告した。爾來電化は他の



産業部門に比し、より急速なるテンポをもつて發展し來つたが、現在この電化を組織し統制する國家機關は左の如し。

電化の最高管理機關は聯邦國民經濟最高會議幹部會であつたが一九三二年一月同會議が重工業、輕工業、林業の三人民委員部に分割再組織されてから、電化事業は重工業人民委員部の所屬となり、同委員部内に燃料及動力部があり、之がエネルギーゴツエントル(全聯邦動力經濟合同)を監督し、エネルギーゴツエントルは電化事業關係のトラスト及び地方事務所を統制してゐる。之等機關の名稱及び所在地を擧ぐれば次の如くである。

- A 合同、エネルギーゴツエントル—モスクワ、トラスト(一)エネルギーゴストロイ—モスクワ、(二)ギドロエレクトロストイ—モスクワ、
- B 地方事務所(一)モゲス—モスクワ(二)エレクトロトローク—レニングラード、(三)セフカフエネルギーゴウブラウレーニエ—ドン河岸ロストフ、(四)ウラルエネルギーゴ—スウエルドロフ

以上がソヴェエト政府農業政策變遷の概要である。

### 一 農業社會化

#### 過程

ソヴェエト農業の急激なる社會化過程は農業社會化に關する數字によつて知ることが出来る。

#### 穀物耕作面積移動(百分比)

年	ソフホズ	コルホズ	個人農
一九二八年	一・二	一・一	九七・七
一九二九年	一・六	三・五	九四・九
一九三〇年	三・六	六・三	六八・一
一九三一年	七・五	五九・一	三三・四
一九三二年	一〇・〇	七〇・〇	二〇・〇

一九三二年度農業成績に關する數字は次の通りである。

國營農場 五千八百二十個所、其の耕地一千三百四十萬ヘクタール。

協營農場 二十一萬一千個所、其の耕地一億二千二百九十萬ヘクタール。

マシン・トラクター・ステーション 二千

十萬キロワット發電量百三十五億キロワット時に達した。

十萬キロワット以上の出力を有する發電所は十個所にして次にその現在の出力はモスクワ發電所(十萬七千)、バク發電所(十萬九千)、チエリヤビンスク發電所(十一萬一千)、レニングラド發電所(十一萬一千)、シヤトラ發電所(十三萬六千)ズエラ發電所(十五萬)ドンバス發電所(十五萬七千)ゴリキー發電所(十五萬八千)カシラ發電所(十八萬六千)ドネプル發電所(三十一萬)等である。

### 農業

#### (一)ソヴェエト 農業政策

由來露西亞は世界屈指の農業國として發達し來り、カナダと共に歐羅巴の穀倉と呼ばれて來た。従つてロシアにおける小麦の豐凶は、世界の小麦値段を支配するほどの大きな影響をもつて來た。

トラクター・ステーションの技術修得のために努力してゐる。これは國民經濟全部門に於ける發展の端緒であり本年は、生産物の質も量も向上するであらうと結論し、次いで國營農場人民委員長ユルキン氏が國營農場の實績についてソ聯邦は現在總計二千三百の國營農場を有し、その中千三百五十は國家の經營、その他は各種企業の國營農場である。此等國營農場は五萬臺のトラクター、三萬臺のコンバイン一萬臺の自動車をしてゐる。國營農場の牧畜業は二百五十萬頭の有角畜五萬頭の羊と三萬頭の豚を所有してゐる。昨年の播種面積は前年に比して二倍半も廣く、全國營農場は來年の春季播種に對し積極的に準備してゐる。更に本年度の牧畜業をも改善し、一人宛肉給割當を一八%増加することに決定、本年度の肉配與は二百十萬ブロードで昨年の二倍になる豫定であると語つた。

#### 聯邦國家計畫委員會

議長 ウエ・メジラウク

### 農業實績

#### 三一九三三年度

四百九十八ヶ所、所屬トラクター八萬五千臺、自動車五千四百二十臺、コンバイン一千九百十臺、其耕作面積五千萬ヘクタール。

農家一世帯當耕作面積は、個人農一・九八ヘクタール、トラクター・ステーションを持たないコルホーズ農三・九ヘクタール・トラクター・ステーションを有するコルホーズ農五・二ヘクタールとなる。

ソ聯邦中央執行委員會會議に於て農務人民委員長ヤコウレフ氏は昨年農業の全決算について、ソ聯邦は今年中の粒穀類の總生産高に於て大激増を齎し、牧畜業も基礎を固め、春季播種の準備も既に開始され、耕作方法も上達し、收穫並に打穀期間も短縮された、だが一方マシン・トラクター・ステーションと集團農場との設備に若干の缺陷があつたが、これ等の缺陷は取除かれ、集團農場はマシン・







同代理 イ・ゲ・ルダコフ  
 同 ア・カ・アルベルト  
 同 カヤ・ローゼンタリ  
 同 エル・ア・ブテイルキン  
 同 参與員 ゲ・ゲ・グエルベツク  
 同 ウ・エ・イヤコウレフ  
 同 ア・イ・ユロヴィトスキー  
 同 エス・イ・イストミン  
 同 エス・ベ・カサトスキー  
 同 イ・エ・ヌコスロフ  
 同 イ・エヌ・コテイク  
 同 エフ・イ・ロカツコフ  
 同 ア・イ・シユールツ  
 同 ア・ユ・シドロフ  
 同 イ・ゲ・ソコロフ  
 同 エム・ア・ソウエトニコフ

### 農務人民委員部

人民委員 エム・チエルノフ  
 同代理 イ・ゲ・ピヨルン  
 同 参與員 エス・エス・オディントソフ  
 同 テ・ア・ユルキン

同 エル・ゲ・ガウリロフ  
 同 ア・ウエ・グリネウイチ  
 同 ベ・デ・アクリヌシユキン  
 同 ア・エム・マリケウイチ  
 同 ア・ウエ・オデイツオフ  
 同 エフ・ア・ツイルコ  
 同 エス・エム・ブジョンヌイ  
 同 ハ・ハ・ブルナシエフ  
 同 エス・カ・シャヅンツ  
 同 エム・エス・ゴレンド  
 同 エル・ア・グルシエフスキー  
 同 エム・ゲ・ケルチコフ  
 同 エフ・エヌ・イジユチエンコ  
 同 イ・エヌ・ハルラモフ  
 同 エフ・エム・コナル

### 供給人民委員部廢止と二

#### 人民委員部新設

ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議は七月二十九日左の如き規定を公布した。

一、ソ聯邦供給人民委員部を次の二つの獨立人民委員部に分割す。ソ

聯邦内國商業人民委員部及び食料工業人民委員部。

二、ソ聯邦人民委員會議は二十日の期間内に前記兩人民委員部の組織及び所管範圍に關する指導的指令を發すべし。

三、内國商業及び食料工業兩人民委員部は三ヶ月の期間内に當該人民委員部の施行細則を作成し立法機關の確認を求むべし。

因に同日附を以て食料工業人民委員にア・ミコヤン氏、内國商業人民委員にイ・ヴェイツェル氏が任命された。

## 五ヶ年計畫

### 第一次五ヶ年計畫

#### (一) 該計畫の概説

聯邦國民經濟五ヶ年計畫は、一九二七年十二月全聯邦共產黨第十五回大會に於て、本計畫が提唱せられ、其の實施に關する政治的、經濟的一般方針が決議せられたるに始まるものにして、計畫の大目的は聯邦の工業化、農村の社會主義化、國內經濟體制に於ける資本主義的要素の克服と社會主義要素の強化にある。

本計畫の作成は主として國家計畫委員會が中心となり、尨大なる規模を以て諸資料を研鑽調査し、一九二九年四月最高國民經濟會議に於て國家計畫委員會の提案を基礎とし聯邦加入各共和國の代表者参加の下に勞働國防會議と協同し成案を

作成し、同五月聯邦政府の承認を得、同月二十日の全聯邦ソヴェート第五回大會に於て之を裁可した。

五ヶ年計畫は一九二八—二九年度より一九三二—三三年度即ち一九三三年九月末日を以て完了する豫定で着手されたものであるが、其後實施中作業の進捗の程度に關聯し、多少の變更を行ひ、且つ曆年と合計年度を合致せしむるため、一九三〇年十月より十二月末日までを特別會計年度とした結果、全計畫は一九三二年末日を以て完成したので正味四年三ヶ月で終了したことになる。次に計畫の立案せられた當時一切の國營産業を統制してゐた最高經濟會議は其後分割せられて、重工業、輕工業、林業の三つの産業委員會となつた。(産業委員會は従來も食糧人民委員會が存してゐた)此の改造が統計編成方法に變化を與へたことは明

かである。第三に原計畫が適用せられる管であつた工業的企業の数、實行期間中同一のまゝでは留まらないうで逐年増加したのであるから、(A)最初から計畫に入つてゐた國營企業(計畫に従つて新設されたものを含む)と(B)最初は入つてゐなかつたが實行期間中に五ヶ年計畫に入れられたものとを區別しなければならぬ。

#### (二) 工業第一次五

#### ヶ年計畫の實績

一九三三年一月にモスクワに開かれた共產黨中央委員會及統制委員會全體會議(七日—十二日)とソヴェート聯邦中央執行委員會の常例會議(二十三日—三十日)とに於ける第一次五ヶ年計畫の全期間に於けるソ聯邦の産業の發達と第二次五ヶ年計畫の第一年たる一九三三年に於ける産業問題の見透しとに關するスターリン、モロトフ、クイブイシエフの諸氏の諸報告の供する情報は、第一次五ヶ年計畫の實



績について、正確な圖面を與へてゐないか、これらの諸報告と會議の可決した諸決議とを摘要すれば左の通りである。

ソヴェート聯邦人民委員會々議々長モロトフ氏提出の報告によると、前述したAグループとBグループとを合計した生産価格は、一九二六—二七年現在の價格にて、一九三一年には二百七十一億一千一百万ルーブル、一九三二年には二百九十二億ルーブルで、前年より八五%増である。一九三一年にはAグループの生産額は二百二十億二千一百万ルーブルであつたから、右の八・五%増をこの計數にあてはめると五ヶ年計畫による一九三二年の生産額は二百四十億ルーブルと見積られる。五ヶ年計畫の最後の年(一九三二—三三年)の計數は原計畫では三百四億四千五百萬ルーブルであつたが、その後變更された一九三二年の計數はAグループから三百六億六千二百萬ルーブル、AB兩グループ合計から三百八十三億ルーブルの生産を期待したのであつた。結局、原計畫は五ヶ年間に一千三

云ふ事實によるのである。

一、工業化政策

急速な工業化政策の採用の結果は最も近代的な技術装置を施した多數の企業の新設をみた。なかでも、マグニトゴールスク及クヰネットワークの機械工場、ベレズニキ化學工業、コンバイン、ドニエブル發電所等々は實に大規模なものである。前記の二會議の決議も、過去四年間に新設又は擴張せられた多くの産業、例へばトラクターの製造(スターリングラードハリコフ)、自動車(モスコウ、ニジニノヴゴロド、ヤロスラウ)、飛行機、機械器具の製造等々を列擧してゐる。さらに、石炭及鐵の中心地方一つ(ウラルIIクズネツ)及紡織地域二つ(中央アジアと東シベリア)が最近數年間に新に開かれた。

工業化學政策は工業生産と農業との關係を一變してしまつた。五ヶ年計畫の始め(一九二八年)には工業生産額はソ聯邦の一切の生産額の四八%であつたの

十七億六千一百万ルーブルとなつた。斯うして第一表の示す通り、四年四分の一の實行期間に於る工業生産額は原計畫の五年間の豫定總額のおよそ八〇%に達したのである。

第一表 第一次五ヶ年計畫の工業生産額。(單位百萬ルーブル)

年次	原計畫に入る企業	豫定計畫
一九二八—一九二九	一三、二四六	
一九二九—一九三〇	一六、〇九一	
一九三〇—一九三一	一九、六四九	
一九三一—一九三二	二四、三三〇	
一九三二—一九三三	三〇、四四七	
合計	一〇三、七六一	
年次	原計畫に入らざる企業	一切の國營企業
一九二八—一九二九	一四、〇八九	一六、四九三
一九二九—一九三〇	一七、三七〇	二一、〇五〇
一九三〇—一九三一	二一、一七六	二六、三七一
一九三一—一九三二	二五、〇〇〇	三二、二二二
一九三二—一九三三	二九、〇〇〇	三九、三〇〇
合計	一〇六、〇七六	一四四、四六三

實行成績

に、一九三二年には七〇%となつた。工業生産の毎年の平均増加は二二%であつた。同期間に於て一切の工業生産に對する重工業の比率は四四・五%に増加した。

二、機械工業、石炭

産業別の詳細な生産統計はまだ發表されないが、諸報告は總て機械工業の成功を強調してゐる。五ヶ年計畫の最後の年の豫定は五四%も超過され、生産額は一九二八年當時の四倍半となつた。尤もその後擴大された一九三二年度豫定計畫(六十八億ルーブル)は七九%しか實行されなかつた。

石油採取も原案の規定より大であつたが(原案二千一百万噸に對し二千二百二十萬噸)、更改された一九三二年度計畫(二千八百萬噸)は完全には實行されなかつたのみか生産は一九三一年(二千二百三十萬噸)に比してやゝ減じた位である。

石炭、鐵等の若干部門に關する限り、

合計

三、六五 一〇〇、二六

翻つて、一九二八年十月一日から一九三二年十二月三十一日までの四年四分の一の間に工業に投ぜられた資本は二百三十三億ルーブルであつたが、最初に全五ヶ年の分として、計畫された投資額は百八十八億ルーブルであつたのである。

ソヴェート當局は五ヶ年計畫が四年間に充分には實行せられなかつたことを認めてゐるが、然し計畫の規定する主要任務、即ち工業、運輸及農業に於る新技術の骨組の組立を完成したと信じてゐる。

前記の諸報告の示す所によると五ヶ年計畫は重工業に於て最も充分に實行され、此の部門の一九三二年の生産額は五ヶ年計畫の最後の一年の豫定額を八・四%だけ超過したといはれる。食糧産業は豫定額を生産し得たが、輕工業と木材工業とは大いに遅れてゐる。

輕工業の發達遅々たるは、ソ聯邦が其の手持外國手形を重工業の裝備に費し、かくて輕工業用原料(棉花、皮革、ゴム等々)の輸入を殆んど全くやめてゐると

五ヶ年計畫の成績は機械工業より劣つてゐる。ソ聯邦の新聞紙に毎月發表される暫定數字によると、原計畫の七十五萬噸及更改計畫の九十萬噸の代りに、一九三二年には僅かに六十三萬噸の石炭が生産されたにすぎない。四年四分の一の實行期間中の石炭生産總額は二億二千萬噸にのぼり、最初の五ヶ年計畫(二億八千二百萬噸)の七八%にあたる。しかし、同期間中に炭業に投下された資本十八億ルーブルは原計畫の十二億五千萬ルーブルをかなり凌駕してゐる。今では炭業の七〇%は機械化されたが、機械の利用状態はまだ劣悪である。

次表は一九二八年以降の石油及石炭の生産の發達を示す。(單位百萬噸)

五ヶ年計畫

年次	石油	石炭
一九二八—一九二九	一三・一	四・〇
一九二九—一九三〇	一四・八	四・四
一九三〇—一九三一	一六・九	五・一
一九三一—一九三二	一九・一	六・六



一九三二—一九三三	三・七	五〇
年次	石油	石炭
一九二八—一九二九	一三・七三	四〇・六
一九二九—一九三〇	一七・七	四七・五
一九三〇(四半期)	五・七	一三・八
一九三一	三・〇	五・〇
一九三二	三・〇	六・〇

### 三、鐵

製鐵業の進歩は依然として遅々として

年次	鐵	鋼	展
年次	鐵	鋼	展
一九二八—一九二九	三・八八	四・〇一	四・七〇
一九二九—一九三〇	五・五〇	四・九七	五・五五
一九三〇(四半期)	一・五五	一・二三	一・八〇
一九三一	八・〇〇	四・九〇	八・八二
一九三二	九・〇〇	六・二五	九・五〇

をりいまだに五ヶ年計畫の第三年の豫定段階に到達しかねるばかりか一九三二年度更改計畫は原計畫の最終年よりも一層内輪なものがあるに拘らず、それさへやつと六〇%乃至七〇%しか實行されなかつた。鉄鐵生産は一九三一年より二七%増加したけれども、鋼鐵及展鐵の生産増はそれ〳〵九%と五%とに過ぎなかつた。第一次五ヶ年計畫の期間中の鐵生産を示せば次の如くである。(單位百萬噸)

### 四、電 化

一九三〇年以來、多くの新企業が開かれたに拘らず生産の増加は豫期通りの速さを示してゐない。現在では、一九二八年當時に比して、鼓風爐は十七基、マルチン爐は四十五基、展鐵機は十一臺、いづれも増加してゐるばかりでなく、鼓風爐二十三基、マルチン爐二十一基、展鐵機十二臺は全く改造せられた。一九二八年には七百立方米を超える容積の鼓風爐は一基だけしかなかつたのに、一九三二年にはそれが七基であつて、その内二基の容積は各千八百立方米である。

電力生産は一九二八年の五十億キロワット時から一九三二年の百三十五億キロワット時に増加し、發電所の發生する總電力は一四五%だけ増加した(百八十五萬キロワットから四百六十萬キロワットへ)。一九二八年には十萬キロワット以上を發する發電所は一つもなかつたのに、一九三二年には三十一萬キロワットのドニエプル發電所を始めとして、それは十

個もあつて、この十個所だけでロシアの消費電力全體の三三%を發生する。しかし五ヶ年計畫の數字——七十億キロワット時及四百八十四萬二千キロワット(一九三二年度更改計畫では五百六十萬キロワット)——には及ばなかつた。

### 五、その他の諸工業

一九三二年度計畫は輕工業人民委員會管下の企業からの生産價額を百億ルーブルと定めてあつた。充分にして詳密な成績はまだ發表されてゐないが、クイブイシェフ氏の報告は一九三三年度生産を前年より一〇%増して八十八億ルーブルとすべしと豫告してゐるから、これから推定すると一九三二年の生産の價額はおよそ八十億ルーブルと見積り得るであらう公表された統計によると同年の最初の三つの四半期は第一季二十一億、第二季二十一億二千萬、第三季十八億、合計六十億二千萬ルーブルである。クイブイシェフ氏報告によると食糧人民委員會管下の企業の一九三二年度生産は四十一億ルーブ

ルで同年度計畫の僅か五七%にすぎない木材人民委員會管下の企業は一九三二年度計畫(二十八億ルーブル)を七二%だけ(二十億三千萬ルーブル)實行した。尤も、原計畫では最終年の生産を二十二億六千萬ルーブルと規定してゐたのである製紙高は四十七萬噸で一九三一年より五%少ない(原計畫の最終年は七十萬噸の豫定)。

### 六、生産性と生産費

労働生産性は一九二八年以來四〇%増したが、原計畫は五年間に七〇%を増す豫定であつた。一九三二年度の増加は二二%と豫定せられたが、實際には若干の重工業をのぞけば何等の増加もなかつたし、これら重工業の増加もたか〳〵五%を出でない。生産性の減じた場合もあるので、工業全體としての増加は僅か一%にすぎなかつた。

一九三二年中に七%を減する筈の生産費は生産増の總額が名目賃金の上昇より少なくなつたので、僅か乍ら増した。五

ヶ年計畫の最初の二年間に、生産費は一六・七%だけ減つたが、一九三一年中には又も三・七%だけ上昇した。かくて五ヶ年計畫の豫定では三二%を減する筈の生産費は差引僅か一〇%ばかり減じただけであつた。

工業従業人口の最近の調査によると、一九三二年の總數は六百四十一萬六千人であつて、一九二八年の三百二十萬四千四百人に比すると、その増加は原計畫の豫定よりも五七%も多くなつてゐる。工業労働者一人當りの平均名目賃金は一九二八年水準よりも六七%だけ原計畫の豫定よりも一八%だけ、いづれも増加してゐる。

### (三) 農業第一次五ヶ年計畫實績

五ヶ年計畫期間に農業へ(一)一、九〇〇千馬力のトラクター一二〇千臺餘(二)一六〇〇百萬留の農業機械を供給した。即ち農業への供給は一九二八年の二倍で



あつた。

最近四ヶ年間に二、四四六ヶ所の機械トラクター・ステーションが新設され、新式の農具、農具修繕、自動車等々を供給した。

最近三ヶ年間に二〇〇千の集團經濟、(コルホーズを含む)が組織され農民經濟の六〇%播種總面積の七五%が集團化された。尙ほ同期間に五、〇〇〇のソヴェト經濟粒穀牧畜及機械耕作ソフホーズが組織された。従つてコルホーズ及ソフホーズの兩經濟を合すれば播種總面積の約八〇%が集團化されたのである。

以上の結果

(一)クラーク階級が崩壊し、農業に於ける資本主義分子が根こそぎにされ、この結果農村に於ける社會主義の勝利が保證され、コルホーズ經濟は社會主義建設の鞏固なる支柱となつた。

(二)小規模なる、個人主義的なる、分散せる農民經濟を社會主義的大農のレールへ誘導し、ソ聯邦は小農園より大農園へ轉換した。

は國家計畫委員會に基本的計畫の立案を命じ、其の提出の期限を八月十五日迄と指定した。國家計畫委員會ではクイブイシェフ議長以下七十三名の委員を以て特別委員會を組織して、計畫案の作製に従事し、一般的成案を得た。

今、第十七回黨大會に於ける人民委員會議長モロトフ氏の報告大要に依り、第二次五ヶ年計畫案並に第一次五ヶ年計畫との比較、一九三三年度実績について概観することにす。

第二次五ヶ年計畫の基本的課題

黨は第二次五ヶ年計畫に於て三つの基本的課題を提起してゐる。

第一は第二次五ヶ年計畫の基本的な政治課題で資本主義的分子及階級一般の終局的清算、階級的差別と搾取を誘發する諸原因の完全な廢棄、經濟に於ける資本主義の殘滓の克服及國內の全勤勞者轉じて無階級的社會主義社會の意識的積極的建設者たらしめること、第二は勞働者

五ヶ年計畫

(三)播種面積は一九二七—二八年に比較し二千百萬ヘクタール増加した。特に、機械耕作は一九三二年千五百萬ヘクタールに達した。蓋し、五ヶ年計畫の課題は一九三二—三三年に於て千一百万ヘクタールであつた。

(四)農業の發展に據り國內に於ける商品穀物が増加した。即ち、一九二七—二八年には七〇〇百萬封度の穀物が國家に納入され、此の内コルホーズ及ソフホーズからの納入は約一〇%に過ぎなかつたが(一九三二—三三年には一、四〇〇百萬封度が納入され此の内約七五%が、コルホーズ及ソフホーズから納入されてゐる

(五)牧畜業は種々の缺陷のため不振であつたが、五ヶ年計畫はこれらの缺陷を清算し大有角獸は一九三二年末に於て大規模なるソフホーズ及其販賣所には七、六百萬頭、(此の内サフホーズに二、一百万頭コルホーズ經營の販賣所に五百萬頭)に増加した。蓋し一九二八年には三三二千頭に過ぎなかつた。豚は一九二八年の七五千頭より三、六百萬頭(ソフ

及びコルホーズ大衆の福祉を昇揚し、その需要水準を二倍半乃至三倍に引き上げること、第三は工業、運輸及農業の技術的改造を完成することである。

第一の課題に就いては、ソ聯邦に於ける資本主義要素は第一次五ヶ年計畫當時まだ相當の役割を演じてゐたのである。尤も工業に於ける資本主義分子の割合は第一次五ヶ年計畫前まで年々縮減され、今から五年前の全工業生産高に於て資本主義分子は僅か一を占めてゐたに過ぎなかつたが、商業に於ては私營商業は依然として優勢で小賣總額の二五を占めてゐた。然し第一次五ヶ年計畫の諸年に於て

ホーズに九五〇千頭、販賣所に二、六百萬頭)に増加した。羊は一九二八年の九七〇千頭より九、九百萬頭(ソフホーズ—四、四百萬頭、販賣所—五、六百萬頭)に増加した。

第二次五ヶ年計畫の展望

展望

(一)該計畫の概説

第一次五ヶ年計畫が、其の各年度の豫定を期間内に遂行し、若干の部門に於ける缺陷を除けば全般的に成功し、殊に基礎的部門に偉大なる成果を收めたることは全計畫を四ヶ年、即ち一九三二年末までに完成し得る見透を確實ならしむると共に、更に第二次五ヶ年計畫を一九三三年度より實施し得ることの確信を與へたるを以て、聯邦政府は之に對する實際的準備を行ひ、一九三二年初頭これが方針を決定し、五月二十日聯邦人民委員會議

私營商業は殆んど完全に驅逐されてしまつた。

農村に於ける資本主義分子の掃滅は頗る困難な問題であつたが、第一次五ヶ年計畫の諸年に於て貧業及び中農を集團化することに依つて階級としての富農を破碎することが出来、今日までに農家の三分の二を共同經營化し、コルホーズ及びソフホーズは粒穀物全播種面積の八四・七%を耕作するに至つた。

達成された總決算と當面の任務は左表に明らかである。ソ聯邦經濟に於ける社會主義部門の割合(%)

大工業總生産高	一九二八年	一九三二年	一九三七年
農業總生産高(コルホーズ員の個々の經營を含む)	九九・〇	九九・九三	一〇〇・〇
播種總面積(コルホーズ員の個々の經營を含む)	二・八	七九・七	一〇〇・〇
農家のコルホーズ化	一・七	六一・五	一〇〇・〇
小賣商業	七五・二	九九・〇	一〇〇・〇
ソ聯邦國民所得	四四・〇	九三・〇	一〇〇・〇



斯くして第二次五ヶ年計畫末に於ける  
社會主義部門は國民經濟各部門に於て獨  
占的地位を占めるに至るであらう。

第二の課題たる勤勞者の物質的文化的  
水準の昂揚に就いては、第一次五ヶ年計  
畫に於て大なる達成を得た。即ち失業を  
絶滅し、富農と貧農への分層化を排除し  
た。而して勞働者一衆の生活水準が高ま  
り、農民の福祉昂揚の前提條件が創られ  
たので、物質及文化上の需要が増大して  
來た。この要求を満足せしめるため農  
業、輕工業及食料品工業を進展せしめな  
ければならぬ。そこで第二次五ヶ年計畫  
に於ては巨額の投資をなして勤勞者の需  
要水準を二倍半乃至三倍に増大すること  
になつた。

第三の課題たる農業の急速なる發展、  
輕工業及び食料品工業の進展並に運輸作  
業の改善等は、結局國民經濟の技術的改  
善問題に歸結される。故に第二次五ヶ年  
計畫の根本的且つ決定的經濟課題は全國  
民經濟改造の完成である。  
第一、技術的改造の完成と

國民經濟の昂揚

第二次五ヶ年計畫の經濟的主要課題は  
國民經濟を改造して生産諸力を大いに展  
開することである。既に第一次五ヶ年計  
畫に於て工業及び農業の技術的改造が進  
捗したが、これは端緒に過ぎず、本格的  
技術改造は第二次五ヶ年計畫に於て行は  
れることになつてゐる。その結果第二次  
五ヶ年計畫の期間中に、國民經濟總生産  
高に於ける工業の割合は次の如く變化す  
る。

國民經濟總生産高に於ける工業及農業の割合(%)	
一九三二年	一九三七年
一、全工業 七六・八	七九・五
二、農 業 二二・二	二〇・五
計 一〇〇・〇	一〇〇・〇

斯くして第二次五ヶ年計畫末年度には  
工業の割合を約八〇%に達せしめて先進  
工業國たる獨逸及合衆國の域に到着せし  
めやうと見込んでゐる。工業割合の斯か  
る増大は工業生産高の激増を豫定してゐ  
るからである。即ち第一次五ヶ年計畫末

年度の工業生産高は四百三十億留であつ  
たが、第二次五ヶ年計畫末年度には千三  
十億留に達せしめる計畫である。これは  
第二次計畫の期間に於て二・四倍に増大  
し戦前に對しては九倍に相當する。この  
増産計畫は専ら新設企業を基礎として作  
成されたものであるから、新設問題は  
勿論であるが、これらの新技術及新生産  
の把握問題が重要な意義を有して來  
る。

第二次五ヶ年計畫の工業生産高に於け  
る特徴は、生産要具を生産するa群と消  
費用物資を生産するb群の發展速度の變  
化にして、第一次五ヶ年計畫に於ては全  
國民經濟の技術的改造たる重工業の創設  
に重點を置いたが、この目的が達せられ  
たので今回はこれを基礎として一般消費  
用物資を生産する輕工業を促進せしめる  
ことが出来るやうになつたのである。

第二次五ヶ年計畫の工業生産高に於け  
る二群の割合を示せば左の如くである。  
工業生産高に於ける二群の相關々係の  
變化(%)

一、工業の昂揚と改造  
次に第二次五ヶ年計畫に於ける工業各  
部門の發展計畫を見るに、生産用具を生  
産する重要工業部門の基本課題は次の如  
くである。

工業部門 一九三二年 一九三七年  
a 群(生産手段) 五三・三 四七・一  
b 群(消費用物資) 四六・七 五二・九  
計 一〇〇・〇 一〇〇・〇

尙ほ第二次五ヶ年計畫の特徴の一つと  
a 群工業部門總生産高増加 (一九二六—七年度物價に依る)  
一九三二年 一九三七年

生産手段の生産 (單位十億留)		一九三二年	一九三七年
内譯一、機械製造 (單位十億留)		二二・一	四八・四
金屬加工機 (單位十億留)		九・三	二一・〇
大型機械 (單位百萬留)		一五・〇	四〇・〇
トラクター (單位千臺)		一四八・三	四一五・〇
コンバイン (單位千臺)		五一・七	一六七・〇
機 關 車 (單位千臺)		一〇・〇	二二五・〇
貨 車 (單位千臺)		八二八・六	二九〇〇・〇
自 動 車 (單位千臺)		一一・二	一一八・〇
紡 織 機 (單位百萬留)		二二・九	二〇〇・〇
食料品工業機械(單位百萬留)		六〇・一	三六〇・〇
二、電力(單位十億キロワット時)		四七・七	一四〇・〇
五ヶ年計畫		一三・四	三八・〇

一九三二年度に對する 一九三七年度の割合(%)	
一〇九・四	二〇九・四
一一七・〇	二二七・〇
二六七・〇	二六七・〇
二八〇・〇	二八〇・〇
三二二・〇	三二二・〇
二五〇・〇	二五〇・〇
三五〇・〇	三五〇・〇
五七六・〇	五七六・〇
八三七・〇	八三七・〇
五九九・〇	五九九・〇
二九四・〇	二九四・〇
二八三・〇	二八三・〇



三、石炭	(單位百萬噸)	六四、三	一五二、〇
四、石油	(單位百萬噸)	二二、一	四七、〇
五、鉄	(單位百萬噸)	六、二	一八、〇
六、鋼	(單位百萬噸)	五、八	一九、〇
七、壓延鋼	(單位百萬噸)	四、二	一四、〇
八、銅	(單位千噸)	四六、七	一五五、〇
九、化學	(單位十億留)	一、九	五、七
一〇、挽材	(單位百萬立方米)	二四、四	四三、〇

重工業の重要部門は大なる發展をする殊に國民經濟の技術的改造に指導的役割を演ずる機械製造工業は重工業平均増大速度よりも高くなつてゐる。その結果第

二次五ヶ年計畫末年度に於ける全工業生産高の八〇%は新設若しくは改造された企業に於て生産される計畫となつてゐる。

次に消費用物資を生産する工業部門を見るに、その重用部門の生産課題は左表の如くである。

b 群工業部門總生産高増加 (一九二六—七年物價に依る)

消費用物資の生産 (單位十億留)	一九三二年	一九三七年	一九三二年に對する一九三七年の割合(%)
内譯一、經工業人民委員部所管	二〇、二	五四、三	二六八、八
二、供給人民委員部所管(食料品)	六、七	二〇、五	三〇八、〇
三、重工業人民委員部所管(日用品)	四、六	一一、九	二八三、〇
四、工業コペラーチヤ	〇、九六	二、九	三〇〇、〇
五、調達委員會所管(小麥粉其他)	一、九	六、〇	三一〇、〇
六、其他經濟機關の日用品生産	一、〇	二、五	二五一、〇
	四、八	八、六	一八一、〇

輕工業製品別	一九三二年	一九三七年	一九三二年に對する一九三七年の割合(%)
綿布 (單位百萬米)	二七一、九	六二五、〇	二二九、八
毛織物 (單位百萬米)	九一、三	二七〇、〇	二九五、七
革靴 (單位百萬足)	八一、九	二〇五、〇	二五〇、三
硝子 (單位千噸)	三九六、四	一〇三三、〇	二六〇、六
石鹼 (單位千噸)	三五七、二	一三〇〇、〇	三六三、九
食料品工業品別			
肉類 (單位千噸)	四三五、〇	一一五〇、〇	二八七、四
魚類 (單位千噸)	一三三三、〇	一九〇〇、〇	一四二、五
脂肪類 (單位千噸)	六五、一	一八〇、〇	二七六、五
罐詰類 (單位百萬個)	七一六、〇	二四〇〇、〇	三三五、二

輕工業の一般消費物資の生産高は五ヶ年間に六十七億留から二百五億留に即ち三倍の増加をなし、全食料品生産高は五十六億留から百五十六億留に即ち二・八倍増加する。又重工業の一般需要品の生産も著増する。例へば金物類は四・二倍、自轉車は五・五倍、時計は五・八倍、寫眞器は一一・五倍、真空管ラヂオ受信器は二〇倍に夫夫生産増加する。

紡織業の機械類も大量に生産されるので、綿布、毛織物及び亞麻織物の産高も

之れに伴つて増加する、其他b群部門の生産も夫夫増加する筈であるが、輕工業及び食料品工業に於て最も重要な品質の改善問題であるから、この問題の解決に大なる注意を傾注することになつてゐる。

二、農業の昂場と改造

農業は第一次五ヶ年計畫に於て工業の如き急速なる昂場を見る事が出来なかつた。尤も粒穀物及び工業原料作物は昂揚したが、畜産業は不振で家畜頭数は減

少さへ示した。然し農業の技術的改装、殊に農業の社會化の方面に於ては大なる達成をなし、最近の四、五年間に二十萬のホルホーズ(共營農場)、五千のソヴホーズ(國營農場)、三千の機械・トラクタ1 厩給所が組織された。

その結果として播種面積が増大したのみならず重要作物の産高も増加を見た。これは私營小農經營の對するホルホーズ、ソフホーズ組織の優越性にも依るが尙ほ多數のトラクタ1、自動車、コンバ



イン其他の農業機械類を農村に供給して農業の技術的改装を行つたからである。

第二次五ヶ年計畫に於ける主要作物の増産計畫は次の如くである。

第二次五ヶ年計畫に於ける農業總生産高 (單位百萬セントネル)

作物別	
一、粒穀物	一九三二年 一九三七年
二、工業原料作物	一九三二年 一九三七年
棉	一一、七 一一、五
亞麻	五、〇 九、〇
甜菜	六五、六 二七六、〇
向日葵	二二、六 三五、七

一九三二年に對する一九三七年の割合(%)

一五八、二
一七七、七
一八〇、〇
四二〇、七
一五八、〇

これら主要農作物の増産計畫を遂行すれば、粒穀物に對する國內の需要を完全に充足し得るのみならず、工業の需要す

る原料も大體充足し得る見込みである。この増産は何に依つて實現するかと云ふに、専ら收穫率の引上げに依るもので、

播種面積の擴大は左表の如く餘り見込んでゐない。

第一次及び第二次五ヶ年計畫の播種面積 (千ヘクタール)

播種總面積	
一九三二年	一九三七年
一三四、四三五	一四〇、〇〇〇
粒穀物	九四、七一七
工業原料作物	一〇四、八〇〇
菜種	一四、〇五〇
	九、六〇〇

一九三二年に對する一九三七年の割合(%)

一〇四、一
一〇五、一
九四、五
一〇四、二

飼糧

播種總面積は一九三二年の一億三千四百四十三萬五千ヘクタールから三七年の一億四千萬ヘクタール、即ち五ヶ年計畫中に僅か四の増加に過ぎない。工業原料作物中には五〇%五の減少さへ豫定されてゐるものもある。

増産を實現するためには收穫率を引上げなければならぬのである。而して第二次五ヶ年計畫に於ける收穫率引上げ計畫は次の如くである。

第一次及び第二次五ヶ年計畫の收穫高 (一ヘクタール當り)

自一九三六年平均	
至一九三三年平均	
七年 割合(%)	
粒穀物	七、五 一〇、六 一四、四
内譯	
秋蒔小麦	八、六 一二、〇 一三、六
春蒔小麦	六、一 八、五 一三、四
裸麥	八、〇 一一、五 一四、八
燕麥	八、三 一一、二 一四、八
大麥	八、二 一〇、五 一二、一
玉蜀黍	八、九 一四、四 一六、八

工業原料作物

棉花	七、五 一一、〇 一六、〇
亞麻	三、二 三、七 一六、八
甜菜	一一〇、一 二〇〇、〇 一六、六
向日葵	五、五 八、五 一五、六

右表の示す如く五ヶ年計畫未までには粒穀物の收穫率を四〇%以上、工業原料作物の收穫率を五五%以上増大せしめねばならぬ。而してこの課題の實現はコルホーズ及びソフホーズの技術的改装に大なる關聯を有してゐるので、農業の機械化問題は第二次五ヶ年計畫に於て本格的に進展せしめる筈、農業に使用するトラクター臺数は次の如く累増する筈。

農業用トラクター總馬力

年次	
千馬力	
一九三二年	二、三三五
一九三三年	三、一〇〇
一九三四年	四、四〇〇
一九三五年	五、五七五
一九三六年	六、六七〇

農業機械類の増加 (ソフホーズ、機械、トラクター配給所、コルホーズ)

一九三二年	
一九三七年	
コンバイン(單位千臺)	一〇〇、〇
打穀機(單位千臺)	八〇、〇
電機設備(單位千キ)	四二五、〇
トラクター配給所	六五、九
コルホーズ	四二五、〇



修理所 一三三、〇 六九二、〇  
 貨物自動車(單位千臺) 一四、五 二八、〇  
 乗用自動車(單位千臺) 一、〇 四、〇

以上の如き機械類に依つて農業機械化の完成を保證出来る見込みで、農業労働を機械労働に變化せしめる計畫である。これと同時に農業技術的方策と礦物肥料の普及を行ふ筈、化學工業の肥料生産は第一次五ヶ年計畫末までに十倍に達せしめ、循環耕作法を廣く採用し、灌漑施設作業を展開する計畫である。

三、運輸の昂揚と改造  
 工業と農業の生産高激増、都市農村間に於ける物資取引進展、勤勞者の福祉及び文化の急速なる昂揚等は、運輸に對し

巨大なる任務を課してゐるが、運輸の進展は國民經濟の發展を條件づけるものである。

第二次五ヶ年計畫に於ける貨物輸送高増加は左表に明かである。  
 第二次五ヶ年計畫の貨物輸送(單位十億噸・籽)

一、鐵道	一九三二年	一九三七年	増加(%)
二、河川	一六、三	三〇、〇	一七、四
三、海運	一八、二	五、〇	二四、二

貨物總運送量に於て決定的な役割を演ずるのは鐵道運輸である。これまで鐵道運輸の業績は餘り思はしくなかつた、今後從來の缺陷を匡正しないと國民經濟の

發展に支障を來たす恐れがある。斯かる缺陷の原因となつてゐるのは技術的裝備の立遅れのためであるから、先づ鐵道運輸の技術的改造を行はねばならぬ。

然らばその方策は如何にと云ふに、五ヶ年計畫中に五千籽を電化する。殊に貨物輸送の輻輳してゐるウラロ・クズバス、ドンバス、ザバイカル、ワスリーの諸線を約九千五百籽複線とする。自働閉鎖信號裝置は一九三二年には五百八十二籽であつたが、これを八千三百籽に延長する。

特に貨物輸送力を引上げる方策として注目すべきは輪轉材料に關する計畫で左表の如くである。

第二次五ヶ年計畫に於ける鐵道運輸輪轉材料の増大

一、機關車臺數	一九三二年	一九三七年	増加(%)
貨車用機關車	一九、四七五	二四、六〇〇	二五、七
右の總牽引力(單位千噸)	一六、三五〇	一九、七二〇	二二、七
客車用機關車	三、一五五	四、八八〇	五三、〇
右の總牽引力(單位千噸)	二、六、四	四、六、五	七六、一
二、電氣機關車臺數	一〇	四一〇	四一〇〇
三、重油機關車臺數	六	二七六	四、六〇〇
四、車輛(單位千輛)	五二六、九	六八六	一三〇、六
貨車(單位千輛)	五〇七、八	六四四	一二七、八
貨車積載總能力(單位百萬噸)	九、五	一一五、八	一二一六、七
客車(單位千輛)	二九	四二	一四四、八

右表の示す如く、總牽引力は機關車臺數より著しく増大してゐる。これは鐵道運輸が強力な機關車を多く採用することを示すものである。同様の現象は貨車の臺數とその積載能力の増大に於ても見ることが出来る。即ち車輛の増加よりも積載能力の増加の方が遙かに大きい、これは從來の二車軸貨車よりも四車軸貨車の製造に重點を置くやうになつたからである。

鐵道建設中注意すべきは、延長千四百米のバイカル・アムール幹線の建設でこれはザバイカルとアムール下流を聯絡し今日まで利用し得なかつた宏大なる地域を經濟生活に引き入れる。上述した諸方策は、國民經濟の一段的増大に對する

鐵道運輸の立後れを清算するものである。

水運は第二次五ヶ年計畫に於て大いに強化され、水運網も増大する。既に第二次五ヶ年計畫の第一年には二百二十七籽のペロモルスコ・バルチック運河の建設は完成され、百二十七籽のヴォルガモスクワ運河の建設は開始されてゐる。又第二次五ヶ年計畫の期間中に百籽のヴォルガ・ドン運河は建設される豫定である。白海とバルチック海、バルチック海と黒海モスクワとヴォルガ河を聯絡する運河が完成すれば、ソ聯邦歐領の水運系統は強大なものとなるであらう。河川及び海上運輸の更新並に改造事業は盛んに行は

れて、鐵道運輸の課題を少なからず緩和するであらう。自動車運輸も國民經濟上重要化して來たので道路建設も大なる計畫を有してゐる。航空運送も同様である。

四、技術的改造の完成と把握の問題

技術的改造事業を實現するためには新技術と新生産を把握せねばならぬ。この新技術の把握と新生産の成否は作業の實際的結果に依つて測定出来るものであり斯かる結果は先づ労働能率の増大と生産物の原價引下に反映される。第二次五ヶ年計畫に於て、工業の労働能率は六三%を増大、工業生産物の原價は二六%引下



けることになつてゐる。

然らば工業及び他の國民經濟諸部門に於ける労働能率の増進は何を基礎として計畫されたかと云ふに、労働能率の増進は先づ全國民經濟の完成されたる新技術を基礎としてゐる。第二は、工業諸企業に於て利用されずにある労働時間の活用を基礎としてゐる。ソヴェート當局は工業内に於ける労働時間を七時間に短縮したが、實際の労働時間は五時間乃至五時間半に過ぎないので、利用されずにある時間を活用して労働能率を増進することが出来る。第三は、社會主義建設に對する労働者大衆の積極性の増大を基礎としてゐる。例へば社會主義的競争乃至突撃隊運動等は労働者の積極性の現はれで、これを基礎として労働能率の増進を行ふ。最後に指導者、技術家、熟練労働者の豊富なる生産上の經驗を基礎として労働能率の増進を行ふ計畫である。殊に、熟練労働者、技師及び技手、企業指導者等は、第二次五ヶ年計畫に於ける技術的設備の把握問題を解決せねばならぬ。

れた分配をするやうに意を用ひてゐる。殊に原料及び動力源に工業を接近せしめ、時代後れの諸共和國及び諸洲の經濟及び文化的昂揚を迅速ならしめ、都市と農村の對立を除去するやうにしてゐる。茲に第二次五ヶ年計畫の新建設投資額を第一次五ヶ年計畫と比較して見るに、第一次五ヶ年計畫に於ては五百五億留であつたが、第二次五ヶ年計畫に於てはその約二・三倍の千三百三十四億留である。斯かる巨額の資金を如何なる國民經濟部門に投資するかと云ふに、右金額の過半即ち六百九十五億留は生産手段及要具を生産する工業に投資して、國內工業化の基礎たる重工業の鞏化を保證する計畫である。

輕工業及び食料品工業に對しては第一次五ヶ年計畫に於て三十五億留を投資したが、第二次五ヶ年計畫に於てはその四・六倍たる百六十一億留を投資して一般消費物資を生産する工業部門の發展を保證する計畫である。ソフホーズ、機械・トラクター配給所

五ヶ年計畫

労働者及技術家に就き一言すれば、第一次五ヶ年計畫に於ては、四十六萬人の工場徒弟學校卒業者が國民經濟に加り、その内三十萬人は工業に従事してゐる。第二次五ヶ年計畫の期間に工場徒弟學校卒業の熟練労働者二百七十萬人が國民經濟に加はる豫定である。その内、百七十萬人は工業に、五十萬人は運輸に従事することになつてゐる。その外、農業に活動するトラクター及びコンバイン操縦士等を百五十萬人養成する尙ほ自動車學校及び講習會に於て七十萬人の自動車運轉手が養成される。斯くして第二次五ヶ年計畫に於て約五百萬人の資格つけられた活動家が生産に参加することになつてゐる。

高等及び中等技術學校に於ける専門家の養成も第一次五ヶ年計畫に比し著しく増加する。即ち工業關係に於ては中等技術學校卒業者数は第一次五ヶ年計畫の六萬九千人に對し第二次五ヶ年計畫には十七萬二千人に、高等技術學校卒業者数は六萬人に對し十一萬二千人に夫々増加する。

及びコルホーズ等の農業に對する投資額は、第一次五ヶ年計畫に於ては九十七億留であつたが、第二次五ヶ年計畫に於ては百五十二億留である。この金額のうちにはコルホーズ自體が投資する額より含まれてゐない。

運輸に對する投資額は第一次五ヶ年計畫に於ては八十五億留であつたが、第二次五ヶ年計畫に於てはその三倍の二百六十三億留である。

一、工業諸部門の新建設  
國民經濟諸部門は次は如く進展する。

(イ) 機械製造業

第二次五ヶ年計畫に於て九十四の新工場が操業を開始する。第一次五ヶ年計畫の諸年に着手された諸工場が今回の計畫期間中に完成する。例へば十萬噸の製造能力を有するウラルの大型機械工場、十五萬噸の製造能力を有するクラマトルスキー工場、ウラルの化學器械大工場、千八十臺の蒸氣機關車を製造するルガンスキー工場、蒸氣及びディーゼル機關車を各各五百臺製造するオルスキー工場、三百

る。運輸に於ては前者は二萬八千人に對し九萬七千人に、後者は八千人に對し二萬八千人に、農家に於ては前者は五萬七千人に對し十五萬三千人に、後者は二萬九千人に對し五萬四千人に夫々増加する。斯くの如く、工業、運輸及び農業に活動する専門家の養成は、第一次五ヶ年計畫よりも増加する。茲に於て我々はこれら幹部と共に新技術及び新生産の把握といふ大問題の解決のため闘争することが出来、且つ國民經濟部門の技術的改造を完成し、國民經濟高揚計畫を遂行することが出来るのである。

第二、建設計畫と生産諸力の  
新分配

國民經濟の技術的改造の完成と、勤勞者大衆の福祉及び文化の迅速なる昂揚は新建設を大いに進展せしめなくては實現し得ないのである。第二次五ヶ年計畫に於ては國民經濟の全部門に亘つて建設が行はれる。而して今回の建設計畫の特徴は、ソ聯邦生産諸力の正しい分配であつて、黨及び政府はソ聯邦領域に均衡のと

臺の電氣機關車を製造するカナルスキー工場等の建設は完成する。五萬四千輛の四車軸貨車を製造するウラル車輛工場は一部操業を開始し、クズネツキー及びノヴォ・チエルカツスキー機關車工場、カザンスキー車輛工場の建設は進展する。河川及び海洋汽船の造船所建設は進展し極東のコムソモルスクに於ける造船所建設は完了する。モーター五萬臺を製造するウフアの工場建設は本期中に完了する。ゴリコフスキー自轉車工場は三十萬臺に擴張される。モスコフスキー自轉車工場は八萬臺に、ヤロスラフスキー工場は五萬噸積貨物自動車二萬五千臺に擴張される。三噸積貨物自動車を各各十萬臺製造するウヒムスキー及びスタリングラードスキー自動車工場、五噸積貨物自動車を二萬五千臺製造するサマルスキー工場は本期中に建設される。自動車製造に關聯した諸工場も多く建設される。ハリコフに於ける百五十萬キロワットのターボゼネレーター工場は完成し、ウラルのトランスホーマー其他電機工場、各種工作



機械製造工場も各所に建設される。化学工業、食料品工業、木材業製紙業に使用する各種の機械設備の製造工場も本期中に建設される計畫である。

(ロ) 電 化

電化領域に於ては七十九の地方発電所の建設が行はれる、その内四十八発電所は新規建設である。モスクワ、レニングラード、ウクライナに於ける冶金根據地ウラル・クズネツキー綜合工場等の工業地方に大発電所を建設する。主要工業中心地は相互に高圧線を以て結びつけ、電力の供給を完全に保證し一九三四年投資額は九九〇百萬留を計上されてゐる。

(ハ) 石炭、石油

石炭業に於ては、投資額六六二百萬留採炭計畫九六二五〇千噸であり、その中ドンバス六〇百萬噸、クズバス一二百萬噸(二〇%の増大)、交通人民委員部四五百萬噸の豫定、更に大堅坑を増加し、一億四千三百萬噸の産炭能力を有する百七十八坑の操業を開始する。更に重要な石油業に於ては多數の製油

工場を建設し、カスピールスク、マハチカラ、ヴォロネヂ、ネフテタゲークラスノヴォドスク間に送油管を建設し、バクウーバツム間の送油管を擴張し、グロズノイアルマヴィル、ツルドワヤードネプロベトロフスク間に精油輸送管を建設する。一九三三年度採油豫定額は三〇、六百萬噸、三三、二%の増加であり、アゾ・ネフチは三四、六%増加で二二百萬噸に上り、グロズ・ネフチは一八、八%増加の豫定であり、掘進豫定は一、五百萬米である。ベンジン及燈油の分解蒸溜並に製油は、將來の工業發展テンポを促進するもので、該計畫の遂行は特に重要である。

二、冶金業

黑色冶金業に於ては、一九三三年に顯著な成功を見、鉄鋼は一七、八%増大、七二〇〇千噸を産出、鋼鉄六九二〇千噸一七、五%増大である。一九三四年度には冶金業は鉄鋼二百七十萬噸のマグネシウム、鉄鋼百萬噸のクズネツキー工場、その他ザボロジスキー、アゾ

その他十四の製糖工場、二十一の罐詰工場、三十六の製菓工場、五十九の冷蔵庫四十七の製粉工場等が操業を開始する。

(チ) 木 材 業

木材業に於ては多數の製材工場、木材化学工業、ベニヤ板工場の建設が行はれ、カムスキー、コンドボジスキーのバルプ及び製紙工場、シヤスキー・バルプ工場、パンキルスキー、クラスノヤルスキー製紙工場の建設は完成し、家具工場が建設される。

第三、勤勞者の物質及文化水準の昂揚

我々は既に第一次五ヶ年計畫に於て労働者の状態を根本的に改善した、即ち失業を清算して明日の仕事に對する希望を大なる變化が行はれ、コルホーズ化を行つて貧農中農の生活水準を引上げた。

第二次五ヶ年計畫に於ては勤勞者の福祉を一層急速に高揚することが出来る。先づ労働者の状態に就いて述べれば、失業の懸念がないのみならず、労働者及び

フスタリ、クリヴォロジスキー、ツールスキー、リベツキー、ペトロオ・ザバイカルスキー諸製鐵所の建設を完成する。バカリスキー工場の熔鐵爐二基は操業を開始し、ハリコフスキー、第二クズネツキー、ダリネ・ヴォストチヌイ諸製鐵所の建設が行はれ、本期末にはその一部の操業を見るに至るであらう。

有色金屬業に於ては、一九三三年に計畫の七七%を遂行、一九三四年には二七、三%増大の豫定であり、製鋼十萬噸のブリバルハンスキー工場、製銅十萬噸のスレドネ・ウラルスキー工場の建設は完成し、ウラル、後高架索に於ける舊製銅工場の改造が行はれる。製鉛六萬噸のカズボリメタル工場の建設は完成する。チェリビンスク、オルジョニキエの亞鉛工場は操業を開始し、オルネフスキー及びドネプロベトロフスキーのアルミニウム工場の建設も終り、更にウラルには二萬五千噸のアルミニウム工場を建設する。

(ホ) 化学工業

化学工業生産高は一九三四年に二七、九%だけ増大しなければならぬ。特に燐礦石、加里、合成ゴム採取は重要で、五〇%即ち五倍に増大の豫定で肥料、合成ゴム、アニリン、エナメル、硫酸、曹達、人造纖維等の新工場を建設する。

輕工業に於ける建設は、第一次五ヶ年計畫に比し著大なる進展を見る。即ち本期中に十五の大紡織工場を建設する。その内の五工場は各々二十萬錘を有するものである。又八百萬米乃至千五百萬米の製造能力を有する十二の毛織物工場、千八百萬錘乃至二千七百萬錘を有する十二の製麻工場、十八のメリヤス工場、十三の人造綿工場、十一の絹布工場、二十一の製靴工場、五十四の裁縫工場、十九の硝子工場、九の樂器工場を建設する。

(ト) 食料品工業

食料品工業に於ても建設は盛に行はれ、第一次五ヶ年計畫中に着手された十七の肉類綜合工場の建設は完成し、二十三の肉類綜合工場が新規に建設される。



値段の引下げにして、今期中に三五—四〇%を引下げて都市及び農村の勤勞者の福祉を高揚する計畫である。

文化的發展に關しては、第二次五ヶ年計畫に於て次の如き課題を遂行する。

イ 國民全體の無學文盲を清算する。これは今後二、三年に實現する。

ロ 都市のみならず農村に於ても七年制の一般義務教育を行ふ。七年制學校の生徒總數は今期中に二百七十萬人から二千八百八十萬人に増加せしめる。

ハ 七年制義務教育に従事する教師數を今期中に六十二萬八千人から八十三萬四千人に増加する。

ニ 小學校、中學校、豫備學校、工場徒弟學校、中等及び高等技術學校、高等學校の學生總數は一九三二年の二千四百二十萬人から三千六百萬人に増加する。

第二次五ヶ年計畫に於ける小賣商品取引の増加

(單位百萬留、一九三二年の小賣値段にて)

- 一、日用品 (織物、被服、靴類、石鹼、書籍、工業品)
- 二、食料品 (パン、肉類、鶏卵、脂肪、砂糖、魚類等)
- 三、公衆食堂
- 計 (酒、煙草類を除き)

一六、九七〇	五四、二八〇
一〇、一四五	二六、三八五
四、八〇〇	一三、九二〇
三一、九一五	九四、五八五

以上述べたるが如く、我々は勞働者及び農民大衆の物質及文化生活水準を急速に引上げる可能性を有してゐると言はねばならぬ。政府及び黨の諸方策は、要するに勞働者の勞働條件を改善すること、彼等の生産上の資格及び一般文化水準の向上を容易ならしめることである。これは即ち、全勞働者大衆に對し、絶えず彼等の勞働能率を増進せしめて、從來よりも以上の速度を以て彼等自身の物質的福祉と文化的増大を招來せしめる可能性を與ふるものである。

一九三四年上半期実績

第二次五ヶ年計畫第二年度上半期実績は、ソ聯側發表が多く%を使用する上に綜合指數を得るべく材料不足のため「部分的」指數の綜合を以て満足しなければ

五ヶ年計畫

コペラーチャ商業の一般小賣商品も左表の如く増加する。

ホ 七歳迄の兒童教育の收容人員は、一九三二年には五百二十萬人であつたが、三七年には千六百萬人に増加する。

ヘ 學校外の社會教育、例へば講習會や社會教育學校の生徒を千五百萬人に増加する。

ト 俱樂部、文化の家、讀書の家等を四萬九千三百より七萬六千九百に増加する。

チ 公衆圖書館を今期中に一萬五千から二萬五千に、その藏書を三倍に増加する。

リ 放送局數を今期中に五十七局から九十三局に増設する。

ヌ 學術諸研究所(技術方面を除く)の學術勞働者數は一九三二年の五萬二千六百人から今期中に五萬九千人に増加する。

次に第二次五ヶ年計畫に於ける勤勞者の保護改善に就いても大なる課題を有してゐる。保健、勞働者の休養、體育の經費が第一次五ヶ年計畫の五十四億留に對し二百五億留に増加する。都市の病院收容力は四四%、農村に於ては九八%増加する。

勞働者にとつて住宅の改善問題は大なる意義を有するので今期中に住宅を建設して住宅量を一億四千六百萬平方米に達せしめる。

尙ほ都市、農村の勤勞者に對する配給事業の改善及び商品取引の發展に就いて述べれば、今期中に輕工業、食料品工業その他日用品の生産は急速に行はれるので、これらの商品が激増する。商品用農産物も激増する。

全聯邦一日平均採取量	二四九、三千噸	二〇三千噸
内ドンパス	一六四、四千噸	一三、九千噸
增加率 年計畫遂行率%	本年六月	昨年六月
黑色金屬冶金業	四、三	四七、三
鐵鐵平均產	三、九千噸	三、二千噸
增加率% 年計畫遂行率%	本年六月	昨年六月
機械製造	二六、九	四、四

農業に於ては春播種は昨年より好績(一九%超過遂行)

六月一日現在	昨年春	
MTC所管	一九八、〇〇〇	九〇、〇〇〇
トラクター(臺)	一九八、〇〇〇	九〇、〇〇〇
コルホズは五%超過、ソフホズは三、五%、個人農九、七%の不足遂行。ソフ		



ホズ立遅れの原因は勞働力徵集の不充分組織的缺陷、トラクターの拙劣で

本年 昨年  
集團化率 七、八% 空%

運輸方面に於ては昨年上半年に比し一日平均一〇、五%の車輛増加を見たが、一日平均積載量ば六八千車輛の豫定を五七、八千車輛で依然として立遅れてゐる

一九四三年 一九三三年同期  
上半期 對する%

重工業、林業、輕工業供給人民委員部及集收委員會 百萬留 二九、七  
總生産額 一七、八三、六

生産資料生産 一〇、八七〇、九 二六、五  
消費的物資生産 六、四九、九 一〇、五  
重工業人民委員部 九、五五、六 二九、三  
林業 同 一、一八、五 一〇、八、六  
輕工業 同 四、一七、三 一〇、〇  
供給 同 二、三九、〇 二二、三  
集收委員會 同 五、五〇、〇 一一、四

極東第一次五箇年計

相當するものにして、其の電流は單にマグニット・ストロイの工場用に供するのみならず、遠く郊外百軒米の範圍に亘る農村都市用にも供せられる。

現在出來上つて居るマグニット・ゴルスキー工場は一九一三年頃に九十の冶金工場の製鍊高を合したるものより三倍以上の成績を示して居る。

三、マグニットゴルスク都市

驚異的短期間にマグニットゴルスクは都市に發達した。電化されたるマグニットゴルスクは夜に至つても尙一大不夜場を現出して居る。マグニットゴルスキー工場は全ソ聯邦的建設でソ聯邦各地よりその建設のため數萬の勞働者は此の地に集り、その外多數の技術幹部、技師、學者其他ソ聯邦の一大技師を網羅して居り全ソ聯邦の各工場はマグニット・ストロイのため所要の材料供給に従事してゐる既に二三の工場では亞米利加を超越して特殊製品を製造し始め今や之等の製品中

一、概要

極東露領五箇年計畫の遂行は漁業、鑛業、林業、通商、全國民經濟の分野に於て、我國の利害に關連するところ多い爲め我國に於て多大の興味を以て見られるから、系統的に各産業部門について述べよう。

二、マグニット・ストロイ

ウラルには約五十三ばかりの古い冶金場があつてウラル・クズネツ・コンバイン用の金屬を精鍊してゐるが之等の工場には百五十年二百年等を経たものが多く殆んど使用に堪えないので、新たに精巧なる機械、機具、發動機、自動機等を設置して一時を糊塗して來たが、一九二九年末には遂に一大冶金工場がマグニットゴルスキー丘の麓で建設に着手された。之が所謂マグニット・ストロイである。マグニット・ストロイは其の規模の廣大さに於て世界第二位である(第一位は

四、クズネツキー工場

マグニット・ストロイのみに止らず更に、クズネツキー工場でもマグニット・ストロイと同様な役割をなして居る。兩者は互に連絡を取り、互にその缺を補ひ合つてゐる。即ち一晝夜に貨車十四臺を以てクズネツキーより石炭をマグニット・ストロイに運び、歸りにはクズネツキー冶金工場用の生鑛を運搬する。クズネツキー工場は西伯利第一の工場であるが、マグニット・ストロイより小規模であり、年に約百十萬噸の冶金製鍊高を示して居る。然し之でもモスクワ―浦鹽間の往復鐵道を敷設するに充分なものである。

五、有色金屬

此等の諸工場では鉛、アルミニウム

米國のゲリ工場

マグニット・ストロイの中には八つの熔鐵爐が設置され、その各熔鐵爐には二十階の鐵塔が附屬する筈で、一九三一年には第一熔鐵爐が完成し、同三二年には第二熔鐵爐が完成した。兩者の製鍊高は一晝夜二千噸以上で、即ち一年には七十萬噸以上に達する。

一九二八年には四十のウラル工場は全部で六十八萬九千噸の製鍊高で、之を前二者に比すれば四十を以てしても尙及ばない譯である。前記二熔鐵爐は一年に百萬噸の生鑛を消費するが、全八ヶ所の熔鐵爐の生鑛消費量は年千一百万噸と算定されて居る。之等の熔鐵爐と並んで五百五十二コークス爐を有する大コークス爐並に石炭より製出するガスを利用する化學工場とが建設される。而して之等のガスからベンゼン、アンモニヤ、フォルマリンその他の高價な化學製品が精製される。

マグニット・ストロイ中央大發電所はその能力はヴォルホフストロイの五倍に錫等の有色金屬の補給を必要として居る。銅は電線に、亜鉛はトタン板に、錫は水道管その他に使用されるが、此等の金屬は同時に又自動車、飛行機、潜水船、車輛、ラヂオ設計その他の工業用に使用される。

かゝる有色金屬は西伯利には豊富にあり、之が採掘製鍊の基礎は第一次五ヶ年計畫年度内に確立され、ソ聯邦當局はペロフ附近に亞鉛工場を設置したが、之の西伯利五ヶ年計畫先驅者は一年に約二萬噸の亞鉛産額を擧げて居る。之に續いて年額約五萬噸の大亞鉛工場及び二萬六千噸の鉛工場が建設中である。

その外ネルチンスキー地方にも大亞鉛工場建設が企畫されて居り、ミロヌシンスキー地方には製銅工場、ペラ河岸には熔銅工場が建設中である。

六、西伯利の機械化

西伯利は今や自己開發に必要な總ての機械設備をなしてゐる。鑛業用機械コルホーズ、サフホーズのために自動車、ト



ラクターを、そして林産業用機械を製作せねばならぬとしてゐる。

ノールウオンビルスクには、鑛山用機械製作工場が建設され、起重機、深抗より石炭を引上げる機械、鑿孔機、抗道へ新鮮な空気を送る壓搾器、採掘された石炭を輸送するコンベール、その他の諸機械を毎年約二十七萬七千噸生産する豫定である。

### 七、西伯利コンバイン

モスクワを經る三千四百軒の東方クリヴンチエス停車場附近に西伯利コンバイン工場が聳えてゐる。之は世界最大の工場で一年約五千臺のコンバインを製造して居り、從來世界一とされて居たアメリカのホタル工場より一千臺以上多く生産してゐるが一九三三年度は更に年産額一萬五千臺、一九三四年度は二萬五千臺の豫定である。

### 八、全ソ聯邦の化學中心地

ソ聯邦では西伯利地方の化學工場より生

の化學の中心地とする計畫を立て、ゐるウラル・クズネツキー合同の化學的資源は莫大なものでウラルはソ聯邦唯一の硫化鑛の産地で、この硫化鑛から硫酸が製出される。ソリカムスキー地方には、肥料を製出する有名なカリウム鑛層があり、此のカリウム鑛からマグネシウム及輕金屬が製出される。クウルジンスキーステツプ地帯の湖沼には多量の酸化ナトリウム鹽が沈澱して居り、此のナトリウム鹽からソーダ、硫酸、セメント等が製される。かくの如く西伯利地方の化學工業が全ソ聯邦の紙、藥品、染料工業用油、爆藥類、肥料等の需要を一手に引受けるに至るであらう。

クズネツプ地方にある多數のコークス爐は鉄鐵用のコークスを製出するのみならず、その瓦斯から化學製品を多量に製出する。従つて此のコークス爐の附近には數十の化學工場が既に建設され或は目下建設中である。

一九三〇年度には既に西伯利地方のコークスは西伯利地方の化學工場より生

産する肥料三萬八千噸以上の供給を受けて居る。

ケメローフスキー硫酸工場合同のみでも本年度に於て硫酸五萬噸、肥料五十萬噸の生産高を示して居る。

### 九、電力事業

一九三一年度だけでも西伯利に於ける電力は約十倍も増加して居る。

今や三發電所で西伯利は全部電力配給網が巡らされやうとしてゐる。第一配電區域はケメローフスキー發電所にして現在は十五萬キロワットの發電能力を有して居るが、五年後には五十六萬キロワットの發電能力を有するに至るべく、此處の配當を受けてゐるものは炭坑、亞鉛工場、化學工場、都市、農村、村落等前記發電所を中心として數百露里の廣範圍に涉つてゐる。

第二配電區域はクズネツキー發電所です。同所では十二萬キロワットの電力をクズネツキーの諸工場に配電して居る。第三配電區域はノールウオンビルスク發電

所を中心とするもので發電力十二萬キロワット、この發電所よりシブコンバイン、コルホーズ、サフホーズ、製油工場その他の諸工場へ配電する。之と同時に近き將來には此等中央大發電所を取圍んで十二發電所を設置し、西伯利の邊境地帯所謂「熊の遊園地」にまで配電する計畫である。

極東露領の人口は今一九三三年中に一百九十萬人迄増加されるが第二次五ヶ年計畫期間中に移住民等の方法により更に九十萬人を増殖し、一九三七年末には二百八十萬人に達せしめる。

### イ、人 口

住民一人當りの平均住居面積は一九三三年に三・五平方米であるが、一九三七年には五平方米に擴張する。新住宅建築に對する投資は第二次五ヶ年計畫期間を通じて二億六千五百萬留を計上される

### ロ、住 民

人口増殖と關連して農業の目覺しい發展が計畫され、一九三三に一百九萬ヘクタールまで擴張の播種面積は、第二次計畫中に一百二十一萬ヘクタールを増加し一九三七年には二百三十萬ヘクタールに達する豫定である。之と共に穀物集積に一大努力が傾注されなければならぬ。

### ハ、農 業

次に産業社會化の根本動力たる電化の領域に於ても大發展が計畫され。即ち昨一九三二年の電力量一萬八千五百キロワ

### ニ、電 化

第二次計畫中の自治、經濟投資總額は二億五千萬留で、水道を有する都市數は一九三二年の四から一九三七年には二十七に増加される。又大溝渠を有する都市數は一九三二年の二から三七年には五に

### チ、自治經濟

五ヶ年計畫

以上によつて我國と直接最も密接な關係に結ばれてゐる極東露領の第一次五ヶ年計畫の實績が判明したから、愈々一九三三年から開始された第二次五ヶ年計畫を概説しよう。最近ソヴェート聯邦國家計畫委員會(ゴスプラン)は、極東ソヴェート計畫局の報告原案に基き、基礎的諸計數を確認したが、それによれば左の通りである。

## 極東第二次五ヶ年計畫の展望

### 一、該計畫の概要

以上によつて我國と直接最も密接な關係に結ばれてゐる極東露領の第一次五ヶ年計畫の實績が判明したから、愈々一九三三年から開始された第二次五ヶ年計畫を概説しよう。最近ソヴェート聯邦國家計畫委員會(ゴスプラン)は、極東ソヴェート計畫局の報告原案に基き、基礎的諸計數を確認したが、それによれば左の通りである。

### イ、人 口

五ヶ年計畫



増加される。次に市營バスを有する都市数は三三年の二から三七年には二十七に増加される。保健施設網の新規擴張に對しては新に二千億六千萬留を投資される

リ、含鐵金屬

第二次五ヶ年計畫中に極東露領合鐵金屬鑛業が創設され、一九三七年には四十四萬噸を産出するに至るべく、之に對して二億留を投資される豫定である。

又、製鉛鑛業

一九三三年の産鉛高一萬五千噸から三七年に三萬五千噸に増加する。

ル、化學工業

現在始んど未開拓状態にある化學工業の分野で沃度は一九三七年度に六千疋、アムモニアは五萬噸、計畫も五萬噸、クロール(鹽素)は一萬噸を生産する計畫である

ヲ、林業

現在我國を主要市場とする極東林業は一九三三年の伐採計畫一千一百萬立方米突に對して一九三七年には二千五百萬立方米突に増産すべく、又製材工場は三二年度に概一十八萬立方米突を三七年に

留を新規投資さるべく、此中五千萬留は原油精製工場の建設費である。

以上は極東石油新五ヶ年計畫の大綱であつて果して計畫通りの実績を擧げ得るやはその側の資金、勞働力並に北樺太の地理的、風土的條件等よりして疑問なしとしないが、所謂社會主義的統制經濟の強味とする重點集中主義により大體計畫に近いつつまで漕ぎつけ得ることは第一次五ヶ年計畫の全般的実績に見るも想像し得べく、かゝる増産は極東露領工業化並に農業社會化計畫の遂行上にもその動力的基礎を保障するため必要とすべきも亦一方石油の輸出的價値と對日滿市場開拓の好望を充分にその増産計畫の中に打算してゐることは言ふまでもあるまい。殊に高架索産油の對日輸出が運賃の點でアメリカ油に比し稍不利なるに反し、北樺太産油は全くこれと正反對の有利な立場にあるに於ておやで、業界の前途大いに注目を要する。

ロ、西比利の大發電所建設と日本機械何事にも世界第一(ファースト・イン・

五ヶ年計畫

に四百六十萬立方米突を製造する計畫である。

ワ、漁業

漁業は一九三七年に八百萬ツェントネルの漁獲を豫定され、之に二億五千萬留を投ぜられる。

カ、石炭

石炭産額は一九三三年の三百萬噸から三七年には一千二百萬噸を産出される。

ヨ、石油

石油は一九三三年の三十萬噸から三七年には一百五十萬噸に激増する。

二、極東第二次五ヶ年計畫と日本

極東第二次五ヶ年計畫の概要は以上述べた通りであるが日本と關係深い極東石油の第二次五ヶ年計畫その他特殊問題についてやゝ詳しく述べることとする。

イ、極東石油の第二次五ヶ年計畫

我國と地理的に最も接近し隨つて我國の主要市場に當込む極東露領の石油生産を指す「ソールド」を語りナンバー・ワンの躍進には流石に度膽を抜かれさうだ。自動車製造でも今日のソ聯邦は一日に三百三十臺を造り、米國に追付かうといふ形勢である。石油の産出高でも昨年は南米の産油國ヴェネヅラを抜いて世界第二位となり、米國に迫つてゐる。

一九三二年十月十日竣工式を擧げた南露ウクライナの有名なドネブル水力發電所の如き歐洲第一は勿論のこと、米國のナイヤガラ大瀑布の發電所にも優る大規模のもので、設計の任に當つた米人技師クーパー(レーニン功勞章を受く)も世界一の折紙をつけたが、來年度から開始される第二次五ヶ年計畫では、シベリヤのアンガラ河に是こそ世界最大の水力發電所建設案が目論まれてゐる。是は「アンカラ・ストロイ」と稱し六巨大發電所の總稱で一年の電力總生産高は六百四十億キロワット時「ドネプロ」發電所の二十五億キロワットとは到底比較にもならない超弩級發電所である、而してアンカラ發電

第二次五ヶ年計畫(一九三三年—一九三七年)がモスクワ重工業人民委員部の中央燃料局(グラウドブ)によつて、九月十二日附審議されたが、それによると計畫最終年度たる一九三七年度に於ける極東露領ソ側原油生産總額は實に二百萬噸に達すべく、之を一九三二年度の豫定プランたる原油三十萬噸と比較すればその増率約七倍、二百七十萬噸であつて、一九三七年までには浦鹽とハバロフスク(一九三三年完成の見込)の極東大都市に原油精製工場二工場を建設し、その精製能力一百四十萬噸を豫定されてゐる。此中製油別内譯は

- 一、揮發油 一七九、〇〇〇噸
- 二、石油 一三八、〇〇〇噸
- 三、潤滑油 五六、〇〇〇噸
- 四、アスファルト 一四〇、〇〇〇噸
- 五、モーター油 三七〇、〇〇〇噸
- 六、燃料油 一七〇、〇〇〇噸
- 七、コークス 三〇、〇〇〇噸

尚ほ以上の如き大増産並に原油精製の

所を中心に、炭礦、冶金、化學、其他の大工場が設立され、同發電所の電力を利用して世界一の工業都市を出現せしめやうといふのである。指詰め第一期工事としては「アンガラ・バイカル」と「バルハトフスキー」兩發電所が建設に着手される事になり、アンガラ・バイカル發電所はイルクーツクから八キロの地點に建設される。生産電力量五十二萬五千キロワット又バルハトフスキーは八十萬キロワットで、チェレムホフ附近に出来る。尙此のチェレムホフ附近には本年度既に工事に着手した三十萬キロワットの火熱動力による發電所がある。同發電所の電力によつて鉄鐵年産百萬噸、鉛年産五十萬噸、亞鉛六萬噸、硫酸十二萬噸を製造する冶金化學等の大工場が産れる譯で、既に發電所敷地には築提の大工事が嵐の如きテンポで進められ、年内には同工事も完成する見込みであるが、右アンカラ發電所工事はドネブル以上の大工事であり、且つ地理的に日本とは接近してゐるので、新任駐日ソ聯邦通商代表コチェトフ氏が



本社記者に語つたやうに同工事には各種の機械設備を日本から輸入する必要があり日本としては將來の極東に於ける同發電所の政治的經濟的意義の外に、當面の貿易關係からしても大いに注目に値する。

### ハ、ブリヤート蒙古共和國の第二次五ヶ年計畫案

現下極東問題の中心をなす外蒙に接續し、且つ多數の蒙古人を含有する事により注目されてゐるソ聯邦ブリヤート蒙古共和國は、第一次五ヶ年計畫において農牧中心國から工業化へ巨歩を踏み出したが、更に今度立案の第二次五ヶ年計畫においては、同國の電動力を數十萬キロワットまで増大する外、ゴロイン炭坑の企業を飛躍的に擴張して、一九三七年には二百七十萬噸の石炭を産出し、産業技術部隊の養成のため數個の技術専門學校を創設し、又同國經濟の科學的研究のため學術試驗所も數ヶ所に新設される。又農業においても生産の増大と共に機械化による生産の増大と共に一九三七年

三三年中に二十五の機械トラクター配給所(MTC)を設置し、パイカルを東西に懐く同國も第二次五ヶ年計畫においては近代的な社會主義的工業化國家に成長する筈である。

### 極東ビロビチヤンの五ヶ年

ソ聯邦中央執行委員幹部會は、一九二八年三月二十八日付規定を以て極東地方ビロビチヤンを勤勞ユダヤ人の移民地と決定し、之をユダヤ民族の自治行政區域とした。同地は七萬平方呎の小區域に過ぎないが天然の富源頗る豊富で極東地方に於ても有望な地區である。例へば、ビロビチヤン西部の小興安嶺の支脈には五億噸の鐵礦、六億噸の磷狀石鉛礦、數百萬噸のマグネジト礦が埋藏されてゐる。尙北部のドイルマ、ブレヤ兩河の流域にはコークス用の良質炭が約三百億噸埋藏されてゐる事も判明した。其他石炭、大理石、粘土、石綿、スレート、泥炭、建築用石材等の非鐵物産も豊富に在る。

### 露領北樺太の九年間

今でこそ石油、木材、漁業の豊庫として世界的に知られてゐる北樺太も帝制時代には流罪人怨嗟の魔の孤島で、其名を聞いたばかりで戰慄せしめたが一九二五年ソヴェート政治が布かれて以來、今年は九周年になる。今、過去九ヶ年間の同島産業發展の後を辿るに左の通りである。

漁業。 九年前、鯨肥料製造の釜と家が立ち並んでゐた處に、今では數十の漁船ホルボーズが建設され國營漁業漁獲高は左の如く、

一九三三年	一九二五年
一三七、千ツ	一六三、千ツエ
エントネル	ントネル

九年間に六倍の増加を示してゐる。林業。 韃靼海峡沿岸から最初の伐採部隊が入り込んで以來沿岸の密林は開拓され木材の集收高も左の如く

一九二七年………二五、五〇〇立方丈
一九三三年………一、六七、九五〇

まさには六五倍以上の増加となつた。

第一次五ヶ年計畫の期間中にビロビチヤンが如何に成長したかは次の數字で明瞭である。即ち人口は一九二八年の三萬三千人から三二年の五萬四千人に、播種面積は一萬四千ヘクタールから二萬八千ヘクタールに夫々増大した。農業のコルホーズ化は一九二八年には農家の三・八%であつたが三二年には八五%に、トラクターの總馬力は三十馬力から四千八百馬力に増加し、發電能力は一九三二年には一十千ワットとなり、産業組合の生産高は三二年には二百萬留に達し、計畫投資總額は二千五百萬留に達した。斯くして第一次五ヶ年計畫の初年には何等の工業も有しなかつたビロビチヤンは既に操業中若くは建設中の工業企業を有するに至つた。

極東地方に於ける四十五ソフホーズ中六ソフホーズはビロビチヤンに在る。其他二學術農事試驗場も組織され、中等農學校、農業改良學校、ユダヤ人師範學校、地方ソヴェート黨學校等も開設されてゐる。

石油。 東海岸に新しい石油都市オカが産れ一九九坑の油井が年三十萬噸を産油する迄になり石炭と共に樺太の工業的發展を保證してゐる。更に文化的方面では首都亞港に清潔な街路、立派な店舗、文化住宅を建設、文化的に立遅れてゐた遠隔のムガチ鑛山の小村落にさへ種々なる文化的施設が進行中である。

演劇。 亞港における劇場のレパトリイはモスクワ諸劇場上演の新しいものばかりである。

映畫。 一九二五年には二つの映畫館しか無かつたが、今では二十の移動映畫館五つの常設館があり、亞港には音樂劇場オハには五百人收容の新劇場がある。文化の侵潤は嘗ての流刑囚の子孫の中から多々の突撃隊員を出し、土着民族ギリヤークの成人約二〇〇名は文盲を清算十一名は本國の高等専門學校に就學してゐる。一九三二—三三年にはギリヤーク學齡兒童の八六二三五名が就學、三三—三四年には二六四名に増加した。尙、保健諸機關の設立がギリヤークの生

ホズ立遅れの原因は勞働力集積の不充分組織的缺陷、トラクターの拙劣で

本年 昨年

集團化率 七〇、八% 六五%  
運輸方面に於ては昨年上半年に比し一日平均積載量は六八千車輛の豫定を五七、八千車輛で依然として立遅れてゐる

一九四三年 一九三三年同期  
重工業、林業、輕工業、供給人民委員部及集收委員會 百萬留 二九、七  
總生産額 一七、八三、六  
内譯

生産資料生産	一〇、八七〇、九	二六、五
消費的物資生産	六、四九二、九	一〇、五
重工業人民委員部	九、五五、六	二九、三
林業	一、一八三、五	一〇、八、六
輕工業	四、一七二、三	一〇、三、〇
供給	二、三九二、〇	二二、三
集收委員會	五、五〇、〇	二五、四

活状態に革新をもたらし、北樺太の將來は相當期待すべきものがあると言はれて



# 財政・金融

## ソヴェート財政概観

### 一、ソヴェート財政制度の特色

資本主義に於ける豫算収入は主として金と租税に依つてゐるが、ソヴェート聯邦の収入は、多く國家の經濟的活動（企業）によつて得られてゐる。勿論租税は収入の一部をなしてはゐるが、取引税を除き悉く人々の不勞働部分に重課されてゐる。他方支出に於いても、資本主義諸國では軍事費及び戰爭の結果としての債務の支拂ひにその大部分が支出されてゐるに反して、ソヴェート聯邦に於いては國民經濟に對する支出七五・九%にして資本主義諸國の三五%乃至一〇%のそれと比較するときは格段の相違が看取される。

しかも最近資本主義諸國に於いては、何れも赤字難に當面し、その豫算數字も現状維持或は減少、又假令増加を見ても極めて少額であるに過ぎないが、ソ聯邦では年々増加しつつある。

財政々策に於いて、然し最も劃期的な事は一九三〇年特別四半期及び一九三一年度より適用された單一財政計畫である之によつて我々は最近に於けるソ聯邦の財政の實體を知悉することが出来やう、最近に於ける社會主義的建設の進展するに伴つて、ソ聯邦の計畫的建設の基礎をなす財政組織に關する重大なる改革が行はれた。それはこゝに於いて説明される統一的財政案の採用と信用及び會計組織の改造である。

資本主義諸國に於いては、國家の全收支は豫算によつて示され、豫算經濟と國家經濟とは一致するが、ソ聯邦に於いて

財政計畫なるものはこの不統一を統一し一定年度に於けるソヴェート國家の教育支出を明瞭にするものである。

即ち統一的財政案によつてソヴェート國家に於ける全般の收支を統轄し、各種の財政計畫を決定する極めて大なる重要性を持つものである。これは既に前述の如く一九三〇年特別四半期及び一九三一年度に於いて適用され、單一財政計畫は個別的な財政計畫、即ち産業案、保證案等々に先立つて編成され、後者のリミットは單一財政計畫によつて決定される。

ソ聯邦の國民經濟の發展と社會化の成功と共に、財政計畫及び國家豫算はある程度まで健全なる歩調を以て進んでゐる即ち普通の所謂「豫算」を摘出して見るに一九二五―二六年度に於いては四十二億七千二百萬留にして、一九三一年にはそれは二百七十五億四千二百九十六萬六千留に達した。因みに帝政ロシアの戦前、（一九一三年）の豫算は三十五億留であつた。

### 三、租税収入の大宗

は全く之と異つてゐる、即ち豫算面の全收支と國家の全收支とは一致しない。それはソヴェート國家は豫算面に現はれない收支を有するからであつてこれは國家企業に於ける商業的勘定の導入によつて説明される。資本主義諸國に於いても亦商業的勘定は郵便或は鐵道等の如き諸企業に用ひられてゐる。之等諸企業の收支は何れも一般豫算面に現はれてゐないが或はその純益が極めて少額であるか、或はその一部が豫算に繰入れられてゐるに過ぎないかであつて、若し之によつて損失を生じた場合は國家は豫算のある収入を以て穴をふさいでゐる。

### 二、單一財政計畫

この資本主義諸國に於ける國家諸企業はソ聯邦の商業的勘定による諸企業とはかく類似してゐる。然しその類似は形式的であつて本質的のものではない。

#### 取引税

租税による収入は主として取引税によると云ふ事實に對しては特別の注意を拂はなくてはならぬ。之は統一的財政案によつて、從來まち／＼に徴收されてゐたのが、社會化企業より國庫納入が統一された結果生じたものである。

新經濟政策實施後、しばらく社會主義企業は餘儀なく個人企業に適用さるべき會計的方法を以て進んだ。即ち社會化企業は消費者の負擔となるべき諸税（消費税及び輸入税の如きもの）及び社會化企業はその得るところの利益に比例して收入の一定部分を各々まち／＼に國庫に納入し、且つ國債に對しても相當の支出をなさなくてはならなかつた。然しかゝる不統一なる制度は社會化の發展につれて全範圍に亘つて改造せらるゝに至つた。一九二九―三〇年度の中頃に於いては、商品の回轉に於いて個人的部面の占める部分は著しく低下し、個人資本は全く大規模企業の埒外に追ひやられた。之に反し社會化企業組織のレベルが非常に高く

その諸企業の利益の項と社會化企業の進展を計るために其の企業に對し國家の支出する金額を示す項とが含まれる。だから、ソ聯邦の國家經濟は豫算と非豫算の二つの部面が出来る譯である。國家豫算の非豫算部面はそれ自身の財政計畫即ち産業財政案、信用案、社會保險案、國家保險案等を有する。かくして國家經濟の豫算及び非豫算部面は共に各種の方法によつてその財源を作るから、全體に亘つてソヴェート國家によつて集められる全金額を知るドキュメントがない。しかもソヴェート國家財源の急速なる増加と非豫算部面の諸企業に於ける蓄積並にその蓄積及び財源の配分が著しく増大し且つ財源を要求に應じて廣汎なる範圍に亘つて配分し、國家の工業化と集中化に適應する必要に迫られたので益々このドキュメントが必須のものとなつた。

教育支出を例にとれば、從來この支出は國家及び地方豫算に於いて、取扱ふのみでなく、各企業勞働組合、信用機關等からも支出されてゐたのであるが、單一



なりその活動によつて計畫と統制の問題を惹起するに至り、生産活動（賃銀物價市場等の上にある）は國家權力によつて統制され初めた、かゝる情勢の下に於いて、異つて雑多の國庫納入の如きは、計畫的諸活動を妨碍し、社會化諸企業の財政的及び行政的諸機關に多大の冗費を負担せしむるに至つた。故にこの國庫納入の大部分が一九三〇年九月より一個の税、即ち取引税に統一せられた。同税は消費税の如く從來施行せられた諸税國家保險基金の支拂、其他重要性の少い諸種及び從來利益金から支拂はるべき散雜種の支出金等々が悉く之に含まれてゐる。

社會保險に對しては二十二億留を支出してゐる。ソ聯邦では社會保險基金は全部労働者、採用者、即ち主として國家自身の負擔となつてゐるから、保險加入者自身の老後に於ける貧困及び疾病等の保險に關するソヴェート制度は大々的に労働者の物質的及び文化的レベル向上に對して支出されてゐるものである。國家保險は、社會保險が諸企業よりの

### 五、銀行の機能

銀行は信用の媒介者であるが、資本主義諸國では一見して仲介者として認め難いところがある。即ち多くの資本主義企業では工業家が貸で商品を賣り、又借で原料を購入するが如き商業的信用を用ひてゐる。しかも之等の工業家及び商人は常に銀行よりその生産或は販賣に必要な資金を借入れてゐる。工業家は銀行及び原料を購入する商人より信用を得て、其製品を販賣する商人に信用を與へる。之は即ち最初銀行が國民經濟の一定部門に交付した信用が更に他の部門に銀行の手を借りずに流れるから、この結果、銀行はその貸出した資金を一定の部門に止め置くことは出来ぬこととなる。即ち銀行は信用の仲介者として活動しながら、彼等の信用の配分に於いて非常に他の信用仲介者—工業家、商人—に依存しなくてはならぬ。だから信用の配分は極めて朦朧として、其秩序は單に返還しない債務に對して無理矢理に之を回復すると

取引税の一部によつて賄はれてゐるやうに、その支出は農業的財源からなされてゐる。

### 四、直接收入

直接一般からの收入は主として公債と貯蓄である。

資本主義諸國に於いては、國家は戰時に多く公債を發行するが平時に於いて豫算に利用することは極めて少く、使用しても豫算編成難の場合が多い。然しソヴェート聯邦の國家信用は社會主義建設の歩調を早める手段である。即ち公債應募によつて工業化と集中化がより急テンポに行はれるものであり、貯蓄そのものも同様の意味を有する。

一九三一年の單一的財政計畫では、紙幣發行による收入を含んでゐない。一九二九—三〇年度の豫算に於いては、紙幣發行による收入が存在し、しかもその額が準備金より超過し、且つ當時に於いて物價が稍々昂騰したので、海外諸新聞はソ聯邦のインフレーション及び豫算の崩壊を報ずるに至つた。ソ側の意見によれば一九二九—三〇年自由市場に於いて物價の昂騰せるは事實であるが、然しこれは國內貨物運輸の地位を支配し、労働者の大衆的消費に當てらるべき商品及び食料品を供する、社會主義的部面に於ける物價の昂騰を示すものではないといつてゐる。當時に於ては、個人商人は社會主義的攻撃の成功的壓迫を見、且つ彼等自身の終末の近づいたのを感じて數種商品の市價吊上げを行つたに外ならない。昨年の後半に於いてはかゝる商人の投機及び之に伴ふ物價の昂騰はなくなつてゐると。本年度に於ける財政計畫に紙幣發行による收入のないことは、ソヴェートルールブルの地位を更に強化するものだといはれてゐる。

信用機關よりの收入は九億二千六十萬留となつてゐる。資本主義諸國では銀行は金融資本の手段として最も利得の多いものであるが、ソ聯邦では單に財政組織の一部門を擔當し、單に金融的事務を受け持つことである。

助を與へたこととなる。

云ふ、所謂信用の規律によつて維持されてゐる。一九三〇年中頃以前迄のソ聯邦に於ける信用の貸與及び配分は、之等の資本主義諸國の信用制度と略々同様のものではあつた。然し工業トラスト、シンジケート協同組合等がそれ自體の會計によつて銀行より與へられたる信用を自由に處分したので、國民經濟の各部門に財源を配分すると云ふソヴェートの計畫に支障を來たし、ソヴェート經濟との調和を失するに至つたので、竟にその改革が行はれた。その結果銀行より信用を借入れそれに依つて更に他の會社に商業的信用を與へると云ふ小機構の代りに、現在では銀行と資金を必要とする依頼者間との直接聯繫がなされることとなつた。從來一企業より成る商品を消費組合に販賣する場合、銀行は消費組合（購求者）に振出されたる手形に對して、一企業（販賣者）に信用を與へた。この場合銀行は一企業に信用を與へたのであるが、結果に於いては一企業を援助したのではなく、消費組合に援

現在ではかゝる取引が行はれる場合、銀行は企業には信用を與へないで、直接消費組合に與へる。即ち銀行は現在商品購求のために金を必要とするものに仲介者なくして直接資金を供するものである。即ち資金を與へるのは購入者であつて、この場合販賣者に對しては行はれない。商品が手を代へる毎に販賣者は購入者より常に代金の全部を受取らなくてはならぬ。若しも購入者の銀行勘定が代金の支拂を行ひ得るときは購入者が銀行に振出した小切手に限つて、この販賣者に對して支拂をなし、若しかゝる銀行勘定がないときには、銀行は購入者に對してその必要額を貸與する。如何なる場合に於いても販賣者自身が信用を購入者に對して與へることは絶體にない。即ち商業的信用によつて、商品を貸與することがなく、信用は銀行のみによつて與へられることとなつたのである。

この結果銀行はソヴェート經濟の複雑なる凡ての取引の金融的中心となり、銀行



が依頼者に貸與する短期信用及び信賴者によつてなされる凡ての取引の全活動に對する鳥瞰圖を作ることが出来る。即ち之によつて銀行はソヴェート國家の手段として國民經濟を調節する主體となつたわけである。

### 一九三三年度ソ聯邦

#### 單一國家豫算

ソ聯邦中央執行委員會は、國民所得の増大、第一次五ヶ年計畫に依つて創られた工業新企業の把握、ソフホーズ及コルホーズの鞏化、ソヴェート商業の進展、豫算及信用規律のより大なる鞏化等に依つて、一九三三年度の國家豫算は、殊にその歳入は豫算計畫を著しく超過遂行し、従つて社會主義的建設に對する支出計畫も完全に遂行せられたるのみならず、該年度の豫算に計上された十七億八千萬留の國家豫備金は三十二億留の多額に上つた。

ソ聯邦中央執行委員會は、同會の審議

#### 五、社會化經濟 收益控除

內譯	三七五、八七〇
重工業	八七、六〇〇
輕工業	二、〇七〇
映畫寫真業	四、三〇〇
林業	四、三〇〇
食品工業	四、三〇〇
外國貿易	八、三〇〇
調達機關	四八、三〇〇
農業	三五、三〇〇
信用機關	二八、六五〇
共和國及び地方執行競賽	二、五七〇
國家保險	一、五〇〇
其他の企業	四、五七〇
計	一、五二一、〇一〇
六、經濟機關流通資金追加控除	一五、八〇〇
七、運輸及通信收入	
內譯	
鐵道運輸	二、六三三、五〇〇
水上運輸	五、一〇〇
其他運輸	四、〇〇〇

に附せられた一九三四年のソ聯邦單一國家豫算が同年度の國民經濟計畫に全く合致して編成せられたもので、今後に於ける生産及び國民所得の激増、社會主義的蓄積の増大、ソヴェート商業の進展等を目標とする同年度國民經濟計畫の構成を完全に反映し、且つ可決された大建設計畫、社會主義的諸企業の流通資金の補充、國防並に社會文化施設の大計畫に要する支出を保障することを確認した。

#### 其一、歳入

(一)、社會化經濟收入(單位千留)	
一、取引税	二九、三三、七九〇
二、特別商品基金	六、三〇〇、〇〇〇
三、商品外收益税	一三三、〇〇〇
四、コルホーズ農業税	二〇〇、〇〇〇

計	二、六四六、〇八〇
住民資金	六、五七六、〇〇〇
動員合計	

#### (三)、其他收入

一、税關收入	一、〇〇〇、〇〇〇
二、運送證券、旅客切符特別税	一、三、〇〇〇
三、雜收入	一、七、一七六
四、勞働組合納付獎學金	六〇〇、〇〇〇
其他收入合計	一、三三六、一七六
歳入總計	四、八七九、四二六

#### 其二、歳出

(一)、國民經濟	
一、重工業人民委員部所管工業	二、三六〇、八五〇
二、輕工業人民委員部所管輕工業	一、二七〇、七〇〇
三、映畫、寫真工業本部	九、八七〇
四、林業人民委員部所管林業	九七、五〇〇
五、其他工業	一、一九二、〇〇〇
六、穀物畜産ソフホーズ人民委員部ソフホーズ	一、九〇五、五〇〇

#### 財政金融

通信計	二、九二一、六〇〇
八、八分利附内國公債	四四、五〇〇
九、鑄貨收入	一〇、〇〇〇
一〇、諸税及公課	二、〇〇〇
一一、社會化企業所得税	一、三、一〇〇
一二、ソフホーズ税	一、九、二〇〇
社會化經濟收入合計	四二、二五、二一〇
(二)、國民資金動員	
一、組織的蓄積	
內譯	
公募國債	三、五〇〇、〇〇〇
貯金局取扱國債	三、〇〇〇、〇〇〇
計	三、八〇〇、〇〇〇
二、特別税	
內譯	
住宅及文化建設税	一、五五、〇〇〇
旅客保險	三、四、〇〇〇
コルホーズ員及私營農民農業税	六〇〇、〇〇〇
個人所得税	二〇七、〇〇〇

七、農務人民委員部コルホーズ建設及施設	三、九七四、三三〇
八、配給人民委員部食料工業	六三、七五〇
九、國營商業、配給及調達機關	三、八四、六〇〇
一〇、外國貿易	六、一〇〇
一一、公共施設及住宅事業	一〇一、〇〇〇
一二、鐵道運輸	三、七六、〇〇〇
一三、水上運輸	九三、一〇〇
一四、各種道路、自動車運輸	五、一、三〇〇
一五、民間航空隊	二、五、一〇〇
一六、北洋航路管理局	八五、一〇〇
一七、通信	三〇一、五〇〇
一八、勞働國防院豫備金委員會	一、三〇〇、〇〇〇
一九、單一海洋氣象施設	七、七〇〇
二〇、其他國民經濟支出	七、一、六〇〇
計	三、三三三、三六四

(二)、社會文化施設(地方豫算三、三六八萬留社會保險部豫算三、三〇萬留、其他の財源二、八五萬留に對する



追加)

- 一、教育 二、六八、六五五
- 二、保健 二、三三、八七〇
- 三、體育 二、四、八七七
- 四、労働の組織及保護、社會保障 一、三三、四六五

(三)、国防及行政

- 一、国防人民委員部 一、六五、〇〇〇
- 二、特務軍隊 一、三〇、〇〇〇
- 三、國防經濟一般管理及調整並社會文化事業行政 一、〇七、八二五

計

- (四)、國債關係諸支出 一、七〇、〇七〇
- (五)、國家收入より地方豫算への分付金 三、六七、九六五
- (六)、其他財政機關への交付金 一、二六、二二五

- 一、社會保險勘定 一、〇〇〇、〇〇〇
- 二、國立銀行勘定 一、〇〇〇、〇〇〇
- 三、國營保險局交付金 三、〇〇〇、〇〇〇

(七)、其他支出

- 一、人民委員會豫備金 一〇、七六〇
- 二、其他諸基金 一、四六、五八〇

計

- 歳出總計 四七、三〇八、四二六
- 國家豫備金 一、五七、〇〇〇
- 累計 四八、八七九、四二六
- 一、歳入四百二十五億三千五百五十一萬四千留及び歳出四百九億六千四百五十一萬四千留の一般聯邦豫算の集計を確認す。歳入超過額十五億七千百萬留はこれを國家豫備金に繰込むものとす。
- 三、一九三三年度加盟共和國國家豫算歳出入バランス(地方豫算への交付金を含まず)はこれを左の如く確認す。(單位千留)

- ロシア共和國 一、二五、七六七
- ウクライナ共和國 六六四、一四一
- ベロルンヤ共和國 一八六、七〇四
- 後高架索共和國 三三五、三五二
- トルクメン共和國 一〇八、一九一
- ウズベツク共和國 三三〇、六八三
- タジツク共和國 九六、八六四

計

- 四、加盟共和國國家豫算を経て行はるる地方豫算への交付金はこれを左の如く確認す。(單位千留)
- ロシア共和國 二、三三三、〇五三
- ウクライナ共和國 七〇六、一五七
- ベロルンヤ共和國 一三三、〇八〇
- 後高架索共和國 一七九、八七五
- トルクメン共和國 六、九四五
- ウズベツク共和國 一七四、四三三
- タジツク共和國 五、四二〇

- 計 三、六九七、九六五
- 五、一九三三年度に於て、一般聯邦國家豫算より各共和國國家豫算へ興ふる補助金はこれを左の如く決定す。(單位千留)
- トルクメン共和國 六四、九〇
- タジツク共和國 六二、六五五
- 六、一九三三年度加盟共和國豫算及び地方豫算に分付すべき取引税よりの控除は、これを加盟共和國國家集計内に包含さるる下記取引税交付金に應じて十日以内の期限内に確定すべきことを聯邦人民

委員會議に委任す。(棉花、石油、煙草、映畫の特別税を除く)單位千留。

- ロシア共和國 一、二七、三三三
- ウクライナ共和國 六二九、五〇二
- ベロルンヤ共和國 一七三、八六四
- 後高架索共和國 三三、四六七
- トルクメン共和國 七六、七三三
- ウズベツク共和國 三六四、三六一
- タジツク共和國 五七、七九四

計 二、七六、〇四六

七、各共和國及び地方豫算に分付する一般聯邦國稅及び國債の一九三三年度控除率はこれを左の如く規定す。

イ、住宅及び文化建設税よりの控除率  
— ロンヤ共和國に二五%、ウクライナ共和國七五%、其他の各共和國一〇%

ロ、公募國債——労働者及び勤務員に發賣せる總額より加盟共和國國家豫算に一五%、地方豫算に一〇%、其他の人民に發賣せる國債總額より地方豫算に二五%

ハ、映畫演劇取引稅收入よりの控除率  
— 九〇%

財政金融

ニ、非商業的作業税——加盟共和國及び地方豫算に九〇%

ホ、左の課税手段に依る加盟共和國國家豫算及び地方豫算に分付する取引税特別控除金——棉花・纖維は調達量一噸に付き百萬留、石油は採油量一噸に付き一留煙草(アブハズ、アドジャル、モルダワ各自共和國に對し)は調達量一噸に付き百萬留。

イ、ハ、ニ、ホの各項に掲ぐる控除率に關する各共和國及び地方豫算への分付割合を規定すべきことを加盟共和國政府に委任す。  
尙一九三一年以向の單一國家豫算増大を列記すれば、

前年度に對する%	(百萬留)
一九三一年	二一、七七四、〇
一九三二年	二七、五四二、〇
一九三三年	三五、〇一〇、〇
一九三四年	四八、八七九、〇

國民所得の動態

一、國民所得の増加速度と構成 第一次五ヶ年計畫の諸年に於て社會主義的擴大再生産を基礎とせる國民經濟の増大を最も良く指標するものは、國民所得である。五ヶ年計畫に於ける工業、運輸及び農業の改造は、労働生産力を進展せしめて國民所得の増加及びその社會的構成に影響を及ぼし、既に復興期から改造期への轉換年度たる一九二六年に於ける國民所得水準を遙かに突破した。即ち五ヶ年計畫最終年度一九三二年に於ける國民所得總額と戦前及び一九二六年並に三三年(計畫)に於けるそれ等を示せば次の如くである。(單位一億留——一九二六・七年度の價格にて)

一九一三年	二一五
一九二六年	二二九
一九三二年	四五五
一九三三年	五一一

尙ほ一九二六年三二年三三年の前諸年に對する割合を示せば左の如くである。



一九二六年	一九一三年に對し一〇六・八%
一九三二年	一九二六年に對し一九八・一%
一九三三年	一九一三年に對し二一・一・六%
一九三三年	一九三二年に對し一一二・四%
一九三三年	一九一三年に對し二二七・七%

右表に明かな如く二六年の國民所得は戦前の水準を幾分追ひ越したが、三二年には五ヶ年計略の結果戦前の水準を遙かに突破して二倍となつた。第二次五ヶ年計畫の初年度たる三三年の水準は戦前の二三八%に達する計畫となつてゐる。

斯かる國民所得の増大を招來せる基本要因は、労働の工業分野殊に大工業と建設である。五ヶ年計畫諸年に於ける大工業の純生産高の増加は一六一・一であり、大建設に於てもその純生産高は一九二八年に對し一一七%の増加である。その結果ソ聯邦は農業から工業國となつた譯である。即ち一九一三年の國民所得に於て占むる工業及び建設の割合は三六・六%であつたが、一九三二年には五二%になつた。

會化 五ヶ年計畫に於ける成果の一つとして労働の社會を擧げねばならぬ。これは社會主義經濟の基礎建設を完成せしめ國民所得に於ける社會化部門を高上せしめた。即ち復興期末の國民所得に於ける社會化部門の割合は四〇%、個人部門は六〇%であつたが、五ヶ年計畫の結果その位地は轉倒し、經濟及び國民所得に於ける社會化部門は優位を占めるに至つた。その動態を示せば次の如くである。

一九二八年	社會化部門	個人部門
一九二九年	四九・七	五〇・三
一九二九年	五九・二	四〇・八

一、農民以外の住民

イ プロレタリアート

一九二八年

一九三二年

三〇・七

四六・四

- ロ 協同組合生産者
- 一、農 民
- イ 農業プロレタリアート
- ロ コルホーズ員
- 三、社會化企業の所得
- 四、社會化部門の合計

一九三二年	二・六
一九三二年	三・九
一九三二年	二四・七
一九三二年	九・五
一九三二年	八七・一

五ヶ年計畫に依れば一九三二—三三年

度に於て、農民以外の住民の割合は國民所得の三七・五%。農民プロレタリアートは二・四%の豫定であつたが、實際は一九三二年に於て前者は四六・四%後者は三・九%に増加した。又コルホーズ員の割合は五・三%の計畫に對し二四・七%に増加した。斯くの如く五ヶ年計畫期間に國民經濟に於ける社會化部門は増大し、農業はコルホーズ化され、階級としての富農は清算された結果、全國民所得の八七・一%は社會化部門に歸屬するに至つた。

第一次五ヶ年計畫後  
の改正事項

第一次五ヶ年計畫後の財政方面における主要改正事項を列擧すれば、  
一、會計年度の改正。從來十月一日から翌年九月三十日までを會計年度としてゐたが、聯邦中央執行委員會及人民委員會議一九三〇年九月二十日付決定を以て一月一日—十二月三十一日の年度に變更し、一九三一年から實施してゐる。  
二、單一財政計畫案の制定。聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定により、集團化經濟の収益及蓄積、單一國家豫算、地方豫算の收入その他と、國民經濟に對する大投資及社會的文化的建設、國防、行政に關する經費を單一の綜合案に集計するものである。  
三、特別控除規定の設定。共和國的及地方的企業の取引税並に地方財務機關に

一九三〇年	七三・六	二六・四
一九三一年	八三・六	一六・四
一九三二年	八七・一	一二・九
一九三三年	八八・五	一一・五

前表の示す如く社會化部門は八七・一%となり個人部門は五〇・三%から一二・九%に激減した。一九三三年度の計畫に依れば社會化部門の増加を八七・一%から八八・五%に達せしめることになつてゐる。

三、國民所得の階級的分布 戦前ロシヤの國民所得に於てプロレタリアートの占める割合は二〇%に過ぎなかつたが、今日では階級的に見た國民所得の分布は労働者農民に有利となつてゐる。即ち五ヶ年計畫期に於ける國民所得の階級約分布を示せば左の如くである。

國民所得に對する社會化部門の割合 (%)

四、税制改正、從來の個人資本がかなりの勢力を持つてゐた復興時代の税制は現代に適應しなくなり、幾多の困難、事務の複雑化を惹起してゐるので、これを廢止した。新税制は、社會化部門の課税に關して、その一切の紙入金企業を取引税と収益控除に統一、課税の一回制を規定、企業の交互計算を集中せる國立銀行をして賣渡商品に對する税金を徴税せしむる點もある。

公債發行

一、公債の種類

ソ聯邦政府は一九二一年三月の新經濟政策を實施する迄は一切公債を募集しな



かつたが、新經濟政策は財政方針を全く一變せしめ、先づ留安定策として一九二二年五月二十日の命令に依り初めて穀物公債を募集した。

猶政府は外債を募集せんとして西歐諸國と交渉したが遂に成功せず、加之、資本國は何れも聯邦に對し、敵對行動を示したるを以て差當り外國によらず、一切内債に依り經濟上の需要を満すことに決した。

ポリシエヴィキ革命以後、一九三〇年迄に發行せられたる公債、地方債並に社債總額を擧ぐれば左表の如し。

- 一、各種公債 千留 四、二〇六、四〇〇
- 二、「オブリガチヤ」二一〇、〇〇〇 (聯邦政府保障付)
- 三、ソヴェート諸機關債券 一四八、七六〇

(一種の地方債又は社債にして政府の保障なし)

合 計 四、五六五、一六〇  
是等諸公債中には短期公債にして、既に償還済と見るべきもの七億五千萬留あり

留として、新に發行せらるるもの八億五千萬留の外従來の公債(第一、二回工業化公債及農業經濟振興公債)との交換の爲發行せらるるもの五億留と決定せられたるが、本公債賣却は表面購買者の自由意志に任すべしとあるも一層辛辣なる強制行はるべしと見られてゐる。獨ほ本公債は自由賣買並に擔保差入れの大制限が加へられてゐる。右新公債はソ聯邦公債政策上一轉機を爲すものと稱せられてゐる。

### ソヴェート公債政策の實績

第一次五ヶ年計畫の完成期たる一九三二年は、第一回公債發行(一九二二年末)後十年、戦前ロシアの國債廢棄宣言(一九一八年初)後十五年に當る。

世界大戦前に於ける帝政ロシアの國債は八十八億留にして、その半は外債であつた。大戦中(二月革命まで)に更に二百六十二億の國債(その内四十六億留は外債)を發行した。その後臨時政府は三十六

り、是に抽籤により部分的に償還せられたるものと合すれば、其の推定額八億五千萬留に上り、是を全額中より控除せる現在残額は約三十七億一千五百十六萬留となる。

#### 二、利息及期限

是等諸公債の利息は第一、第二穀物公債、一九二三年發行砂糖公債、一九二九年富籤付内國公債、同年内國公債は無利息なるも大抵五分乃至一割二分にして、又償還期限は五年乃至十五年である。ソ聯邦政府保證「オブリゲーシヨン」の利息は二分乃至九分で、期限は無利息の交通省債券の一ヶ年を除き、六ヶ年乃至三十一ヶ年である。政府無保證「ソヴェート」機關發行債券(地方債又は社債)は大部分無利息であるが、一九三〇年に發行された自動車債券は六分である。而してその償還期限は二年乃至十ヶ年である。

#### 三、ソ聯邦新公債發行

聯邦政府が最近數年間一般労働大衆に對し「自由」公債を發行し、百二十億留の短期證券を發行した。斯くしてソヴェート主權は五百三十億留の國債を遺産として繼承した。

然し一九一八年一月二十一日戦前國債の廢棄を宣言し、ソヴェート公債發行の地盤を造つた。戦時共產主義期には、經濟關係の現物取引主義化とソヴェート紙幣の續落のため公債を發行することが出来なかつたが、新經濟政策が實施さるゝに及び、その氣運が醸成された。一九二二年五月、即ちチエルヴォネツ貨發行前に第一回穀物公債を、同年の秋にはチエルヴォネツ貨發行と同時に一億留の第一回富籤「金」公債を發行した。一九二三年三月には一億留の第二回穀物公債を、十一月には砂糖一億布度の砂糖公債を發行した。

巨額の歳入不足(一九二二—三年度には歳入不足のため三億九千四百十萬留の國庫債券を發行した)期にはこれらの公債は豫算の均衡を計る上に於て積極的な役割を演じた。一方幣制改革も進捗し、

對し事實上強制的に購買せしめたる公債は一九二七年發行農業振興公債一億二千五百萬留を始めとし、第一回乃至第二回工業公債あつて、此合計八億五千萬留であつたが、是を回收し、同時に「五ヶ年計畫を四ヶ年に」なる標語を冠せる新公債を發行して、單一公債として五ヶ年計畫完成に至る迄年々發賣を繼續するものである。是は一九三〇年七月三日附命令を以て公布された。

猶ほ一九三一年度には「五ヶ年計畫第三決定年度公債」なるものを發行したが同年七月三十日迄の賣行は十六億二百六十萬二千留で、此の金額は政府の決定した計畫の一〇〇・二%に當ると。

#### 四、新公債發行の目的

此の新公債發行の目的は労働大衆の間に其條件を異にする各種の公債が存在する不利を避け、今後之を單一公債たらしめると同時に、従來の如く公債の自由賣買を禁じ、原則上長期公債となさんとするものである。新公債は一九三〇、三一年

一九二四年までに貨幣流通も體質となり一九二五—六年度には公債需要高はその發行高を超過するやうになつた。

一九二七年に復興期を終り改造期に入つたソ聯邦は、國內工業化事業に巨額の投資を必要とするに至つたので、公債を大いに利用した。同年には總額三億二千五百萬留の三種の公債が發行された、其内の二億留は第一回工業化公債である。一九二八年には一億五千三百萬留の農業鞏化公債と五億留の第二回工業化公債が發行された。

五ヶ年計畫は六十億留の豫算財源を國家信用に求めた。その内三十一億一千七百萬留を一般民衆より、二十八億八千三百萬留を國民經濟の社會化部門(十四億二千六百萬留は貯金局引受)より動員する計畫であつた。一般民衆よりの資金動員手段は即ち公債である。この公債發行計畫を作成する場合、都市及び農村の住民が一九三三年までにその勞銀の二ヶ月半に相當する公債を所有するものと想定したのであつた。所が、計畫遂行の進行



中プロレタリアートの數と勞銀支拂高は最初の豫想よりも著しく多くなつた。即ち一九三二年の月平均勞銀支拂高は計畫の九億六千二百萬留なるに對し十七億八千萬留となつた。従つて一般民衆に對する公債發行計畫の遂行も次の如く好調に進捗した。(單位、百萬留)

四年三ヶ月の賣上	五ヶ年計畫
都市 四、五八六	三、七五〇
農村 一、五八四	七一〇
計 六、一七〇	四、四六〇
豫算繰入額五、五二九	三、一一七

斯かる好成绩を収めるに至つたのは、専ら住民の収入が増大したからである。殊に農村に於ては、農家の六〇%以上がコルホーズ化して金銭収入が増大したので公債の賣行率が都市よりも良かつた。

一般公債以外の住民資金動員手段は、預金、前納、掛金、株等の任意的な拂込みである。右の如き住民の諸拂込みに依り、コペラーチヤ、國營保險局、社會保險局に於ける豫備金及自由資金が急激なる増加を見たので、これらの諸機關はソヴェート聯邦政府は第二次五ヶ年計畫の財政的基礎を確立するため第二次五ヶ年計畫第一年度内國債を發行する。發行額は三十億留、償還期限は向

會化部門の主要なる公債所有者となり、然も豫定額の二二〇%を引受けた。

住民及び社會化部門よりの資金動員五ヶ年計畫と実績を示せば左の如くである

五ヶ年計畫	(單位百萬留)
一九二八—一九二九年	八〇〇
一九二九—一九三〇年	九五〇
一九三〇—一九三一年	一、一五〇
一九三一—一九三二年	一、四〇〇
一九三二—一九三三年	一、七〇〇
五ヶ年間合計	六、〇〇〇

實績  
一九二八—一九二九年 七二五  
一九二九—一九三〇年 一、二七四  
特別期間 三六二  
一九三一年 三、二九二  
一九三二年 四、三七七  
四年三ヶ月間合計 一〇、〇三〇

五ヶ年計畫に於ては公債の消却及び利子の支拂額を二十七億五千萬留と計上してゐたが、一九三二年の支拂分も加へると一億二千五百萬留となり、即ち六億二千五百萬留の減少を見た。之は一九三〇年六月五日までの二十日間に三十億五千十萬留賣捌かれた。今回の公債と前二ヶ年

年に既發大公債を「五ヶ年計畫を四ヶ年に」公債に借換へた爲めである。斯くして、豫算に於ける公債の地位は目立つて鞏固になつた。即ち國家豫算總額に於ける公債収入の割合は、一九二八—一九二九年の八・七%より一九三二年の一四・六%に増加して來た。この公債より豫算収入は全部國民經濟に支出されてゐるが、一九三二年には國民經濟支出の二二%を占めるに至つた。戦前及び戦争中の公債を廢棄してから、第一次五ヶ年計畫の完成に至る十五年間のソヴェート公債の實績は外國資本家の援助を受くることなく社會主義建設を促進せしめたのである。

第二次五ヶ年計畫内國債

なほソヴェート聯邦中央執行委員會並に人民委員會は第二次五ヶ年計畫遂行資金として三十億留の内國債を募集することに決定し、一九三三年五月十四日左の通り人民委員會を公布した。

間の公債の二十日間に於ける賣れ行き成績を示せば左の如くである。(單位百萬留)

一九三一年發行公債	一九三二年發行公債	一九三三年發行
「五ヶ年計畫第三年度」「五ヶ年計畫を四年間に」「第二次五ヶ年計畫」		
九六七・五	一、八五一・九	二、二五六・一
其他都市住民	六四・一	一五九・七
農村	二〇・三	六三四・六
その内		
コルホズ員	二〇・三	五二〇・二
私營農民	—	一一四・四
計	一、〇五一・九	三、〇五〇・四

公債賣捌計畫を超過遂行した共和國、地方、州を擧げれば、モスクワ州、レニングラード州、イワノヴォ工業地方、ウクライナ共和國、ヴォルガ下流地方、クリミア自治共和國、タタール自治共和國である。

國際金融經濟より孤立せるソ聯邦は、

財政金融

從來より資本の缺乏に加へ、産業五ヶ年計畫に基く莫大なる資金の需用並に過去兩三年に於ける穀物輸出の杜絶等の事情はソ聯邦財政上に異常なる困難を來さしめ同當局をして紙幣増發によるの外なからざらしめた。一九二八年八月一日附法律を以て何等の準備なくして發行し得る財務部の國庫券(政府紙幣)發行高を國立銀行發行高の七五%(從來は五〇%)

に引上げ、更に事態に押されて實際上の増發を餘儀なくされてゐたが、遂に一九三〇年九月十八日附聯邦中央執行委員會幹部會決定を以て之を一〇〇%に迄引上げることとなつた。

聯邦の通貨は、國立銀行券、國庫券、及補助貨(銀、銅、青銅貨)の三種である。これが發行は夫々國立銀行及ソ聯邦財務人民委員會にして加盟共和國は自國貨幣



を發行する權利を有しない。國立銀行券は一、三、五、一〇、二五、五十チエルウオネツの額面を以て發行され、一チエルウオネツは、純金一ゾロトニク七八・二四ドリーヤを含む舊十留金貨に等しく兌換は行はれざるも國庫券の十留に等しい。その發行は二五%まで貴金屬及確實なる外國貨幣を以て、其餘は容易に換價し得べき商品、短期手形等を以て保證するを要す、國庫券は金を基礎に一、三、五留の三種を發行し、發行額は、銀行券發行額の五〇%以内に限定せらる、補助貨たる銀貨は十哥、十五哥、二十哥、五十哥、一留、銅貨は一哥、二哥、三哥、五哥を發行し、品位、直徑、量目、公差及鑄造に關する規定は帝政時代のそれと同様である。而してその發行額は國庫券と合計して銀行券發行額の五〇%以内とすることに規定せらる。なほ一九三二年二月、十哥、十五哥、二十哥のニツケル貨幣を鑄造發行する旨を公布した。

通貨總額

財務人民委員部發券額

- 一九二八年一月一日現在
- 一九三二年三月一日現在
- 一九三二年七月一日現在
- 一九三三年七月一日現在
- 一九三四年一月一日現在

### 金融機關

勞農政府は一九一七年十二月銀行國有に關する法令を公布し、一切の株式銀行を國立銀行に合併したが、それ以來戰時共產主義の實施により金融信用機關は存在の意義を失ひ、國立銀行も財務人民委員部の一課となり一九二一年初頭には國內一の信用機關をも有せざるに至つた然るに新經濟政策の實施となり、漸増する信用の需用を満足するためにロシア共和國國立銀行を創設し、銀行券の發行權を付與するに及び、信用制度も次第に復活し商工業の發達に伴ひ各種の銀行、信

財政金融

- 一九二八年一月一日現在
- 一九三〇年一月一日現在
- 一九三一年一月一日現在
- 一九三二年二月一日現在
- 一九三三年七月一日現在
- 一九三三年七月一日現在
- 一九三四年一月一日現在

備考 ソ聯邦に於ける通貨とは獨立銀行券並之と同額に對する迄發行を許さるる財務部發行の國庫券(不換紙幣)を指す。

### 國立銀行發券額

- 一九三一年十月一日現在
- 一九三二年一月一日現在
- 一九三二年五月一日現在
- 一九三三年七月一日現在
- 一九三四年一月一日現在

- 十七億六千七百餘萬留
- 二十七億七千三百萬留
- 四十三億二百萬留
- 五十四億九百七十二萬
- 七百六十六萬四哥
- 六十一億八千三百萬餘留
- 六十八億二千五百餘萬留
- 六十八億六千五百五十四萬八千六百八十七萬五十九哥

五間の融通を禁止し、すべて國立銀行を経由する信用に變更し、又農業信用組合の業務を擴張し區内の農業金融を取扱はしめ、其の金融を統一せしむることとした。

聯邦國立銀行(ゴスバンク)は國家豫算

及地方豫算に關する金庫事務を取扱ひ、短期貸付を集中し、發券銀行としては貨幣の流通を調節し、綜合信用計畫案を作成し、諸銀行の指導統制に任ず。一九二八年六月財務人民委員部を離れ獨立機關となり、資本金二億五千萬留を有してゐる

社會主義建設特に五ヶ年計畫の實施の進捗するに従ひ、金融問題は益々重要性を帯びて來て、重要部門の投資取扱を各専門の機關に委任し、建設費の合理化を計る必要に迫られ、一九三二年五月聯邦財務人民委員部の管下に長期投資特殊銀行の設立を行ふことになつた。即ち工業及電氣事業の投資はプロムバンク、社會主義的農業の投資はセリホズバンク、協同組合の投資はフセコバンク、公共施設及住宅建設の投資はツエコムバンクをし

- 六億六千四百餘萬留
- 二十七億四千五百八十八萬六千六百四十四哥
- 三十二億五千七百餘萬留
- 三十四億六千八百八十萬餘留
- 三十四億二千九百四萬六千二百二十七萬五十九哥

用機關の開設を見た。茲に於て各銀行、信用機關の統制を必要とし、一九二五年全聯邦的に金融計畫案を作成し、經濟建設の一般原則を指示したが、實施の方法に予盾を生じたるを以て一九二七年更に金融制度を改革し、其の根本方針を公布し信用機關の業務の分割を計り、國立銀行をして信用機關を指導せしむることとした。

一九三〇年。社會主義建設の進捗に應じ、金融組織を之に適應せしむるため劃期的の金融改正令を公布し、國家機關、組合機關及び外國資本の參加せざる株式會社に對し、信用による商品貸付並に相



て取扱を行はしむることゝなつた。右特殊銀行は當該機關に於て作成し且つ規定の手續によりて裁可せらるゝ年次計畫に基づき業務を執行するものであつて、出納事務は國立銀行にて取扱ひ、聯邦に於ける金庫の單一を現實化する組織である。

國立銀行券發行バランス(一九三三年七月一日現在)

資産の部	
一、金屬準備	
イ 金貨及金塊	千留 七九、四六五
ロ 其他貴金屬及貨幣	一三、九九〇
二、外國銀行券	二五、〇七三
三、外國貨幣受取手形	三、一三三
四、國立銀行短期貸付證書	二、八三三、四一
合計	三、六三六、〇〇〇
負債の部	
一、銀行券發行額	三、〇六〇、五八六
二、發行餘力	二七八、七四七
合計	三、三三九、三三三

財務人民委員部紙幣發行バランス(一九三三年七月一日現在)

資産の部	
一、舊紙幣回收	千留 三、七六六
二、交換基金及外貨	三、〇五二、二五
三、過去數年の豫算支出	三、八二、六八八
四、本年度銀及銅豫算支出	二、三三三
合計	三、四六、七九三
負債の部	
一、紙幣發行高	三、一〇一、七三三
二、銀貨	三六、四七
三、銅貨	七、五二
四、青銅貨	四、二六二
合計	三、四六、七九三
國立銀行券發行「バランス」(一九三四年一月一日現在)	
資産の部	
一、金屬準備	
A 金貨及金塊	千留 八〇、七〇、八三四
但金純分「グラム」ニ付	一九、九〇ノ割合
B 其他貴金屬貨幣及地金	九、七五、〇〇〇
二、外國銀行券	二、八六六
三、外國爲替手形	二、八六四
一磅五留八三哥替、一米弗一留一五哥替一法四三哥替	二、七六二、四四五
四、短期貸付證書	二、五三、六九四
合計	三、六三六、〇〇〇
負債の部	
一、銀行券發行高	三、三六、八八
二、發行餘力高	三、四二一
合計	三、四二一

但白金純分「グラム」

留五十四哥ノ割合	
二、外國銀行券	四、三二七、六六
但英貨六留三十四哥 米貨一留二十四哥獨貨 四十六哥ノ割合	
三、外國貨幣受取手形	二、六、四三六
四、國立銀行短期貸付證書	二、七、二五五、七〇
保證準備合計	三、三、五〇〇、〇〇〇
負債の部	
一、銀行券發行額	三、四三、二五〇、三四六
二、發行餘力	一〇、二四九、七五四
合計	三、五三、五〇〇、〇〇〇
財務人民委員部發行「バランス」(昭和九年一月一日現在)	
資産の部	
舊紙幣回收	千留 三、七六六
交換基金及外貨	三、〇〇九、二二六
過去數年の豫算支出	三、八、六八八
本年度銀、「ニッケル」、銅、	
合計	三、四三、二五〇、〇〇〇

ソ聯邦貯金局と貯金者の社會相

ソヴェート貯金局が開設されてから十年になるが、この間貯金者數と貯金高が急速に増加した。殊に第一次五ヶ年計畫に於て貯金者數は三百五十萬人から二千九百萬人に、即ち八倍以上の激増を見た。又個人の貯金高も右期間に二億一千三百萬留から九億九千四百萬留に、即ち四・五倍以上増加した。

國營貯金部は資金の動員だけでなく、勤勞大衆及一部は社會化經濟の出納、決濟に關する國民經濟機能をも遂行殊に農村に於ては、ソ聯の財政上重要な地位を占め、最近二年間にはますます好績を示してゐる。

貯金業務の進展に伴ひ貯金者の社會的構成も左表の如く著しく變化した。

(貯金者總數に對する割合)

社會群	一九二五	一九三〇	一九三三
日現在	年十月一	年十月一	年一月一
	日現在	日現在	日現在

發行高

國庫券	三、〇六〇、五八六
銀貨及「ニッケル」貨	三、七、四二一
銅貨	七、三三四
青銅貨	四、九五五
合計	三、四、八一六

一九三四年上半期末現在の正貨準備は同年三月末日現在の八億一千七十四萬七千留に比し一億八千八百六十四萬一千留の激減を示し、反對に紙幣發行高は一億二百七十五萬留を増加し、且つ一九三三年同期に比較すると六千五百三十三萬五千二百十留を増加した。即ち左表の通り(單位千留)

資産の部

本年六 月 末	本年三 月 末
一、正貨準備(純金一瓦一留二九哥替)	
イ 金貨及金地金	八〇、七四七
ロ 銀、白金貨幣及地金	八、七二二
白金一瓦 一留四五哥替	
財政金融	

尙ほ正貨準備激減の理由は發表されてゐないが對獨クレヂットの決濟期に際會してゐるので、同方面に輸出されたもの多かるべしと専門家は推定してゐる。又國銀總裁カルマノウキチ氏辭任の爲め現在エル・エ・マリヤン氏が總裁の職にある。



労働者	二二・四	二九・三	(註)五七・〇
勤務員	五一・〇	三一・〇	
農民	三・四	一九・〇	三〇・五
其他	一一・二	二〇・七	一一・五

註 労働者と勤務員に分類せる数字がないので雇傭労働に従事する者の数を引用した。

右の表に明かな如く、労働者と農民の割合は増加し、勤務員と其他割合は減少を示してゐる。この変化は二つの原因に依るものである。その一は貯金局は當初都會に多く開設されたが、一九二八―九年度から農村に開設されるやうになつたからである。これがため初期には農民の貯金者が少なかつたが、近年に至り彼等の割合が激増して來たのである。

その二は、農業國が工業國に變化して工業労働者の數が増加した爲め、労働者の貯金者割合が増加するに至つたのである。勤務者の貯金者割合は二五年の五%から三〇年の三一%に減少してゐるにも拘らず、雇傭労働に従事する者の貯金者割合は本年一月現在で過半を占めて

至三留の貯金をなしたまゝ、形式上の貯金者になつてゐるに過ぎないからである。その結果百留以上の貯金は總額の八〇・五%を占めてゐるが、その貯金者割合は一・三%に過ぎないといふ状態である

### 国立銀行の外客預金取扱新規定

一九三二年秋ソヴェト政府は同國內に貯金及び預金を有する外國人に特別の便宜を計るため、今回ソ聯邦財務人民委員會及び国立銀行は外國貨幣を以てする二種の銀行當座預金勘定の開設を新たに許可した。右當座預金勘定は

- 一、A種當座勘定（残高の外國送金自由）
- 二、B種當座勘定（残高のソ聯邦領土内送金自由）

の二種にして、その細目は左の如し

- 一、A種外貨當座勘定
- 二、A種外國貨幣當座勘定は外國人及び外國會社がソ聯邦内又は外國に居住す

るが、農民は僅か三分の一に過ぎない然し近年に於ける農民の經濟状態から見て尙ほ一層彼等を勧誘することが出来る筈である。

雇傭労働に従事するものと農民の間に於ける不均衡は貯金高の社會的構成に於て一層甚しく現れてゐる。前者の貯金割合は二八年十月一日の六三・三%から三年一月一日の六七・八%に増加してゐるが、農民の貯金割合は六・三%から一三・三%に増加してゐる。即ち前者は貯金の三分の二、後者は八分の一を占めてゐるのである。

一人當りの平均貯金高動態を見るに、一九二四年には十三留であつたが、二七年には六十一留に増加した。然しその後漸減して三二年末に三十四留三十一留に減少した、これは貯金局發展の初期に於て比較的餘裕のある者が貯金したが、近年に至り廣汎なる住民層を包含するやうになつたので、貯金平均高に影響を及ぼしたのである。

社会的類別に依れば、農民の平均貯金

と否とを問はず国立銀行に於て口座を開くことを得

- 一、A種當座勘定開設には何等の許可手續を要せず但し合辦會社（ソ聯邦と外國との資本による）或はソ聯邦内の利權企業が此種の當座勘定を開設するには財務人民委員の許可を必要とす
- 三、左に掲げる外國貨幣はA種當座勘定の貸方に記入することを得（第十三項記載の分は之を除く）

イ、預金者が實際携帯し來れる外國貨幣にして税關の證明あり、且つソ聯邦入國後二ヶ月以上を経過せざるもの

ロ、普通の銀行送金、信用狀、小切手等を問はず外國より送金し來れる外國貨幣にして、以上の支拂書類の手續が直接受取人を経由せず實際の書類によつて直接A種の當座勘定貸方に記帳せられるもの

ハ、A種の他の當座勘定から一方の勘定所有者に支拂はれ、又は他の當座勘定から、同人の勘定に繰入れられる外國貨幣

高は二八年の三十四留二十一留から三三年初頭の十四留八十一留に減少してゐる然し、これは經濟的原因と見做すべきではない。何となれば農民の收入は農業の社會主義的改造、コルホーズ商業の振興に依り増加して來てゐるからである。これは要するに農村に於ける貯金局の活動が不十分なためである。

次に貯金を金高に類別すれば左の如くなる。

貯金高	貯金者數に對する割合	貯金總額に對する割合
五留まで	五六・八	一・九
六留より二十五留まで	一九・四	四・六
二十六留より百留まで	一二・五	一三・〇
百一留より五百留まで	九・二	三九・九
五百一留より千留まで	一・四	一八・五
千留以上	〇・七	一一・一

斯の如く、貯金者の過半数は五留以下の所謂「ルーブル」貯金者にして、貯金高は總額の僅か一・九%に過ぎない。これは大衆的に貯金勧誘運動をした時一留乃至

ニ、ソ聯邦国立銀行發行の旅行用小切手国立銀行によつて支拂はるべき旅行者小切手及び外國銀行會社等の支拂命令書による外國貨幣

ホ、A種の他の當座勘定宛振出したるソ聯邦国立銀行小切手

ヘ、國外携行又は外國宛送金を財務人民委員會に於て許可したるソ聯邦留貨等價物

ト、国立銀行の證明を有するソ聯邦公債並に該公債割増金又は利息等價物

チ、當座勘定を有する者に保險付小包にて送附し來れる外國貨幣にして直接受取人を経由せずA種勘定貸方に記入せられるもの

以上の外國貨幣の外、財務人民委員會の許可なくしてA種當座勘定貸方に記入する事を得ず

四、A種當座勘定を以てする支拂は外國貨幣の現金、外國取引先に當て振出したる国立銀行小切手、国立銀行發行旅行者小切手、又、當座勘定主の希望により留貨を以てす



五、A種當座勘定を以てする外國貨幣現金の支拂は國立銀行の該外貨現金所有金の如何により他の等價の貨幣を以てする事あり、但し當座勘定主が右提供の外國貨幣の受取を承諾せざる時は國立銀行は要求の外貨調達に必要な期限の延期を爲し得

六、A種當座勘定によつて一端支拂はれる外貨現金は如何なる事情あるもそれが受取りたるものと同一なる事が證明せられざる限り再び該勘定に受入れれる事を得ず

七、A種當座勘定による外國宛送金爲替は要求次第直ちに取組まるべし、但しこの要求を爲し得る者は

A、該勘定口座主  
B、該勘定に當て振出されたる小切手所有者

是に對しては何等の許可を要せず。外國宛送金の方法は當座勘定主の希望により國立銀行が現在實施せる何れの方法を採るも差支へなし、例へば、普通銀行爲替、小切手、支拂命令書、信用

全く他と異なる貨幣制度を有して居り外國紙幣の如きも一般資本主義國家におけるが如き、市中相場による自由なる交換買を禁じ、これが必要のためにはソ聯邦國立銀行において賣買値段の公定相場を公表し、これによらしめてゐる。今一九三四年六月十七日現在の、ソ聯邦公定外國紙幣賣買相場左の如し(單位ルーブル)

- 一、米貨一弗
- 二、英貨一磅
- 三、塊地利貨百シエリング
- 四、白耳義貨百ベルグ
- 五、獨貨百ライヒマルク
- 六、和蘭貨百グリデル
- 七、丁抹クローネ
- 八、伊太利貨百リラ
- 九、カナダ貨一弗
- 十、佛貨百フラン
- 一一、日貨百圓
- 一二、ラトヴィヤ貨百ラーツ
- 一三、リトワ貨百リーツ
- 一四、諾威貨百クローネ

財政金融

狀、等外國宛送金は勘定主の希望により當該勘定の外貨以外隨意の外貨を以てする事を得。後者の場合には國立銀行は該勘定の外貨をその買入相場によつて留價に換算し、又その留金額を勘定主の希望により其の賣相場に換算す

八、A種當座勘定によるソ聯邦領土内送金は一般的原則に従ひ行ふものとす。若し該勘定主の希望ある場合は、この種の國內送金は外國貨幣を以て行ひ得るものとす

九、A種當座勘定は外國に居住し又は外國行の許可を受けるソ聯邦國籍人によつても開くことを得。ソ聯邦國籍人歸國の場合は直ちに當該勘定は自動的にB種の外國貨幣當座勘定に振換へらるべし

一〇、A種當座勘定宛振出小切手の外國輸出又は發送は必ず財務人民委員會の許可を要す

一一、外國人がソ聯邦出國の際、國境税關吏に所要の證明書を提出する事によつてA種外貨の現金携出を爲し得。該

- 一五、ポーランド貨百ゾロト
- 一六、土耳其貨百フント
- 一七、フィンランド貨百マルク
- 一八、チエツク貨百クローネ
- 一九、スエーデン貨百クローネ
- 二〇、スイス貨百クローネ
- 二一、エストニア貨百クローネ

財務人民委員會部

- 人民委員 ゲ・エフ・グリニコ
- 同代理 エ・ベ・ゲンキン
- 同 エム・イ・カルマノウイチ
- 同 エル・ヤ・レーヴィン
- 同 ウエ・エヌ・マンツエフ
- 同 カ・カ・アボリン
- 同 エス・ペ・アゲエーエフ
- 同 エス・イ・アラロフ
- 同 ア・ア・ホドシユ
- 同 エム・イ・リフシツツ
- 同 エ・ウエ・ルガノフスキ

勘定主の要求により國立銀行は此種の證明書を下附する義務あり

一二、A種の當座勘定は第三項(ロ)及(ニ)に掲げたる支拂書類がソ聯邦國籍者宛振出されたるか、又はソ聯邦國籍者が該書類の所持人なる時は外國貨幣を以て借方に記入する事を得ず

一三、A種當座勘定は同様の理由によつて他のA種當座勘定宛振出されたる國立銀行小切手による外貨支拂が、若しその小切手の買手の一人がソ聯邦國籍人なる時は貸方に記入する事を得ず

一四、第七項の例外としてA種當座勘定による外國宛送金は若しこの種の勘定に對し振出したる小切手の所持者又は其の裏書人の一人が本規則の第一及び第二項によりA種の外貨當座勘定を開設する資格なき者なる時は、財務人民委員會の許可なき限り取扱はれざるものとす

外貨公定相場

社會主義經濟の國ソヴェート聯邦では

- 同 ア・ベ・マイミン
- 同 エ・ヤ・マラホフスキ
- 同 エム・オ・レイヘル
- 同 エム・ウエ・ロスリヤコフ
- 同 ア・デ・シュネイデル
- 同 ア・カ・スミルガ
- 同 ヤ・ア・テウミン
- 同 ウエ・ヤ・ウエデンスキ

國立銀行重要職員

- 總裁 エル・エ・マリヤシン
- 同代理 ベ・ベ・ゴルブノフ



# 労働

## 労働法

### 一、沿革

ソ聯邦に於ける労働法はレーニンの所謂「働らざる者、食ふべからず」なる鐵則のもとに編成され、徹頭徹尾労働者の利益を原則とし、一般雇傭労働者（國家機關及び事業、公共及び個人の事業並びに機關、軍事上の機關労働者は元より、家庭内の労働者即ち女中の如きをも含む）に適用せられるものであつて、労働法に規定する労働条件より不利な労働契約又は合意は總て無効なりと定められ、絶大な權利を労働者に附與してゐる。

最初の労働法は一九一八年ソヴェート政府樹立後間もなく發布されたものであるが、其後國內の經濟的事情變遷の結果殊に新經濟政策實施以後改訂の必要を生

じ、遂に一九二二年十一月十五日より改正労働法の實施を見るに至つた。併し其後も猶ほ幾多の改訂（後章記載）を加へられて現在に至つてゐる。猶ほ現在の労働法は「ロシヤ」社會主義聯邦ソヴェート共和國労働法（クゾート）と稱し十七章百九十二條より成つてゐる。

### 二、雇傭

ソヴェート市民は労働部の機關を通じて任意雇傭手續をとることが出来る。併し求職者が政治的の信頼あり、又は特殊の技能を有する場合には労働部を経由しないで直接雇はれることがある、しかし此場合には雇傭契約成立後労働部の當該機關に登録しなければならぬことになつてゐる。

### 三、義務労働

天災又は重要な國家的事業遂行の爲め労働力の不足を生じたる場合には、總て

約を締結したる職業組合の組合員たる否と拘らず、當該企業若しくは機關に於て労働する總ての人々に之を適用するものである。

### 五、労働契約

労働契約は團體契約の有無に拘らず左の場合に締結するものである。

(イ)一ケ年を越えざる一定の期間を定める場合

(ロ)期間を定めない場合

(ハ)一定の仕事の完成に必要な期間の労働

水續的性質の仕事の場合には雇入れ決定前、筋肉労働者は六日以内、資格を要しない責任の軽い仕事に従事する従業員は二週間以内、又、責任の重い仕事の従業員に對しては一ケ年以内の試験期を設けてから労働契約を結ぶことが出来るとしてゐる。

雇傭主は當初の契約に係なき仕事並びに明らかに生命に危険ある仕事、若しくは労働法規の規定に適合しない仕事を要求することが出来ない、又、被雇傭者を

のソヴェート市民は人民委員會若しくは其の委任を受けたる機關の特別命令に従つて義務労働につかなければならないことがある。併し左に掲ぐる者は義務労働を免除せられるとしてゐる、それは、

- (イ)十八歳未満の者
- (ロ)四十五歳以上の男子
- (ハ)四十歳以上の婦人
- (ニ)病氣若しくは負傷の爲、一時的労働不能者にして其恢復期にあるもの
- (ホ)妊婦（分娩八週間前後）
- (ヘ)乳兒を有する婦人
- (ト)労働及軍事に依る傷病者
- (チ)他に扶養者なき八歳以下の子供を有する母親

### 四、團體契約

ソヴェート労働法に云ふ團體契約とは被雇傭者を代表する職業組合と、他方雇傭主との間に締結せられる契約であつて個々の企業、經濟機關其他のため労働及雇傭の條件を定め、且將來の個人的雇傭契約の内容を決定するものである。そして團體契約の條件は、其の人々が團體契

れたる場合、並びに被雇傭者が二ケ年以上に亘り逮捕收監せられたる場合

- (イ)被雇傭者が相當の理由なくして一ケ月中に合計三日間以上作業に出頭せざる場合（一九二七年八月二十二日全露中央執行委員會議決定）
- (ト)被雇傭者が一時的に労働不能となり、其時より二ケ月を経過するも猶ほ缺勤する場合、並びに妊娠中及分娩後の者は四ケ月の期間の外、更に二ケ月間復業し得ざる場合

### 六、労働に對する報酬

労働報酬は普通労働時間（八時間―七時間）以下の場合時間拂とし、或は仕事の出来高拂となる。規定時間外の労働に對する報酬は特に契約に指定しなければならぬ。此の場合最初の二時間に對しては普通報酬の一倍半又其以後は毎一時間の就業に對しては二倍以上、休日或ひは祭日の就業に對しては二倍以上たることを得ないとしてゐる。

仕事が恒久的性質を有する場合には二



週間に一回以上の割合を以て定期的に勞銀を支拂ふのである。

七、保障及び賠償

赤軍に召集せられたる勞働者及び従業員は召集の爲、退職の際向ふ二週間分の平均賃銀を受取る。

勞働時間中選舉權の行使を許されて居る場合には選舉權行使の爲めに要する時間中平均賃銀の支拂をうけることになつてゐる。又、働勞者及び従業員が雇傭者の職務の爲め出張する場合には、其の出張の全期間中地位を維持し、且平均賃銀の外、一日につき一ヶ月の賃銀額の三十分の一を下らざる日當を受けることができる。又、働勞者及び従業員が雇傭者の命令により他の地方へ移轉又は住所の變更を要する場合には實際賃銀のほか移轉による出費、滞在期間及び其後の六日間一日に就き一ヶ月の賃銀の三十分の一の計算により日當の支拂をうけることが出来る。

勞働契約の章の(イ)(ロ)(ハ)に規定したような理由で、期限付又は期限を附せ

ざる勞働契約が取消されたる場合には雇傭主は被雇傭主に對し二週間分の賃銀に相當する解雇手當を支拂ふか、又は二週間前に解雇通告を爲さなければならぬことになつてゐる。

八、勞働時間

標準勞働時間は一九二二年制定の勞働法では八時間であるが、一九二七年十月十五日の聯邦中央執行委員會の宣言書は七時間勞働の實施を決定し、一九三三年十月一日までに總ての工業、交通、通信勞働者に七時間制を徹底せしむべく意氣込んでゐる。それと同時に一週五日制を採用するに至つたが、該制度が所期の効果を收め得ない事實が明らかになつたので一九三一年十二月一日から再び六日制を實施する旨聯邦人民委員會議令を以て布告した。その内容左の如し。  
「五日制連續生産週間に勞働制度の根

本的形式とする點は依然變りないが、連續生産制の實施中發生した缺點を是正する目的を以て來る一九三一年十二月一日以降、各種機關に對し、一時的に一週六日休日週制を採擇する。但し供給企業部門と直接關係ある各企業並びに消費組合、店舗、食堂、自治機關運輸等一般人民の文化的、物質的必要に應ずる各機關は依然無休週間を持續する。

一週六日休日制を採用する各企業は各月の六日、十二日、十八日、二十四日、三十日を以て一般の休日と定む、同時にこれら企業の勞働時間を六時半から六時間に短縮する。  
猶ほ勞働法によると標準勞働時間を超過する職業は原則的に、十八歳以下の者は絶對に、又、遅刻によつて失ひたる時間を補ふ爲めの残業を禁止せられてゐる。

九、休 暇

總ての勞働者は毎週四十二時間より少なからざる繼續的休暇を受けることにな

一、爭議解決及び勞働に關する法規違反事件審理機關

勞働に關する法規違反事件並に雇傭勞働適用に關する總ての爭議は(一)人民裁判所の特別法廷に於ける強制的手續(二)評價爭議委員會、(三)調停委員會及び、(四)爭議當事者の同數代表者に依り組織せられる仲裁々判所の仲裁手續により解決するものであるが、前記の機關は總て各特別の規程に基いて行動するものである。

(一)人民裁判所特別法廷  
同法廷は勞働法、勞働に關する其他の總ての法規並びに團體契約の違反にして刑事手續に依つて追訴を受くべきものを取扱ふ。  
同法廷の組織は議長たる人民判事及び委員二名を以て構成し、委員の一名は勞働部代表者とし、他の一名は職業組合團體の代表者である。  
(二)評價爭議委員會  
評價爭議委員會は團體契約及び勞働契

つてゐる。毎週の定休日とは地方勞働課に於て職業組合ソヴェートの協議の上之を定め、又、仕事の性質上間斷なき作業を要する企業には勞働者に對し都合よき週日に休暇を與へる。

此他左記祭日には勞働に従事することを禁じられてゐる。

- (イ)一月一日(元旦)
- (ロ)一月二十二日(舊曆曆千九百五十五年一月九日記念日)
- (ハ)三月十二日(獨裁政治顛覆記念日)
- (ニ)三月十八日(巴里コムミュン記念日)
- (ホ)五月一日(インターナショナル記念日)
- (ヘ)十一月七日(無産階級革命記念日)
- 一九二七年以降は十一月七、八日の二日間休日)

休日及祭日の前日に於ける勞働時間は六時間を超過してはならないことになつてをり、此場合丸一日の賃銀支給をうけ出來高拂の仕事では就業しない時間に對し相當等級の賃銀率に依つて割増手當を

貰ふことが出来る。

五ヶ月半より短くない期間繼續的に勤務したる者に對し、一月に一回二週間を下らざる定期休暇を受けることが出来る。又、十八歳未満の者の定期休暇は一ヶ月を下つてはならないことになつてゐる。

一〇、婦人及未成年者の勞働

婦人及び十八歳以下の者を夜業に従事せしめ、又健康上有害なる作業及び地下の仕事に雇傭せしめてはならない、それから筋肉勞働に従事する婦人に對しては産前及産後各八週間、又、事務其他智識勞働に従事する婦人に對しては各六週間勞働を免除する。

授乳を要する母親には一般休憩以外に授乳のため餘分の休暇を與へ、且つ授乳の休憩は毎三時間半以内の間隔を置き、三十分以上繼續しなくてはならない。授乳時間は勞働時間に算入する。  
十六歳未満の者は雇傭を禁じ、特別の訓令を以て十四歳以上の未成年者を雇傭することを許可してゐる。



約の適用に關し發生する爭議並びに特に本法に規定したる問題に限り審議するものであつて、評價爭議委員會では事件の解決は當事者双方の合意によることとしてあり、合意が成立しない時は該事件を上級裁判に移すことが出来る。

但し評價爭議委員會にとつて團體契約の本質に反する爭議、團體契約の一部廢棄の要求、團體契約に新たな條件若しくは補足の條件を挿入する要求はその權限外である。

(三)調停委員會

當事者双方の同意に依り、事件を調停委員會に附することが出来る。事件を調停委員會にかけうる場合は右當事者双方の同意によるほか、爭議委員會に於て解決を見なかつた場合である、調停委員會における事件の解決も専ら兩當事者の合意によるものとしてある。

(四)仲裁裁判

事件が調停委員會に於て審理せられたるものなると否とを問はず、當時者双方の同意により之を仲裁裁判に附することが出来る。

(一)一時的勞働不能の期間賃銀全額の手當金を給與すること。

負傷又は疾病に因り若しくは分娩前後の一定期間又は家族の病氣看護の爲に一時勞働不能の場合或は近隣に發生したる傳染病の爲め隔離せられて一時勞働不能に陥りし場合には賃銀全額の手當を支給せらるゝものにして是亦他國に類例なき一特徴と謂はねばならぬ。

(ホ)社會保險機關が被保險者に依り經營を掌せらるゝこと。

社會保險の全機關は被保險者が一定の順序方法に依り選出したる代表者に依つて管理經營せられつゝありて、他國の企圖し得ざる特徴なりと誇稱せられてゐる。これ革命前勞働者の高唱せし「社會保險機關は之を被保險者即ち勞働者の手

勞働

出来る、而して國家營造物及企業に於ける爭議の場合には勞働部の機關は職業組合の請求に依り仲裁裁判所を組織する。

社會保險

一、ソヴェイト社會保險

概観

ソヴェイト聯邦の社會保險法は勞働法典中の一章を成し、第七十五條より第九十二條迄全十八條の極めて簡單なるものである。今、其特徴と稱すべきものを列擧すれば、

(イ)社會保險の總ての種類を網羅し、保險範圍の極めて廣汎なること。  
雇傭勞働者に起り得る有らゆる生活上の事故、即ち疾病、負傷、出産、廢疾、老衰、死亡、失業は勿論傳染病に因る隔離、家族の病人看護等勞働の不能及び勞働機關の喪失に對する總ての場合を悉く網羅し、且其或ものに至りては被保險者の家族にも及べるは特徴の一に數ふべきである。

ソヴェイト・ロシアの社會保險は強制保險にして、全部の被保險者に對し之を適用し、苟も他人に雇はれて報酬を受くる者は國籍、勞働の場所、種類、性質、期間及報酬の多寡、支拂方法等の如何を論ぜず、悉く被保險者である。強制保險なるを以て雇傭せらるゝと同時に當然被保險者たるものにして、被雇傭者の意志如何に依るものではない。又所謂筋肉的勞働者のみに適用するにあらずして智的若しくは事務的勞働者等勞務に従事する被雇傭者一切を包含し、極めて廣汎に適用せらるゝものである。従つて被保險者の範圍の廣大なることは諸外國に其例を見ざるものである。

(ハ)保險料金額が雇傭主の負擔なること。

社會保險の料率は業務の種類により差等あるも、其料率の高低に拘らず、又、雇傭主が個人たるを法人たるとソヴェイト・ロシア政府自身たるとを論ぜず、將又外國人たるとを問はず、保險料の全部は雇傭主の負擔に屬し、被保險者は何等の

に收めねばならぬ」との要求を答認したるものなれども、一面より云へば各種産業機關の大部分が國營であり、従て有力なる事業主なきソヴェイト・ロシアに於て又政府當局自身悉く被保險者たる關係より觀れば敢て異とするに足らざることにして、他に比類なき國情を有するもの、當然の結果とも謂ひ得るのである。

二、社會保險料

社會保險經營に要する全費用は保險料に依り支辨せらるゝのである。ソヴェイト聯邦の社會保險料は被保險者の報酬に保險料率を乗じ算出するものにして賃銀比例主義によるものである。而して保險料率には二種類あつて、一は被保險者の従事する企業の種類、性質、即ち危險、有害の程度に應じて定むる正規料率で、四等級に分類せられ、特に保護を必要とする特殊企業を除きたる總ての私、國營商業、國營輕易工業、一般企業の従業者に適用せらるゝ正規の保險料率で賃銀の一六乃至二二パーセントである。

勞働賃銀

一九三二年四月中旬開催された全ソ聯邦勞働組合中央會議第九回大會に提出された同中央會議の報告中勞働者の賃銀と能率に關する部門は大要左の如くである。

一九二八年と一九三二年の一年平均賃銀を比較すると同期間中全國民經濟を通じて七〇二ルーブルより一、一〇一ルーブルに増額されたがこれは即ち五六・八%方の増大である。而して本年は一、二



○二ループルに増額する計畫である。全ソ聯邦労働組合中央會議は以前國民經濟諸部門に於ける賃銀を平準化する方針を取つてゐたが、これでは作業率に影響するので一兩年來各經濟部門間の賃銀を規

制調節し、この點に於て良好な結果を納めるやうになつた。今右報告によつて過去及び現在の各種産業部門に於ける賃銀動態を擧げると左の如くである。(單位一ループル)

業種	一九二八年	一九三一年	一九三三年計畫賃銀	對する増額百分率
一、機械工業	九二・九四	一〇二・八七	一三六・〇八	四六・四
二、復寫工業	九〇・三四	一〇九・〇〇	一〇九・七五	二一・五
三、製靴業	八六・七二	九六・五四	一〇三・八八	一八・八
四、金屬加工業	八五・八二	一〇八・四〇	一一・四〇	一三・三
五、皮革及び毛皮業	八五・七〇	九五・二五	一〇二・四九	一六・一
六、化學工業	八二・〇九	九九・八三	一一〇・五〇	二一・六
七、石油精製業	八一・三〇	一〇五・七五	一一八・九〇	三〇・一
八、裁縫業	七七・七九	八二・八〇	八八・六〇	一三・八
九、石油探掘業	七七・九五	一〇六・一二	一一九・三〇	三六・一
一〇、製鐵業	七五・六一	一〇二・九四	一一三・七三	三六・一
一一、食品工業(砂糖を除く)	七三・七〇	八七・九四	九五・五九	一九・九
一二、製紙業	六七・〇四	九一・一〇	八八・九二	三三・九
一三、羊毛業	六三・七四	七四・六六	八二・一三	一七・二
一四、石炭業	六三・二七	九三・九五	一一二・五〇	四八・五
一五、製材業	六〇・九八	八五・〇九	八九・四二	三九・五
一六、綿業	五九・八九	七〇・〇三	七八・四三	一六・九
一七、亞麻加工業	四一・五八	五八・五四	六五・〇四	三六・〇
右一七部門平均	七〇・九四	九六・〇一	一一一・三七	三三・三

斯くの如く賃銀はこの數年間に激増し、本年の一年平均賃銀は五ヶ年計畫によつて定められた一九三三年度分平均賃銀より二〇・九%方多くなつてゐる。右は労働者各個人の受取る個人的賃銀であるが、他の各種社會保險、醫藥、教育等謂ゆる社會的賃銀も相當に増大し、昨一九三一年中右は個人的賃銀の三分の一以上に達した。そこで労働生産率即ち能率の問題であるが、この能率たるや基礎建設工事への投下資本額、一労働當りの動力増大、労働大衆の労働に對する意氣込、労働者の物質的及び文化、生活的狀態の向上等の諸要因によつてこれが發展増進を期し得るものであるが、これ等の諸要因は迅速に具備されつゝあるに拘らず、未だ豫定の成績を納めるに至らない。一九三一年の如きも所期の計畫を遂行するに至らず、賃銀の方が労働生産率より迅速に増進した狀態である。

以上紹介した労働者の賃銀に關する資料はやゝ古いが、大體においてソ聯邦における労働賃銀の概要を知り得るであらう。ソ聯邦第一次五ヶ年計畫において労働階級の福祉が如何に増進されたかについて若干の資料を補足することとする。即ち、労働賃銀支拂高は一九二八年の八十一億留から三二年の三百億留に増加し工業労働者及び勤務員の年平均賃銀は

- 一九二〇年四月(第三回當時) 三、四〇〇
- 一九二二年五月(第四回大會當時) 四、二〇〇
- 一九二二年九月(第五回大會當時) 八、五〇〇
- 一九二四年十一月(第六回大會當時) 五、〇〇〇
- 一九二六年十二月(第七回大會當時) 六、六〇〇
- 一九二八年十二月(第八回大會當時) 九、三〇〇
- 一九三二年四月(第九回大會當時) 一〇、五〇〇
- 一九三三年三月 一六、五〇四

### 労働組合

労働をもつて立國の大本とする現在のソヴェート聯邦に於ては労働者の組合機關たる労働組合(職業組合)の規模は極めて廣汎なものがあつり、その勢力も亦絶大である。レーニンはプロレタリア獨裁制下における労働組合の役割を評して「共產主義の學校」と云ひ、又、第二回全露職業組合に於て「労働組合は新しき社會の主要なる建設者である。何となれば新社會の建設者は數百萬の大衆に外ならないからである」と云つてゐる。斯の如く労働組合の意義は重要である。然らば此労働組合は如何なる組織になつてゐるのであるか、労働組合は同一企業、若

くは同一種の職業に従事する労働者により組織せられる所であつて、別表示が如き二十三個の職業組合があり、又組合の最高機關は職業組合大會であつて、同大會に於て組合中央委員會を選出する。該委員會は各組合の代表者として各國家機關、大會、會議等に出席する權利を興へられてゐる。而して全聯邦労働組合の最高機關は「聯邦労働組合中央委員會」である。

労働組合の機能は、團體雇傭契約を締結せる當事者、即ち労働者の名に於て、各種の機關に對し行動し、又、労働及び生活上の問題に關し労働者を代表する。猶ほ労働組合に關しては労働法第十五章に其規定が掲げられてゐる。

- 現在千八百八十六萬五千人の全聯邦労働組合の組合員増加趨勢は左の通りである。
- (單位千人)
- 一九一八年一月(第一回大會當時) 二、五〇〇
- 一九一九年一月(第二回大會當時) 二、五〇〇

### 突撃労働者の現在數

第一次五ヶ年計畫は四年間に遂行された。これは社會主義的競争と突撃労働の進展に依るものである。突撃労働者の本年初頭に於ける現在數及び各部門の労働者總數に對する割合を



示せば左の如くである。(單位千人)

突撃労働者數

各部門労働者總數に對する割合%

國營工業	三、三三、八	七〇・六
建設事業	一、五七、五	五三・三
鐵道運輸	六六、〇	六・四

尙ほ重要産業部門に於ける社會主義的競争及び突撃労働に参加せる最近四ヶ年の一月一日現在労働者割合は次の如き動態を示してゐる。(%)

一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
冶金工業	六・七	七・七	七・五
化學工業	四〇	七三・七	七・五
紡織工業	二六	六八・五	七二・八
石炭業	一	五〇・九	五四・五

労働人民委員部廢止

ソ聯邦各人民委員部中重要な位置を占める労働人民委員部(労働省)は今回労働組合諸機關の提議並に同人民委員部の事務執行改善を目的として、同人民委員部並に其全機能を舉げて全聯邦中央労働組合會議に合併することに中央執行委員

の決定を全聯邦人民委員會議に提出する。

十、今後全聯邦中央労働組合會議はソ聯邦政府の承認を経て社會保險及び労働保護に關する行政費豫算を作成し、提出する。

ソ聯手工業者の收入

一九三四年度極東露領手工業者所得税課税のため極東財務部は收入の標準を左表の如く査定したが、之によつて極東露領に於ける各種手工業最近の收入状態を知ることが出来よう。

理髮師	ハバロ	浦汐
街頭靴師	フスク	ス德
材料注文	二、〇〇〇留	一五、〇〇〇留
主持靴師	六、〇〇〇	八、〇〇〇
時計職人	八、〇〇〇	九、〇〇〇
裁縫職人	一五、〇〇〇	一七、〇〇〇
寫眞師	二二、〇〇〇	一五、〇〇〇
毛皮職人	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇
ブリキ職	一〇、〇〇〇	一五、五〇〇
鍛冶職	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
財政金融	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇

會議長カリーニン、人民委員會議長モロトフ並に全聯邦中央労働組合會議長シュウエルニツクの名を以て發表せられた。因みに今回廢止せられた労働人民部長はチホン氏である。従つて前労働人民委員部の職員は省略する。

全ソ中央労働組合會議の權能

ソ聯邦各人民委員部中重要な位置を占め且つ日本の對ソ利權企業と利害關係淺からぬ労働人民委員部は去る六月廿三日全聯邦中央労働組合會議に合併されたことは既報の通りであるが、九月十日全聯邦人民委員會議と全聯邦中央労働組合會議の決議によつてこの合併後ソ聯邦労働人民委員部の所管事項中全聯邦中央労働會議に移管されたものゝ内容を發表した。その大要は左の如し。

- 一、一九三三年九月十五日より全聯邦中央労働組合並に同中央委員會に社會保險の全事業を移管すべし。
- 二、社會保險の指導は労働組合中央委員會に集中し、生産別原則によつて該事業を行ふべし。

馬車屋(ハイズ)	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇
靴磨師	三、〇〇〇	六、〇〇〇

尙ほ前記手工業者が若し家族に營業の一部を手傳はせるとすれば成年者一名につき右標準收入の三〇%を、又徒弟を有する者は徒弟一名につき一五%の増加を爲すことになつてゐる。

- 三、全聯邦労働組合中央會議に社會保險關係聯豫算と保險料金の制定權を與ふべし。
- 四、社會保險料金は生産組合の負擔により全支辨者により國立銀行に預金すべし。
- 五、合併前社會保險諸機關が享有してゐたあらゆる權利特許及び財産を組合諸機關に與ふべし。
- 六、労働監督の一般指導權を全聯邦労働組合中央會議に與へ、地方に於ては労働組合地方會議に與ふべし。
- 七、工場設備の安全と工場衛生とは關係官廳と協力して當該労働組合中央委員會によつて決定される。
- 八、全聯邦中央労働組合會議及び地方労働組合會議に團體契約の登録と同時に法律に矛盾する諸契約を廢止し得る權限を與ふること。
- 九、全聯邦中央労働組合會議は全聯邦國民經濟會議の承認を経て國家計畫委員會の提出にかゝる労働計畫



# 外國貿易

## 外國貿易の組織

### 一、政府獨占事業たる外國貿易

ソヴェート聯邦の外國貿易は國家の獨占で、之は一九一八年四月二十二日附法律に依り初めて確定した。斯の如き經濟政策との變化して確立された外國貿易政府獨占の根本主義が其後變化なく今日に至る迄繼續して居る。

此獨占は外國貿易人民委員部の手中に在り、此委員部の許可なくして、又は特に労働國防會議に於て定めたる法律に依るに非ざれば、又人民委員會議の協賛を経たコンセンションを得るに非ざれば會社若しくは個人が政府と共同で、或は獨立して輸出貿易に従事することは出来ない。此種の特權は極めて限られた關係者にのみ

み與へられるもので、多くは特殊の商品に制限されて居る。

### 二、外國貿易人民委員部

一九二五年に外國貿易委員部及內國貿易委員部の二を併合して設けた内外貿易委員部は、五年後即ち一九三〇年十一月二十二日の法律に依り再び元の二箇の獨立した機關に分立された。斯くして外國貿易委員部は再生したが、內國貿易委員部は給糧委員會と稱せられることになつた。斯の如く監督權を分轄した原因は外國貿易及內國商業が夫々別々の方向に發展し、從つて之を統制する方法も獨立したものでなければならぬと云ふ所にある。內國商業にありては資本的要素は卸賣業に於て全く見られず、小賣業に於ても極めて限られた範圍に過ぎない。殊に産業化が一層進展し、其中心地に多數の人口が集まるに連れ、是等の人口に食

糧品其他の日常品供給は日に日に恐る可き數量に達する爲、之には特殊の政府機關が不斷の監督を行ふ必要がある。他方外國貿易は資本主義的要素を多分に含で行はれ、而も國際的の競争を避けることが出来ない。外國及內國貿易の兩者に關する問題は今や全く別箇のものとなり、之を同時に監督することは最早不適當と考へらるゝに至つた。

外國貿易委員部は一の全露委員會で、換言すれば國營主義の下に全ソ聯邦の外國貿易を統制し、國內及國外の如何を問はず、外國貿易に従事する凡ての機關の活動を監督するものである。初の間は此委員部自ら實際の取引を行つたが、漸次其直接保護の下に在る他の機關に委任するに至つた。

此外國貿易委員部が再開されてより半年を経過して居るにも拘らず、其定款は未だ正式の許可を受けて居ない。然し近き内に公布されるものと思はれるが、現在では一九二三年十一月十二日に定められた先の委員會の定款が用ひられて居る。

外國品輸入に關する改良方法の調査である。同會議の決議は委員會の承認を得て初めて効力を發するものである。

### 三、委員部の内外代表機關

ソ聯邦内に於ては外國貿易委員部を代表するものは、各組合及自治共和國内の人民委員部若しくは必要と認められた團體に附屬の特別の派遣員で、外國に在りてはソ聯邦の名に於て商取引を指揮監督する目的を以て設立された通商代表部が代表して居る。此等通商代表部は外國貿易委員會の一支部であると共に、國外に於けるソ聯邦外交機關の一構要素となつて居る。各聯合及自治共和國内の委員部代表派遣員の任務は、主として各地方の外國貿易機關が委員會の命令を實行するや否やの監督、輸出入貿易策の作成及地方に於ける輸向原料品資源の開發である。

### 四、通商代表部

通商代表部はソ聯邦と條約若しくは協定を結ぶ總べての國々に設置され、各代表部の長としては人民委員會議の任命する通

税率を定め、關稅賦課其他に關する問題の決定に當る。

輸出部は輸出貿易に關する計畫を樹てると共に、從屬機關をして商品の市場搬出を行はしむる爲の計畫を定め、此等の計畫を委員會に提出し承認を求め、他方從屬機關が前記計畫を如何に實施して居るかを監督し、輸出品の調製、包装、運搬に就ても指揮を與へる。輸入部は輸入貿易に於ける計畫及監督の任に當る。

國家監督局は輸向商品の品質を監視すると共に、必要な標準の決定に當るのである。委員會の組織の中には又外國貿易會議なる機關があり、之は他の委員會の代表者及外國貿易に關する重要な經濟機關(國立銀行、全ソ聯邦商業會議所等)の代表者を以て構成されて居る。此會議は一九三二年二月に組織され、其目的とする所は、(一)海外市場向商品の數量増加を目的とする全聯邦内の輸出資源の調査及原料品の輸向加工の新方法の調査(二)輸向商品の品質改良法及其海外市場の要求に適應せしむる方法の調査、(三)

る。之に依ると該委員部の主要機能は、(一)輸出入貿易政策の確立、(二)自ら又は特に外國貿易を目的として結成された團體の手を通じて前記政策の實施の支配(三)關稅事務の取扱、(四)外國貿易を行ふ團體、會社の結成の四項で、此等の機能は各當局に分割され、各々の活動は外國貿易委員部の統轄する機關と共力して行はれる。此等部門の中主要なものは管理局、計畫部、貿易政策部、稅務部、輸出部、輸入部、通貨取扱部、外國貿易損失防止局、合理局、輸出品々質國家監督局である。

計畫部は毎年の統制表を作成すると共に、各種從屬的の輸出入貿易機關より提出する種々の計畫を基礎として、凡ゆる輸出入に關する計畫の作成に當る。

貿易政策部は各國との貿易上の主義、方法は勿論委員會の貿易政策に關する凡ゆる問題を決定し、外國との間の貿易若しくは經濟的の協定を取極、此等の取極に基き義務の履行を監督する。

稅務部は全聯邦内の稅務機關を監督し



商代表が之に當つて居る。

各通商代表部は更に二の機關から構成されて居る。即ち(一)總括的事務を取扱ふと共に他の一機關の貿易事務を監督し併せて代表部の存在する國に於ける凡べてのソ聯邦會社及個人の經濟活動を監督する、(二)他の一は貿易機關で之は命ぜられた輸出入政策の實行範圍内で商取引を行ふものである。此商取引を行ふ機關は普通ソ聯邦内の重要輸出入機關の代表者を含み、又外國貿易を許可されたソ聯邦内商工業機關からの注文を手数料を徴收して代行するものである。英國に於ける通商代表部の任務は主として前記の(一)に該當するもので、商取引は會社法に基づき一九二〇年に登録されたアルコスが主として従事して居る。ソ聯邦とは未だ條約の締結されてない米國に在てはアムトルグ・トレーディング・コーポレーションなる特殊の會社が設けられ、同國內に於て外國貿易委員會の事業を行て居る。最重要な通商代表部はベルリンにある。以上の外の無條約國に在ては貿易

代理部が設けられてある。

前記以外の會社及政府の各主要機關、例へば聯邦内の各共和國の經濟會議は勿論最高經濟會議も通商代表部に對し顧問の資格で代表者を派遣する權限を與へられて居る。

外國貿易に従事する目的を以て外國に駐在する政府主要機關及會社の全代表者は、各々の通商代表部に報告書を提出し進行の状態を知らしめる事を必要として居る。

前記アルコス以外に倫敦市場に於て若干の主要ロシア産物を取扱ふ目的を以て多數の政府補助有限責任會社が英國の會社法に従て設立されて居る。

五、外國貿易許可團體

外國貿易に従事することを許された團體の中最重要なものは(一)全聯邦輸出入組合(其各々が特に限られた商品の輸出入取引を行ひ得る獨占權を有す)、(二)若干の政府産業機關に附屬する特別の自治外國貿易事務局、(三)政府の参加の下に他の團體に依り外資若しくは共同出資を以て

組織された機關。

全聯邦輸出入組合及自治外國貿易事務局は夫々異つた經濟上の團體で、法人たる權利を有し、外國貿易委員會監督の下に活動して居る。是等は何れも獨立の資本を有し、其範圍内に於てのみ責任を負ふものである。然し其取引に對してはソヴェート政府は財政上の責任を負はないと共に、組合及事務局の側に於ても政府若しくは政府機關に對する責任を負擔することはない。

輸出入商品の各外國貿易機關間に於ける割當は、特殊の商品を取扱ふ此等機關の夫々の専門に従て居る。輸出の場合には今日迄商品の分配に困難を感じたことはないが、之は輸出商品の種類は未だ比較的少く、分類は極めて容易であることに基因する。輸入の場合は割當が錯雜し各種の輸入團體が取扱ふ可き商品の分類を決定するに特別の委員會が數箇月間努力した。此委員會の作成した分類表は二五〇〇種の商品を含み、夫々之を取扱ふ輸入貿易機關に對する割當と共に一冊の

ねばならない。

ソ聯邦輸入貿易の特徴は消費財の輸入を犠牲にしても生産材(例へば機械、トラクターの如き)の輸入量を増加することである。之は自己の産業に出來得る限り迅速に凡ゆる準備を與へんとするソ聯邦政府の希望が存する爲であるが、之に宛つ可き資金も十分でなく、加ふるに住民には適當の消費品を供給せねばならぬ。従て後者の輸入は全くの最小限度に制限されて居る。

七、貿易の許可

ソ聯邦の外國貿易は最大限度の保護政策に基礎を置いて居る。輸入貿易は内國産業と調和して統制され、海外への註文は國內に於て生産し得ない品物に限る様注意を拂つて居る。

周到な貿易の免許制度は國內農工業の保護を完全に行はしめて居る。輸出入貿易許可に關する手續は一九二五年四月十二日の人民委員會議令の中に定められてある。現行の制度の下に在ては外國貿易委員會が一般的の免許を各種の輸出入貿易

本として最近出版された。

一機關の取扱ふ可き商品を一様に限定すべき根本主義を定あるに當り、前記委員會は若干の例外を設ける必要を感じた例へば箇々の部分品に關しては夫々の取引團體の存在するが如き機械類を完全に商品として海外に注文するが如き場合に若し分擔困難の時は機械の主要部分に關係ある團體に因て全部の注文を發するものとされて居る。

六、輸出入貿易策

外國貿易人民委員會部の活動を統制する根本の要素は毎年の輸出入策で之は全聯邦に關する一般經濟政策の一部分を爲すものである。此輸出入政策は關係年度内に於て輸出若しくは輸入さるべき商品の數量及等級を定めるもので、之が作成に際しては工業、農業、運輸、其他國家經濟の各種部門に互り其要求を十分に研究考慮することを必要として居る。先にも述べた如く此輸出入政策は外國貿易に従事する各種の輸出入機關が提出した見込書に基づいて外國貿易委員會部の計畫部に於て作

成するものである。更に之は國家計畫委員會に提出されるが、此所に於ては前記計畫は他の政府機關を考慮に入れて再び審議される。次で國家計畫委員會の承認を得た場合更に勞働國防會議の議に附せられるのである。此毎年の計畫の外に詳細な四年回の計畫が外國貿易委員會部の計畫部の手に依て作成される。此中には世界市價の變動、輸出品の數量の變化、外國と政治的關係の變化に依り惹起された各種の調整、變更が示され、斯くして變更された計畫は其實施期間が非常に短い爲、年一回の計畫よりは一層實際に近いものとなることは云ふ迄もない。外國貿易に關する國家の根本主義の一は出來得る限に貿易尻の不良を避けることである。輸入は慎重な統制を受け、其量も主として輸出貿易の數量に依り決定され、他方輸出貿易は住民又は國內産業の利益を害さない限り何等の制限をも受けて居ない。例へば食糧品の如き住民の過度の困難を及ぼす程ストツクを激減せしめることは出來得る限り避ける様に注意され



團體に與へ、輸出計畫に依て定められた範圍内に於て夫々振當られた特殊商品の輸出を許可して居る。更に此免許を得た團體は更に先の總括的免許を以て許された範圍内で夫々特殊の取引に對し別々の許可を與へて居る。輸入も亦輸出と同様の方法を以て行はれて居る。數箇の工場若は或場合には全工業を以て成立するトラストは其毎年の計畫に定められた制限内に於て國外より輸入を要する商品の見込書を適當な輸入貿易機關に提出する事更に後者の團體は是等の要求の全額に基づき自己の活動計畫を外國貿易委員會に提示して許可を求めらる。此許可が與へられた時は總括的免許が輸入機關に與へられ、更に此輸入機關は與へられた總括免許の範圍内で特殊商品の海外よりの輸入に對し箇々の免許を與へることになる。

ソ聯邦と條約を結んで居る外國の商船は相互主義に基づきソ聯邦諸港間に於て貨物及旅客の輸送に従事することを許可されて居る。

大小沿岸貿易に従事することを許可する權限は一九三一年一月に設けられたソ聯邦の水運人民委員部の手にある、一九三〇年四月十六日締結英ソ暫定通商取極第三條に依り許與せられる最惠國待遇は大沿岸貿易に限られて居る。

全聯邦の聯合機關として *Southern Sea Transport* が設けられてあるが、之は獨占主義を基礎とし、外國貿易委員會の監督の下にソ聯邦の外國貿易に關する各種の要求を満たすもので、即ち運輸、運送、倉庫業、備船業、荷物積込、積卸、仲仕業及代理店業等を爲すものである。

本聯合は聯邦内及外國に於て同地に在る法人及私人と契約を取結び、又ソ聯邦内外國に獨立の支店を設ける權能を與へられて居る。水運人民委員部の中には次に述ぶるが如き機能を有する特殊の會議が設けられてある。

海陸輸出入貿易に對する輸送計畫を調査決定すること、外國船計畫を調査決定すること、定期船に依る運搬貨物、特殊の商品及航路に對する税率及運賃の決定輸出入商品輸送に際して聯邦及外國船の參加割合の決定、ソ聯邦及外國船の就航すべき定期航路計畫の決定、ソ聯邦内諸港に於ける荷物積込、積卸作業の形式決定、外國船及輸出入商品の運送に關し各團體間の紛争解決、各港灣使用に關する規定を決定する。

英國及獨逸並ソヴェート通商代表部内には備船部なるものが設けられ、ソ聯邦及此等諸國との間の海運、運送に關し發生すべき各種の事務を取扱ふものである。

一九三〇年十二月の法律に依り莫斯科の全聯邦西部商業會議所内に海事調停委員會が設けられた。

之は海難審判若はソヴェートの船舶又はソヴェートの領海内で起つた海難救助等に關し、將來起るべき紛争はソヴェート聯邦内にては記委員會に於て解決

さるべきことを目的として設けられたのである。

九、税關手續及税率

輸出入商品は全部税關を通過し、此際貿易許可證若は免許證を提出せねばならない。現行の輸出入税は一九三〇年一月二十一日に中央執行委員及人民委員會會議の承認を経たものである。從來税率は時々變更され、現行のものは舊税率に比して非常に簡單である。税率は國際間の協定に依て變更されることがある。

一〇、特惠關稅

特殊の税率を適用されて居る國々は伊太利、諾威、トルコ、ベルシア及ラトヴィアで、特惠通商條約の締結されて居るのは、ドイツ、リスマニア、アイスランド、丁抹、瑞典及エストニアである。一九三〇年四月十六日英國との間に締結された暫定通商條約中には最惠國條款を含んで居る。

ムルマンスク港を通過する輸出入貿易には特殊の税率が規定されてあるが、之はムルマンスク港（北氷洋に臨むアルハ

ソ聯邦沿岸地方）及ムルマンスク鐵道に依る運輸を一層盛ならしめんが爲である。

又東方諸國との貿易を助長する爲に裏海の諸港を經、若は黑海から東に蒙古及中華民國北部に至る間の亞細亞諸國との國境を越へて行はれる輸入貿易には特別の輸入税率が定められて居た。然るにトルコ及ベルシアと特別税率に關する協商が成立した結果、今日では此特別税率はアフガニスタン、蒙古、タンナ、トウーヴア（唐努烏梁海、外蒙古の一部）

外國貿易紛争調停機

關設置に關する法令

ソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會は外國貿易紛争調停委員會設置に關し、一九三二年六月十六日附を以て次の如き法令を發布した。即ち

ソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會法令第四〇一八三七號全ソ聯邦商業會議所内調停委員會設置の件

一、外國貿易事務に關連せる紛争、又は外國商社及ソヴェート經濟機關との間

に發生せる紛争解決の爲外國貿易調停委員會を全聯邦商業會議所内に設置す

二、外國貿易調停委員會は全聯邦商業會議所幹部により商業、工業、交通及び其他の機關並に外國貿易専門家中より任期一ケ年を以て選任せられたる委員十五名より成立す

三、外國貿易調停委員會はその委員中より委員長及び副委員長を選出す

四、紛争の解決を外國貿易調停委員會に依頼する場合、當事者は外國貿易調停委員會委員中より各調停人一名宛を指名す

五、調停人は外國貿易調停委員會委員中より調停人任命後十五日以内に審判人一名を選出す。若し前記期間中に調停人によつて審判人選出に至らざるときは外國貿易調停委員會委員長は委員會委員中より審判人を任命す

六、當事者は相互の同意によつて外國貿易調停委員會に對し調停人の任命を委任する事を得、此の場合に委員會委員長は委員會委員中より任命せる一名の



調停人に對し紛争解決を委任することを得

- 七、外國貿易調停委員會に紛争解決を依頼せる當事者は自己の裁量を以て委員會に對する自己の利益を保護するため代理人を指定することを得。代理人は外國市民たる事を妨げず
- 八、若し當事者間に締結せる契約中に紛争發生の場合調停に附すとの條項あり且つ當事者の一人が該契約中記載の期間に調停人を任命し得ざるときは外國貿易調停委員會委員長は當事者一方の依頼により自己の裁量を以て第二調停人を任命する事を得。第二調停人は第一調停人と共に審判人を選出す。
- 九、事件管理に當り外國貿易調停委員會は請求額に對する保證金額及びその形式を決定する事を得
- 一〇、事件受理の際、外國貿易調停委員會は調停手續中の費用、委員會維持費、證人喚問、専門家立會費の爲手数料を徴収す、但し調停委員會は紛争額の一パーセントを超えざる範圍の手数料額

を決定す

- 一、外國貿易委員會の審理決定は最終的にして抗告を許さず
- 二、外國貿易調停委員會の決定は委員會の定めたる對手方に對し並に決定期間内に當事者之を實行せざるべからず若し此の決議を期日内に實行せざるときは、該決定は聯邦共和国民法強制法を適用し、調停裁判所の決定に移す
- 三、外國貿易調停委員會手續に關する規定は全聯邦商業會議所幹部の承認を要す

ソ聯邦中央執行委員會議長

エム・カリーニン

ソ聯邦人民委員會副議長

クイブイシエフ

- より選定し得ることになつてゐる。
- エス・アラロフ
- エル・アーカス
- カー・ウエツヂエ
- デー・ウエイカ
- ペー・ウエレンコフ
- デー・ウイットケル
- カー・ダニシエフスキー
- アー・ゲンキン
- ウエー・イワノフ
- イー・レンゲル
- アー・マリツキ
- 財務人民委員部參與會員
- 國立銀行理事會員
- 重工業人民委員部參與會員
- 兼ソヴェト聯邦商業會議所長代理
- ロシヤ共和國重工業人民委員部委員
- 毛皮協同組合中央部議長
- 護謨協同組合中央部議長
- 森林人民委員部長代理
- 輕工業人民委員部參與會員
- 輕工業モスクワ局長
- ソヴェト聯邦商業會議所幹部會員
- ロシヤ共和國人民委員部國家調停委員會

ドベラ  
 エム・エル・スタコフスキー  
 (ヘルシングフォルス市アルベルチンカツ二五)  
 (チエツク右同ベ・エス・ソローキン (ブラーグ市リュツウオワ街一))  
 一)  
 カムデラギ (スツクホルム市クンガガタ ン四A)  
 ガ・カ・クリン (タリン市モルスカヤ一九)  
 スキー (オロス市トルデンスキヨルド ブラツセ五一)  
 (カウナス市ライスヴェクス・アレイ)  
 (スー右同イ・ベ・シエフツオフ (テヘラン市))

エフ・ラビノウイチ

外國貿易人民委員部參與會員

エム・ライヘル

財務人民委員部參與會員

エー・ローゼンタル

水運人民委員部參與會員

尙ほ調停委員會議長の選舉されるまでウエー・イワノフが臨時外國調停委員會議長に指名さる。

### ソ聯邦の在外通商機關

ソ聯邦が國家獨占貿易主義の下に外國に駐在せしめてゐる外國に於て商取引を行ふ通商機關は通商代表部、通商代理部及其他貿易機關に區別され正式外交關係を有する國には通商代表部を置き、其他の國には代理部又は駐在國の法規による會社組織の機關を設けてゐるが其の數は漸次増加して最近ソ聯邦の在外通商機關は二十九ヶ國に設けられるに至つた。その駐在國名及び駐割通商代表並に所在地

は左の通りである。

(モスクワ全ソ聯邦商業會議所發表)

#### 一、通商代表部

- 一、英國—駐割通商代表 ヤンソン (ロンドン・ブツシュ・ハウス)
- 二、埃太利—右同 (維納) ザイツェル・ストラッセ一號)
- 三、獨逸—駐割通商代表 イ・ヤ・ウエイチエル (柏林—リンデンシトラッセ二一四)
- 四、デンマーク—右同 (コペンハーゲン市ウエストレ・ブルヴァイル四)
- 五、伊太利—右同 エム・ア・レウエソン (ゼノア・セツテンプロ四二)
- 六、ラトウイヤー—右同ボジスタイシエフ (リガ市アルベル街一)
- 七、波蘭—右同 ヤ・カ・オベリ (ワルシヨウ市マルシヤルコフ スカ一一三)
- 八、土耳其—右同 ホドロフスキー (スタンブール市グラン・リュ。

ドベラ

エム・エル・スタコフスキー

- 九、フィンランド—右同 (ヘルシングフォルス市アルベルチンカツ二五)
- 十、チエツク—右同ベ・エス・ソローキン (ブラーグ市リュツウオワ街一)
- 一)
- カムデラギ (スツクホルム市クンガガタ ン四A)
- ガ・カ・クリン (タリン市モルスカヤ一九)
- スキー (オロス市トルデンスキヨルド ブラツセ五一)
- (カウナス市ライスヴェクス・アレイ)
- (スー右同イ・ベ・シエフツオフ (テヘラン市))



十六、外蒙古—右同

(ウラン・バートル)

十七、ギリシヤ—右同

(雅典市バチツシオン街一四一)

十八、滿洲國—右同

(哈爾濱市キタイスカヤ二一七)

十九、佛 國—右同

エム・ゲ・グレーウ

イチ (バリーリュ・ドラ・ヴィユ・レ

ヴオリ)

二〇、タンナトウワ共和国

(リズイル市)

二二、日 本—右同

コチエトフ (東京市麴町區丸ノ内仲通五號

館)

二二、クルヂヤ

(ホルゴス市)

二三、カシユガル(新疆)

(トルケシタン)

二四、チユグチャク(新疆)

(バフチイ)

二五、マザル・シエリフ(アフガニスタン)

(テルメーズ)

選定するやうになり、例へば、原料、

半製品の如き商品が首位を占めた代り

第一期に王座を占めてゐた消費品の輸

入は極めて僅少の部分に占めるに過ぎ

なくなつた。一九二四、二五年度の對

外貿易總額は百二十八億二百萬留に激

増し、此中輸出五億五千五百萬留、輸

入七億二千三百萬留であつた。

對外貿易の第三期は一九二六年から二

九年迄を指すことが出来よう。此の期

間にソ聯邦の國民經濟は著しく復興し

従つて輸出機關は工業及び第二流品の

輸出を擴張する計畫を試みるに至り、

此期間の輸入品は急速に發展した。ソ

聯邦工業に需要するものが大部分を占

めた。原料の輸入と共に工業用機械設

備農業用機械並トラクターの輸入が激

増するに至り、それに引換へ消費品の

輸入は一〇%にまで減少した。一九二

八、二九年度、外國貿易總額は十七億

千四百萬留に達したが、此の中輸出八

億七千八百萬留、輸入八億三千六百萬

留であつた。此の他、一九二九年三ヶ

二二六、ゲラツト(アフガニスタン)

(クシカ)

### 二、外國駐在貿易機關

一、アルコス株式會社 英國 ブツシユ

・ハウス・ロンドン

二、アムトルグ貿易會社 米國 紐育・

ファイフス・アヴェニュー二六一

三、ユズアムトルグ會社 アルゼンチン

ヴェノスアイレス市アベニ

ダ・デ・マヨ

### 外國貿易の實績

#### (一) 外國貿易十五 年の成果

ソ聯邦當局は一九三二年が建國十五周年記念に當るので、同國の産業、文化各方面に於ける十五ヶ年間の實績を種々の形式の下に續々發表しつゝあるが、同國外國貿易十五ヶ年間の成果に關しては次の如く語つてゐる。即ち

月間(一九二九年度迄ソ聯邦會計年度は三月から翌年九月まで)の中間期に於ける對外貿易額は五億一千萬留である。

ソ聯邦對外貿易の第四期、即ち現在の段階に於けるソ聯邦對外貿易は一九二九年末より始まつた資本主義諸國に於ける經濟恐慌の結果、當然その影響を蒙つて複雑且つ困難となり、殊に禁止的な關稅引上策はソ聯邦商品に對して向けられたかの如き感があり、事情は極めて悪化し、加ふるに世界市場に於ける一般商品市價の暴落があり、且つ英、佛、獨、日本其他最大資本主義諸國の外國貿易高が二三個減少したのに拘らず差したる減退を示さなかつた。即ち一九三〇年の對外貿易總額は二十次に最近數年間の外國貿易趨勢は左の如くである。(單位千留)

年 次	輸 出	輸 入	總貿易高	増 減
一九三〇年一月—十二月	一、〇三三、三七一	一、〇五八、八五	二、〇九二、一六六	
一九三一年一月—十二月	八二、三〇〇	一、二〇五、〇三四	一、九六、二四四	▲一五、九五二
一九三二年一月—十二月	五三、八八四	六九、六九三	一二、六、五七七	▲六五三、六六七
一九三三年一月—十二月	四九、六六九	三九、二二六	八八、八七四	▲四一八、七七九

ソ聯邦對外貿易の獨占制度が施行されたのは一九一八年四月二十二日であつた。革命後最初の二ヶ年は外國より經濟封鎖を受けてゐたので、對外貿易は全然行はれなかつた。此の經濟封鎖はソ聯邦國民經濟に多大の損害を與へたばかりでなく、世界の經濟界にも病的影響を及ぼし、例へばソ聯邦特産物たる小麥、木材、石油、穀物、麻等の輸出皆無のため資本主義各國の經濟界は變態的狀況を呈するに至つた。經濟封鎖が取除かれてから、ソ聯邦の對外經濟關係は漸次恢復するに至り、一九二〇年になつて、對外貿易は辛く二千萬留内外を擧げ得るに至つた。一九二〇年から二二年までのソ聯邦輸入品は主として食料品と一般需要品であつた。革命後一九二二年迄のソ聯邦對外貿易を第一期とすれば、第二期は一九二三年から一九二五年迄となすことが出来る。此の期間にはソ聯邦の輸出貿易は急激に恢復發展の徴候を現はし、一方國民經濟の發展と共に輸入は生産的品目を

億九千二百萬留に達し、此中輸出十億三千三百三十萬留輸入十億五千八百八十萬留で、一九三一年度には世界商品市價の崩落が引續いたので、總貿易額は幾分減少し、十九億一千六百二十萬留となり、此中、輸出八億一千百二十萬留、輸入十一億五百萬留となつた。又一九三二年度は三一年度に比し輸出入共に全面的激減を示し、入超も三一年に比し一億五千五百一萬五千「」を減じて一億三千四百八十萬九千留に止つた。而して此の他外國儲船料、保險料、勞働賃銀、技術援助契約に關する經費及び在外通商機關經費等の諸經費を綜合しても一九三二年度の對外支拂勘定は二億留を出でないであらうと見られてゐる。



(二) 一九三三年のソ聯邦對外貿易各國別統計

ソ聯邦外國貿易人民委員部發表に係る一九三三年一月より十二月に至る一ケ年間の同國對外貿易總額は左の通りである。

各國別に示せば、左の通りである。(單位噸、千留)

輸 輸	合 計		一九三三年		一九三二年	
	入	出	數量	金額	數量	金額
日本	輸	出	六〇,三〇九	九,二四四	七四六,五九九	一〇,一九九
濠洲	輸	出	六二,七九	七,三九九	二二,一五六	四,七六六
埃國	輸	出	一〇三	一	三,五四四	六
英國	輸	出	二,二六七	八七六	八五,五三九	五,八六一
英領植民地	輸	出	三,八二五,五四四	一,三八〇	一四,三〇九	一,三〇七
亞爾然丁	輸	出	八二,一〇五	八六,九九三	四,三六三,三三七	一三,四八五
	輸	出	七〇,五二六	三〇,五九〇	二二,八三九	九,一九八
	輸	出	七二	二,一三二,五	一一,三六三	三,二四二
	輸	出	四二,一三二	一四五	五,七二四	三,七〇九
	輸	出		八八九	二五,八八六	六七五

外國貿易	輸 輸		一九三三年		一九三二年	
	入	出	數量	金額	數量	金額
阿富汗	輸	出	六,六八三	三三	四,七三八	一,八二七
獨逸	輸	出	一〇,八七三	七,〇六六	一〇,九七八	一四,五七四
白耳義	輸	出	五,四〇九	五,六三三	一一,〇〇一	一,一七八二
白耳義	輸	出	二,〇三四,二七八	八五,七四七	一,六三〇,四七七	九八,〇六一
印度	輸	出	四〇,四五三	一四八,〇六一	一,一三三,〇〇九	三三四,四二二
印度	輸	出	一,三三,五六六	二七,三四〇	七二,六七七	一三,八八七
印度	輸	出	一三,八〇二	一,五八	四,三三三	六,二九
印度	輸	出	一七,〇〇一	三,四二	一九,五五二	四,九〇三
印度	輸	出	一五,二二	一四,七九七	一三,七五	四,五七
印度	輸	出	三四二,二三〇	五,五三三	四〇,八八九	八,〇七九
西班牙	輸	出	九,八〇五	一,一九二	一,五九八	一,五三
愛蘭	輸	出	五七,九六八	四,六七	二二,四〇七	一,九七九
伊太利	輸	出	二,一四,〇五一	三三,二六	二,〇四四,八六四	二六,〇九五
伊太利	輸	出	三三,六二五	一六,九〇一	二七,〇九三	二七,一四四
カナダ	輸	出	五〇七	三	五,〇三二	一,〇二
カナダ	輸	出	六八八	七六	四,五〇	二,〇九九
新疆省	輸	出	—	—	八,〇〇六	一五,六九八
新疆省	輸	出	—	—	二二,八三六	二二,三〇五
和蘭	輸	出	一,六四,二四三	二五,八九〇	九九三,九一八	二〇,八〇〇
和蘭	輸	出	一〇,七六六	五,九七四	三六,六七九	一一,七〇八
希臘	輸	出	四九,一九九	六,五四五	六三九,五五二	九,二〇三
希臘	輸	出	一,七五一	五二七	一一,二二五	四八一